

大蔵省財政史室編

昭和財政史

昭和27~48年度

第5卷

特別会計
政府関係機関
国有財産

東洋経済新報社

HISTORY OF
FISCAL AND MONETARY POLICIES
IN JAPAN
1952-1973

Volume V
Special Accounts, Government-Affiliated Agencies
and National Property

Office of Historical Studies,
Ministry of Finance, Japan

TOYO KEIZAI INC.
TOKYO, JAPAN
1995

監修者のことば

第二次世界大戦後、サンフランシスコ講和条約によって独立を回復した時点にはじまり、第一次石油危機にいたるまでの22年間を対象とする『昭和財政史 昭和27～48年度』が刊行されることになった。大蔵省が担当する財政・金融行政史は、『明治財政史』から『昭和財政史 終戦から講和まで』まで、4次にわたって刊行されてきたが、この事業はその伝統を引き継ぐ第5次の財政史である。

今次の財政史の対象となる期間は、戦後経済復興の時期から、いわゆる高度成長の時代を経て、円切り上げと石油危機によってこの時代が終りを告げる、劇的な発展と波瀾の時期である。財政、金融および国際金融は、その変化に応じ、ときにはその変化を主導して、経済発展のために重要な役割を果たしてきた。その間に記録されるべき事実はまことに多く、かつ多彩である。本『財政史』編さんの意図は、古今の歴史にも稀なこの発展の時代における財政・金融政策について、大蔵省をはじめ各機関の所蔵する原資料に基づいて、正確な事実を明らかにし、記録にとどめて行政上の参考に資するとともに、学術上の研究に役立てるところにある。そのために、行政の流れや関連事項を大局的に把握しうるようにつとめるのみならず、政策立案過程についてもできる限り詳細に記録するよう留意し、この時期の財政と金融との研究のために、学問的にも新たな成果を収めうることを期している。

本『財政史』編さんにあたって、監修の重任を帯びることになった私は、3名の編集委員とともに編集の大綱を練り、またすべての執筆者を

含めて、研究会を組織して、資料の蒐集・整理に当り、ついで分担執筆の作業にたずさわってきた。その間、監修者としての私の責務は、それぞれの分野についての叙述がすぐれた内容を備えた完成度を示し、しかも、全体としての『財政史』が、この期間の財政・金融政策を俯瞰するためのまとまりをもつものになるようにできる限り配慮するところにある。したがって、各巻の内容については各執筆者の責任において書かれているが、全体の統一と調整の責任は、一に監修者たる私にある。

なお、今回の『財政史』の編集方針には、従来のものに比して一つの特色があることを、おことわりしておくべきであろう。すなわち、今次『財政史』の対象期間は22年間の長きにわたり、遺された文書資料の量もまことに多かったために、資料の不足よりも、むしろ、限られた巻数の範囲内に、豊富な内容をいかに盛り込むかが、編集上最大の課題となった。そこで、予算、税制、財政投融资、金融、国際金融等の主要部門について、叙述巻と資料巻とを分離して、両者を並行して編集し、両者が補いあって一体をなすようにしようと企画した。全20巻のうち、資料巻が6巻の多きにわたるのはこの事情のためである。

明治以来、大蔵省によって4次にわたって刊行された『財政史』の成果をうけつぎ、この意義深い時代の歴史をとりまとめる仕事は、重い責任をとまなう半面、資料その他の面できわめて恵まれた条件のもとに存分に分析を進めることができる点で、研究者としてまことにやり甲斐のある仕事である。私は、編集委員、執筆者、および大蔵省の関係部局の諸氏との緊密な協力のもとに、監修の責務を全うしたいと望んでいる。なお本書の草稿は研究会において相互に検討のうえ、大蔵省内関係部局の回覧を経たものである。

最後に、私は、この事業の実現についてヒヤリングや資料の提供に応じて下さった各氏と各部局、われわれの研究と執筆にあたってあらゆる協力を惜しまれなかった大蔵省財政史室のかたがた、およびこの大著の

刊行を引き受けて下さった東洋経済新報社に対して、この場所で御礼を申しあげる。

平成2年3月

監修者 中村隆英

凡 例

1. 第5巻には「特別会計」編、「政府関係機関」編、「国有財産」編を収録した。
2. 本巻の執筆は、「特別会計」編と「国有財産」編を柴田善雅が、「政府関係機関」編を小野沢康晴が担当した。
3. 注記は、「項」(14級明朝体、3行どりの見出し)ごとにまとめた。
4. 本文中の数字は、万・億・兆を単位として漢字を併用し、カンマをもちいないのを原則とするが、原数値の性格に応じ、千・百万を単位として漢字を併用する場合もある。
5. 引用資料は原則として原文のままとしつつも、つぎのように取り扱った。
資料の性質により、意味と内容を損なわないかぎりにおいて変形・修正・補訂したものもある。
漢数字の数値について、位取りの漢数字を残してアラビア数字に直した。
あきらかな誤字・脱字は訂正した。
6. 漢字は、人名を含め、本文、資料を問わず新字体で統一した。

執筆者等名簿

顧問

谷村 裕 元大蔵事務次官
山口 光秀 元大蔵事務次官

監修者

中村 隆英 東洋英和女学院大学家政学部教授

編集委員

林 健久 流通経済大学経済学部教授
石 弘光 一橋大学経済学部教授
香西 泰 日本経済研究センター理事長

執筆者〔50音順〕

浅井 良夫 成城大学経済学部教授
伊藤 修 神奈川大学経済学部助教授
伊藤 正直 東京大学経済学部教授
小野沢 康晴 農林中金総合研究所研究員
神野 直彦 東京大学経済学部教授
田近 栄治 一橋大学経済学部教授
日向野 幹也 東京都立大学経済学部助教授
堀内 昭義 東京大学経済学部教授
宮島 洋 東京大学経済学部教授
油井 雄二 成城大学経済学部教授

加藤 新一 大蔵省財政史室
柴田 善雅 大蔵省財政史室

目次

監修者のことば
凡 例

特別会計

第1章 事業特別会計	3
第1節 事業特別会計の概観	3
第2節 企業特別会計	6
1 造幣局特別会計	6
2 印刷局特別会計	9
3 アルコール専売事業特別会計	11
4 国有林野事業特別会計	12
5 郵政事業特別会計	18
6 電気通信事業特別会計	20
第3節 公共事業特別会計	22
1 特定道路整備事業特別会計	22
2 道路整備特別会計	24
3 特定多目的ダム建設工事特別会計, 治水特別会計	26
4 特定土地改良工事特別会計	31
5 特定港湾施設工事特別会計, 港湾整備特別会計	34
6 空港整備特別会計	38
第4節 その他の事業特別会計	42
1 国営競馬特別会計	42
2 郵便貯金特別会計	43

第2章 管理特別会計	47
第1節 管理特別会計の概観	47
第2節 流通管理特別会計	49
1 食糧管理特別会計	49
2 貴金属特別会計	57
3 糸価安定特別会計	59
4 あへん特別会計	63
第3節 貿易・為替管理特別会計	65
1 米国対日援助物資等処理特別会計	65
2 緊要物資輸入基金特別会計	66
3 外国為替資金特別会計	67
第4節 その他の管理特別会計	72
1 自作農創設特別措置特別会計	72
2 解散団体収入金特別会計	74
3 国立病院特別会計	75
4 国立学校特別会計	79
5 自動車検査登録特別会計	80
第3章 融資特別会計	83
第1節 融資特別会計の概観	83
第2節 融資特別会計	86
1 開拓者資金融通特別会計	86
2 米国対日援助見返資金特別会計	88
3 農林漁業資金融通特別会計	90
4 資金運用部特別会計	91
5 産業投資特別会計	94
6 経済援助資金特別会計	103
7 余剰農産物資金融通特別会計	110
8 中小企業高度化資金融通特別会計	119
9 都市開発資金融通特別会計	121

第4章 整理特別会計	123
第1節 整理特別会計の概観	123
第2節 整理特別会計	125
1 国債整理基金特別会計	125
2 特別鉦害復旧特別会計	128
3 交付税及び譲与税配布金特別会計	129
4 賠償等特殊債務処理特別会計	135
5 特定物資納付金処理特別会計	138
6 臨時受託調達特別会計	140
7 国有財産特殊整理資金特別会計，特定国有財産整備 特別会計	143
8 石炭対策特別会計，石炭及び石油対策特別会計	145
第5章 保険特別会計	151
第1節 保険特別会計の概観	151
第2節 保険特別会計の収支	154
1 厚生保険特別会計	154
2 労働関係保険特別会計	159
3 船員保険特別会計	168
4 国民年金保険特別会計	170
第3節 農林漁業保険特別会計	175
1 漁船再保険特別会計，漁船再保険及漁業共済保険 特別会計	175
2 森林火災保険特別会計，森林保険特別会計	182
3 農業共済再保険特別会計	183
4 中小漁業融資保証保険特別会計	190
第4節 信用保険特別会計	193
1 輸出信用保険特別会計，輸出保険特別会計	193
2 中小企業信用保険特別会計	194
3 機械類賦払信用保険特別会計，機械類信用保険	

特別会計	199
第5節 その他の保険特別会計	202
1 簡易保険及郵便年金特別会計	202
2 木船再保険特別会計	204
3 自動車損害賠償責任再保険特別会計	206
4 地震再保険特別会計	209

政府関係機関

第1章 公 社	215
第1節 公社制度の概観	215
第2節 公社の制度と収支	217
1 日本専売公社	217
2 日本国有鉄道	227
3 日本電信電話公社	234
第2章 政府金融機関等	241
第1節 政府金融機関等の概観	241
第2節 公庫の制度と収支	244
1 国民金融公庫	244
2 住宅金融公庫	246
3 農林漁業金融公庫	249
4 中小企業金融公庫	254
5 北海道東北開発公庫	263
6 公営企業金融公庫	272
7 中小企業信用保険公庫	276
8 医療金融公庫	283
9 環境衛生金融公庫	286
10 沖縄振興開発金融公庫	288
第3節 銀行の制度と収支	293

1 日本輸出入銀行	293
2 日本開発銀行	298
第4節 その他の政府関係機関	304
1 商船管理委員会	304
2 閉鎖機関整理委員会	305

国 有 財 産

第1章 国有財産関係主要法と国有財産審議会	309
第1節 「国有財産法」の改正	309
1 昭和28年の改正	309
2 昭和31年の改正	312
3 昭和32年の改正	313
4 昭和39年の改正	314
5 昭和48年の「国有財産法」・「国有財産特別措置法」の改正	316
第2節 「国有財産特別措置法」の公布と改正	318
1 「国有財産特別措置法」の公布	318
2 昭和30年の改正	319
3 昭和32年の改正	321
4 昭和36年の改正	322
第3節 国有財産審議会	324
1 国有財産中央審議会	324
2 国有財産地方審議会	328
第2章 国有財産管理処分	335
第1節 国有財産管理処分方式	335
1 総括協議	335
2 監 査	337
3 公共物の取扱い	339

4	交 換	341
5	売 払 い	343
6	用 途 指 定	346
7	国有財産評価制度	348
8	貸付料・使用料	351
9	国有財産台帳制度	353
第2節	国家公務員宿舎の建設と管理	358
1	「国家公務員のための国設宿舎に関する法律」と 宿舎審議会	358
2	「国家公務員宿舎法」による宿舎整備	361
第3節	旧軍財産の処理	367
1	旧軍財産処理の概観	367
2	旧軍港市所在の国有財産の処理	368
3	旧軍工廠財産の処理	375
4	国有中古機械処分	380
第4節	物納財産処理	384
1	物納不動産の処理	384
2	物納証券の処理	385
第5節	普通財産実態調査, 要処理財産処理, 旧軍 未登記財産処理	389
1	普通財産実態調査	389
2	要処理財産の処理	392
3	旧軍未登記財産	395
第6節	出資財産の処分	398
1	国際電信電話株式会社株式	398
2	帝国石油株式会社株式	399
3	日本合成ゴム株式会社株式	401
4	日本航空株式会社株式	403
5	電源開発株式会社株式	406
第7節	返還領土財産	408

1	奄美群島	408
2	小笠原諸島	411
3	沖縄諸島	415
第8節	提供財産	429
1	行政協定・地位協定による提供財産	429
2	提供財産の返還と転活用	432
第9節	国有施設等の設置	437
1	オリンピック関連施設	437
2	その他の国有施設の設置と管理	443
第10節	その他の国有財産管理処分	450
1	社寺等への国有財産処分	450
2	共有船舶処理	452
3	自作農創設用国有農地の売払い	455
4	高等専門学校所在地交換	458
5	筑波研究・学園都市用地・跡地	459
第3章	講和後特殊管財処理	463
第1節	連合国財産の返還および補償	463
1	敵産処理と占領下の保全と返還	463
2	「連合国財産補償法」の制定	464
3	財産委員会による返還補償交渉	468
4	連合国財産返還にともなう損失処理	472
第2節	閉鎖機関処理	477
1	講和後の閉鎖機関特殊清算の概要	477
2	「閉鎖機関令」の改正と在外活動金融機関の清算	480
第3節	接收貴金属処理	489
1	処理法制定前の接收貴金属処理	489
2	「接收貴金属等処理法」の制定	492
3	接收貴金属等処理法による貴金属の処理	497

統計表・図目次

国 有 財 産

〈表〉

表 2-1	旧軍港市転換法による処理(昭和25年10月～昭和40年3月)	369
表 2-2	機械器具交換実績(昭和31年3月31日現在)	382
表 2-3	米国民政府一般資金の構成(1968年6月現在)	420
表 2-4	普通財産の米軍への提供状況	431
表 3-1	返還善後処理金請求支払状況(昭和38年末現在)	474
表 3-2	閉鎖機関清算終了	478

Contents

SPECIAL ACCOUNTS

Chapter 1	Special Accounts for Operation	3
1.1	Overview of the Operation Special Accounts	3
1.2	Special Accounts for Enterprise	6
1.3	Special Accounts for Public Works	22
1.4	Special Accounts for Other Operations	42
Chapter 2	Special Accounts for Administration	47
2.1	Overview of the Administration Special Accounts	47
2.2	Special Accounts for Goods Administration	49
2.3	Administration Special Accounts for Trade and Foreign Exchange	65
2.4	Special Accounts for Other Administrations	72
Chapter 3	Special Accounts for Loan and Investment	83
3.1	Overview of the Loan and Investment Special Accounts	83
3.2	Special Accounts for Loan and Investment	86
Chapter 4	Special Accounts for Consolidation	123
4.1	Overview of the Consolidation Special Accounts	123
4.2	Special Accounts for Consolidation	125
Chapter 5	Special Accounts for Insurance	151
5.1	Overview of the Insurance Special Accounts	151
5.2	Special Accounts for Labor and Pension	154
5.3	Special Accounts for Agriculture, Forestry and Fishery	175
5.4	Special Accounts for Credit Insurances	193
5.5	Special Accounts for Other Insurances	202

GOVERNMENT-AFFILIATED AGENCIES

Chapter 1	Public Corporations	215
1.1	Overview of the Public Corporations	215
1.2	Public Corporations	217
Chapter 2	Government-Affiliated Financial Institutions and Others	241

2.1 Overview of the Government-Affiliated Financial
Institutions and Others241

2.2 Financial Corporations244

2.3 Banks293

2.4 Other Government-Affiliated Agencies304

NATIONAL PROPERTY

Chapter 1 Laws and Councils Related National Property309

1.1 Amendments to the National Property Law309

1.2 Enactment and Amendments to the National
Property Special Measures Law318

1.3 National Property Councils324

Chapter 2 Administration and Disposition of National Property335

2.1 System of Administration and Disposition
of National Property335

2.2 Construction and Administration of Government
Officials' Residence358

2.3 Disposition of Former Military Property367

2.4 Disposition of Property Paid in Kind384

2.5 Research and Disposition of Non-Administrative
Property389

2.6 Disposition of Invested Property398

2.7 Property in Returned Territories408

2.8 Property Provided for U. S. Army429

2.9 Construction and Administration of National
Facilities437

2.10 Other Administrations and Dispositions of
National Property450

Chapter 3 Special Property Dispositions after the Peace Treaty463

3.1 Return of Allied Nations' Properties and Indemnities463

3.2 Disposition of Closed Institutions477

3.3 Disposition of Seized Precious Metals489

特別会計

第1章 事業特別会計

第1節 事業特別会計の概観

事業特別会計は国営事業もしくは国直営事業の経理を明確にするために、設置された特別会計で、「財政法」第13条第2項で規定する国が特別の事業を行う場合に設置が認められている。事業特別会計は企業特別会計、保険事業特別会計および行政的事業特別会計に分けられるが、ここでは便宜上、事業特別会計を企業特別会計と行政的事業特別会計のうちの公共事業特別会計および一部のその他の事業特別会計を扱う。

昭和27年度以降の企業特別会計は、国の独占事業および直営事業が望ましい事業を、企業的に経理する特別会計で、独占的企業会計として、造幣局特別会計(大正4年度設置)、郵政事業特別会計(昭和24年度設置)、電気通信事業特別会計(昭和24～27年度)があり、直営事業が望ましいものとして、印刷局特別会計(明治23年度設置)、アルコール専売事業特別会計(昭和22年度設置)、国有林野事業特別会計(昭和22年度設置)がある。これらの特別会計の特徴は、多くの現業職員を抱え、事業による生産物もしくはサービスを対価として、事業収入をあげ、できるだけ特別会計だけで独立採算が求められるため、特別会計に企業会計原則の発生主義が採用され、特別会計の資産の増減の発生の事実に基づいて、経理される。企業の資本金に該当するものとして特別会計法で資本が規定されている。ただし企業特別会計のなかで、国有林野事業特別会計に35年度より設置された治山勘定は、それまで一般会計で負担していた治山関係公共事業費を移管したもので、この勘定は独立採算が求められる企業会計とはみなせず、むしろ後述の公共事業特別会計に分類できよう。

次に公共事業特別会計は、特定道路整備事業特別会計(昭和27～30年度)、道

路整備特別会計(昭和33年度設置)、特定多目的ダム建設工事特別会計(昭和32~34年度)、治水特別会計(昭和35年度設置)、特定土地改良工事特別会計(昭和32年度設置)、特定港湾施設工事特別会計(昭和34、35年度)、港湾整備特別会計(昭和36年度設置)、空港整備特別会計(昭和45年度設置)があり、いずれも27年度以降に設置された。このほか特定国有財産整備特別会計(昭和44年度設置)も官庁営繕事業を經理する公共事業特別会計とみなされるため、ここに加えてもよいかもしれないが、国有財産関係の特別会計の連続性を考慮して、整理特別会計に分類されている。ここに分類される公共事業特別会計は、国の直轄公共事業とあわせて地方公共団体等の受益者負担工事を引き受け、それまで一般会計で実施していた事業を、特別会計に移し事業量を拡大した。昭和34年度までは地方公共団体にかわり資金運用部資金を特別会計が借り入れて、事業費に充て、地方公共団体から地方債証券の償還金および利子で回収し、資金運用部に償還する方法がとられていたが、35年度より資金運用部資金を地方公共団体が直接借り入れる方式に転じ、以後の地方債証券による地方公共団体工事負担金の新規支払はみられない。また特定多目的ダム工事特別会計(治水特別会計特定多目的ダム工事勘定)、特定土地改良工事特別会計、特定港湾施設工事特別会計(港湾整備特別会計特定港湾施設工事勘定)は工事区別に歳入歳出、資産負債が明らかにされ、工事区別に厳格に事業が区切られているのが特徴である。そのために特別会計所属資産の工事区分を越えた融通が十分ではないという難点はあるが、工事区分によりその事業内容の開示は他の特別会計にみられないものである。そのほか道路整備特別会計と47年度以降の空港整備特別会計は特定税目の一定率を一般会計からの歳入とする目的税としての独自財源が確保されているのが特徴であろう。

その他の郵便貯金特別会計(昭和26年度設置)と国営競馬特別会計(昭和23~29年度)は国の独占的事業の經理という必要性から、特別会計として經理されているが、前者の実務は郵政事業特別会計に委託し現業職員を抱えることはなく、郵便貯金の資金運用部への預託と利子の管理を經理するのみであり、整理特別会計に近い性格を有する。次の国営競馬特別会計は国営競馬事業の収支を經理するもので、馬匹等は国の職員ではなく、政府が競馬主催の胴元として巨額の競馬収入を期待できるため、競馬収入と事業経費を明確にするため設置された

ものである。しかし昭和30年度より同特別会計は廃止された。

第2節 企業特別会計

1 造幣局特別会計

造幣事業は「作業会計法」(明治23年3月17日法律第17号)により、特別会計として経理が開始され、さらに「造幣局特別会計法」(大正4年6月19日法律第9号)により単独の特別会計法で規定された。その後「大蔵省設置法」(昭和24年5月31日法律第144号)で造幣局は造幣庁と改称された。そして「造幣庁特別会計法」(昭和25年3月31日法律第63号)が公布され、新たな特別会計の規定が与えられた。しかし「大蔵省設置法」の改正(昭和27年7月31日法律第270号)で、ふたたび造幣局に改称される。¹⁾昭和27年8月時点での特別会計法の構成をみると、事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため一般会計と区分して経理するもので(第1条)、事業は貨幣・賞はい・記章・貴金属精製・配給および品位証明等であり(第2条)、大蔵大臣が管理し(第3条)、事業の資産および資本の増減移動並びに利益または損失を明らかにするため、資産勘定、資本勘定および損益勘定を設けて経理し(第4条第1項)、経理は財産の増減および移動の事実に基づく発生主義が採用され(第5条第1項)、事業に必要な原価計算を行う(第6条)、貨幣製造のために固定資産の拡張および改良に充てるため必要な金額並びに経費を一般会計から繰り入れることができ、それをこの会計の固有資産の増加に充てる(第7条第1・2項)、政府発行補助貨幣価額相当額を補助貨幣回収準備金に編入しなければならない(第9条)、会計の資本は固有資本、減価償却引当金および借入資本よりなり、固有資本は固定資本、据置運転資本並びに特別会計所属資金の地金の合計額であり、減価償却引当金は資産の減価償却累積額であり、借入資本は一時借入金、未払金、前受金、保管金等である(第10条)、資産は固定資産、作業資産および流動資産に区分する(第11条第1項)、補助貨幣回収準備金は補助貨幣発行現在高とし(第18条第2項)、その準備金が年度末の貨幣発行高を超過する場合には、その超過額を翌年度歳入に繰り入れる(第18条第3項)、回収準備金は資金運用部で運用でき(第19条第1項)、そ

の運用益が生じた場合補助貨発行残高まで準備金に繰り入れ、超過する場合にはこの会計の歳入に繰り入れる(第19条第2項)、回収準備金の受払いは会計の歳入歳出外として経理する(第20条)、この会計の運転資金の支払上現金に不足する場合にはこの会計の負担で一時借入金をする事ができ(第22条)、年度を越えて借り換えた一時借入金の償還金および利子を国債整理基金に繰り入れる(第23条)、余裕金を資金運用部に預け入れる事ができ(第24条)、決算上の利益のうち年度末固定資産および作業資産の価格から前年度末資産を控除した金額をこの会計の固有資産の増加に充てる事ができる(第31条)、固有資産増加に充当した残りの利益金を当該年度一般会計歳入に納付する、一般会計に納付するときに現金が不足する場合やその金額の一部を運転資金の増加に充てる必要がある場合には、大蔵大臣が当該年度の納付額を決め、次年度以降に納付しなかった額を一般会計へ納付する(第32条)、決算上の損失は繰り越して整理する(第33条)、このような内容であった。

さて特別会計の歳入歳出をみると、昭和27年度で歳入に一般会計からの受入れが計上されているが、それは特別会計法上は補助貨幣製造経費であるが、予算に計上されるのは特別会計収支差額であり、そのため貨幣製造以外の副次的事業による純益も貨幣製造費財源となる。事業収入は製造補助貨売払代金が歳入外に計上されるため、もっぱら副次的事業による収入であり、それは地金売払代が主で、ほかに注文品製造代、鉱物試験料、地金および製品品位証明料等である。補助貨回収準備金は昭和27年度末で補助貨発行高に不足するが、その不足額は同資金の運用益により補足されている。他方、歳出は事業費がほとんどを占め、補助貨製造費、地金購入費、工芸品製造、分析試験、一般管理費、施設整備費、精錬委託費、恩給負担金の一般会計への繰り入れ等よりなる。

昭和28年度は予算の審議が遅れ予算は8月1日に成立したが、同時に特別会計法も一部改正された(昭和28年法律第124号)。第18条第2項が、回収準備金は補助貨幣の引換えまたは回収に必要な金額に充てるものと改正され、補助貨発行相当額を準備とする必要はなくなり、さらに第18条の2として、回収準備金はそのほか補助貨幣の製造に要する経費並びに固定資産の拡張および改良費用に使用でき(第1項)、それは固有資産の増加に充てる(第2項)、回収準備金に不足の場合には固定資産の拡張および改良に充てた金額の範囲内で、補足額

を補填するため一般会計から繰り入れる(第3項)。また決算剰余金処分についても第32条が改正され、益金を生じた年度の翌年度以内に回収準備金に編入しなければならないとして、一般会計への納付を廃止した。翌年度に編入できなかった金額は翌々年度以降に回収準備金に編入する(第3項)。以上の改正により28年度は補助貨製造費の一般会計からの繰り入れにかわり、補助貨幣回収準備金の受入れが計上された。補助貨を製造するとそれが日本銀行に引き渡され、日本銀行はその銘貨相当額を補助貨幣回収準備金に組み入れ、直接特別会計の歳入とはならないが、回収準備金からの必要額が特別会計に受け入れることが可能となった。ただし27年度の一般会計からの繰り入れと同様に製造経費全額を受け入れるわけではなく、特別会計の収支差額を受け入れることになっている。やはり事業収入は副次的収入であるが、「金管理法」(昭和28年7月15日法律第62号)の改正で28年8月1日より、以後の金地金配給事業が廃止されたため、副次的事業の最多項目が消え、28、29年度に急減した。32年5月27日の特別会計法の一部改正で(昭和32年法律第133号)、作業資産に属する地金で補助貨製造に不要となったものを補助貨幣回収準備金に組み入れる(第17条の2第1項)、回収準備金は造幣局事業に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張および改良に充てることのできる(第18条の2第1項)、回収準備金の不足で支障をきたす場合には、必要な金額を一般会計から回収準備金に繰り入れる(第18の4)、利益金の処理に関しては、当該年度計算上の利益で繰越損失を埋め、残余がある場合には翌年度に繰り越す、ただし残余のうち大蔵大臣の定める額を回収準備金に繰り入れ(第27条)、毎年度歳入収納済額から歳出支出済額を控除した剰余のうち、回収準備金に繰り入れる分を除き、流動資産として翌年度に繰り越して使用できる(第29条)ものとなった。この改正法は33年4月1日に施行され、同日に特別会計保有地金は造幣事業以外に利用するものを除き補助貨幣準備金に編入された(附則第2項)。33年度では前年度を上回る100円硬貨製造による銀地金購入代金の増加により、回収準備金からの製造経費受入が増大した。それに見合う事業費のうちの原材料費も増加している。34年度で特別会計の規模は急増したが、これは「接收貴金属等の処理に関する法律」(昭和34年4月15日法律第135号)で貴金属会計に返還を予定されている233.185トンの100円硬貨製造用銀地金の購入費約25億円を計上したものである。35年度も政府所有と特定

された接收銀541.685トンが返還されたので、前年度と同様にその購入費を計上し、その分が貨幣回収準備金から多額の受入れをみている。²⁾ 36年度も同様に返還をみた。³⁾

ところで貨幣回収準備金は昭和39年度までは製造経費財源への資金からの払出しのほうで、預金利子収入を上回っていたので、資金残高が補助貨幣発行残高を越えなかった。しかし40年度の財政状況の悪化のため、40年9月にはその歳入の不足を賄うため、その財源対策として造幣局特別会計の補助貨幣回収準備金の一般会計への繰り入れが検討された。しかし準備資金を取り崩すことに難点があり、結局採用されなかった。

その後の補助貨発行高の増大で、昭和40年度から逆に利子収入額が補助貨製造経費を上回ることになり、ついに44年度には資金残高が補助貨発行額を上回るに至った。こうした事態を受けて、補助貨幣残高を準備金を上回る部分については、特別会計法を改正し一般会計に繰り入れることとなり、45年4月23日に特別会計法が改正され(昭和45年法律第29号)、毎会計年度末における回収準備金が当該年度末における補助貨の発行現在高を越えるときは、その越える額を当該年度一般会計歳入に繰り入れるとし(第19条の2)、45年度より適用された。

〔注〕

- 1) 占領期までの造幣局特別会計の前史は、大蔵省造幣局『造幣局百年史』(昭和51年)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)、および同第9巻「造幣」編(昭和51年)を参照。
- 2) 接收貴金属については、本巻「国有財産」編を参照。
- 3) 銀33.126トンの返却が予定された(財政調査会編『国の予算』(昭和36年度)、553ページ)。

2 印刷局特別会計

印刷局特別会計は「作業会計法」(明治23年3月18日法律第17号)により設置されたが、「専売局及び印刷局特別会計法」(昭和22年3月31日法律第36号)を経て、「日本専売公社法施行法」(昭和24年5月14日法律第62号)により昭和22年法律第36号は「印刷局特別会計法」と改称された。さらに「大蔵省設置法」(昭和24

年5月31日法律第144号)で印刷局は大蔵省の外局の印刷庁となり、¹⁾昭和27年7月31日法律第270号で印刷局特別会計に戻った。さて特別会計法によれば、印刷事業を企業的に運営し、健全な発達に資するために設置され(第1条)、大蔵大臣が管理し(第2条)、所属資産をもって資本とし(第3条)、財産の増減および異動を発生の実に基づいて経理する発生主義が採用され(第4条第1項)、設備資金に充てるため一時借入金をなしもしくは融通証券を発行しまたは国庫余裕金の繰替使用をすることができる(第6条)、決算剰余金は当該年度の一般会計歳入に納付しなければならない(第11条)とされた。

特別会計の歳入歳出をみると、紙幣製造を主たる事業とし、日本銀行券製造による収入が事業収入の製品売払代の大宗を占め、そのほかに収入印紙、郵便切手、郵便葉書の売払収入がある。事業収入には官報等への広告料収入も含まれている。歳出の事業費は職員給与、原材料費等や作業を下請けに出す場外作業委託費等よりなる。印刷局特別会計は政府企業として利益が見込まれているため、毎年度歳入超過の予算が編成されている。この特別会計利益の処理のため「専売局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」(昭和24年5月14日法律第64号)で、当該年度の固定資産および作業資産価格の増大分を固定資本の増加に充て、当該年度決算上の利益からそれを控除した金額を一般会計に繰り入れる(第1条)、当該年度歳入の収納済額から歳出の支出済額を控除した金額が第1条の規定で繰り入れる金額に達しない場合や、その一部を運転資金の増加に充てる必要がある場合には大蔵大臣が一般会計へ納付すべき金額を決定するが、これにより当該年度に納付しなかった金額は翌年度以降に一般会計に納付する(第2条第1・2項)ものとされた。こうして一般会計に利益が納付された。

〔注〕

- 1) 印刷局特別会計の前史については、大蔵省印刷局編『大蔵省印刷局史』(昭和37年)、大蔵省印刷局編『大蔵省印刷局100年史』全3巻(昭和47~49年)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)、同第9巻「印刷」(昭和51年)を参照。

3 アルコール専売事業特別会計

アルコール専売事業特別会計は、燃料局特別会計を廃止し、「アルコール専売事業特別会計法」(昭和22年3月31日法律第39号)に基づき設置された。¹⁾昭和27年度の同法によると、アルコール専売事業を企業的に経理し(第1条)、通商産業大臣がこの会計を管理し(第2条)、財産の増減および異動をその発生の実に基づいて経理し(第4条)、事業設備のため公債発行もしくは借入金をなすことができ(第5条)、運転資金のため翌年度以内償還の一時借入金もしくは融通証券の発行または当該年度以内の国庫余裕金の繰替使用をすることができる(第6条)、決算上の利益は当該年度の一般会計歳入に繰り入れる(第12条)、資本を増加する場合は、当分の間予算の定めるところによりこの会計の決算上の利益を充てることのできる(附則第6項)。この特別会計は「アルコール専売法」(昭和12年3月31日法律第32号)に基づくアルコール専売事業の経理を管理した。なお一般会計への決算上の利益の繰入れに関しては、印刷局会計と同様に昭和24年5月14日法律第64号により規定された。この法律のほかに「アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律」(昭和25年3月29日法律第30号)で固定資産・作業資産の減額分の一般会計への納付額が新たに規定された。

特別会計はアルコール販売の事業収入、副産物販売や工場払下代金の年割額を歳入とし、製造原料および販売管理費の事業費等を歳出とするが、昭和28年3月31日に特別会計法が改正され、28年度より事業からアルコール試験研究が削除され、発酵研究施設を無償で一般会計に所属替えし、その分の特別会計固有資本を減額した。またアルコール専売事業は占領期から工場整理に着手し、26~28年度、32、33年度に工場払下げを実施し、その売払代金が雑収入に計上された。²⁾これらの売払いによる固定資産減額は資本減額として、他の事業収益とともに一般会計に納付された。28年11月に政府アルコール売渡価格を引き下げたため、特別会計の利益金は減少した。その後も原料価格の動向に左右されたが、35年度以降の高度成長期にはアルコール売払価格の引下げにもかかわらず、売上高は増大し、事業収益は増大した。それに対応した固有資本を増加

させるため、昭和24年法律第64号により36年5月以降、必要とする資本の増加額を利益金納付の繰延べで充当することにした。なお「国有財産法」(昭和23年法律第73号)に基づく特別会計資産の評価替えが36、41、46年度に実施され、この再評価益がその他の収益に計上され、アルコール事業益とともに一般会計納付の利益金財源に充当された。また37年度から原材料費、同取扱費項目が統合され、事業費項目に切り替わったため商品費、原材料費、アルコール取扱費、原料取得費等の予算の運用が弾力的になった。48年度の原油価格高騰は物価上昇をもたらしたが、公共料金抑制等からアルコール価格も凍結され、そのため需要が急増したが、他方、原材料の高騰で予算のやりくりが苦しくなり、そこで予算総則第10条第1項のアルコール専売事業特別会計の歳入歳出予算の弾力条項を援用し、必要な経費を増額して切り抜けた。

〔注〕

- 1) アルコール専売事業の占領期までの前史は、通商産業省化学工業局アルコール事業部編『アルコール専売30年史』(昭和44年、醸酵協会)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 前掲、『アルコール専売30年史』、228-39ページ。

4 国有林野事業特別会計

国有林野事業は「国有林野事業特別会計法」(昭和22年3月31日法律第38号)により設置された。¹⁾昭和27年度初の特別会計法をみると、事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、一般会計と区分して経理する(第1条第1項)、事業は「国有林野法」(昭和26年6月23日法律第246号)に規定されている国有林の管理事業であり(第1条第2項)、農林大臣が管理し(第2条)、国有林野事業に属する土地、森林、原野、建物、機械その他設備、貯蔵物品等の資産およびこの会計に所属する資産をもって資本とする(第3条)、事業の経営成績および財政状態を明らかにするため、財産の増減および異動を、その発生の実態に基づいて経理する(第4条第1項)、事業費調達のため借入金をなすかもしくは融通証券を発行でき(第5条、第5条の2)、運転資金に充てるため一時借入金をなし、または融通証券を発行できる(第6条)、森林資源維持のため積立金

を保有でき、決算上の利益から予算の定めにより積み立て(第12条第1・2項)、それ以外の利益が残れば当該年度一般会計歳入に納付する(第13条)、一般森林の委託管理等の事業もでき(第18条)、附則として第13条の規定にかかわらず決算上の利益額を予算の定めで一般会計に繰り入れることができ、それと積立金の合計を超過するときは損失補填の積立金として積み立てる(附則第5項)。

昭和27年度特別会計の歳入歳出項目をみると、歳入では用材等の木材売払代と、素材、製材等の林野加工品売払代よりなり、林野売払代は国有財産林野不要存地の売払い、不要存地林野内の立木売払い、「自作農創設特別措置特別会計法」(昭和21年10月21日法律第44号)による自作農創設用地を自作農創設特別措置特別会計からの所属替え国有林野の売払いのほか、「国有林野整備臨時措置法」(昭和26年6月23日法律第247号)による林野整備収入よりなる。歳出では管理費は林野庁職員の人件費と事務費である。事業費は製品事業費、林道事業費、造林事業費、民苗事業費のほか林産物処分事業費、境界線等の調査事業費、国有林治山事業費、「国有林野整備臨時措置法」に基づく林野整備事業費、「公有林野官行造林法」(大正9年法律第7号)に基づく官行造林事業費および労務厚生費よりなる。一般会計への繰入れは前年度まで一般会計で施行した官行造林事業を特別会計に移管したため、それに見合う金額を一般会計に繰り入れるものである。昭和28年4月1日に特別会計法が改正され(昭和28年法律第32号)、特別会計の業務に「公有林野官行造林法」による事業と、一般会計から委託を受けた民有林野の治山事業が追加され(第1条)、その受託治山事業とその付帯業務の職員の給与等の財源のため一般会計から繰り入れることができる(第18条の2)こととなった。こうして28年度には民有林野治山事業費の一般会計からの受入れ1.18億円が計上された。他方、一般会計への繰入れは当期利益金の一般会計への繰入金32億円が主であり、ほかに恩給負担金、歳入歳出取扱手数料等がある。木材価格の上昇等で、27年度も決算剰余金を生じ、一般会計に事業利益を繰り入れた。

昭和29年5月1日に「保安林整備臨時措置法」(昭和29年法律第84号)が公布され、治山治水対策の一環として保安林整備をすすめるため国が保安林等を買収することができることとされ、これにともない特別会計法が改正された(昭和29年法律第86号)。すなわち特別措置法に基づく計画により保安林等を特別会計の

負担で買入れ、その買入れおよびその森林等の治山事業の経費の財源に充当するときは予算の定めに従い一般会計から繰り入れる(附則第5条)ものとした。このほか特別会計所属の当該年度決算剰余金を森林維持積立金に積み立て、残りを当年度一般会計歳入に納付する規定(第12条)は、次年初の運転資金に困難が生じ、決算上の利益が必ずしも現金でないなどの不合理をきたすため改正され、剰余金の範囲内で、翌年度に森林基金へ組み入れまたは一般会計に繰り入れることができ(第12条)、当該年度利益からその両者を控除した額を損失補填積立金として積み立て、損失を生じたときは積立金を減額して整理し、なお不足を生じた場合には損失の繰越しとして整理する(第13条)ものとなった。このほか運転資金に充てるため一時借入金、融通証券の発行にかえ、年度内償還を条件とした森林基金の現金の繰替使用が可能となった(第17条第2項)。29年度も木材価格の上昇で業務収入が増加し、他方一般会計への利益金の繰入れをやめたため、一般会計繰入は恩給負担金等となり急減した。事業費では特別会計法の改正による保安林買収の開始による治山事業費が増えた。以後も木材市況が好調のため、業務収入は安定した。32年度に前年度剰余金の受入れが消えたのは、業務収入の増加で前年度剰余金を受け入れる必要がなくなったためである。31年3月17日に「公有林野等官行造林法」が改正され(昭和31年法律第13号)、水源林造成地域の私有林も官行造林事業の対象となり、31年度より特別会計負担の治山事業の分野はさらに拡大した。

昭和34年度予算編成で建設省が治水事業長期計画を樹立する方針を示し、それに合わせ治水事業特別会計の設置を要求した。この特別会計の新設は見送られたが、34年度予算案閣議決定(昭和33年12月31日)の際に、35年度に的確な実現を図るとされた。そして34年4月17日に「治山治水対策関係閣僚懇談会の設置について」(閣議了解)で、同懇談会と経済企画庁に設けられた治山治水対策各省連絡会議で各省の意見等が検討され、²⁾ 農林省も建設省の治水事業特別会計要求と並び35年度に治山治水事業特別会計の新設を要求した。その要求は同特別会計を事業勘定、海岸保全事業勘定および農地防災事業勘定の3勘定に区分経理し、国有・民有林のみならず海岸、農地等にも事業範囲を拡張するものであった。この新設会計の歳入は一般会計からの繰入れ、国有林野事業会計からの国有林治山分担金の繰入れ、民有林治山分担金相当額の借入金、特別借入

金とし、特別借入金は国庫負担相当額に該当し、その元利償還は国有林野事業会計の今後の利益の一部を充てるというものであった。その後の主計局との折衝で、結局特別会計を新設せず、代えて国有林野事業特別会計に特別治山勘定を新設し、民有林直轄治山事業を新設勘定で担当し、この特別治山勘定で直轄治山事業の地方分担金相当額の借入を行い、また国有林野事業会計の資金を一般会計に繰り入れ、治山事業財源に充て、財源を確保するものとした。この方針に基づき特別会計法の改正となる。

昭和35年3月31日に特別会計法の一部が改正され、特別会計の事業として民有林の受託治山事業を削り、「治山治水緊急措置法」(昭和35年法律第21号)による治山事業10カ年計画の実施にともなう経理のほか直轄治山事業、地方施行治山事業への補助金交付、災害復旧事業の管理が追加され(第1条第3項)、この特別会計は国有林野事業勘定と治山勘定に区分経理され、旧特別会計の事業は国有林野事業勘定の負担となる(第2条の2)。治山勘定では一般会計からの繰入金、直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金および雑収入を歳入とし、直轄治山事業費用、補助金等、事務取扱費の国有林野事業勘定への繰入金および附属諸費を歳出とし(第8条の2)、直轄治山事業の国庫負担分、補助金、災害復旧事業費を一般会計から治山勘定に繰り入れる、治山勘定事務取扱費は治山勘定から国有林野事業勘定に繰り入れて支弁する(第8条の3)。この改正は4月1日より施行され、両勘定に区分された。国有林野事業勘定では歳入に治山勘定より事務費の受入れが新たに計上され、民有林委託治山事業費の一般会計よりの受入れは治山勘定に移された。一般会計への繰入れは、35年5月20日「一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律」(昭和35年法律第88号)で、35年度に限り一般会計歳出財源のため11億円を限り繰り入れ、その財源は積立金を減額して整理することになり、それが繰り入れられた。

他方、治山勘定歳入は直轄治山事業国庫負担金、補助金、事務費の繰入れであり、北海道等の地方団体からの負担金も計上された。歳出のうちの事業費は治山事業費、北海道治山事業費、離島治山事業費、特別失業対策事業費、工事事務費よりなる。工事事務費のうち人件費は国有林野事業勘定に繰り入れられた。以上の治山勘定は国有林野事業勘定が林野事業を独立採算の企業経営とし

て経理するのに対し、一般会計から受け入れた工事費、補助金等を経理し、工事・補助等に当たる公共事業特別会計に近い性格がある。しかし昭和35年度の一般会計への繰入れの法律の国会審議にあたり、国有林野事業の会計制度が問題となり、特別会計の経理を企業的かつ弾力的に運営する方向が求められ、臨時国有林野事業経営調査会が35年11月に発足し、翌月19日に農林大臣宛中間答申した。²⁾ それによると林業経営と他の事業を管理している特別会計の企業的经营の強化のため、林業経営と治山林政協力事業経理を区分する、企業的に経営するため単年度収支均衡や歳出予算統制の例外的取扱いを可能とし、内部留保も明確にする、林政協力事業には投資的事業の資金に余裕があれば続けるが、消費的性格のものは放出できる利益の範囲内に限る、損失補填積立金等をもって必要な資金および積立金に充当する。以上の答申に沿い36年6月1日に特別会計法が改正された。それによれば、国有林野事業勘定が歳入不足で一時借入金・融通証券の償還ができないときは、この勘定の負担で1年以内に償還する借入金または融通証券の発行ができる(第6条第2・3項)、損益上の利益で繰越損を埋め、残余があれば利益積立金および特別積立金に組み入れて整理し、損失が生じたときは利益積立金を減額して整理し、利益積立金を損失金が超過する場合には損失を繰り越す(第12条)、前年度からの持越現金で歳出に充てうる金額のうち特別積立金の額に見合うまで資産として特別積立金引当資金として現金・預金を特定し、この引当資金は林業振興財源に充て、国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れる場合にのみ使用でき、それを使用したときは特別積立金を減額する(第13条)。こうして従来の森林基金は特別積立引当資金に改められた(第17条)。この改正は35年度決算から適用され、旧積立金の36年3月31日現在の残高のうち120億円を利益積立金とし、その残りを特別積立金とした(附則第3・4項)。この附則により設立された特別積立金は49.52億円である。こうして36年度に国有林野事業勘定で特別積立金より23億円を受け入れて、歳出で一般会計への繰入れを増加した。そのうち特別積立金からの受入れに相当する額が林業振興事業のための繰入れで、内訳は民有林業のための農林漁業金融公庫への出資財源9億円、民有林治山事業等振興4億円、水源林造林事業のための森林開発公団(「森林公団法」昭和31年4月27日法律第85号により31年7月16日に設置)への出資財源の新規繰入れ10億円よりなる。38年度には特別積立金

による一般会計繰入は先の財源のほか、新たに同年度より新設された林業信用基金(「林業信用基金法」昭和38年3月31日法律第55号により38年10月10日に設置)への出資財源が3億円計上された。

治山勘定事業の財源として一般会計からの受入れに依存するが、他方国有林野事業勘定の歳出でも国有林野治山事業費が含まれており、これらの整理を求め農林省では昭和39年8月31日に特別会計法改正案をまとめた。³⁾ その趣旨は、国有林野事業の経営の合理化と国有林治山事業および民有林治山事業の総合的かつ効率的な実施を図るため、国有林治山事業を治山勘定で一括経理する必要があるとして、①国有林野治山事業を治山勘定で経理する、②治山勘定で経理する国有林野治山事業経費の財源に充てるため、治山勘定に繰り入れる場合には特別積立金引当金を使用することができる、治山勘定の歳入に国有林野事業勘定からの繰入金を含める、以上であった。この案を概算要求として主計局に提示した。主計局は、特別会計収支が窮屈な事態にあることは承知しているが、40年度の国有治山事業は国有林野事業勘定のなかで行うこととし、特別会計制度改正は見送ることとし、40年度の特別会計法の改正は見送られた。

昭和43年5月20日には特別会計法が改正され(昭和43年法律第54号)、特別積立金引当資金の使用先として一般会計への林業振興費の繰入れのほか、森林開発公団出資金を追加した(第5条)。これは36年度以降、森林公団の一般会計からの水源林造成事業財源の出資を特別積立金引当資金の一般会計への繰入れで賄っていたものを直接出資に振り替えたものである。その後も森林開発公団出資は増大した。他方、仲裁裁定による人件費の増加や木材価格の低迷で、特別会計の収支が悪化し、46年度の国有林野事業勘定は歳出超過予算が編成され、不足の50億円は45年度の持込現金の充当で措置する方針であった。この資金繰りの悪化のため、一時借入金で不足を賄った。以後も歳出超過予算の編成を余儀なくされ、ついに48年度予算には資金運用部からの200億円の借入金と償還金を計上し、特別積立引当資金からの受入れは消えた。一般会計への臨時治山財源とスーパー林道財源の繰入れと森林開発公団への出資も消え、一般会計財源の直接負担でこれらの事業が行われていた。結局、48年度は資金運用部からの借入金は実施されたが、以後も国有林野事業勘定の苦しい経理は続く。他方治山勘定では、民有林治山事業量は毎年拡大してきたが、47年度には直轄治山

事業および治山事業補助の拡大のほか、国有林野の臨時治山事業費の大幅拡大があり、その財源として国有林野事業勘定の一般会計の繰入れが財源の一部として充てられたが、次年度以降特別積立金引当資金が消尽したため、治山勘定は一般会計の負担となる。

〔注〕

- 1) 占領期の国有林野事業特別会計に関しては、農林省林野庁編『国有林10年の歩み』（昭和32年）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 「国有林野事業の現状と問題点」(昭和38年7月林野庁)。
- 3) 「国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案要綱」(昭和39年9月ごろ林野庁業務部経理課)。

5 郵政事業特別会計

郵政事業特別会計は昭和24年6月に逓信省が郵政省と電気通信省に分離した際に、郵政省所管の経理を引き継いだもので、「郵政事業特別会計法」(昭和24年5月28日法律第109号)により設置されている。¹⁾ 27年度の時点での特別会計法によれば、郵政事業とは郵便・郵便貯金・郵便為替および郵便振替貯金事業と簡易生命保険・郵便年金の取扱事業、電気通信省および日本放送協会から委託を受けた業務、印紙売捌き事務、年金・恩給等の国庫受払事務等で(第2条)、郵政大臣が管理し(第3条)、経理区分として貸借対照表勘定・損益勘定を設け、前者は資産勘定・資本勘定に、後者は収益勘定・損失勘定に区分され、このほか計算過程を明らかにするため中間勘定として建設勘定・工作勘定等を設けることができる(第4条)、この経理は財産の増減および異動の事実に基づく発生主義を採用する(第5条)、資本は自己資本、減価償却引当金、物品価格調整引当金および借入資本よりなり、自己資本は固有資本と他会計からの繰入金、積立金および固定資産評価積立金よりなり、借入資本は公債、借入金および他の負債よりなる(第7条)、資産は固定資産、作業資産および流動資産に区分し(第8条)、固定資産は減価償却を行い(第10条)、公債発行または借入金が可能で(第16条)、余裕金を資金運用部に預託でき(第20条)、決算剰余金は積立金に組み入れ、欠損を生じた場合には、積立金を減額して整理する、また欠損が積

立金を超過した場合には欠損の繰越しとして整理できる(第36条)、印紙の歳入歳出を計上し(第40条)、他会計からの委託事務取扱費を受け入れることができる(第41条)。

この特別会計法で規定している予算決算のうち、国会の議決を経なければならぬのは外部予算であり、以下それを概観して特別会計の歳入歳出を説明する。昭和26年度までは郵政事業の赤字を一般会計からの繰入れで補足していたが、²⁾ 特別会計での事業としての自立が求められ、26年11月の郵便料金の改定で、27年度以降の歳入の充実が図られた。27年度ではこの特別会計ではじめて黒字予算が編成された。歳入歳出項目をみると歳入では郵便・為替貯金業務による事業収入と、一般会計、郵便貯金会計、簡易保険及郵便年金会計、電気通信事業会計等による他会計からの繰入れと印紙・失業保険印紙等の業務外収入のほか印紙付帯収入や病院収入等の雑収入、局舎建設のための借入金、ならびに簡易保険及郵便年金会計・郵便貯金会計からの設備負担金よりなり、歳出は職員給与等の業務費、印紙・失業保険印紙収入の繰入れ、局舎施設の建設費、借入金の元利償還としての国債整理基金への繰入れ等よりなる。27年度には「国民貯蓄債券法」(昭和27年6月2日法律第164号)による国民貯蓄債券売買償還等の事務が追加され、また「日本電信電話公社法施行法」(昭和27年7月31日法律第251号)により、電気通信省からの委託事務が日本電信電話公社からの委託事務に切り替えられ、そのほかその他の事務委託や印紙代金受入れが追加された。

特別会計収支は自立を求められたため、昭和27年度より利益を計上し、26年度末76億円の累積欠損を計上していたのが、27年度より利益金を充当し、累積損失を減少させ、34年度5.4億円の利益で累積損失を一掃した。以後は利益金は特別会計法第36条に基づき積立金に組み入れられ、48年度で457億円に達している。特別会計の借入金は特別会計法第29条により、前年度に予算総則で設置された借入枠が未消化の場合に、それを翌年度に繰り越して消化できると規定している。この借入先は当初は資金運用部であったが、30年度は資金運用部と簡易生命保険及郵便年金積立金より各5億円を借り入れた。だが30年7月29日の「簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する法律」の改正の際に(昭和30年法律第92号)、この積立金の運用額の3%以上を郵政事業の郵便局舎

改善のために国に対する貸付に運用すべきであるとの、第22国会での付帯決議の趣旨に沿い、31年度よりこの積立金の運用額の3%相当額を特別会計が借り入れることになった。これにより郵便局舎の設備投資財源は安定した。この借入金に対する元利償還が28年度より始まる。だがこうした局舎建設投資のための固定資産が増大する。そのため固定資産の評価換算等で固定資産評価積立金も増大した。

このほか言及しておくべきものとして、郵政事業の公社化の検討がある。昭和42年12月に郵政省は官房文書課で郵政事業経営形態調査室を設け、翌年5月28日に、郵便・為替貯金・簡易保険の事業を公社化する構想を立て、郵政審議会への諮問を決定した。43年10月4日の郵政審議会に「郵政事業の経営形態を公社化することの是非について」を諮問し、44年10月17日に同審議会は採用に値するものと認める答申を出し、これを具体化するため以後も検討が続けられた。郵政省側の意向としては答申案に郵便事業・為替貯金・簡易保険を不可分のものとして公社化する腹案であったが、3事業一体とした公社化案に反対論があり、³⁾ 結局公社化の実現はみずに、従来のままの特別会計による事業が続く。

〔注〕

- 1) 占領期の郵政事業特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 「郵政事業特別会計の昭和24年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律」(昭和24年12月6日法律第240号)で、昭和24年度に限度4億1271.7万円、「郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律」(昭和25年12月18日法律第276号)で、25年度に限度12億8386.8万円、および昭和25年法律第276号と同名の法律(昭和26年3月15日法律第23号)で、26年度に限度35億8383.5万円を、後日一般会計に繰入相当額を繰り戻すことを条件に繰り入れた。
- 3) 「郵政審議会資料」(大蔵省資料)。

6 電気通信事業特別会計

電気通信事業特別会計はそれまでの通信事業特別会計(昭和8年4月1日法律第41号で設置)が、昭和24年6月に前述の郵政事業特別会計と電気通信事業特別

会計に分離され、設置された。¹⁾ 「電気通信事業特別会計法」(昭和24年5月28日法律第110号)によれば、電気通信事業を企業的に経営し、その健全な発達に資するため、設置されたもので(第1条)、電気通信大臣が管轄する(第3条)、特別会計の経理は財産増減および異動の事実に基づく発生主義が採用され(第5条)、貸借対照表勘定と損益勘定を設けて経理し、前者は資産勘定および資本勘定に、後者は収益勘定および損失勘定に区分して経理され、さらに中間勘定として建設勘定、工作物勘定等を設けて計算の過程を明らかにする(第4条)。そのほかの資本・資産条項は郵政事業会計と同一であるので省略しよう。

昭和27年度予算は歳入87億円のうち電話収入を中心とした事業収入が大宗を占め、長期設備投資等に充当する借入金も計上されていた。歳出のうち経常的な事業費と建設投資等の工事費と借入金等償還金の国債整理基金への繰入れよりなる。しかしこの特別会計は「日本電信電話公社法施行法」(昭和27年7月31日法律第251号)の公布で、年度途中で廃止された。特別会計の公債・借入金は一般会計の債務となり(第8条)、他の資産負債は公社の資産負債に引き継がれた(第7条)。²⁾

〔注〕

- 1) 占領期の電気通信事業特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 以後の日本電信電話公社の収入支出は、本巻「政府関係機関」編を参照。

第3節 公共事業特別会計

1 特定道路整備事業特別会計

道路整備をすすめるため国有の受益者負担の道路新設・改築等のため特別措置法案と、その経理を行う特別会計法案が第13国会に提案された。国営有料道路の建設ははじめての試みのため、受益者負担の場合の料金算定基準等が国会で問題とされた。¹⁾ そのほか特に特別会計法案で規定している資金運用部資金から借入金をして、それを昭和27年度より3カ年間に地方公共団体に貸し出すという方式が、資金運用部資金の統一的運用という方針からは、例外的措置であり、それゆえに3カ年を限り特例の貸付とすると大蔵省は説明した。²⁾ そして政府原案どおりに成立し、「道路整備特別措置法」(昭和27年6月6日法律第169号)と「特定道路整備事業特別会計法」(昭和27年6月6日法律第170号)が公布された。特別会計法によれば、特別会計は「道路整備特別措置法」に基づき国直轄で施行する道路の整地事業および地方公共団体への貸付金の経理を明らかにするため設置され(第1条)、建設大臣が管理し(第2条)、借入金、料金、貸付金の償還金および利子並びに附属雑収入を歳入とし、道路新設改築費用、貸付金、借入金の償還金および利子、補助金、事務取扱費並びに附属諸費を歳出とする(第3条)、損益計算上の利益が生じたときはそれを積立金に組み入れ、損失が生じたときは積立金を減額して整理し、積立金がないときはその損失を繰り越して整理する(第7条)、決算上の剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる(第8条)、道路整備費、事務取扱費および貸付金の財源のため資金運用部より借入金をすることができ(第11条)、余裕金を資金運用部に預託できる(第12条)、このほかに貸付金に関して「道路整備特別措置法」で、27年度以降3カ年に限り地方公共団体に対し道路新設または改築費用の資金を貸し付けることができる(第7条)と規定し、特別会計から地方団体への貸付は3カ年に制限されていた。

さて昭和27年度の特別会計の歳入歳出をみると、27年度の歳入は資金運用部

からの借入金15億円と事業収入4400万円を歳入とし、関門・戸塚国道整備事業費、貸付金、事務費、借入金償還金および利子の国債整理基金への繰入れよりなっていたが、27年度は特別会計補正予算(昭和27年12月24日議決、特第1号)で借入金7億円増額、事業収入が減額され、他方、緊急性の高い戸塚国道整備事業費の増額と、地方公共団体への貸付が3カ年に限定されているため期限内に積極的に融資する方針で貸付金の増額等の補正が加えられ、借入金22億円等となったが、執行は遅れその支出未済が前年度剰余金として翌年度に繰り入れられ、次年度に支出された。特に関門国道整備事業費はこの会計の負担で27年度以降5カ年間総額31.82億円の継続費として計上されている。³⁾ 28年度本予算は8月1日に成立したが、同時に公布された「昭和28年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律」(昭和28年法律第128号)により28年度に限り一般会計から25億円を限度として繰入れができ、その繰入金については相当額まで後日一般会計に繰り戻さなければならないとして、28年度に一般会計から繰り入れることになった。資金運用部から所要資金を借り入れるのが困難になり、また将来の料金収入見込みは変動の恐れがあり、かつ回収に平均15年を要するため、一般会計から繰り入れて無利子資金を運用させ、特別会計の収支を安定させるのがふさわしいと考えられたためである。⁴⁾ この法律により27年度に25億円の一般会計からの受入れと借入金5億円、貸付金14.7億円の当初予算が編成された。このうち借入金は暫定予算の期間中の工事中断を防ぐために借り入れたもので、年度内に一般会計からの繰入れで償還する方針であった。しかし事業経費は料金で償還されるため、財源は借入金で賄われるのが原則であるとされ、28年11月7日に成立した特別会計予算補正(特第1号)で、一般会計からの繰入れを15億円減額修正し、資金運用部からの借入金に切り替え、その借入も既定経費節減で12.9億円の増加にとどめた。⁵⁾ こうして28年度は予算規模を大幅に縮小された。29年度は一般会計からの繰入れが消え、ふたたび資金運用部資金依存の歳入となったが、開通した国道の料金収入が始まり、事業収入に計上された。なお地方公共団体への貸出については工事未了の道路が多いため、特別措置法の改正で、その年限をさらに3カ年延長したため、次年度以降も地方公共団体への貸付が続いた。30年度には事業の一部を一般会計公共事業に振り替え、また一部事業費を圧縮して完成を急いだが、

特別会計予算を第22国会に提出したところ、衆議院で資金運用部借入が20億円から25億円に増額修正された。その増額分の多くが貸付金の増大となった。しかし道路整備事業を大幅に拡充するためには、財政資金のみでは不足で、民間資金をも導入して受益者負担の有料道路を建設するのが望ましいと判断され、そのため31年3月14日に「日本道路公団法」(昭和31年法律第6号)の公布と「道路整備特別措置法」の全部改正法律第7号が公布され、有料道路事業の事業主体は公団と地方公共団体となった。そのため法律第6号附則第10条で特別会計法は廃止される。廃止の際に権利義務を公団が承継した。これには地方公共団体への貸付を含むが、昭和28年法律第128号で特別会計から一般会計に繰り戻さなければならないものを除く。そしてこの引継資産から負債を控除した額が政府からの公団への出資とみなされた(第9条)。この公団は31年4月16日に設立され、特別会計は4月15日で決算となり、翌日廃止された。

(注)

- 1) 『第13回国会衆議院大蔵委員会議録』第42号(昭和27年3月29日)、16-20ページ。
- 2) 河野通一銀行局長の答弁(同上、第42号、18ページ)。
- 3) 財政調査会編『国の予算』(昭和27年度)、483ページ。
- 4) 『国の予算』(昭和28年度)、421-23ページ。
- 5) 『国の予算』(昭和29年度)、538ページ。

2 道路整備特別会計

昭和31年度に日本道路公団が設置され、有料道路の建設管理等の事業は公団に移管され、公団は事業収入や一般会計からの出資・交付金のみならず公団債発行で資金の調達が可能となった。しかし一般道路の建設も道路整備5カ年計画に沿って推進しなければならないため、建設省は33年度予算に道路整備事業特別会計の設置を要求した。建設省の要求は、新規の道路整備10カ年計画実施のため、特別会計を設置し後年度の揮発油税等で償還する予定で借入金を行い、事業を促進する、財源は揮発油税、軽油取引税、一般会計財源とするというものであった。この要求を検討した主計局は、特別会計設置に関して建設省と調整を重ねた結果、特別会計を設置することとなった。

昭和33年3月31日に「道路整備緊急措置法」(昭和33年法律第34号)と「道路整備事業特別会計法」(昭和33年法律第35号)が公布された。前者で33年度から道路整備5カ年計画実施とその財源として揮発油税・地方公共団体負担金等を規定した。後者の特別会計法の構成をみると、緊急措置法の規定により国が行う道路整備事業の経理を明確にするため設置され、特別会計はあわせて道路整備関連事業、国の受託工事等の経理も行う(第1条)、建設大臣が特別会計を管理し(第2条)、一般会計からの繰入金、地方負担金およびその利子、受益者負担金、受託工事納付金、借入金および付属雑収入を歳入とし、道路整備事業費、付帯工事・受託工事費用、借入金の償還金および利子、一般会計への繰入金並びに付属諸費を歳出とする(第4条)、国の負担する道路整備事業と借入金の償還金および利子を一般会計から繰り入れる(第4条)、付帯工事負担金と受託工事納付金のうち一般会計で支弁した経費相当額を一般会計に繰り入れる(第5条第1項)、地方負担金相当額の財源に充てるため、および道路整備事業の財源に充てるための借入金をすることができる(第10条第1・2項)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ(第16条)、余裕金を資金運用部に預託できる(第17条)、32年度までの一般会計道路整備事業費により取得した資産で事業計画で引き続き使用するものはこの会計に帰属する(附則第2項)。

この特別会計法は昭和33年度予算から施行されたが、33年度の歳入歳出項目をみると、歳入では一般会計よりの受入れがほとんどを占め、それは揮発油税収入相当額および一般財源の受入れである。借入金は資金運用部からの借入金で、直轄事業地方分担金相当額の借入金と一般道路財源不足に充てる借入金である。付帯・受託工事負担金は道路工事に付帯する改築等にともない施設管理者より徴収する付帯工事負担金収入と、国直轄で受託する工事の受託収入である。予算に計上されなかったが、直轄事業地方公共団体負担金を受け入れて歳入となった。歳出では内地・北海道・離島の道路事業費・街路事業費のほか内地・北海道で使う機械の整備費、特別の失業者吸収計画に沿った道路整備事業費としての就労対策費と労働省指定地域の一般会計繰入による失業対策的道路整備費よりなる就労・失業対策費、道路公団への事業補助金、工事事務費を含む事務費、付帯工事・受託工事費、借入金の元利償還金の国債整理基金への繰入れ等よりなる。35年5月2日に特別会計法が一部改正され(昭和35年法律第76

号)、「地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律」(昭和28年法律第101号)が廃止され、従来その法律により納付されていた地方債の償還金および利子が歳入規定から削除され、地方公共団体にかわり借入金をする必要がなくなり、35年度より借入金が消えた。既往地方債については償還金および利子が歳入として続く。地方公共団体の直接起債等により調達した負担金に充てる資金が特別会計の歳入となった。35年度より道路公団補助金が出資金にかわり、さらに首都高速道路公団への出資も開始した。その後も37年度より阪神高速道路公団、また45年度より本州四国連絡橋公団への出資が始まる。その後も特別会計の規模は拡大したが、財源として揮発油税率の引上げのほか、「石油ガス税法」(昭和40年12月29日法律第156号)により、石油ガス税が設置され、同税の1/2が道路財源として特別会計に繰り入れられることになり、特別会計の特定財源が充実をみた。43年3月31日に特別会計法が改正され(昭和43年法律第10号)、業務に資金の貸付が追加され、地方団体への道路整備事業費の無利子貸付が可能となった。こうして道路整備事業特別会計は出資のほかに融資も行い、かつて特定道路整備特別会計が所管していた事業のうちの融資会計としての性格が、一部にせよ復活した。45年度より労働省所管の失業対策事業を特別会計の事業で施行するのをやめ、46年度より地方公共団体への有料道路整備事業貸付の償還が始まる。

3 特定多目的ダム建設工事特別会計、治水特別会計

(1) 特定多目的ダム建設工事特別会計

河川開発事業は一般会計の負担で行われていたが、¹⁾ そのうちの多目的ダムの建設について、これを一般会計から独立させるよう、建設省が求め昭和32年度予算要求に盛り込んだ。概算要求では建設省の要求はダム公社の設置案であったが、その後の主計局との折衝で特別会計の設置要求に切り替えられている。それによると従来の一般会計による処理では、電気事業者等の事業計画・資金計画等が公共事業と必ずしも対応しないため、事業に円滑さを欠く、建設省の直轄工事で電気事業者等より工事受託した場合は歳入歳出外として処理され、経理が煩雑になるなどの欠点があり、これを打開するため特別会計を新設し、

公共事業国庫負担額を毎年一般会計より繰り入れ、地方団体・電気事業者等負担相当額は資金運用部資金借入で充て、地方公共団体負担金は地方公共団体交付公債で特別会計に収納し、電気事業者等負担金借入金の元利償還金を同事業者より収納するというものであった。こうした特別会計設置要求が検討された結果、特別会計を設置することとなった。

昭和32年3月31日に「特定多目的ダム特別会計法」(昭和32年法律第36号)と「特定多目的ダム法」(昭和32年法律第35号)が公布された。特別会計法によれば、「多目的ダム法」の規定するダム建設工事およびこれにより建設した施設の災害復旧工事のうち北海道を除く経理を一般会計から区分経理し(第1条)、建設大臣が管理し(第2条)、多目的ダム建設費用の一般会計からの繰入金、災害復旧事業費の地方負担金および利子、地方公共団体負担金の地方債償還金および利子、ダム使用权設定者の負担金、ダム受益者負担金、借入金並びに付属雑収入を歳入とし、多目的ダム建設工事費、事務取扱費、借入金の償還金および利子、建設費負担金の還付金並びに付属諸費を歳出とする(第3条)、地方負担金の財源に充てるためこの会計の負担で借入をすることができ(第14条)、財政資金を受け入れるが、先の建設省の要求に含まれていた電気事業者負担金の財政依存は認められなかった。決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ(第22条)、余裕金は資金運用部に預託できる(第23条)。この法律は32年4月1日より施行され、同時に前年度まで一般会計で負担していた天竜川美和ダム等8ダムがこの特別会計の負担に移された(附則第3項)。

昭和32年度の歳入歳出をみると、歳入の最多項目の一般会計からの受入れは、公共事業国庫負担分と事務費国庫負担分で、当年度事業費から電気事業者等負担分を控除した公共事業費負担分の3/4(公共事業費国庫負担分)と事務費の国庫負担分である。借入金は事業費中公共事業負担分の1/4の公共事業地方公共団体負担分、事務費同負担分、初年度経過利子である。工事負担金収入は電気事業者の負担金である。歳出のダム建設費は継続・新規・実施設計調査の計12ダムを対象とした。一般会計への繰入れは恩給負担金、国債整理基金への繰入れは借入金利子である。34年3月30日には特別会計法の改正があり(昭和34年法律第64号)、法律で規定する事業に国の受託工事を追加し(第1条)、歳入に受託工事納付金を、歳出に受託工事費用をそれぞれ追加し(第3条)、34年度より適用

された。34年度で「地方財政再建のための公共事業の国庫負担割合等に関する臨時特例法」が失効したため、国庫負担割合が「河川法」の原則の2/3となり、一般会計からの受入れが減少し、逆に地方負担金相当額の借入金が増大した。また特別会計法の改正で電気・水道・灌漑施設等の受託工事の経理が追加され、受託工事納付金とその工事費を計上した。

(2) 治水特別会計

治水事業は一般会計が負担し、特定多目的ダム建設に関してのみ特定多目的ダム建設工事特別会計が経理していた。このほかに公共事業の治山、港湾、道路等の経理を独立の特別会計で経理したいという各省からの要求があり、昭和33年度予算編成の特別会計新設要求に道路整備、港湾整備ほか4件の特別会計と並び、直轄治水特別会計の新設要求を建設省が提案していた。これらはいずれも既存一般会計負担の公共事業を特別会計に移すという特別会計新設要求であったが、33年度では実現をみず、これらの要求は次年度に持ち越される。34年度より建設省は、新長期経済5カ年計画にあわせ、新治水5カ年計画の樹立方針を立て、その計画実施にともなう公共事業費の増額と、その区分経理のため33年11月27日に34年度よりの特別会計の新設を求めた。²⁾ その案によると、特別会計を一般治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定に区分し、後者は特定多目的ダム建設工事特別会計を吸収し、同勘定の歳入歳出は同特別会計の特定多目的ダム建設工事会計の規定に従い、一般治水勘定の歳入は一般会計からの繰入金、地方公共団体負担金、特別会計の借入金、交付公債償還金並びに利子、受託工事納付金および付属雑収入とし、歳出は北海道を除く国の直轄事業費、補助事業負担金補助金、受託工事費、借入金償還金および利子、一般会計への繰入金および付属諸費とする、このうち一般会計繰入金は受託工事費の一般会計支弁経費を受託工事納付金として歳入としたものから一般会計に繰り入れるというものであったが、結局特別会計の設置は見送られた。33年12月31日の予算閣議決定の際の総理裁定で、審議会または関係閣僚懇談会で検討し、35年度に計画の樹立を図ることになった。こうして34年4月17日の閣議了解で治山治水対策閣僚懇談会が設置され、³⁾ 34年5月に経済企画庁総合計画局に治山治水対策各省連絡会を設け、同年9月まで打合せを続けたが、同年9月に日本を襲

った伊勢湾台風で甚大な被害を受けたため、治山治水対策の強化が大勢となり新治水5カ年計画の当初事業枠が拡大され、建設省の治水事業特別会計設置を認める方向で35年度予算案の編成となる。結局、補助事業・北海道・離島事業を治水勘定で経理することとなり、一般会計からの繰入が増大した。そしてこの特別会計を規定する「治水特別会計法」(昭和35年3月31日法律第40号)が公布された。ほかに同年「治水治山緊急措置法」(昭和35年法律第21号)が公布されている。

特別会計法によると、治水事業計画の実施にともない、直轄治水事業と多目的ダム建設工事の経理を明確にするため設置され、そのほか直轄伊勢湾等高潮対策事業、治水関係受託工事、多目的ダム建設受託工事、災害復旧事業、海岸保全事業の経理および地方公共団体への補助金交付の経理を行い(第1条)、建設大臣が管理する(第2条)、治水勘定および特定多目的ダム建設工事勘定に区分し(第3条)、治水勘定では一般会計からの繰入金、特定多目的ダム建設工事勘定からの繰入金、「河川法」(明治29年法律第71号)、「砂防法」(明治30年法律第29号)、「特定多目的ダム法」、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)による直轄治水事業の負担金、直轄伊勢湾等高潮対策事業負担金、「河川法」、「砂防法」による他の負担金、受託工事納付金を歳入とし、直轄治水事業費、直轄伊勢湾等高潮対策事業費、治水関係受託工事費、事務費、多目的ダム建設工事費事務費(ただし北海道での事務費を除く)、国の負担金・補助金、一般会計への繰入金を歳出とする(第4条)、特定多目的ダム建設工事勘定では、一般会計からの繰入金、「河川法」、「特定多目的ダム法」による特定多目的ダム建設工事負担金、受託工事納付金を歳入とし、多目的ダム建設工事および受託工事費用、治水勘定への繰入金、一般会計への繰入金、還付金および付属諸費を歳出とする(第5条)、直轄治水事業・直轄伊勢湾等高潮対策事業費の国庫負担金、災害復旧事業費、「海岸法」による工事費等を一般会計から治水勘定に繰り入れ、多目的ダム建設工事国庫負担額を一般会計から多目的ダム建設工事勘定へ繰り入れる(第7条第1・2項)、多目的ダム建設工事または受託工事事務費を治水勘定に繰り入れる(第8条)、受託工事納付金のうち一般会計から支出した分については治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定から繰り入れる(第9条)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ(第18条)、余裕金を資金運用部に預託できる

(第19条)、特定多目的ダム建設工事特別会計は廃止し、その資産負債は特定多目的ダム建設工事勘定に帰属させる(附則第1・5項)。

こうして治水特別会計は昭和35年度より設置されたが、35年度の歳入歳出項目をみると、治水勘定歳入のうち一般会計の繰入れは直轄工事国庫負担分、補助工事の補助金、伊勢湾等高潮対策直轄工事国庫負担分、災害復旧事業費の人件費と事務費の受入れである。一般会計の繰入れの所管は、建設省が主であるが、ほかに北海道開発庁・経済企画庁・労働省所管もある。特定多目的ダム工事勘定からの繰入れは同勘定負担工事に必要な人件費・事務費の受入れである。地方公共団体負担金は直轄治水事業経費のうち、地方公共団体の受益者負担金である。付帯工事・受託工事収入は直轄工事の付帯工事に国以外のものに負担させる負担金収入と、地方公共団体等から受託したことによる納付金収入である。歳出の河川砂防事業費は治水事業費、伊勢湾等高潮対策事業費、「緊急失業対策法」(昭和24年法律第89号)による特別失業対策事業費である。特定多目的ダム建設工事勘定の歳入のうち、一般会計からの受入れは特定多目的ダム建設工事費の国庫負担財源の繰入れである。地方公共団体負担金は「河川法」、電気事業者負担金は「特定多目的ダム法」による負担金である。地方債償還収入は34年度までに特定多目的ダム建設工事会計が実施した工事の地方公共団体負担金交付公債元利償還金であり、35年度より当該年度実施の直轄事業地方公共団体負担金はその年度に現金で納付させることになった。受託工事納付金は地方公共団体からの受託による納付金収入である。歳出では受託工事費は地方公共団体からの委託工事に必要な経費である。国債整理基金への繰入れは特定多目的ダム建設工事会計の借入金の元利償還である。治水勘定への繰入れは人件費および事務費である。36年11月13日に「水資源開発公団法」(昭和36年法律第218号)で特別会計法が改正され、治水勘定に同公団への交付金と同公団からの納付金の経理が業務に追加された。同公団は37年度より発足となったが、同公団に特定多目的ダム建設工事勘定の所管の3ダムを移管することになり、37年4月4日に「水資源開発公団法」の改正で、特別会計法も改正され(昭和37年法律第71号)、37年度に限り特定多目的ダム建設工事勘定の国庫負担交付金を一般会計からの繰入金とし、その他の納付金等とにより、同勘定から公団に交付金として歳出する。公団に引き継いだ事業に関する特定多目的ダム建設工事

勘定の資産負債は治水勘定に帰属させ、治水勘定に帰属することとなった地方債証券または借入金も治水勘定の負担となる。この改正に従って37年度に公団の発足をみて、洪水調整費用等の交付金と地方公共団体負担金の国経由の公団への交付が可能となった。その後も所管事業が増大したが、都市の水需給の逼迫を緩和するため47年6月6日「特定多目的ダム法」の改正(昭和47年法律第54号)で、特別会計法が改正され、特定多目的ダム建設工事勘定の歳入に借入金をつけ加え、その償還金および利子の国債整理基金への繰入れを規定した。こうして47年度より資金運用部資金を借り入れて特定多目的ダム建設工事の充実が図られた。

〔注〕

- 1) 治水に関する特別会計として「治水費資金特別会計」(明治44年法律第14号)がある。
- 2) 「治水事業特別会計設置要綱」(昭和33年11月27日建設省河川局)(大蔵省資料Z21-2752)。
- 3) 「治山治水対策関係閣僚懇談会の設置について」(昭和34年4月17日閣議了解)(大蔵省資料Z203-78)。

4 特定土地改良工事特別会計

昭和31年度より食糧増産5カ年計画が実施されたが、その一環として31年度予算編成に土地改良事業特別会計の設置要求が現れたが、31年度予算編成作業のなかでその検討が不十分であったため、成案をみるに至らなかった。農林省は32年度予算要求にも特別会計設置を要求してきた。その構想によると、事業会計として、国営灌漑排水(付帯県営を含む)、国営干拓(代行干拓を含む)およびその災害復旧並びに完成した施設の維持事業とし、収入は一般会計より繰り入れ、県・地元の負担分に相当する借入金および雑収入とし、支出は事業費とするというものであった。その後の主計局との折衝の結果、特別会計を設置することとなり、32年4月20日に「土地改良法」(昭和24年法律第195号)の改正で(昭和32年法律第67号)、特定土地改良工事等の規定を追加し、同日「特定土地改良工事特別会計法」(昭和32年法律第71号)が公布された。

特別会計法によると「土地改良法」により国が施行する灌漑排水施設の建設

工事、埋立または干拓工事、灌漑排水施設の災害復旧工事のほか国の受託工事を経理するため設置され(第1条)、農林大臣が管理し(第2条)、一般会計からの繰入金、土地改良工事負担金および利子、地方公共団体の地方債償還金および利子、受託工事納付金、借入金、埋立または干拓工事によって生じた用地の売払収入および貸付料並びに付属雑収入を歳入とし、土地改良工事費用、受託工事費用、借入金の償還金および利子、売払用地の管理処分費用、一般会計への繰入金並びに付属諸費を歳出とする(第3条)、歳入歳出並びに資産負債を工事別に区分して経理する(第4条)、国庫負担金を一般会計から工事別に繰り入れる(第5条)、一般会計負担土地改良工事の負担金、受託工事納付金の政令で定める額および土地売払代金を一般会計に繰り入れる(第6条第1・2・3項)、土地改良工事費用から国庫負担額を控除した額および売払用地管理処分費用に充てるため借入金をする事ができ(第14条)、決算剰余金は工事別区分により翌年度の歳入に繰り入れる(第21条)、預託金を資金運用部に預託できる(第22条)。

昭和32年度の歳入歳出をみると、歳入の一般会計よりの受入れは工事費の国庫負担分であり、灌漑排水事業・直轄干拓事業および代行干拓事業費の受入れである。借入金は工事費の地方公共団体および地元受益者負担分の資金運用部からの借入金および利払いのための追加借入金である。歳出の土地改良事業費は工事費および代行事業の業務委託費で32年度は4地区の工事が計上されている。33年度には特別会計の事業が11地区に増大し、予算規模も増大した。33年度より電気・水道等の共同施設の受託工事を施行するため経費の受入れと干拓で造成された土地の農地以外の用途に使用される土地として処分する売却代金の他用途転売収入が予算に計上された。歳出では前年度まで直轄公共事業全般で事業費に含まれていた現場事務費を工事事務費として事業費から切り離して計上することになった。36年3月30日に「地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律」(昭和36年法律第14号)で、特別会計法が改正されたが、該当する地方債による納付はない。36年度予算編成過程で特別会計事業の進捗が問題とされ、特別会計法案を衆議院で審議した際に主計局の説明では埋立や干拓事業を7カ年で完成するように計画してあると説明していた。¹⁾しかし7年間で完成するためには財政負担が重く、結局7年完成の予定を遅ら

せるしかないが、それを明確に撤回しないかぎり、財政負担は重くならざるをえない。ために新規事業の採択を極力抑制せざるをえない。さらに従来の食糧増産対策としての土地改良事業ではなく新しい農業基盤整備事業の方向を打ち出す必要があるとの認識を有していた。そのため灌漑排水事業については35年度で新規事業の採択を停止した。他方、36年度より干拓事業のみならず、干拓付帯事業をも特別会計事業に取り入れた。そのため9年完成事業となった。

この特別会計の特徴として工事別区分経理がある。工事別区分経理は先述の特定多目的ダム建設工事特別会計と後述の特定港湾施設工事特別会計でも採用されているが、それに関し農林省農地局は昭和38年度予算編成の際に、特別会計法の改正を提案した。²⁾すなわち土地改良工事に要する経費のうち国庫負担とならない部分の財源に充てるため、工事別にする借入金の額とその償還の財源となる工事別の負担金を対応させるため工事別の借入を廃止するほか、経理事務の合理化を図るというものであった。しかし結局、法律改正準備がすすまず、工事区分経理はそのまま続くこととなった。

しかしその後も特別会計の規模は拡大し、特別会計設置後7年を経て、昭和39年6月2日に「土地改良法」が改正され(昭和39年法律第94号)、同法に土地改良長期計画が盛り込まれたが、あわせて特別会計法も改正され、所管事業に新たに農用地の保全上必要な施設の建設工事が追加され、歳入に「土地改良法」による徴収金が追加され、その徴収金の使途として土地改良工事に要する費用で国庫が負担する財源に充てると規定された(第12条の2)。38年度より受益者負担金としての土地改良事業費負担の受入れが始まり、これは国債整理基金繰入の財源となる。40年5月27日の「八郎潟新農村建設事業団法」(昭和40年法律第87号)により、同事業団が設置され、歳入に同事業団からの納付金・負担金および利息が追加された。しかし新規工区の採択と一般会計事業の特別会計への振替えて、特別会計所管工区は漸増し、それにともない特別会計の歳入歳出規模は拡大していた。さらに「土地改良法」の改正で(昭和47年5月24日法律第37号)、特別会計法も改正され、灌漑排水施設が農業用排水施設に改められ、灌漑のみならず農業用水全般に拡張された。また歳入に共有持分付与の対価を、歳出に共有持分付与にともなう交付金が追加された。

〔注〕

- 1) 中尾博之法規課長の説明『第26回国会衆議院農林水産委員会大蔵委員会連合審査会議録』第1号(昭和32年3月30日), 18-19ページ。
- 2) 「特定土地改良工事特別会計法の改正について」(昭和37年11月30日農林省農地局)。

5 特定港湾施設工事特別会計, 港湾整備特別会計

(1) 特定港湾施設工事特別会計

港湾建設は一般会計の負担で実施されてきたが、運輸省は昭和32年度予算編成要求で、国、港湾管理者のほか、民間に5割の工事費の負担を求める石油関係港湾整備事業特別会計の設置を求めた。32年度には一般会計からの繰入金と資金運用部からの借入金を見込んでいた。その後の予算編成作業のなかで要求は航路等整備事業特別会計設置要求として続き、初年度より受益者負担金を事業収入として歳入に計上すると修正を加えていた。しかし土地改良工事会計やダム整備事業会計同様に純国庫負担のみを一般会計歳出として計上し、事業量の拡大を図るという構想は安易に受け入れられないとして、32年度の特別会計の設置は見送られた。33年度予算要求にも運輸省は特定産業関連港湾緊急整備事業特別会計設置を要求し、これは石油・石炭・鉄鋼港湾の整備と苫小牧港整備、臨海工業地帯の造成を目的としたもので、前年度の要求が拡張されていた。その後33年6月6日に「貿易の伸長に対応する主要港湾の整備について」(閣議了解)で、輸出専用埠頭の建設、鉄鋼港湾、石油港湾の整備を図り、この資金確保のため財政上の措置とともに、民間資金の活用を図るものとされた。

こうした港湾建設拡充方針のなかで、運輸省は昭和34年度予算要求で港湾緊急整備事業特別会計の新設要求を改めて提出した。この要求は前年度要求のうちから臨海工業地帯造成等を削り、新たに輸出専用埠頭の建設を追加したものであった。そのうちの事業対象港湾を絞り込み、荷捌き施設・港湾施設用地を特別会計借入金で工事を実施し全額管理者負担とする、負担率は「港湾法」による現行率とする、受益者負担金は当年度納入とするなどの方針が固まり、こうして34年度特別会計予算案に特定港湾施設工事特別会計予算が盛り込まれ、1月24日に国会に提出され、3月31日に成立し4月1日より施行となった。同

時に「特定港湾施設整備特別措置法」(昭和34年3月31日法律第67号)と「特定港湾施設工事特別会計法」(昭和34年3月31日法律第68号)が公布された。

特別会計法によれば、特別措置法の規定する工事とそれに関連ある施設で国が受託する工事の経理を区分して行うため設置され(第1条)、運輸大臣が管理し(第2条)、一般会計からの繰入金、港湾管理者負担金、地方公共団体負担金の地方債による納付の償還金および利子、「企業合理化促進法」(昭和27年法律第5号)の負担金、受託工事納付金、借入金並びに付属雑収入を歳入とし、工事費用、受託工事費用、事務取扱費、借入金の償還金および利子、一般会計への繰入金並びに付属諸費を歳出とする(第3条)、歳入歳出、資産負債を工事別等の区分で整理する(第4条)、一般会計からの繰入金は工事の国庫負担分で工事別等の区分で繰り入れる(第5条)、受託工事納付金で一般会計が支出した経費相当額を一般会計に繰り入れる(第6条第1項)、収入金は工事別等の区分で費用の財源に充てる(第12条)、港湾管理者負担金の財源に充てるために必要があるときは、工事別等の区分で借入金をすることができ、その負担金並びに地方債証券の償還金および利子は借入金の償還金および利子の財源に充て、残余があるときは工事費用の国庫負担財源に充てる(第14条第1・3項)、決算剰余金は工事別等の区分で翌年度の歳入に繰り入れる(第20条)、余裕金は資金運用部に預託できる(第21条)。

この特別会計の構成を昭和34年度の歳入歳出で見ると、歳入の一般会計(運輸省・北海道開発庁所管)からの受入れは国の工事負担分であり、借入金は資金運用部からの借入金で、直轄事業に係る港湾管理者の分担金相当額である。工事負担金は受益者負担金である。歳出の港湾施設工事費は輸出・石油・鉄鋼・石炭港湾施設工事費であり、受託工事費は特定港湾周辺設備工事の費用である。こうして特別会計の設置で借入金や受益者負担を導入したため、港湾建設工事事業は、重点化を図られながらも大幅に増額した。35年度では一般会計からの受入れが増大し、予算での借入金が消滅し、工事負担金が増大した。35年度より従来の交付地方債を見合いとした借入金を廃止し、現金納付制度に切り替えられたため、その分が港湾の特別利用徴収額として増加したものである。この工事負担金には特別利用徴収額の港湾管理者工事負担金収入のほか、前年度からの石油・鉄鋼業者の受益者工事費負担金収入と34年度の港湾管理者負担相当

額に対する35年度よりの地方債証券償還金収入が含まれている。他方、歳出では伊勢湾等高潮対策事業費が港湾受託工事費に追加されている。なお35年度に借入金1.86億円があるが、それは前年度借入金予算の次年度繰越分である。この特別会計は35年度末で廃止され、その残余資産負債は港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に承継された。

(2) 港湾整備特別会計

昭和31～35年度の5カ年計画で一般会計と特定港湾施設工事特別会計で港湾の拡張工事がすすめられていたが、6大港湾のバース不足は深刻になっており、また工事進捗率は一般会計より特別会計が遅れていた。そのため港湾整備計画の全面的改訂が所得倍増計画に即応して検討された。36年1月の大蔵省の考えでは、36年度からの港湾整備5カ年計画とし、この工事を的確に実施するため現行の特定港湾施設工事特別会計を拡大し、港湾特別会計に改め、財源の強化を図る、この新設特別会計2勘定に分け特定港湾施設工事勘定で従来の特定港湾施設工事会計対象事業を継承し、港湾勘定では従来の一般会計対象事業を継承するという方針を固めた。

こうして昭和36年3月31日に「港湾整備緊急措置法」(昭和36年法律第24号)と「港湾整備特別会計法」(昭和36年法律第25号)が公布された。前者で港湾整備5カ年計画の立案・実施を定めた。後者の特別会計法によれば計画の実施にともない国が施行する港湾整備事業に関し、政府の経理を明確にするため一般会計と区分して経理し、そのほか直轄港湾整備事業に関連する受託工事、特定港湾施設工事に関連ある受託工事、「港湾法」(昭和25年法律第218号)、「港湾整備緊急措置法」、「海岸法」(昭和31年法律第101号)による一般会計所属港湾関係工事の管理および港湾管理者施行の負担金または補助金の交付の経理を行う(第1条)。特別会計を運輸大臣が管理し(第2条)、港湾整備勘定と特定港湾施設工事勘定に区分され(第3条)、港湾整備勘定では一般会計からの繰入金、特定港湾施設工事勘定からの繰入金、直轄港湾整備事業に係る負担金並びに港湾整備関係受託工事納付金を歳入とし、直轄港湾整備事業および港湾整備関係受託工事費用、一般会計所属港湾関係工事、特定港湾施設工事等および特定港湾施設関係受託工事事務費、港湾整備事業で港湾管理者の施行に係る負担金およ

び補助金並びに一般会計への繰入金を歳出とする(第4条)、特定港湾施設工事勘定では一般会計からの繰入金、特定港湾施設工事に係る負担金および特定港湾施設関係受託工事納付金を歳入とし、特定港湾施設関係受託工事費用、港湾整備勘定への繰入金および一般会計への繰入金を歳出とする(第5条)、特定港湾施設工事勘定では歳入歳出、資産負債を工事別等の区分で整理しなければならない(第6条)、直轄港湾整備事業費で国庫負担分、一般会計所属港湾関係工事事務費並びに港湾管理者が施行するものに係る負担金および補助金相当額を一般会計から港湾整備勘定に繰り入れ、特定港湾施設工事等に関する費用で国庫負担のものに相当する額を一般会計から特定港湾施設工事勘定に繰り入れる、ただし国が北海道で行う事業または工事事務費を除く(第7条)、特定港湾施設工事勘定の事務費を港湾整備勘定に繰り入れる(第8条)、両勘定の受託工事に係る納付金のうち一般会計で支弁した経費相当額を納付金のあった年度内に一般会計に繰り入れなければならない(第9条)、剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ(第18条)、余裕金は資金運用部に預託できる(第20条)、さらに附則で「特定港湾施設工事特別会計法」を廃止し(第2項)、35年度以前の一般会計の直轄港湾整備事業等に係る資産負債と、特定港湾施設工事特別会計廃止の際の資産負債はこの会計の両勘定に帰属する(第3・4項)ものとした。

この特別会計は昭和36年度より施行されたが、36年度の歳入歳出をみると、港湾整備勘定では一般会計よりの受入れが最も多く、港湾整備事業の直轄工事国庫負担分、補助工事の補助金、伊勢湾等高潮対策事業直轄工事国庫負担分、国が施行する災害復旧工事の人件費・事務費を一般会計から受け入れるものである。特定港湾施設工事勘定よりの受入れは同勘定の人件費・事務費を受け入れるものである。港湾管理者工事負担金は国直轄港湾整備事業費のうち、港湾管理者が負担する額を受け入れるものである。地方債証券の償還収入は旧特定港湾施設工事会計で施行した工事のうち港湾管理者の納付した地方債証券のうちこの勘定に帰属した分の償還金および利子であり、特定港湾施設工事勘定の地方債証券償還金収入も同様である。受託工事納付金は港湾管理者等から港湾工事等を国が受託することによる納付金である。歳出では港湾事業費は港湾水域施設、外郭施設等の建設改良工事事務費のほか伊勢湾高潮対策事業費、「緊急失業対策法」(昭和24年法律第89号)による失業者対策経費を含む。受託工事

費は港湾管理者等からの委託により施行する港湾工事経費である。工事事務費は直轄工事の人件費・事務費である。次に、特定港湾施設工事勘定で港湾整備勘定と異なるもののみ説明すると、歳入のうち一般会計からの受入れは直轄の輸出・石油・鉄鋼・石炭港湾の特定水域施設・外郭施設等の特定港湾施設工事に必要な計費の国庫負担の受入れである。受益者工事負担金収入は石油・鉄鋼港湾の特定施設整備工事経費のうち「特定港湾施設整備特別措置法」で規定する受益者負担金の受入れである。40年5月10日の特別会計法の改正で(昭和40年法律第63号)、港湾整備事業の対象に飛行場建設が追加され、40年度より一般会計から飛行場建設工事事業費が港湾整備勘定に繰り入れられ、同勘定で空港建設に従事することになった。43年度以降には新規工事区の採択もあり、特定港湾施設工事勘定による石油・鉄鋼・石炭港湾の工事事業量も増大する。45年4月17日の「空港整備特別会計法」(昭和45年法律第25号)の公布により特別会計法が改正され、それまで一般会計からの受入れで実施されてきた空港整備事業のうち、東京および大阪を空港整備会計で実施することとなり、45年度より空港整備会計からの東京、大阪を除く工事費の受入れが港湾整備勘定歳入に計上されるようになった。さらに45年5月19日の特別会計法の改正で(昭和45年法律第76号)港湾整備勘定に港湾整備事業を行うものに対する貸付が規定され、同勘定の歳入に償還金および利子、歳出に埠頭整備資金貸付金が計上されることになり、同年度より地方公共団体への貸出が開始された。この貸付金の目的は民間事業主たるコンテナバース等の建設を促進させるためであり、無利子でかつ港湾管理者を通じて行われた。

6 空港整備特別会計

昭和43年3月20日の閣議了解「空港整備5か年計画について」で42年度を初年度とする空港整備5か年計画が策定され、国際空港(東京、大阪)と地方空港の拡充が目標とされた。この計画に沿い毎年度対前年増大の事業予算が認められた。45年度に運輸省から特別会計新設要求が提出されたが、独自財源としては空港使用料、通行税、新設の出国税を掲げ、当初考慮されていた航空燃料税の新設は見送られた。¹⁾ このほか特別会計の名称としては航空施設整備特別会

計とする案もみられた。その後も通行税の特別会計財源化等に関して検討が行われた結果、空港整備特別会計法案と45年度特別会計予算案が編成され、第63国会に提出された。45年3月20日に原案どおり衆議院大蔵委員会で可決となり、あわせて「空港整備特別会計法案に対する付帯決議」が提案され、それも可決された。それは空港整備新計画の策定を求め、保安施設の整備、管制業務の近代化、騒音障害防止措置、税関入管等の空港機能の強化ならびに特別会計移行の趣旨に沿い適正な受益者負担により空港整備財源の確保を求めるものであった。²⁾ この付帯決議を付して、45年4月17日に「空港整備特別会計法」(昭和45年法律第25号)が公布された。

次に特別会計法の内容をみると、「空港整備法」(昭和31年4月20日法律第80号)の規定する空港の設置・改良・災害復旧および維持管理に関する事業並びに当該事業に関する国の負担金、その他の経費の交付に関する経理を明確にするため一般会計とは区分して経理され、そのほか空港整備事業の関連工事・受託工事・空港事務所等の所掌事務の経理を行う(第1条)、この会計を運輸大臣が管理し(第2条)、空港使用料収入、負担金、一般会計からの繰入金、借入金、受託工事納付金並びに附属雑収入を歳入とし、空港整備事業費、関連工事費、受託工事費、空港事務所等所掌事務費、借入金の償還金および利子、港湾整備会計または一般会計の繰入金並びに附属雑諸費を歳出とする(第3条)、空港整備財源に充てるため必要なときは借入金を行うことができ(第7条)、港湾整備会計が行う空港整備会計所属空港関係工事管理事務費を港湾整備会計港湾整備勘定に繰り入れる、受託工事納付金のうち一般会計で支弁した経費相当額は一般会計へ繰り入れる(第11条第1・2項)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ(第14条)、余裕金は資金運用部へ預託できる(第15条)ものとされた。

この特別会計は昭和45年度より施行されたが、45年度の歳入歳出をみると、一般会計からの整備事業費等の財源の繰入れと空港使用料収入が多額であるが、この特別会計の発足に際し、独自財源確保のため空港使用料を国際線50%、国内線69%の大幅な引上措置と、防衛庁所管空港の民間機使用料のそれまでの防衛庁所管歳入から特別会計歳入に移管するなどの措置をした結果である。地方公共団体工事負担金は国の直轄工事にとまなう地方公共団体工事負担金収入であり、借入金23億円は鹿児島・熊本両空港のリロケーション事業のため46年度

以降実施する現空港売却処分収入を見合いに資金運用部から借り入れたものである。他方、歳出のうち空港整備事業費は東京・大阪・ローカル空港整備費、騒音防止対策事業費、空港整備事業調査費、後進地域特例法適用団体補助率差額、北海道および離島空港整備費よりなる。空港整備工事諸費には人件費等事務費のほか港湾整備会計に繰り入れる工事管理費が含まれる。空港維持運営費は運輸省による空港サービスの提供に係る人件費等の運営費である。なお特別会計法附則第5項の規定により、44年度に特定国有財産整備会計で整備していた新鹿児島空港は空港整備一元化のため45年度より空港整備特別会計で経理することとなった。46年度には借入金はなく、前年度剰余金、空港財産処分収入が新たに予算に計上され、歳出では前年度の借入金の償還のため国債整理基金への繰入金をして借入金債務を完済した。歳入の空港使用料収入が一般会計からの受入れを大幅に上回る規模となったが、事業規模のさらに急速な拡大のため、空港使用料の急速な引上げは不可能なため、新たに独自財源が検討され、47年4月28日に特別会計法が改正され(昭和47年法律第19号)、事業に出資金を加え、航空保安大学校の管理運営、航空保安施設の検査、飛行検査受託業務が追加された。このほか特定財源の確保のため、当分の間一般会計からの繰入れに当該年度航空機燃料税収入見込額の11/13と、前々年度航空機燃料税収入予算額の11/13が決算額の11/13に不足するときはその不足額を合計して一般会計から繰り入れるものとなった。こうして特定財源として航空機燃料税の11/13が特別会計に繰り入れられることとなった。離島航路飛行機購入補助金を特別会計の歳出とするなどの事業もあわせて追加された。歳出では出資が追加されたため新東京国際空港公団(「新東京国際空港公団法」昭和40年6月2日法律第115号により41年7月30日に設置)への出資が特別会計経由で始まり80億円が出資され、離島空港事業助成費も予算に計上された。航空保安大学校や航空保安施設の管理費の新設は航空路整備事業費に含まれている。48年度は「公共用飛行周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(昭和42年8月1日法律第110号)により49年4月15日に設置される大阪国際空港周辺整備機構への出資が行われた。さらに49年3月27日に特別会計法が改正され(昭和49年法律第8号)、特別会計事業に空港周辺における航空機騒音障害の防止等に関する事業が追加され、資金の貸付も加えられた。こうして空港整備会計も道路整備会計

や港湾整備会計港湾整備勘定と同様に貸出が可能となる。

(注)

- 1) 「空港整備特別会計の設置について」(昭和44年7月24日運輸省航空局)。
- 2) 「第63回国会衆議院大蔵委員会議録」第14号(昭和45年3月20日)、16ページ。

第4節 その他の事業特別会計

1 国営競馬特別会計

昭和23年7月13日に「競馬法」(昭和23年法律第148号)と「国営競馬特別会計法」(昭和23年法律第159号)が公布され、競馬に関する収支を一般会計から区分し、国営競馬特別会計が設置され、農林大臣の所管となった。¹⁾ 23年度は勝馬投票収入と諸業務収入を歳入に、払戻金と一般会計繰入金を歳出に計上していたが、24年4月30日に特別会計法を全部改正し(昭和24年法律第42号)、投票券勘定と業務勘定に区分し(第3条)、投票券勘定では投票券発売収入および付属雑収入を歳入とし、返還金と業務勘定への繰入金等を歳出とする(第4条)、業務勘定は投票券勘定からの受入金のほか、登録料、免許手数料等の諸収入金や積立金からの繰入金等を歳入とし、一般会計への繰入金、事務取扱費等を歳出とする(第6条)、投票券勘定の決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ、業務勘定の特別登録料を除く残余は翌年度歳入に繰り入れ、特別登録料は積立金とする(第11条)ものとされた。次に特別会計の歳入歳出をみると、投票券勘定では勝馬投票券発売収入のほか、27年度では前年度剰余金が歳入となっている。投票券勘定では、歳入から払戻金を差し引いた残額を業務勘定に繰り入れることになっているが、26年度に、馬券の発売が予定より増加したため、収入に見合う経費の支出は予算総則の弾力条項によって行われたが、収入超過分に当たる業務勘定への繰入れについては補正予算を組めなかったため年度内に支出することができず、剰余金となり、特別会計法第5条により27年度において受入れのうえ業務勘定に繰り入れるものとした。業務勘定の歳出の競馬施行費は人件費、事務費、開催諸費、場外発売諸費、馬医療施設費、使役馬繋養費、競馬用馬匹購入飼育費、施設関係費等よりなり、一般会計への繰入れは益金繰入れ、恩給負担金等よりなる。29年7月1日に「日本中央競馬会法」(昭和29年法律第205号)が公布され、この特殊法人に中央競馬の経営が移行するものとなった。日本中央競馬会は同年9月16日に全額政府出資で設置された。だが特別会計は

29年度も存続し、同年度中は中央競馬会からの納付金を特別会計の歳入とし、中央競馬会の監督に要する経費を歳出とする(第4条)とし、また中央競馬会からの国庫納付金は特別会計を経由して一般会計に納付された。中央競馬会が順調に発足したので、30年3月31日に「国営競馬特別会計法を廃止する法律」(昭和30年法律第7号)が公布され、29年度末で特別会計は廃止され、廃止の際の特別会計に帰属する資産負債は一般会計に帰属された。

〔注〕

- 1) 占領期の国営競馬特別会計の経理については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。

2 郵便貯金特別会計

郵便貯金特別会計は郵便貯金の経理責任を明確にするため、「郵便貯金特別会計法」(昭和26年3月30日法律第103号)に基づき、昭和26年度より設置された。郵便貯金は「郵便貯金法」(昭和22年11月30日法律第144号)で規定されている。¹⁾ 特別会計法によれば郵便貯金事業の経理を明確にするため設置され(第1条)、郵政大臣が管理する(第2条)、郵便貯金事業の業務取扱諸費等は郵政事業会計の歳出として支出し、その財源を郵政事業会計に繰り入れる(第4条)、資金運用部預託金利子、借入金および付属雑収入を歳入とし、郵便貯金の利子、郵政事業会計への繰入金、一時借入金利子、借入金償還金および利子並びに付属諸費を歳出とする(第5条)、毎会計年度損益計算上の利益は積立金に組み入れ、損失は積立金を減額して整理し、損失額が積立金を超過する場合は損失の繰越しとして整理する(第9条)、この会計の支払上現金に不足するときは、一時借入金をすることができ(第14条)、毎会計年度の歳入が不足するときは補足するため、一般会計から繰り入れることができ、後日相当額を一般会計に繰り入れなければならない(附則第2・3項)。こうして郵政事業会計で集められた郵便貯金がすべて資金運用部で運用されるが、両者の中間に郵便貯金会計が経理を明確にするため運営される。なお郵便貯金の受入れ・払出しは特別会計の歳入歳出外となっている。

さて特別会計の歳入をみると、昭和27年度で利子収入、雑収入、一般会計よりの受入れが計上され、利子収入は資金運用部に預託されている郵便貯金(通常・積立・定額・その他郵便貯金)の利子収入で、貯金残高と算定利子率により変動する。一般会計からの受入れは当年度欠損金を一般会計から補填するものである。歳出の支払利子は郵便貯金加入者への利子支払である。郵政事業会計への繰入れは郵便貯金の事務取扱費と郵便局舎建設費の設備負担金の合計である。取扱事務費の増加は郵政事業職員給与改訂および通信費の増加である。28年度では利子の原価のずれやベースアップによる事務費増大および「資金運用部預託金利率の特例に関する法律」(昭和27年3月31日法律第52号)による金利の引下げ等で特別会計の赤字は拡大し、一般会計からの補填が増大したため、この特別会計の大幅な赤字補填が問題となった。一方、資金運用部特別会計は歳入歳出の残額が発生し、それを毎年度一般会計に繰り入れていた。そこで郵便貯金特別会計の赤字補填を資金運用部特別会計が補填することになり、29年3月31日に「資金運用部特別会計法」の一部が改正され(昭和29年法律第32号)、当該年度の郵便貯金特別会計の歳入不足を補填するため、当該不足額を限度として、予算の定めるところにより繰り入れ、さらに残高があるときそれを一般会計に繰り入れる、そして資金運用部特別会計からの繰入れは一般会計からの繰入れとみなし、郵便貯金特別会計から後日一般会計に繰り戻すことになった。そのため29年度は当初予算で郵便貯金会計の歳入不足46.2億円と見積もられ、それを資金運用部特別会計の剰余40.26億円で埋め、それでも不足する5.95億円を一般会計で補填するとしたが、郵便貯金会計の支払利子の増大で、歳入不足は増大し、予算を補正して一般会計からの繰入れを増額し、29年度の歳入不足を埋めた。30年度では7月25日の「資金運用部資金法」の改正で(昭和30年法律第86号)、資金運用部特別会計は決算剰余金を当分の間、郵便貯金特別会計の歳入不足を埋めるため当該年度の歳入として繰り入れることになった。こうして30年度以降、特別会計の歳入不足が資金運用部特別会計からの繰入れで賄われた。

特記すべきものとして、昭和34年度より郵便貯金旧預金者交付金が計上されているが、これは占領期の金融機関再建整備のなかで「大蔵省預金部等損失特別処理法」(昭和21年法律第56号)により預金債務を切り捨てており、²⁾ その預金

者への救済措置として34年3月26日の「郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所属の資金運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第4条の臨時特例等に関する法律」(昭和34年法律第43号)が公布され、切り捨てられた第2封鎖預金の旧預金者に優先配分する道が開かれた。先の昭和21年法律第56号により預金部資金旧運用資産に一般会計から補償金を繰り入れたのち、資産評価額の増加分を補償金の額まで、一般会計に繰り戻したあとでなければ第2封鎖預金勘定を処分できないこととなっていた。33年10月現在の資金運用部の補償金返還勘定には運用益を加算して31.64億円しか蓄積されていないため、一般会計からの補償金36.17億円に不足し、法律上は旧預金者への優先配分は不可能であったが、国営貯金事業への旧預金への信頼性が考慮され、他方、特別損失処理の継続で政府補償全額の償還が可能との見通しがあり、旧預金者へ優先配分する先の法律が公布された。この法律により34年度予算に旧預金部資金所属資産の増加額の一部を旧預金者に公布するため利子相当分7100万円を含み2.41億円が歳入不足補填と一緒に繰り入れられ、³⁾ その繰入額から旧預金者からの請求により交付された。34年4月1日に施行され、その日より2年以内に交付申請しなければならないため、ほぼ35年度で終わり以後残りが細々と交付を受けて41年度まで続いた。

多年にわたり特別会計の累積赤字が問題となっており、昭和35年度末累計494億円と見込まれ、この抜本的改革のため、35年9月14日の資金運用部資金運用審議会の建議で、郵便貯金事業の独立採算を確保するため、郵便貯金の運用利回りを引き上げ、他方市中金利と平行し、貯金金利を引き下げる措置をとった。これにより貯金と運用の利鞘が広がったが採算があるとしても、既往の一般会計、資金運用部特別会計からの繰入金は、一般会計に繰り戻す必要がある。だが郵便貯金会計の自立を確保する意義を認められ、36年4月1日に特別会計法が改正され(昭和36年法律第54号)、附則第6・7項の郵便貯金特別会計の歳入不足を埋めるために郵便貯金特別会計に繰り入れ、後日それを一般会計に繰り戻すという条文を削除し、一般会計は郵便貯金会計への債権496.31億円を切り捨てた。さらに特別会計の歳入不足を補填する財源として、特別会計法の第12条の2として事業経費財源のための借入金ができることと規定した。こうして当初は郵便貯金経費を経理するだけの整理会計としての性格が強かったが、特

別会計法の改正で貯金事業を独立採算等で経理する事業会計としての性格を強めた。36年当初予算では利子収入の増大を図ったが、利子支払が多かったため、補正予算で新たに借入金を計上し、資金運用部から借り入れた。ただし借入金は36年度のみで、37年度に償還金と利子が国債整理基金に繰り入れられている。37年度より前年度剰余金の受入れが始まり、38年度以降急増し、特別会計事業の独立採算としての自立がようやく確立された。このほか47年6月23日に特別会計法が改正され(昭和47年法律第98号)、預金者貸出にともなう利子経理にも事業が拡大している。

〔注〕

- 1) 占領期の郵便貯金特別会計の経理等については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 金融機関再建整備に関しては、前掲、『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「金融制度」(昭和58年)を、また預金部資金の損失処理については同第10巻「資金運用部資金」(昭和55年)を参照。
- 3) 財政調査会編『国の予算』(昭和34年度)、605ページ。

第2章 管理特別会計

第1節 管理特別会計の概観

管理特別会計は、「財政法」上の規定として、政府が特定の行政的事業を行う場合として第13条第2項の規定に基づいて設置されるものであり、ここでは流通管理特別会計、貿易・為替管理特別会計およびその他の特別会計に分類して紹介する。ただしここで貿易・為替管理特別会計に分類されている、外国為替資金特別会計と緊要物資輸入基金特別会計は「財政法」上の規定では特定の資金を管理する資金管理会計とみなされるものである。

流通管理特別会計は政府が特定の物資の流通を管理するものであり、食糧管理特別会計(昭和17年度設置)、貴金属特別会計(昭和24~52年度)、糸価安定特別会計(昭和26~43年度)およびあへん特別会計(昭和30~59年度)が該当する。このうち特別会計により政府による独占的管理が求められるものとして、食糧管理特別会計とあへん特別会計がある。食糧管理特別会計は主食の米麦の管理のほかその他の農産物や輸入飼料および砂糖にも及ぶため、昭和33年度より特別会計に、勘定区分が設けられている。勘定区分としては国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧勘定、農産物等安定勘定、業務勘定および調整勘定で発足したが、昭和39年度より輸入飼料勘定と砂糖類勘定が追加された。ただし砂糖類勘定は40年度末で廃止されている。これらの勘定のうち調整勘定には調整資金が設定されて、各勘定の損失を補填する仕組みとなっている。次に医療用等の特殊な需要を満たすため、厳格な管理を求められるあへん特別会計は、全量管理を特別会計で行うが、需要が限られているため歳入歳出規模はきわめて小さなものとなる。他方、物資流通の部分管理をする特別会計として貴金属特別会計と糸価安定特別会計がある。貴金属特別会計は国内産出金の一部を政府が

特別会計で買い取るもので、それを政府の用途に充てるため売り払うものである。糸価安定特別会計は国内生糸相場の安定のため、安値買支えと高値放出を目的とするもので、そのため常時市場介入を行うものではない。次に貿易・為替管理特別会計をながめると、米国対日援助物資等処理特別会計(昭和25~28年度)は占領期米国対日援助物資の政府管理を目的として設置されたもので、事実上特別会計の役割は終了していた。緊要物資輸入基金特別会計は朝鮮戦争による国際物価騰貴に対処するため、貴重物資の輸入に充てるため基金を管理するものである。そのため基金を管理する資金特別会計という性格がある。外国為替資金特別会計は、歳入歳出外の外国為替資金を管理するものである。先の緊要物資輸入基金特別会計と並び資金管理会計とみなせるものである。その他の管理特別会計としては、自作農創設特別措置特別会計(昭和21年度設置)、解散団体収入金特別措置特別会計(昭和26~27年度)、国立病院特別会計(昭和24年度設置)、国立学校特別会計(昭和39年度設置)および自動車検査登録特別会計(昭和39年度設置)がある。このうち自作農創設特別措置特別会計は占領期の農地改革のための農地処分等の経理をするためのものであり、その事業が続き、存続されていた。解散団体収入金特別措置特別会計は占領期に解散団体に指定された超国家主義団体等の所有財産を、国庫に帰属させて処分するというものである。以上の2会計は整理特別会計としての性格が認められよう。そのほか自動車検査登録特別会計も自動車検査登録手数料とその経費を管理するものであり、特定の資産管理を経理するわけではなく、特定の歳入をもって特定の歳出に充てる整理特別会計に近い性格がある。残る国立病院特別会計と国立学校特別会計は、政府所管の医療事業と教育事業を経理するものであり、特別会計で多くの定員を抱えており、事業特別会計に近い性格がある。国立病院特別会計は病院と療養所を一括して経理していたが、43年度より国立病院勘定と療養所勘定に区分経理されることとなった。

第2節 流通管理特別会計

1 食糧管理特別会計

食糧管理特別会計は、戦時食糧統制政策として昭和17年2月21日に「食糧管理法」(昭和17年法律第26号)が公布されたのにもない、それまでの米穀需給調節特別会計(「米穀需給調節特別会計法」大正10年4月4日法律第37号による設置)が食糧管理特別会計と「食糧管理特別会計法」に改称された。¹⁾27年度初における特別会計法によれば、食糧管理のための食糧の買入れ、売渡し、交換、貸付、加工、製造、貯蔵または検査に関する一切の歳入を一般会計と区分して経理するために設置され(第1条)、食糧買入代金以外の経費を支弁するため借入をすることができ(第2条)、食糧買入代金のためには、1年以内に償還する証券を発行するか借入金をする事ができ(第3条第1項)、買入代金のため一時現金に不足する場合には年度内償還の証券および借入金をする事ができ(第3条第2項)、この証券または借入金の借換えのため1年以内に償還する証券または一時借入金をする事ができ(第4条)、証券、借入金、一時借入金の限度を1700億円とし(第4条の2)、食糧の売渡代金、第2条、第3条第1項の規定する証券の発行収入金、借入金、一般会計からの繰入金等を歳入とし、食糧の買入、代金、食糧の買入、売渡し、交換、貸付、交付、加工、製造、貯蔵および検査(「農産物検査法」(昭和26年法律第144号)の規定する農産物検査を含む)および運搬に関する諸費、農業共済再保険特別会計への繰入金、証券、借入金の償還金並びに証券、借入金および一時借入金の利子等を歳出とする(第6条第1項)、一般会計よりの繰入金は輸入食糧の価格調整補給金および農産物検査経費として繰り入れる(第6条第2項)、決算上の損失のため一般会計より繰入金をすることができる(附則第2項)。

昭和27年度の歳入予算をみると、食糧売払代を中心とし食糧証券および借入金収入がこれに次ぎ、輸入食糧補給金と農産物検査財源の一般会計からの繰入れと米麦売払代金の延納による利子収入等よりなる。食糧証券の発行と借入金

は農産物買入れと売払いの時期的調整をするために行われ、このうち食糧証券は償還期限2カ月であり、利子は割引差額とされ発行のつど国債整理基金に繰り入れられる。歳出は米穀、麦類、輸入食糧等の買入代金を中心とし、その輸送・保管・加工等の事業に必要とする管理費、人件費、食糧証券の償還のための国債整理基金への繰入れその他よりなる。26年度までこの会計を経由していた農業共済掛金の米麦消費者負担分は27年6月14日に「農業災害補償法」が一部改正され(昭和27年法律第193号)、特別会計からの農業共済再保険への繰入条項を削除した(第6条第1項)。食糧証券および借入金の27年度当初の限度は補正予算で増額補正され、あわせて特別会計法も改正された(昭和27年12月23日法律第320号)。27年度産米の売買損失と、国内産麦の売買損失、学校給食用麦廉価売払いによる損失が生ずるが、この特別会計損失を補填するための一般会計からの繰入金の法律(昭和25年法律第28号)の27年度の繰入金は114.6億円となった(昭和27年12月25日法律第328号)。特別会計は食糧の買入れ、売払い等のみ管理していたが、27年12月29日の「飼料需給安定法」(昭和27年法律第356号)の公布で、特別会計法も一部改正され、飼料の買入れ、交換、保管または検査に関する一切の歳入歳出は特別会計の所属とする(附則)とし、所管業務は食糧のみならず飼料にまで拡張された。そして28年1月9日の「てん菜生産振興臨時措置法」(昭和28年法律第2号)で特別会計法の一部が改正され、この臨時措置法により政府の買い入れる甜菜糖も特別会計の所管となった。

昭和28年6月1日より麦の政府統制が撤廃され(「食糧管理法の一部を改正する法律」(昭和28年法律第158号))、麦類の無制限政府買入方式が始まり、あわせて麦の二重価格制が始まり、特別会計が逆鞘分の財政負担を背負うこととなった。これに関して28年8月1日に特別会計法の一部が改正され、証券および借入金の限度は拡張され、あわせて麦の売渡しにより生じた損失を補填するため一般会計より特別会計に繰り入れることができるとの附則が追加された。米価は28年度の政府原案では供出完遂の奨励金は計上されていなかったが、予算案の国会修正により特別会計の負担となった。他方、消費者米価は据え置かれたため、特別会計の赤字要因となった。29年1月1日以降の消費者米価は消費者負担の急増と財政負担を避けるため、供出完遂奨励金の半額を一般会計の負担とし、そのほか所要経費の一部を特別会計の繰越利益で負担することとなった。こう

して28年度で事実上の米の二重価格制が始まる。こうした措置に対応し28年度補正予算にともない、昭和28年12月11日法律第280号で、一般会計から56.4億円が繰り入れられることとなった。このほか28年8月17日の「農産物価格安定法」(昭和28年法律第225号)の公布により、米麦に次いで重要な農産物(甘藷生切干し、甘藷でんぷん、馬鈴薯でんぷんおよび菜種)の部分管理をすることとなり、あわせて同法で特別会計法の一部が改正された。29年3月31日の特別会計法の一部改正で、証券および借入金限度が2600億円に拡張され(第4条第2項)、歳入に「農産物検査法」(昭和26年法律第144号)による農産物検査収入印紙売渡収入を、歳出に農産物検査諸費と印紙売捌き手数料を加え(第6条第1項)、同上第2項より農産物検査に係る一般会計財源受入を削除した。そのため29年度一般会計からの繰入れは輸入食糧価格調整補給金、学校給食用小麦半額補助および被害農家主食特別価格売渡損失補填金である。なお輸入食糧価格の低落のため、それまで赤字であった輸入食糧管理事業は黒字に転化し、その分の一般会計からの繰入れは行われなくなった。

昭和30年度予算編成では集荷のための事前売渡申込制度の実施、政府買入価格の前年度水準での一本化と各種奨励金制度の廃止、消費者価格も現行水準を維持、一般会計繰入は学校給食補助等の特殊なものに限る、麦価は二重価格差が拡大しているが現行制度を維持する、砂糖に関しては農林省から特別会計の設置要求がでていたが、それを認めず現行どおりとすることとし、これらにより発生する30年度の特別会計の損失を100億円以内にとどめ、その補填はインベントリー・ファイナンスの取崩しによることとした。しかし30年度は空前の大豊作となり、政府買入量の増大となり、そのためとりあえず買入資金の確保のため証券および借入金の限度を、30年12月16日の特別会計法の改正で3500億円に拡張し(昭和30年法律第185号)、31年2月6日に成立した補正予算(特第3号)で増額補正をし、さらに年度末に見込まれる167億円の損失のうち、当初見込みを上回った67億円について31年3月27日に「食糧管理特別会計の昭和30年度における損失を埋めるための措置に関する法律」(昭和31年法律第23号)に基づき30年度に一般会計から繰り入れて補填した。この損失処理をめぐり、農林省は輸入砂糖を特別会計に管理させ、その輸入差益で特別会計の損失を補填する案を提案したが、大蔵省は消費者米価の改定以外に解決の方法がないと主張

し、結局、輸入砂糖の特別会計の管理は見送られたものの、消費者米価の引上げも困難であったため、一般会計の負担となった。²⁾ さらに30年度決算で以上の損失を上回る34億円の赤字が発生したため、その損失を31年度に一般会計からの繰入れで補填した。

昭和32年度予算編成でも財政負担が累増していることから、32年4月20日に特別会計法が一部改正され、証券・借入金の限度が4400億円に拡張されていた。32年6月11日の臨時食糧管理制度調査会は「米麦に関する答申」を提出し、そのなかで部門別に経理区分を設け、収支・損失を明確にするとともに、需給関係による損益の変動に対処するため調整勘定を設け、特に輸入食糧については変動要因が大きいので、特別の勘定または基金を設けるなどを提言した。³⁾ これに関し議論された結果、32年9月14日の閣議決定「消費者米価の改訂等について」で、特別会計に勘定区分を設け、その損益について一般会計よりの繰入金により処理するもの、消費者の負担に属するもの、輸入食糧の差益によって処理すべきものの区分をあらかじめ明確にするよう対策を検討するとした。⁴⁾ これらの方針に従い、33年3月29日に「食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計から繰入金に関する法律」(昭和33年法律第23号)が公布され、一般会計から150億円を限り特別会計に繰り入れ、特別会計の資金とする、特別会計の各年度の損益計算上の利益または損失があるときは、その利益の額を資金に組み入れ、または損失の額を限度として資金を減額して処理すると定められ、32年度に150億円の特別会計資金が設置された。そして32年度損失67.47億円が資金の減額で処理された。さらに3月29日に特別会計法も改正された(昭和32年法律第24号)。なおこの法案の衆議院での可決にともない、付帯決議がなされている。⁵⁾ その要旨は、特別会計に調整資金を設置する趣旨が、特別会計の赤字を食糧証券の増発によって資金不足を埋めることを避け、特別会計の健全化を図ろうとするものであることから、調整金を越える赤字の発生が予見される場合にはあらかじめ一般会計から資金への繰入れ等の措置を図るというものであった。こうして特別会計法が改正され勘定区分が採用される。すなわち国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、農産物等安定勘定、業務勘定および調整勘定に区分され(第1条の2)、米麦、輸入食糧の各管理勘定は食糧の売渡代金、調整勘定よりの受入金等を歳入とし、

食糧買入代金並びに買入れ、売渡し、交換等に関する諸費、業務勘定および調整勘定への繰入金等を歳出とする(第6条)、農産物等安定勘定は農産物等の売渡代金、調整勘定よりの受入金、一般会計よりの受入金等を歳入とし、農産物等買入代金、農産物等買入れおよび売渡しに関する諸費、業務勘定および調整勘定への繰入金等を歳出とする(第6条の2)、この一般会計からの受入金は農産物等安定勘定に生ずる損失を補填するために繰り入れるものとする(第6条の2第2項)、業務勘定は各食糧管理勘定、農産物等安定勘定および調整勘定よりの受入金、農産物検査印紙売渡収入等を歳入とし、事務取扱いおよび施設運営諸費、農産物検査諸費、農産物検査印紙売捌き手数料、調整勘定への繰入金等を歳出とする(第6条の3)、調整勘定は一般会計からの受入金、証券発行収入金、借入金並びに他勘定よりの受入金等を歳入とし、他勘定への繰入金、証券・借入金の償還金並びに証券・借入金・一時借入金の利子等を歳出とする(第6条の5)、この一般会計よりの受入金は調整資金に充てる(第6条の5第2項)、調整勘定に調整資金を置く(第6条の4)、各食糧管理勘定と業務勘定の毎年度損益計算上利益または損失は調整勘定に移して整理する(第8条の2第1・2項)、調整勘定に利益または損失が生じたときは利益の額を調整資金に繰り入れ、損失額は資金を減額して整理する(第8条の3)、農産物等安定勘定の損益計算上の利益は積立金として積み立て、損失は積立金を減額して整理する(第8条の4第1・2項)、昭和33年法律第22号により32年度の特別会計の損益を処理したあとの資金は調整勘定の資金として一般会計からの受入金とみなす(附則第4項)、そして一般会計からの附則による繰入れは削除された。

この勘定区分を設ける法律の改正により、昭和33年度より国内米管理勘定・国内麦管理勘定・輸入食糧管理勘定・農産物等安定勘定・業務勘定および調整勘定が設けられた。このうちの国内米・国内麦の両管理勘定はほぼ同様の構成をなし、米麦の売払代金を主たる歳入とし、米麦の買入代金と管理費および人件費の業務勘定への繰入れを支弁し、米麦価格がいずれも逆鞘となることから、不足する分を調整勘定からの受入超過で調整するというものである。輸入食糧管理勘定は輸入米麦を安価に輸入して売り払うため調整勘定への繰入れは受入れを上回り、黒字が見込まれる勘定である。特別会計法では規定されていないが、一般会計よりの受入れがあり、これは以前から続く文部省所管の学校給食

用小麦補助である。農産物等安定勘定はでんぷん、甘藷、生切干し、菜種、大豆、甜菜糖、輸入飼料の売買を管理し、この勘定に発生する損失は一般会計農産物価格安定費より繰り入れられる。業務勘定は各勘定よりの人件費の受入れと検査印紙収入を歳入とし事務費とサイロおよび倉庫運営費を歳出とし、過不足を調整勘定との受入れ・繰入れで調整する。調整勘定は他勘定よりの受入れと食糧証券・借入金収入を歳入とし、他勘定への資金繰りのための繰入れと国債整理基金への償還金および利子の繰入れよりなり、33年度では一般会計よりの受入れは計上されていない。調整勘定が特別会計全体の損益を負担するため、ここに生ずる損失は調整資金の減額か一般会計よりの繰入れで処理されることとなった。こうして特別会計の経理内容は明確となったが、米麦価格の逆鞘が続くかぎり損失が続くのは当然であるため、33、34年度損失は調整資金を減額して補填した。しかし35年度は調整資金の残額が乏しくなったため、予算で調整勘定への一般会計からの繰入れ100億円を計上した。しかしその後の損失の増大見込みのため補正予算で(昭和35年12月9日特第1号)、290億円に増大された。35年12月22日には特別会計法の一部が改正され(昭和35年法律第152号)、証券および借入金の限度の規定を、予算をもって国会の議決を経るものとされ(第4条第2項)、予算総則で規定されることとなり、予算に連動した限度額の設定が可能となった。一般会計からの損失補填のための調整勘定への繰入れは35年度以降毎年続き、特別会計の歳入歳出規模の拡大とともに増額されている。

昭和39年度予算では「甘味資源特別措置法」(昭和39年3月31日法律第41号)が公布され、それまでの「てん菜生産振興臨時措置法」が39年3月31日に失効した。これにより砂糖原料やでんぷんを原料とする産業育成策が打ち出され、特別会計法も一部改正され、所管事業に「甘味資源特別措置法」の規定する政府買入れの国内産糖・ぶどう糖を追加し(第1条)、新たに砂糖類勘定を設けることとなった。この改正法によれば、砂糖類勘定は砂糖の売渡代金、調整勘定よりの受入金、一般会計よりの受入金等を歳入とし、砂糖類の買入代金、買入売渡諸費、業務勘定・調整勘定への繰入金等を歳出とし(第6条の2の2)、一般会計からの繰入金はこの勘定の損失の補填のために繰り入れるものとする(第6条の2の2第2項)。他方、4月1日の特別会計法の改正で(昭和39年法律第50号)、事業を「飼料需給安定法」(昭和27年法律第356号)による輸入飼料にも拡

張した(第1条)。この特別会計法の改正によれば輸入飼料勘定を設置し、輸入飼料の売渡代金、調整勘定よりの受入金、一般会計よりの受入金等を歳入とし、輸入飼料の買入代金、輸入飼料の買入れ、売渡し・交換に関する諸費、業務勘定・調整勘定への繰入金等を歳出とする(第6条の2の3)、その一般会計よりの受入金は輸入飼料勘定の損失を補填するため繰り入れるものとする(第6条の2の3第2項)。こうして39年度より輸入飼料勘定が追加されることとなった。この新設勘定の追加によりそれまでの農産物等安定勘定から砂糖や輸入飼料が独立の勘定として離れたため、農産物等安定勘定は甘藷でんぷんと馬鈴薯でんぷんのみとなり、勘定の歳入歳出規模は縮小した。39年度では、砂糖類勘定では一般会計より受入れをせず、輸入飼料勘定では損失を一般会計よりの農林省所管飼料需給安定費より受け入れた。しかし「砂糖の価格安定等に関する法律」(昭和40年6月2日法律第109号)の公布で、砂糖の管理は糖価安定事業団(「砂糖の価格安定等に関する法律」昭和40年法律第109号により40年9月19日に設置)が担当することとなり、特別会計法も一部改正され、「甘味資源特別措置法」による国内産糖管理の所管事項が削られ(第1条)、砂糖類勘定の規定も削除された。そのため40年度の砂糖類勘定は41年3月31日で廃止された。砂糖類勘定の損失は、その確定した段階で一般会計から繰り入れられた。そして砂糖類勘定廃止の際の資産・負債は農産物等安定勘定に帰属した

調整勘定は農産物等安定勘定と違い、損失の次年度への繰越しに関して特別会計法で規定されていない。そのため調整勘定の多額の損失に対して、財政事情の悪化した昭和40年9月にはその繰越し処理が検討されていた。⁶⁾ 41年度も特別会計の調整勘定の損失を次年度に繰り越して調整資金への一般会計からの予算繰入れを省く案が検討されている。しかし損失の繰越しを行うよりも一般会計からの繰入れを続けるべきであるという従来の方針が維持され、特別会計の損失を食糧証券の増発で次年度に繰り越す方法は採用されなかった。

昭和44年12月8日の「沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律」(昭和44年法律第81号)により、特別会計法の一部が改正された。それは琉球政府に対し優遇条件により国内産米管理勘定の米を売り渡すため、それにより生ずる同勘定の損失を一般会計で補填することとなった。このため44年度より国内産米管理勘定の

歳入に一般会計からの繰入れが計上された。米の生産性の向上に反し米の消費が伸びないため、特別会計の米の在庫は増し、過剰米の在庫管理費用の負担増となる。過剰米が特別会計を危機的な状況に追いつめているとして、すでに43年11月21日の財政制度審議会は過剰米の飼料としての処分が多額の損失が特別会計に発生せざるをえない事態は、食糧管理制度の全面的な見直しが必要であり、その打開策として米の間接統制への移行が必要だと提言していた。⁷⁾そして昭和46年5月27日法律第75号で特別会計法が改正されたが、この改正案の検討で問題となったのは、過剰米処理が多額にわたるため、その損失処理の方法である。具体的には、「財政法」の解釈で、46年度に見込まれる損失に対し、補正予算であらかじめ調整資金を増額しておくことが可能か、損失が多額のため次年度に損失を繰り越す必要があるが、特別会計法を改正せずに調整勘定で損失の繰り越しが可能かなどが検討された。しかし繰越損失が多額のため特別会計法の改正で対処すべきものと最終的に判断され、46年5月27日に特別会計法が改正された。それにより42年以降45年以前に生産された米穀が過剰米として、加工用原料もしくは飼料用に供するか輸出することにより、それにともない国内米管理勘定に生ずる過剰米処分の損失を補填するため、一般会計から繰入金をする事とした。この繰入れは売渡年度以降7年以内に繰り入れる、損失中整理しきれない部分の金額は内国米管理勘定の損失として繰り越すこととなった。こうして46年度より過剰米処理は可能となり、46年度より一般会計よりの繰入れが、この損失の補填金の繰入れが追加されたため増大した。

〔注〕

- 1) 占領期の食糧管理特別会計に関しては、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和31年度)、528ページ。
- 3) 『国の予算』(昭和33年度)、654ページ。
- 4) 『国の予算』(昭和33年度)、647ページ。
- 5) 『第28回国会衆議院大蔵委員会議録』第20号(昭和33年3月20日)、5ページ。
- 6) 「食糧管理の資金需要をいわゆる公債で賄ってはどうか」(昭和40年9月4日食糧庁)、「食糧管理の損失繰越について」(食糧庁)。
- 7) 「食糧管理の改善、国鉄財政の再建及び昭和44年度における地方財政対策についての報告」(昭和43年11月21日財政制度審議会)(大蔵省資料Z21-590)。

2 貴金属特別会計

貴金属特別会計は「貴金属特別会計法」(昭和24年4月25日法律第34号)により設置され、それまでの金資金特別会計は廃止された。¹⁾ 貴金属特別会計の目的は政府の貴金属売買または管理に関する経理を明確にするため(第1条)、金銀白金のほか希少貴金属を売買の対象とし(第2条)、大蔵大臣が管理し(第3条)、貴金属売払代金等を歳入とし、買入代金、事務取扱費、一時借入金の利子等を歳出とする(第3条)、決算剰余金は翌年度の歳入に組み入れ(第12条)、支払義務の生じた歳出金で当該年度内に支出済みとならなかった予算を翌年度に繰り越して使用できる(第14条)。この特別会計は「貴金属管理法」(昭和25年5月1日法律第128号)により貴金属を国際収支の改善その他の国民経済上有効活用するために新産金銀を政府が買い上げて貯蔵・運用する際に、その貴金属の売買管理を担当するものであった。「貴金属管理法」は昭和27年6月13日法律第189号で「金管理法」となり、政府の貴金属管理は以後、既保有分の銀を除き新産金のみを対象とした。政府は精製した金塊を造幣局に納入させ、そこで品位証明したうえで、代金を特別会計から日銀経由で支払い、保管は造幣局もしくは日銀において行う。

特別会計の歳入歳出をみると、昭和27年度以降、貴金属売払代として金の造幣局への売払いと金以外の貴金属の民間および海外への売払収入が計上され、歳出に貴金属買入費として金銀を日銀を通じて買い上げる支出で、28年度よりそれは金地金のみを買上げとなる。ほかに一般会計への繰入れは26年度までに一般会計から繰り入れられていた資金の繰戻し等が計上されている。28年度まで金売却を上回る銀売却がみられたが、「金管理法」施行後は以後の金買入れのみとなり、特別会計の規模は縮小した。接収貴金属の処分を決める法律の成立が難航していたため政府ではとりあえず政府保有貴金属と確認できるものは処理法制定前に返却し、それを政府の要に充てることにし、33年度に貴金属会計ほかに返還された。貴金属会計は33年7月25日の閣議決定に基づき銀地金144.1トンと同10月4日に返還した。これを造幣局に売却したため33年度に14.79億円を貴金属売払代金として実現した。34年度には6月1日に「接収貴

金属等の処理に関する法律」(昭和34年法律第135号)の施行により、貴金属会計所属金銀の返還で、その処分により25.73億円に売却代金が増大した。35年度以降も処理法により、国庫帰属となった貴金属の処理として、金を貴金属会計に40～53年度で計7.6トン、銀を貴金属会計と造幣局会計に35～40年度で計916トンに移管した。このほか一般会計に返還された銀の36・37年度分は接收貴金属処理法附則第5項で33.8トンが貴金属会計に移管され、この売却益が貴金属会計の新産金買入費に充当された。²⁾ 返還銀の処分益で占領期の一般会計からの補填財源の繰入れ(特別会計法附則)に対する繰戻しが実施され、33年度12.79億円、34年度24.48億円が一般会計に繰戻されている。「金管理法」により貴金属会計は新産金の5%を買い上げ、ほかは産金業者が自由販売していたが、国内金需要が旺盛なため、42年度以降、政府は貴金属会計負担で金の輸入に踏み切り、貴金属買入費と売払収入は47年度まで増大を続けた。この金の国際市場からの輸入は特別会計が独占的に行い、それを民間業者に払い下げるものであった。47年度にも一般会計への繰戻し7.4億円が計上され、これにより占領期の一般会計からの繰入れへの繰戻しは完了した。

金の自由化は不可避という状況となり、自由化への移行が検討されていたが、それと特別会計の役割について昭和47年6月に国際金融局では次のように考えていた。自由化への当面の施策として、(A案)民間の金輸入を許可により認め、国際価格が1グラム660円以下の場合には特別会計が金の買入れを行い、民間に同額で払い下げる、(B案)特別会計で従来どおり独占的輸入を続け、民間への払下げを従来のルートを通じて行う、の2案が考えられるが、その得失を検討したうえで、当面する施策の先に恒久的な施策すなわち全面的な金の自由化を行い、特別会計の国際市場での買付けと民間への払下げを停止し、整理期間経過後には特別会計を廃止するものと考えていた。³⁾ こうして金自由化後に特別会計の廃止が展望されていた。その後47年10月20日の対外経済政策推進関係閣僚懇談会の決定「対外経済政策の推進について」に基づいて、48年2月2日に大蔵省は「金地金の民間輸入について」を決定し、48年4月1日より金地金の輸入を自由化したため、⁴⁾ 48年度にこの特別会計の存置意義は薄れる。そのため自由化より先に48年度の特別会計の存続が議論されたが、⁵⁾ その結果、特別会計は48年度は一応存置することとし、特別会計の存廃については、48年度

の金の自由化の実施状況を検討のうえ、49年度予算編成の際に決定するものとする。とされ、48年度も存続の運びとなった。その後も国際金融局は、各主要国で国際通貨制度問題が検討されており、金の位置づけについても最終的な意見の一致をみていない状況において、金に関する日本の制度の手直しをすることは、日本の金の位置づけになんらかの意思決定を行ったものとみられうるため、それが与える影響を考慮する必要があると主張し、⁶⁾ そのため特別会計が存続されることとなり、49年度以降も続いた。だが金の自由化は円滑に進み、その後の国際金融情勢も落ち着きをもせたので貴金属会計はその役割を終えたと判断され、52年度末での廃止が決定され、52年度予算で保有金地金100トンを目録に売却して廃止された(昭和52年法律第38号)。

〔注〕

- 1) 貴金属特別会計の設置に関しては、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 詳細は本巻「国有財産」編参照。
- 3) 「金の自由化と貴金属特別会計の運営について」(昭和47年6月19日国際金融局企画課)(大蔵省資料)。
- 4) 財政調査会編『国の予算』(昭和48年度)、802ページ。
- 5) 「貴金属特別会計についての了解事項」(昭和48年1月16日国第5799号)(大蔵省資料)。
- 6) 「貴金属特別会計を49年度においても存続させ、予算要求を行うことについて」(昭和48年8月10日国際金融局企画課)、「貴金属特別会計の存続の必要性」(昭和48年10月3日国際金融局企画課)(大蔵省資料)。

3 糸価安定特別会計

生糸輸出の増進と蚕糸業者の経営の安定を図るため、「繭糸安定法」(昭和26年12月17日法律第310号)が公布され、生糸価格の変動を防止することとなった。具体的には政府は最高価格で保有生糸を売却し、予算の範囲内で最低価格で買い入れる(第2条)ことになった。糸価安定のための政府による売買および貯蔵等の経理を明確にするため「糸価安定特別会計法」(昭和26年12月17日法律第311号)が公布された。この特別会計は農林大臣が管理し(第2条)、一般会計からの繰入金をもって資本とする(第3条)、生糸の売渡代金、一般会計からの繰入金および付属雑収入を歳入とし、生糸の買入れ、貯蔵および加工経費、事務取

扱費等を歳出とする(第4条)、損益計算上の利益を積立金に繰り入れ、損失が生じたときは積立金を減額して補填する(第8条)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる(第9条)。この特別会計は昭和27年1月1日に設置された。

昭和26年度は補正予算で30億円が一般会計から繰り入れられただけで生糸売買には従事しない。¹⁾ 最高・最低価格は繭糸価格安定審議会に諮問して決定されるが、27年度には生糸が高騰し、27年7月に禁止価格が発動されるに至るが、政府保有生糸はないため高価格を抑止できず、特別会計が最低価格で買入れる事態はないまま29年度まで続いた。こうした生糸価格高騰に対処できないでいたため、30年度になり農林省側で現行法改正が検討された。その骨子は繭が高騰した場合に製糸業者側が協定を結び、繭が低落した場合に養蚕業者側が繭を共同保管し、それに金利助成し、一定期間後に特別会計が繭を買入れる、製糸業者側に生糸保管機関を結成させ、糸価弱含みの場合に買入れ保管させ、一定期間後に特別会計が買取るというものであった。その後の調整を経て昭和30年8月25日法律第174号と特別会計法の一部の改正(昭和30年法律第175号)が公布され、後者で特別会計の生糸売買のほか繭の売買等が追加され(第1条)、さらに特別会計の資金枠を拡張するため証券発行および一時借入金をこの会計の負担とすることができる(第8条)、年度越しの証券発行または借入金も可能で(第10条)、これら一時借入金、証券発行の限度額は30億円とする(第11条)などが追加された。

昭和30年度の生糸価格は12月から31年3月まで最低価格に達する下落を示し、特別会計ははじめて買い出動を行い、8.87億円の買入れとなった。32年度には戦後最大の増産と内外生糸需要の低迷で32年12月～33年2月に大量に購入し、予算を上回る42.71億円の買入れとなった。資金規模が30億円を越えたので18億円の借入金となり、翌年度に償還された。33年度も生糸価格の弱含みが見込まれたため、33年3月20日の閣議決定「繭糸価格の安定について」で従来の安定法による最低価格維持と特別会計の借入金限度の増額、生糸の買入保管会社による買入れ等を決定した。これに従い特別会計法は同年4月1日に改正され借入金限度は70億円に引き上げられた(第11条)(昭和33年法律第47号)。しかし特別会計の資金枠の増大も33年度の生糸価格の低迷で購入量が急増し、5月末には政府買入停止に追い込まれ、市場は混乱した。これに対処して6月3日の閣

議了解で生糸買入れを100億円を限度とし繭買入れを50億円を限度として実施する、買入保管会社の業務や国庫債務負担限度等に関し措置法案を国会に提出するなどをまとめた。市中では買入制限と糸価の最低価格割れ状態が続くが、6月24日の閣議決定「昭和33年産繭および生糸の価格安定に関する臨時措置について」を経て、7月10日に「繭糸価格の安定に関する臨時措置法」(昭和33年法律第167号)が公布され、同法により日本輸出生糸保管会社(昭和33年5月20日に設置)が買入れて、安定法とは別に生糸を限度100億円、繭を限度50億円で買入れ、34年5月31日を経て保有分を政府が買い上げる、特別会計法を附則で改正し、臨時措置法による買入れ、売渡しおよび同会社への補助金交付の歳入歳出を特別会計に帰属させた。そして33年度で日本輸出生糸保管会社が最低価格を割って買入れて事実上最低価格を引き下げた。同社の負担は特別会計の負担に切り替えられるため、34年3月30日の特別会計法の改正(昭和34年法律第61号)と、特別会計の資金不足を一般会計から補足するため同日に「糸価安定特別会計において昭和33年度の生糸及び繭を買入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律」(昭和34年3月30日法律第62号)で、借入金等の資金枠の275億円への拡大と、一般会計からの20億円の繰入れで資金枠は225億円への拡大をみた。ただし一般会計からの繰入れに関しては後日、相当額まで一般会計に繰り入れることになっていた。こうして34年度は295億円という前年度の66億円からの大幅増大の予算を編成し日本輸出生糸株式会社から特別会計が買い上げる期限の34年5月末を迎えたが、生糸買入れは101億円にとどまり、他方、糸価反騰と最高価格を大幅に下回る政府売値のため特別会計の在庫が捌け、116億円の生糸売払収入をみた。結局、特別会計負担の借入金は34年度で予想を大幅に下回る27.5億円にとどまり、先の特別措置法による緊急の大量買上げの時期を過ぎたため、35年3月31日に特別会計法が一部改正され(昭和35年法律第41号)、借入金等の限度が115億円に引き下げられた。²⁾ これにより特別会計の資金枠は一般会計からの50億円と合計し165億円となった。他方、先の特別措置法で活躍した日本輸出生糸保管会社のほか繭価格安定特別機関の設置が検討され、「日本蚕繭事業団法」(昭和34年4月4日法律第104号)が公布され、日本蚕繭事業団が34年5月4日に日本輸出生糸保管会社の事業を吸収して開業し、以後の繭価維持の実務を

担当した。特別会計は35年度も生糸等の売却収入を計上し、他方、同年度で国債整理基金への償還は終了し、40年度決算で損失が一掃され、43年度に一般会計から受け入れた20億円を42年度に繰り戻す予算を計上し、同年度に一般会計に繰り戻された。生糸や繭の価格安定のため特別措置法による先の日本輸出生糸保管会社と蚕繭事業団法と特別会計法が制度上存在していた。事業団開業後から特別会計と両機関を統合した新機関への統合案が論議されていたが、³⁾ 農林省は40年7月30日に第49国会に「日本蚕糸事業団法案」を提出した。この事業団と特別会計との制度的関係については、大蔵省・農林省間の懸案であったが、繭糸価格の異常変動防止と適正水準における繭糸価格の安定は矛盾せず、相互補完するものとの了解で提案にこぎつけたものである。第49国会は継続審議に終わった。しかし第51国会で40年12月28日に成立し、「日本蚕糸事業団法」(昭和41年1月13日法律第3号)として公布された。こうした状況を踏まえて42年8月に行政管理庁は特別会計と事業団が二重機構であるとして蚕糸事業団の廃止を提案し、42年12月15日の特殊法人整理の閣議了解で事業団と特別会計の機能を一元化するとの閣議了解が出され、⁴⁾ これを受け43年度末での特別会計廃止の法案の検討に移り、43年2月14日に「繭糸価格安定法の一部を改正する法律案」を第61国会に提案し、4月1日可決成立した。それにより特別会計法と「日本蚕糸事業団法」を廃止し、同事業団の規定を改正法に盛り込んだ。43年4月1日の特別会計の資産から負債を控除した残額が30億円を越える額に相当する額で、農林大臣と大蔵大臣の協議で定めるものは一般会計に帰属し、それ以外の資産は事業団が継承し、政府からの出資に振り替えられた。

〔注〕

- 1) 昭和26年度予算については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 借入金の限度のほか、一般会計からの繰入要求が、昭和35年度で30億円あり、大臣折衝まで上がったが、実現しなかった(「大臣会見議題要旨」(大蔵省資料Z 21-139))。
- 3) 日本蚕糸事業団『日本蚕糸事業団10年史』(昭和52年)、58-59ページ。
- 4) 「特殊法人の整理について(第2次)」(昭和42年12月15日閣議了解)(大蔵省資料Z 203-15)。

4 あへん特別会計

昭和28年6月23日に「けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書」が調印され、それにより政府はあへんの独占取引が要請され、これに対応して「あへん法」(昭和29年4月22日法律第71号)が公布された。国の独占的なあへん取引のため、一般会計から区分して経理することが適当と考えられ、「あへん特別会計法」(昭和30年6月30日法律第31号)が公布された。特別会計法によれば「あへん法」の規定により行うあへんの収納、輸入または売渡しの事業に関する経理を一般会計と区分して行うために設置され(第1条)、厚生大臣が管理し(第2条)、30年7月1日に一般会計からこの特別会計に引き継いだあへんの金額および一般会計からの繰入金に相当する額を資本とする(第3条)、あへんの売渡代金、一般会計からの繰入金、「あへん法」の規定による手数料および付属雑収入を歳入とし、あへんの収納または輸入の代金、事務取扱費、災害補償金、交付金、一時借入金の利子その他諸費を歳出とする、一般会計からの繰入金は予算の定めによりこの会計に繰り入れる(第4条)、毎会計年度の損益計算上の利益を生じたときは積立金に組み入れて整理する、損益計算上の損失を生じたときは積立金を減額して整理する、ただし損失の額が積立金を超過するときはその超過額を、積立金がないときはその損失の額を損失の繰越しとして整理する(第8条)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる(第9条)。この特別会計法は30年7月1日に施行された。

あへん特別会計は昭和30年7月1日に一般会計から引き継いだあへん5トンの金額2251.4万円および一般会計からの繰入金3500万円に相当する額を資本とした。30年度予算の歳入は、麻薬製造業者等に対するあへん売払代収入と、先の一般会計からの受入れと、恩給法納金および栽培許可手数料よりなる雑収入よりなる。歳出は外国産・国内産あへん購入費と、あへん売買業務に必要な人件費および事務費、恩給負担金の一般会計への繰入れよりなる事務取扱費等である。31年度も一般会計から資本に相当するものとして1500万円が繰り入れられた。32年度以降は一般会計からの繰入れは消えた。37年度以降はあへんの売払代収入があへん購入費を大きく上回るようになり、それが次年度の剰余金と

して繰り越されて累増する。その剰余金は歳出予算では予備費として計上され、決算では大幅な歳入超過となるという構成となった。しかしあへん特別会計の規模は特別会計のなかでは木船再保険特別会計に次いで小規模であり、そのため特別会計廃止の対象として主計局内で議論された。そして47年度予算編成において46年度から廃止の方向で検討をすすめているあへん、木船再保険の両特別会計について整理することとした。これに対し厚生省はあへんの輸出入・買取り・売渡しと災害補償等は特別会計制度によってのみよくなしうると特別会計の存続要求を行ったため、¹⁾ 47年度での廃止は見送られ、以後も59年度まで存続する。

〔注〕

1) 「あへん特別会計の存続について」(昭和46年12月厚生省薬務局)(大蔵省資料)。

第3節 貿易・為替管理特別会計

1 米国対日援助物資等処理特別会計

占領期の援助物資管理のみを所掌する特別会計として、貿易特別会計援助物資勘定が経理していたが、「米国対日援助物資等処理特別会計法」(昭和25年3月31日法律第65号)が公布され、貿易特別会計から分離され、米国対日援助物資等処理特別会計が昭和25年度より設置された。¹⁾ 特別会計法によれば、米国対日援助物資の取得および処分、援助役務の処理を区分経理するため特別会計が設置され(第1条)、通商産業大臣が管理し(第2条)、援助物資の売払代、援助役務の対価としての収入金、一般会計からの繰入金等を歳入とし、米国対日援助見返資金特別会計への繰入金、援助物資および役務に関する諸掛り、事務取扱費等を歳出とする(第3条)。援助輸入は26年12月に終了し、27年度は前年度剰余金受入れが歳入のほとんどを占め、援助物資売却収入は少額となった。27年4月1日「一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律」(昭和27年法律第64号)により27年度40億円を限り繰入れが認められ、同年度に実施された。これと別枠で18億円余が旧貿易会計への綿花、石油等の繰戻金として一般会計に繰り入れられた。また援助打切り後の入港物資運賃の外国為替資金特別会計の立替払いへの支払として、同特別会計へ2.52億円が繰り入れられた。28年度にも特別会計に11億円余の前年度剰余金が発生するため、28年12月11日にも先の一般会計への繰入れを規定した法律と同名の昭和28年法律第282号が公布され、28年度は13億3465.2万円を限度とし一般会計に繰り入れることとし、28年度補正予算(特第1号)に計上し同額を繰り入れて特別会計の剰余金はほぼ消尽された。そして「米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律」(昭和29年3月31日法律第34号)で特別会計法と先の一般会計への繰入れの2法律をともに廃止し、28年度末に残る資産負債は一般会計に承継された。

〔注〕

- 1) 占領期の米国対日援助物資等処理特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年, 東洋経済新報社), および同第13巻「見返資金」(昭和58年)を参照。

2 緊要物資輸入基金特別会計

昭和25年6月に勃発した朝鮮戦争による国際物価の高騰に対処すべく「緊要物資輸入基金特別会計法」(昭和26年3月30日法律第58号)が公布された。この特別会計法によると外国で生産され、緊急に取得する必要物資の取得および売払いを円滑にするために緊要物資輸入基金を設け、区分経理する(第1条)、この特別会計は通商産業大臣が管理し(第2条)、基金の運用益、預託金利子、借入金および融通証券収入金、一般会計補填金等を歳入とし、事務取扱費、越年度借入金および融通証券の償還金と利子、融通証券発行償還経費、基金運用損失補填金等を歳出とし(第7条)、決算上の剰余は一般会計に繰り入れ(第11条)、現金に不足の場合には年度内償還の借入金もしくは融通証券の発行が可能である(第16条)。この基金は26年度に一般会計より25億円を受け入れて発足した。特別会計法より遅れて「緊要物資売払に関する法律」(昭和26年6月11日法律第299号)が公布され、緊要物資の輸入と市中供給を円滑にする制度が築かれた。¹⁾ この運営は低調であったために27年6月21日に特別会計法を改正し(昭和27年法律第206号)、基金利用の取扱物資を国際割当物資、輸出制限物資、国際供給不足物資に拡大した(第1条)。他方、朝鮮戦争の停戦(28年7月)で国際物価は安定をみて、緊要物資輸入の必要性が薄れ、また一般会計財源の不足に充てるため28年8月1日に基金から一般会計に繰り入れる法律が公布され(昭和28年法律第127号)、15億円を限度に一般会計に繰り入れることになり、基金は10億円に減少した。そのため基金の不足の際には一時借入金もしくは融通証券の発行が可能となった(第3条第2項)。しかし「緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律」(昭和29年3月18日法律第6号)が公布され、特別会計は29年4月1日に廃止された。特別会計廃止の際に基金に属する資産負債以外は一般会計に帰属し、28年度出納完結の際の特別会計に属する現金は産業投資特別会計に

帰属する、基金は一般会計所属基金として29年5月31日まで存続し、それまで緊要物資取得・売払事務を続けるが、5月31日現在の基金に属する現金以外の資産負債は一般会計に、基金に属する現金は産業投資特別会計に帰属され、産業投資会計の歳入とする(以上附則)。こうして特別会計の現金は産業投資特別会計に、それ以外の資産負債は一般会計に帰属され廃止された。

〔注〕

- 1) 占領期の緊要物資輸入基金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年, 東洋経済新報社)を参照。

3 外国為替資金特別会計

昭和26年3月30日に「外国為替資金特別会計法」(昭和26年法律第56号)が公布され、外国為替特別会計の資産・負債を継承して、新たな特別会計とされ、外国為替の政府売買は歳入歳出外となった。¹⁾ 27年度初における特別会計法によると、この特別会計は「外国為替及び外国貿易管理法」(昭和24年法律第228号)の規定する外国為替等の売買およびこれにともなう取引を円滑にするため、外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置された(第1条)、この会計は外国為替管理委員会を所管する内閣総理大臣が管理し(第2条)、外国為替資金は一般会計から繰り入れる繰入金で充て(第3条)、現金に不足があるときは一時借入金をし、または融通証券を発行して補足することができる(第4条)、外国為替資金は外国為替の売買に運用し、外国為替管理委員会は必要がある場合には外国為替銀行に外国為替の貸付・預入れをしまたは借入・預入れをさせることができる(第4条第1・2・3項)、外国為替の売買で生じた利益は当該年度の歳入に組み入れ、損失は当該年度の歳出で補填する、ただし予算額が不足する場合の不足額は翌年度に補填する(第7条第1項)、外国為替等の価額は外国為替相場の変更により改定し、その改定による利益または損失は資金の評価益または評価損として整理する(第8条第1・2項)、利益金の組入金、外国為替資金の運営に基づく収益金、借入金、融通証券の発行による収入金、一般会計からの補填金等を歳入とし、事務取扱費、

事務委託費、外国為替の運営経費、借入金および融通証券の償還金、一時借入金、借入金および融通証券の利子、融通証券の発行償還経費、損失補填金等を歳出とする(第9条)、毎会計年度の決算上の収納済額の合計額から支出済額等の合計額を控除した残余がある場合は一般会計に繰り入れる(第13条)、それが不足する場合には当該年度の一般会計の歳出をもって補填する、ただし補填できない場合は翌年度に補填する(第14条)、この会計で取得することができる金銀地金は対外決済上必要なものに限る(第23条)。以上の特別会計法は27年7月21日の改正で特別会計の管理は大蔵大臣となった(第2条)。

昭和27年度の特別会計予算の収支をながめると、歳入の外国為替等売買差益は外国為替資金において為替売買にともなって生じた差益を外国為替資金から受け入れるものである。運用収入は27年度には外貨預金利子収入のほかにオープン勘定の受取残高についての利子収入がある。歳出の事務取扱費は外国為替事務取扱いに必要な人件費および事務費と日本銀行への事務委託に必要な経費である。27年度の借入金限度は1000億円であるが、補正予算(昭和27年度特第1号)で2000億円に増枠された。なお一般会計総理府外国為替管理委員会からの資金への繰入れが350億円計上されていた。この年度途中の27年6月27日に特別会計法の一部が改正され(昭和27年法律第213号)、特別会計が外国為替として所管するものに外国証券を追加し、評価換えをする外国為替等のうちから銀地金を削除した。後者は「金管理法」(昭和27年6月13日法律第189号)により政府管理はそれまでの「貴金属管理法」(昭和25年法律第128号)による金銀地金より金地金のみとなったことと対応している。28年度予算では外貨等売買差益が急減したが、それは外国為替銀行が外貨を保有して外国為替資金と売買操作できるようになったため、外国為替資金を通じて売買する外貨が減少し、しかも前年度までポンド買相場に含まれていた割引手数料が廃止されたためである。運用収入は外貨預金利子収入、オープン勘定受取超過分利子収入、スワップ調整金利収入のほか前年の法律改正で追加された外貨証券利子収入が含まれている。歳出では輸出や特需の急増による円資金不足に備え、国債整理基金への借入金利子を増加させた。しかし借入金が見込みを大きく下回ったため国債整理基金への繰入れは僅少となっている。特別会計法によれば、決算剰余金の剰余が生じた場合に一般会計へ繰り入れることとなっているが、26年度決算で

13.98億円の剰余金が発生し、これを規定により一般会計に納付した。しかし特別会計は外国為替相場の変動に備えるために特別会計の剰余金から必要額を積み立てることとし、28年8月1日に特別会計法が改正され(昭和28年法律第121号)、歳入に積立金から生ずる収入が追加され(第9条)、決算上の残余の処理について一般会計への繰入金とするほかにこの会計の積立金として積み立てる(第13条)、決算上の不足を生じたときは積立金から補足することとし(第14条)、補足できない不足額は一般会計から補填する(第14条第2項)、余裕金の資金運用部への預託のほか積立金も預託できることとなった(第17条第2項)。このため27年度決算剰余金より積立金が積み立てられた。そして29年度予算より運用収入には資金運用部への積立金による利子収入が追加された。特別会計の歳入歳出には、33年7月11日の特別会計法の改正(昭和33年法律第168号)で、外国為替資金が保有する対インドネシア特別決済勘定債権1.769億ドル(636.89億円)の消滅にともない、損失を資金の減額として整理した。41年7月29日の特別会計法の改正(昭和41年法律第137号)で、アジア開発銀行への41～45年度出資財源と41年度歳出のため外国為替資金から一般会計に繰入れと、韓国請求勘定処理にともなう損失による資金減額が行われた。また「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」が一部改正され(昭和44年4月30日法律第19号)、外国為替資金特別会計の所管事務に「国際通貨基金協定」の規定する特別引出権の取引を追加した(第1条)。これにより44年度は特別引出権の保有により運用収入3.92億円が見込まれていた。また諸支出金のなかに特別引出権に関する手数料および賦課金が2.48億円追加された。²⁾

日本の貿易黒字が累増するなかで、昭和45年4月17日にも「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」の改正があり、これにより特別会計の所管事務が拡大した。すなわち国際通貨基金に対する出資をそれまでの一般会計にかえ、外国為替資金の負担とし、また特別会計の負担で基金通貨代用証券を発行し、国際通貨基金の保有する日本通貨を取得することができることとされた。こうして国際通貨基金への追加出資4.75億ドルが外国為替資金特別会計の負担となった。これにより対国際通貨基金とのそれまでのほかの取引を特別会計が所管していたので、これを機に特別会計に窓口が集約され、一般会計への依存を減らした。この基金通貨代用証券は日本銀行に買取りを命

ずることができる。そして国際通貨基金への出資財源のため、45年度に444.6億円を特別会計積立金から外国為替資金へ繰り入れることとなった。このほかあわせて特別会計法が改正され、特別会計の所管する事務が国際通貨基金とのその他の取引も追加され(第1条)、外国為替資金は国際通貨基金に対する出資および基金通貨代用証券の償還に充てることができる(第5条第5項)、一般会計からの補填を一般会計からの繰入金にかえ、歳出に基金通貨代用証券の利子と基金通貨代用証券を加え(第9条)、一般会計からの繰入れを新たに規定した(第12条の2)。この改正により外国為替資金特別会計の歳入の運用収入には国際通貨基金報酬が追加された。これは国際通貨基金保有円資金引出しにより発生する出資割当額の75%を下回る部分の平均に対し1.5%の率で国際通貨基金から支払われるものである。他方、歳出の諸支出金には国際通貨基金出資金地金購入取扱費が含まれることとなった。これは国際通貨基金追加出資額の25%を金で支払うためのものである。³⁾

昭和45年8月のドルの金との交換停止以後、ドルの切下げが始まり、外国為替資金の保有外貨の評価損や売買損が発生した。その処理方針について46年から問題となっていたが、処理方法を確定できないまま、評価損は累増し、結局4146.77億円の評価損となり、これを貸借対照表に計上して次年度に繰り越した。ちなみに積立金は526.87億円となっている。47年度の評価損53.19億円も同様に処理されて、47年度末の貸借対照表上の評価損は4169.33億円となり、48年度に繰り越されたまま残った。この48年度末積立金残高2235.34億円ではまだ償却しうる額ではなかった。

他方、保有外貨の評価損は従来の基準相場を変更することなく維持されていたが、実際には実勢相場による外貨資産の減価は避けられず、これに関して評価換えの可否が議論された。そして最終的に特別会計の保有外貨の評価換えがなされることとなり、昭和48年度予備費より226億円と国債整理基金への繰入れが少ないためそこからの移用788.72億円の計1014.72億円が特別会計の外国為替等売買差損補填として特別会計より支出され、基準相場の変更にとまなう資金の評価損を一掃した。

(注)

- 1) 占領期の外国為替特別会計、外国為替資金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)、同第15巻「国際金融・貿易」(昭和51年)を参照。
- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和44年度)、684-86ページ。
- 3) 『国の予算』(昭和45年度)、702-4ページ。

第4節 その他の管理特別会計

1 自作農創設特別措置特別会計

「自作農創設特別措置法」(昭和21年10月21日法律第43号)により、自作農創設特別措置事業が行われることとなり、あわせて「自作農創設特別措置特別会計法」(昭和21年10月21日法律第44号)が公布され、自作農創設特別措置特別会計が設置された。¹⁾ 特別会計法によれば、政府による土地・権利または立木・工作物その他の物件つまり農地等の買収・使用・売渡し・賃貸・交換に関する歳入歳出を区分経理するため設置され(第1条)、農地等の売払代金とその利子、貸付料、一般会計からの繰入金、借入金等を歳入とし、農地等の買収代金、他会計への繰入金、報奨金、農地等使用料、事務取扱費、農地証券および借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、農地証券発行諸費等を歳出とする(第2条)、他会計所属の農地等の売却代金は当該年度にこの特別会計からその会計に繰り入れる(第3条)、毎年度農地等売渡価額の受入価格を超過する分および利子相当額を一般会計に繰り入れる(第4条第1項)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れられ、農地等の買収代金、農地証券および借入金の償還財源にのみ充当される(第8条第1・2項)、一般会計よりの繰入金は売却代金と前年度剰余金で賄う歳出の不足額とその他歳入で賄う経費の不足額の合計額である(第8条第3項)。

特別会計の歳入歳出をながめると、これらの既墾地、未墾地、牧野の農地等の売却収入が最も多く、このほか農地等の貸付収入と譲渡価格差金収入が農地等に関係する収入である。後者は自作農特別措置により農地等を購入したが、10年以内に農地等を譲渡した場合に政府売却価格と譲渡価格の差額について一定の算式で得た差額を国に納付させるものである。一般会計よりの受入れは事務取扱費の受入れのほか報奨金の受入れと農地証券利子受入れがある。報奨金は自作農創設のため旧地主が買収に応じるに際し報奨金を交付するための一般会計からの財源措置である。歳出は事務費、農地等買入代金、一般会計・国債

整理基金・其他会計への繰入れよりなり、事務費は事務費、事務取扱交付金、代金支払手数料、国有農地負担金、払戻金よりなり、農地等買入代金は既墾地、未墾地、牧野に対する買収、強制譲渡による譲受け、競売による買受けの支払であり、現金払いである。一般会計への繰入れは事務取扱費が農地賃貸収入を上回る場合に受け入れるが、「農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律」(昭和26年3月15日法律第31号)により、農地証券買入償還を促進するため一般会計が負担することが可能となり、その一般会計負担償還金を26年度以降特別会計から繰り入れることになっている。国債整理基金への繰入れは交付公債の農地証券の償還金および発行諸費のほかに借入金、一時借入金の償還金と利子の繰入れが規定されているが、農地証券の償還がほとんどである。其他会計への繰入れはこの特別会計に国有林野事業会計・解散団体財産収入金会計から所管替えした農地等の対価の繰入れである。27年度以降はむしろ取得手続きのみならず取得後の権利保護等のために「農地法」(昭和27年7月15日法律第229号)が公布された。同法により農地の権利移動と転用制限が行われ、小作地等の所有制限が加えられた。同法と同時に「農地法施行法」(昭和27年法律第230号)が公布され、同法により「自作農創設特別措置法」が廃止されたが、特別会計法はそのまま存続した。

譲渡価格差金収入は譲渡者の減少で昭和32年度以降減少し、さらに譲渡制限期間の終了で36年度でこの収入は計上されなくなった。農地等貸付収入が漸増し、それをもって次第に事務費を賄えるようになったため、一般会計からの主として事務費補填の繰入れは減少し、35年度以降繰入れが止まる。農地価格の統制が撤廃されたため、買収と売却に時差がある場合や、所管替え農地等の売却の場合には売却益が生じ、後者は次年度に農地等を所管替えした会計との間で調整されるが、決算剰余が生ずる仕組みとなる。ために次年度への決算剰余金は累増し、40年度受入決算剰余金は農地等売却収入を上回る額に達した。こうして売却益が累増したが、39年度予算編成では一般会計財源が苦しいためその売却益の一般会計への繰入れが検討された。すなわち特別会計法第4条に規定する農地等の売却利益等の額を一般会計に繰り入れることとなっているが、いまだ行われなため、その繰入れにより一般会計財源へ充当する案が検討されたが実現しなかった。40年度予算編成でも検討されたが、結局この特別会計

からの一般会計繰入れは見送りとなった。

その後「農地法」が改正され(昭和45年法律第56号)、昭和45年10月に施行された。この改正で農地等の権利移動の制限が緩和され、国が買い上げる農地は減少し、そのため特別会計の存続意義は減少するとみられていた。他方、農林省が米作の生産調整のためにこの特別会計の剰余金で米作田の買上げを行いえないか検討していたが、特別会計の設置趣旨と離れるため、実現されないでいたところ、結局、46年度より生産調整のための水田買上費も計上されるようになり、特別会計本来の自作農創設の趣旨から離れた運用も生じてきた。そのほか46年度では「国有農地等の売払に関する特別措置法」(昭和46年4月26日法律第50号)が公布されており、これにより農地等の買収前の所有者に未処分農地等を政令で定める算出価格で売り戻すために、同法により売払収入が増大する。それにともない一般会計等の農地等の所管替えを受けた他会計への繰入れも増大した。そのため47年度予算編成以後に特別会計法の改正が検討された。その内容は、①農地保有合理化法人への無利子貸付等の助成、②農地保有合理化促進資金の設置と特別会計への資金からの繰入れ、③農地等の売払いにもなう超過額の一般会計への繰入れの廃止、所管替えを受けた特別会計への繰入れの限度設定等であった。しかしこの年度の改正は見送られた。なお特別会計負担で発行された農地証券は48年度に91.9万円の償還をみて、すべての農地証券の償還を終了した。

(注)

- 1) 自作農創設事業に関しては、農地改革記録委員会『農地改革顛末概要』(昭和26年)を参照。占領期の自作農創設特別措置特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。

2 解散団体収入金特別会計

戦時中の超国家主義的団体は解散団体に指定され、この解散団体所有資産は政府が接收し、「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」(昭和23年政令第238号)で農地・公共用地・返還財産等は農林省および各省庁に所管替えされ、残余財産は売却されることとなった。その経理のため外国貿易特別円資金

特別会計が昭和23年8月3日に設置されたが、この特別会計は「解散団体収入金特別会計法」(昭和25年3月31日法律第66号)で解散団体収入金特別会計となり、25年度より設置された。¹⁾ 特別会計法によれば、国庫に帰属した解散団体の財産に関する収入金の経理を明確にするため、一般会計と区分して経理するもので(第1条)、法務総裁が管理し(第2条)、現金、財産管理処分収入等を歳入とし、解散団体債務償還金、一般会計への繰入金、政令で定める経費を歳出とする(第4条)、歳入の収納済額から歳出の支出済額と支出未済額の繰越しを控除した残額は、当該年度に一般会計に繰り入れる(第9条)。特別会計の歳入歳出をみると、27年度の歳入予算は処分収入と管理収入で3.02億円を計上していたものの、歳入決算はわずか1.63億円にとどまった。歳出の解散団体財産債務償還金は国庫帰属財産の債務を支弁するものである。朝鮮人福利更生事業交付金は旧朝鮮人連盟等の財産の売却等による純益金を在日朝鮮人の福利更生に支出するものである。しかし解散団体の処分財産が乏しくなったため、「解散団体収入金特別会計法を廃止する法律」(昭和28年3月31日法律第28号)で、27年度末をもって廃止された。廃止の際の残余財産は一般会計に引き継がれた。

(注)

- 1) 占領期の外国貿易特別円資金特別会計と解散団体収入金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。

3 国立病院特別会計

国立病院特別会計は「国立病院特別会計法」(昭和24年6月3日法律第190号)により昭和24年7月1日に設置された。¹⁾ 27年度当初の特別会計法の概要は以下のようなものである。国立病院の運営と経理の適正を図るため、一般会計と区分して経理する(第1条)、この会計は厚生大臣が管理し(第2条)、発足時に一般会計から引き継いだ資産の金額を基金とし(第3条)、診療および病院収入、検査料、手数料および使用料収入、義肢等の売払代、一般会計および積立金からの受入金、積立金から生ずる収入等を歳入とし、業務費、診療および病院費、施設費、義肢等の製作費、看護婦養成費、一時借入金の利子等を歳出とする

(第4条)、この会計の支払上現金に不足があるときは、この会計の負担で一時借入金ができ(第9条)、損益計算上の利益が生じたときは、この会計の積立金として積み立て、損益計算上損失を生じたときはこの積立金を減額して整理する(第14条)、この会計の歳出の財源に充てるためにこの会計に属する持越現金の金額を限度に、積立金を減額しその金額を歳入に計上することができる(第15条)、看護婦養成経費に必要な金額を予算の定めにより一般会計からこの会計に繰り入れ、そのほか必要があるときは一般会計から繰り入れ、この繰り入れにより決算剰余金が生じたときは、その一部を翌年度の歳入に繰り入れる(第17条)。

次に特別会計の昭和27年度の歳入歳出の構成をみると、歳入は病院収入が大宗をなし、それは入院収入と外来収入よりなる。一般会計からの受入れは国立病院の地方移譲にともなう退官退職手当および移譲の事務費、施設費財源の一部、看護婦養成費の1/2を受け入れるものである。前年度までは特別会計の赤字補填のためのものであった。歳出は病院管理費と病院経営費および義肢製作費よりなり、病院管理費は国立病院の地方移譲により必要となる退官退職手当等であり、27年度に60病院が地方に移譲されるため特に多額となるものであるが、金額はほとんど病院経営費である。施設整備費は国立病院として残る病院の病舎、看護婦宿舎、看護婦養成所の整備費である。地方移譲病院の施設整備費は一般会計に補助金として計上されている。看護婦養成費は付属看護婦養成所34カ所の運営費および看護婦講習費である。年度途中の8月25日に「国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法」(昭和27年法律第311号)が公布され、地方公共団体への国立病院特別会計資産譲渡が可能となった。同法第7条により譲渡した資産の対価を特別会計の歳入として経理するものとされている。

その後、国立病院の業務拡大の必要から、昭和36年4月1日に特別会計法が一部改正され(昭和36年法律第53号)、業務範囲を国立病院のみならず国立がんセンターにも拡大すると規定し(第1条第2項)、歳入を診療および病院収入、検査料、手数料および使用料収入、義肢等の売払代金を病院収入に一括し、歳出のうち業務費、診療および病院費を国立病院および国立がんセンターの経営費と改め、義肢等の製作費を削った(第4条)。また利益および損失の処理に関

し、損益計算上の利益を生じたときはこれを利益の繰越しとして整理し、繰り越した損失がある場合はその損失を埋める、損失を生じたときは繰越利益を減額して整理するなどを規定し(第14条)、剰余金の積立てに関しては決算剰余金を積立金として積み立て、歳出の財源に充てるために必要がある場合には予算の定めに従いこの会計に繰り入れる(第15条)、さらに積立金を資金運用部に預託できる(第15条の2)とした。こうして36年4月1日現在の積立金残高は利益の繰越しとみなされ、また同日における持越現金の額は積立金とみなされた(附則第4項)。この改正後の規定による前年度からの持込現金で積立金となるものは7.71億円ある。²⁾ 38年3月30日に特別会計法の一部が改正され(昭和38年法律第50号)、歳入に借入金、歳出に借入金の償還金および利子が追加され(第4条)、第8条の2として国立病院の施設費を支弁する必要があるときは、この会計の負担で借入金をするできると規定した。こうして38年度予算より借入金が出現し、それに対応して国債整理基金への繰り入れも復活した。

国立病院のほかに国立の医療施設として結核、精神病院等の特殊な療養を必要とする医療施設の国立療養所がある。この国立療養所は旧軍事保護院所管の医療施設を戦後に厚生省が引き継いだものと、日本医療団(昭和17年7月設置)の解散でその結核療養所を引き継いだものであり、いずれの施設も老朽化が激しく、これを特別会計に移行することで、不要財産の売払収入を施設整備財源とすることができ、また借入金も活用できる、さらに特別会計への移行で経営体として弾力条項の適用が可能であり、経営の円滑化が期待できると考えられた。このため昭和43年度より国立療養所を特別会計に移管することが検討され、特別会計法の改正案が第58国会に提案された。³⁾ 43年度予算審議が遅れ、特別会計法案の施行日を公布の日に改正するなどの修正を加えた。⁴⁾ しかし特別会計法の改正法は43年度予算が成立した43年4月15日後も可決されず、ようやく4月27日に成立公布となった(昭和43年法律第30号)。同法によれば、特別会計が経理する範囲に国立療養所が追加され(第1条)、病院勘定と療養所勘定に区分され(第2条の2)、療養所勘定は一般会計から当該勘定に帰属した資産をもって基金とし(第3条第2項)、療養所勘定において療養所収入、一般会計および積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金等を歳入とし、国立療養所の経費、施設費、看護婦養成費、借入金の償還金および利子、一時借入金

の償還金および利子を歳出とする(第4条第2項), 利益および損失の処理に関して, 利益を繰越しとする従前の規定を当該勘定の基金に繰り入れることに改め(第14条), 勘定間の資産の移動は無償で整理する(第17条の2)。なおこの法律の成立が4月27日となったため, 43年度予算が4月15日に成立したが, 法律施行までの間に療養所勘定の予算執行が不可能となり, 予算の空白状態が生じた。これに対する緊急措置として, ①職員給与に関しては人事院規則を改正し, ②患者食糧, 医薬品等については国立病院からの管理替えにより措置した。なおこの法律の可決にあたり, 衆議院大蔵委員会で43年4月16日に付帯決議が可決され, 国立療養所の経営にともなう収支差額については, 所要額を一般会計から繰り入れることとし, 独立採算制をとらないことなどの要望が表明された。⁵⁾ こうして予算の空白状態という異例の事態を経て43年度に療養所勘定が設置された。療養所勘定の43年度の歳入歳出の構成をみると, 歳入のうち診療収入は入院患者収入と外来患者収入よりなり, 一般会計からの受入れは療養所経営費については収支差額を, 施設費については借入金, 不動産売払収入を除いた額を一般会計から受け入れるものである。借入金は老朽結核療養所等の施設の投資のため, 一般会計からの受入れのほか資金運用部からの借入金を充てるものである。歳出の療養所経営費は結核療養所等経費と重症心身障害者施設経費よりなる。看護婦養成費は療養所付属看護婦養成所の運営のための人件費, 事務費等である。施設費は療養所および看護婦養成所の建物および諸施設費に必要な経費で, この財源として資金運用部からの借入金, 土地売払収入, 一般会計からの受入れが充てられることとなった。

〔注〕

- 1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年, 東洋経済新報社)を参照。
- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和36年度), 556-57ページ。
- 3) これに関し厚生省は, 早急に施設の近代化をすすめる, 医療従事者の確保を図り, 医療内容の向上と患者サービスの向上を図る必要があるため, 借入金の導入, 土地等の資産の活用, 弾力条項の適用により医薬品等経費の確保等, 財政的にも経営的にも弾力性が期待できる特別会計制度を採用したものである, と説明していた(「国立療養所の国立病院特別会計への移行について」(昭和43年1月31日厚生省医務局))。
- 4) 「国立病院特別会計法の一部を改正する法律案中修正」(内閣大第81号)(昭和43年3月26日)。

5) 『国の予算』(昭和43年度), 671ページ。

4 国立学校特別会計

国立学校は昭和21年度まで特別会計で経理されていたが, 22年度より一般会計で経理されることとなった。¹⁾ 文部省は国立学校の改善充実を図るため, 再度特別会計の設置により予算規模拡大を図り, 38年12月6日に国立学校に関する特別会計の新設を要求していた。²⁾ その要旨は, ①特別会計への移行で予算枠の拡大を図り, ②歳入欠陥は一般会計が補填する, ③収入と支出をリンクさせない, ④人件費を計上する, ⑤歳入増に見合う歳出増について弾力条項を付し, ⑥決算剰余金, 積立金の使用に自主性を認める, ⑦特定財源による整備と付属病院について財政投融资を認める, ⑧特定財源として用途廃止した国有財産の一般会計への有償譲渡を認める, ⑨他会計からの所管替え, 管理替えは無償とするというものであった。以上の文部省の要求について特別会計法の検討がすすみ, この特別会計法案が第46国会に提案された。この法案は政府案どおりに成立し, 「国立学校特別会計法」(昭和39年4月3日法律第55号)として公布された。

さて特別会計法によれば, 国立学校の充実に資するとともに, その経理を明確にするため特別会計を設置し, 一般会計と区分して経理する(第1条), 文部大臣が管理し(第2条), 一般会計からの繰入金, 授業料, 入学料, 検定料, 病院収入, 積立金からの受入金, 借入金, 財産処分収入, 寄付金等を歳入とし, 国立学校の運営費, 施設費, 奨学交付金, 借入金の償還金および利子, 一時借入金の利子等を歳出とする(第3条), 国立学校の付属病院の施設費を支弁するため必要があるときは, この会計の負担で借入金をする事ができ(第7条), 決算剰余金は積立金として積み立て, なお残余がある場合には翌年度の歳入に繰り入れる, 歳入歳出の決算上の不足を生じたときは, 積立金からこれを補足し, 国立学校の施設の整備財源に充てるため予算で定める金額を限りこの会計の歳入に繰り入れることができる(第12条)。この法律施行の際の一般会計所属の大学および学校資金はこの特別会計の積立金に組み入れ(附則第5項), 一般会計所属国有財産を国立学校の用に供するためこの会計の所管替えもしくは所

属替えをし、または使用させるときは当分の間無償として経理する(附則第7項)。この特別会計は昭和39年度より設置されたが、この特別会計の歳入歳出をながめると、39年度で歳入の多くは一般会計からの受入れであるが、付属病院施設整備のための資金運用部からの借入も計上され、そのほか学校財産処分収入も計上されていた。歳出では国立学校、大学付属病院、研究所に歳出が区分され、それぞれに人件費と物件費が含まれている。施設整備費は国立学校、付属病院、研究所の施設整備費よりなり、わけても付属病院の施設整備費のため借入金と国有財産処分収入が充当でき、一般会計からの繰入れに依存しない財源を確保できた。さらに40年3月31日に特別会計法の一部が改正され(昭和40年法律第19号)、国立学校の移転が一部の地域への人口集中抑制策となる場合には、国立学校の移転用地を取得し、移転による不要財産の処分収入をもって借入金の償還が可能な場合には、この会計の負担で借入金をする事ができる(附則第9項)との条項が追加され、当初文部省が要求していた国有財産処分収入を担保として借入金をする財源調達案が、この特別会計法の改正で施設整備に限らず国立学校の移転にも拡大して認められることとなった。そのため40年度に借入金が増加した。

〔注〕

- 1) 占領期の国立学校特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 「国立学校の特別会計制度について」(昭和38年12月6日文部省)(大蔵省資料)。

5 自動車検査登録特別会計

自動車数の激増にともない車検登録の業務は増大していたが、新たに特別会計を創設して、車検登録業務の整備拡充を図ろうとする案が運輸省自動車局で検討され、¹⁾ 昭和39年度予算要求に特別会計設置が提案された。²⁾ それによると、自動車の検査および登録並びにこれらに付帯する業務に関する自動車検査登録特別会計を設置し、運輸大臣が管理し、自動車の検査登録等の手数料、借入金、一般会計からの繰入金等を歳入とし、「道路運送車両法」等に基づく業務経費、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子等を歳出とする、毎年度一般会

計から1億円を繰り入れるなどであった。これに対し検討を行った結果、特別会計法案がまとまり、第46国会に提出され、政府原案どおり成立し、「自動車検査登録特別会計法」(昭和39年3月31日法律第48号)として公布された。

この特別会計法によれば、「道路運送車両法」(昭和26年法律第185号)の規定による自動車の検査および登録の事務に関する政府経理を明確にするため特別会計を設置し、一般会計と区分して経理するもので(第1条)、運輸大臣が管理し(第2条)、自動車検査登録印紙売渡収入等を歳入とし、事務取扱費、施設費および一時借入金の利子等を歳出とする(第3条)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ(第9条)、この法律は昭和39年4月1日より施行され(附則第1項)、施行の際に一般会計に所属する資産および負債で自動車の検査および登録に関する事務に係るものはこの会計に帰属する(附則第2項)、そして「印紙をもってする歳入金納付に関する法律」(昭和23年法律第142号)に自動車検査登録印紙の規定を追加した(附則第3項)。39年度の特別会計の構成をみると、歳入の検査登録印紙収入は自動車の検査および登録手数料収入であり、特別会計が発行する検査登録印紙の売払代金として受け入れるものである。39年度に「道路運送車両法」等を改正し、検査手数料を値上げしている。歳出のうちで業務取扱費は自動車の検査および登録を行うための必要な人件費、一般管理費、検査、登録に必要な諸経費である。施設整備費は業務用施設の整備をするための経費で、39年度においては特別会計新設の趣旨にかんがみ、検査場の新設、拡張、移設、器具整備等に大幅増額が認められている。さらに「道路運送車両法及び自動車検査登録特別会計法の一部を改正する法律」(昭和46年3月29日法律第9号)で特別会計の業務として「指定自動車整備事業の指定」が追加され、「自動車重量税法」(昭和46年5月31日法律第89号)でも特別会計法の一部改正され、特別会計の業務として「自動車重量税法」(昭和46年法律第89号)による「自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の業務」が追加され、この追加事務は手数料を徴収しないため経費の財源として一般会計からの繰入れが行われることとなった。こうして46年度より一般会計からの受入れが始まる。さらに「道路運送車両法の一部を改正する法律」(昭和47年6月12日法律第62号)により特別会計法の一部改正され、歳出に軽自動車検査協会への出資が追加され、47年8月設立の軽自動車検査協会に対し47年度に1.5億円の出資を行った。

(注)

- 1) 「自動車検査登録特別会計法案要旨(案)」(昭和38年8月23日運輸省自動車局)(大蔵省資料).
- 2) 「自動車検査登録特別会計の概要」(昭和38年8月31日運輸省自動車局)(大蔵省資料), 「自動車検査登録特別会計法案要旨(案)」(昭和38年8月23日運輸省自動車局)(大蔵省資料).

第3章 融資特別会計

第1節 融資特別会計の概観

「財政法」第13条第2項の規定により、国が特定の事業を行う場合に特別会計が設置できることとなっており、この行政的事業会計としては開拓者に対する長期低利資金を供給する開拓者資金融通特別会計(昭和21年度設置)、農林漁業に対する長期低利資金を供給する農林漁業資金融通特別会計(昭和26年度設置)、政府出資法人に出資あるいは貸付を行う産業投資特別会計(昭和28年度設置)、中小企業の設備高度化のために融資する中小企業高度化資金融通特別会計(昭和38年度設置)、都市再開発のための長期資金を供給する都市開発資金融通特別会計(昭和41年度設置)がこれに該当する。そのほかやはり同項の規定により特定の資金の管理をする場合に特別会計を設置できるが、その資金特別会計として占領期の米国対日援助の見返円資金を管理し、それを融資および出資し、もしくはそれを使用する米国対日援助見返資金特別会計(昭和24年度設置)、資金運用部資金を管理する資金運用部特別会計(昭和26年度設置)、米国対日経済援助資金を管理し、それを融資もしくは出資により運用する経済援助資金特別会計(昭和29年度設置)およびアメリカとの余剰農産物協定に基づく余剰農産物の対日援助輸出の見返円資金を管理し、融資もしくは出資する余剰農産物資金融通特別会計(昭和30年度設置)がこれに該当する。このうち農林漁業資金融通特別会計は昭和27年度末で廃止され、農林漁業金融公庫に引き継がれた。開拓者資金融通特別会計も46年度末で廃止され、農林漁業金融公庫にその事業が引き継がれた。中小企業高度化資金融通特別会計は42年度に廃止された。米国対日援助見返資金特別会計は28年8月に廃止され、債権債務は産業投資特別会計に承継された。経済援助資金特別会計と余剰農産物資金融通特別会計は42年

度末で廃止され、その債権債務は産業投資特別会計に承継された。

融資特別会計の分類として、アメリカの対日援助により設置された特別会計とそれ以外の特別会計に分類できる。前者については米国対日援助見返資金特別会計、経済援助資金特別会計および余剰農産物資金融通特別会計があり、占領期から昭和30年代にかけて、米国対日援助により設置された融資特別会計が、政府の融資および出資のなかで無視しがたい位置を占めていた。この3特別会計の歳出については、米国対日援助により設置された経緯にかんがみ、その運用計画の詳細については、アメリカ側の承認を経たうえで閣議決定により確定され、その融資等が実施されることとなっていた。ガリオア債務は債権債務を承継した産業投資特別会計から見返資金の運用による国庫納付金等で37年度より償還され、余剰農産物債務は余剰農産物資金融通特別会計から償還されていたが、43年度より産業投資特別会計で償還されることとなった。

財政投融資計画に政府の資金調達等が計上されるが、産業投資特別会計設置以降の時期についてみれば、財政投融資計画の原資としては、融資特別会計に限れば産業投資特別会計からの出資、資金運用部資金および余剰農産物資金融通特別会計からの融資、産業投資特別会計の負担で発行され政府保証債に分類される産業投資外債がある。しかし昭和32年度以後の余剰農産物資金融通特別会計の運用については財政投融資計画に計上されていない。それ以外の開拓者資金融通特別会計および都市開発資金融通特別会計の融資は、資金運用部資金の受入れによる財政投融資の運用計画の項目として分類されている。そのほかの中小企業高度化資金融通特別会計は、一般会計からの繰入れを財源とするため財政投融資計画の運用計画にも計上されていない。経済援助資金特別会計の運用も財政投融資計画から除外されていた。

融資特別会計の歳入歳出についての特徴としては、歳出に融資もしくは出資項目がみられる点であるが、融資特別会計のうち資金運用部特別会計は歳出に融資の項目はない。資金運用部資金は資金運用部特別会計の歳入歳出外資金となっており、資金運用部特別会計は融資会計とはみなせないものである。しかしここでは特別会計の分類の通例にならい、また資金運用部資金が最大の政府の融資資金であることにかんがみ、融資特別会計に分類してある。この資金運用部特別会計にも積立金があり、それも資金運用部資金に統合運用されている。

特別会計の設置の際に、特別会計法のほかに特別会計の融資等の事業の内容を明らかにする実体法が公布される場合が普通であるが、米国対日援助見返資金特別会計、それを引き継いだ産業投資特別会計、経済援助資金特別会計および余剰農産物資金特別会計は、その融資等の内容を明らかにする実体法の公布はない。これらの実体法のない特別会計では、特別会計法が規定する融資等の実行の際に政府に大きな裁量権が残されていることとなる。これらのうち経済援助資金特別会計と余剰農産物資金融通特別会計は米国対日援助見返資金特別会計の経験をふまえて設置されたものであり、その制度的側面が近似するのは当然であった。そのほかこの4特別会計は運用として融資および出資することができることとなっている。そのほか米国対日援助見返資金特別会計と経済援助資金特別会計は運用のほか資金の使用も行うことができると規定されており、アメリカ目的の使用も可能な制度となっている。

融資特別会計の運用財源として、開拓者資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計および都市開発資金融通特別会計は資金運用部からの借入金のほか一般会計からの繰入金を財源とし、貸出金利の低減を図ることができた。そのほか農林漁業資金融通特別会計は米国対日援助見返資金特別会計からの出資・融資も受け入れている。産業投資特別会計についても一般会計からの繰入れが昭和38年度より本則で規定され、出資財源として一般会計からの繰入金に依存するようになった。中小企業高度化資金融通特別会計も一般会計からの繰入れを主たる財源としていた。そのほか先述したように、産業投資特別会計のみ外債発行により融資財源を調達することができた。また産業投資特別会計は特別会計の歳入歳出外の資金の設置が法律で認められ、そのほか積立金の積立ても行われ、損失に充当できることとなっている。また産業投資特別会計は米国対日援助見返資金特別会計の承継資産を基礎に設置されたが、その後も経済援助資金特別会計や余剰農産物資金融通特別会計の債権債務を承継し、またその他の特別会計の廃止の際の残余資産を受け入れているため、それらを明確にするため、特別会計の資本として特別会計法に規定されていた。

第2節 融資特別会計

1 開拓者資金融通特別会計

開拓者資金融通特別会計は「開拓者資金融通法」(昭和22年1月18日法律第6号)に基づく貸付金等を経理する特別会計として「開拓者資金融通特別会計法」(昭和22年1月18日法律第7号)が公布され、設置された。¹⁾ 特別会計法によれば、政府による開拓者への貸付金等の経理を一般会計とは区分して経理することとし(第1条)、貸付金の償還金および利子、一般会計からの繰入金、公債募集金、借入金等を歳入とし、貸付金、公債および借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、公債の発行および償還に関する諸費等を歳出とする(第2条)、貸付金を支弁するためにこの会計の負担で公債を発行しまたは借入金を行うことができる(第3条)、貸付金の償還金は公債および借入金の償還財源にのみ充てる(第4条)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ、公債および借入金の償還金の財源にのみ充てる、貸付金の償還金・決算剰余金の翌年度への繰入金をもって公債および借入金の償還金を支弁するのに不足する額と、貸付金の利子等をもって公債および借入金の利子、一時借入金の利子、公債発行および償還に関する金額との合計額に相当する金額は予算の定めに従い一般会計から繰り入れられる(第8条)。

さて特別会計の構成をみると、昭和27年度では歳入の主たるものは一般会計からの受入れである。これは特別会計法による公債発行が23年度で終了し、24年度よりその貸付財源をもっぱら一般会計からの繰入金に依存することとなり、27年度も「開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律」(昭和27年3月27日法律第10号)により繰り入れられ、この繰入金相当額は後日繰り戻すこととなった。一般会計からの受入れの内訳は、その繰入金の法律による貸付財源の受入れ、国債利子その他財源の受入れ、償還金収納手数料財源受入れという構成である。償還金は年賦償還金収入、一時償還金収入、償還金利子収入よりなる。歳出の開拓者資金貸付は

営農資金、共同施設資金のほか27年度から、融資の不十分だった23年度以前の入植者に対し26年度に続き27年度までの営農促進資金の貸付が含まれている。28年度も28年3月31日に同名の一般会計から貸付財源のため繰り入れる昭和28年法律第30号が公布され、貸付財源として繰り入れられた。29年度も一般会計からの貸付財源の繰入れが同名の昭和29年3月18日法律第5号により繰り入れられた。こうして24年度より累計288億6941.2万円が一般会計からの貸付財源として繰り入れられた。しかし30年7月21日に特別会計法が一部改正され(昭和30年法律第77号)、第2条の歳出に事務取扱費が追加され、第3条に貸付金の財源として不足があれば借入金ができ、第4条では貸付金の償還金を償還財源にとどまらず貸付金にも振り向けることが可能となり、第8条で決算剰余金の償還財源のみに充てるとの項を削った。こうして30年度より特別会計の貸出財源は資金運用部からの借入に依存することとなった。そして事務取扱費と利子は原則として特別会計の利子収入で支弁し、不足の場合に限り一般会計からの繰入れによることとした。そのため30年度予算の一般会計からの受入れは急減した。そして資金運用部からの借入金10億円が新たに計上された。こうして30年度より借入金を上回る貸付が計上され貸付額は増大をたどった。31年度のみ、資金運用部以外にも余剰農産物資金融通特別会計から1.74億円の借入を行った。

特別会計による新規融資は昭和44年度で終了する見込みのため、以後の債権管理の方式が検討された。農林省は、特別会計による債権管理の件数が膨大となっており、また直接個人に貸し付けていることから、債権管理・徴収が困難であり、離農者の債権管理は都府県の委託事務以外となって直接農林省が管理するため、行方不明者の追跡が不十分である、「国の債権の管理等に関する法律」(昭和31年法律第114号)の適用を受けており、減免等の弾力的な措置をとりにくい、以上の理由から債権回収の終わる20年後まで特別会計を存続させる必要はなく、農林漁業金融公庫に引き継ぐのはふさわしいと提案した。²⁾ こうした提案が検討された結果、開拓者負債対策の必要性が認められて、債権債務を農林漁業金融公庫へ移管し、徴収停止措置をとる債権の償却財源として既往一般会計繰入金を償却財源として公庫に交付するなどの方針が固まり、「開拓者資金に係る政府貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法」(昭和44年12月8日法律第80号)が公布され、開拓者貸付債

権の条件緩和とその債権の農林漁業金融公庫への債権の移管とあわせて「開拓者資金融通法」と「開拓者資金融通特別会計法」ほか先述の一般会計からの繰入金に関する法律は廃止され、47年4月1日をもって公債を除く特別会計の権利義務を公庫が承継し、その際の債権債務の処理は、貸付残高の合計が借入金残高の合計を越えるときは、特別会計の貸付財源のための繰入金の総額を越える部分を政府からの出資とする、貸付債権残高が公債を含む借入金残高を越える場合にその超過分を公庫への出資とする、特別会計負担の公債は一般会計に帰属させ、公庫はその相当額の債務を政府に負うなどが定められ、47年4月1日に特別会計は廃止された。³⁾

(注)

- 1) 占領期の開拓者資金融通特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)参照。
- 2) 「負債問題についての現状における問題点と負債対策立案についての検討事項について」(昭和43年12月20日農林省農地局開拓殖産課)(大蔵省資料)。
- 3) 開拓者資金融通特別会計の業務の農林漁業金融公庫への引継ぎに関しては、本巻「政府関係機関」編を参照。

2 米国対日援助見返資金特別会計

昭和24年4月1日の見返資金設置の指令により、24年度より見返資金の設置が命ぜられ、「米国対日援助見返資金特別会計法」(昭和24年4月30日法律第40号)が公布され、同法は予算の成立した同日より施行され、米国対日援助見返資金特別会計が設置された。特別会計法によると米国対日援助見返資金を設置し、一般会計と区分して経理し(第1条)、大蔵大臣が管理し(第2条)、貿易会計からの繰入金、運用資産の回収・処分等の受入金と運用益を歳入とし(第3条)、通貨・財政の安定、輸出促進、経済再建安定を目的とし、国債、公企業に運用し、国債償還および公企業に使用する(第4条第1項)、資金の運用の現金受払いは「財政法」上の収入・支出とみなし(同第2項)、資金の余裕金は政府短期証券に運用できる(第13条)。この特別会計は融資会計に分類されるが、融資・出資にとどまらず、資金の使用も認められ、資金の支出目的も経済再建という広範なものである。またその他の融資会計と異なり、見返資金運用に関

する特別の法律は制定されていない。特別会計の歳入となるガリオア援助はすでに26年7月の最終入港で終了しており、以後の特別会計の存置の必要性の有無が理財局で検討されていた。その当時の検討案によれば、講和発効後に始まると予想された対米援助債務償還を負担する特別会計として、この特別会計が位置づけられており、見返資金が出資・融資した公企業債権等からの運用益として国庫納付金を受け入れ、それをもって対米援助債務に充当する方針が考えられていた。¹⁾しかし対米援助債務処理は当面見送られ、27年度も前年度と同様の項目の予算が編成された。ただし26年秋に来日したドッジは27年度予算に関しても大ざっぱな指針を残していた。ドッジの27年度支出計画は400億円を原資としていたが、理財局見返資金課は保有国債300億円の売却を見積もり、払出計651億円を計上した。しかし先述の対米債務償還の見送り、中小企業融資を肩代りする国民金融公庫への出資の見送りにより、27年度見返資金計画は27年1月8日に閣議決定され、27年度は700億円の資金計画のうち公企業出資として日本開発銀行、日本輸出入銀行、農林漁業資金融通特別会計への出資、電力・海運・中小企業融資の再建および安定費という予算が編成された。しかし日本輸出入銀行出資は見送られ、また10月19日に見返資金の私企業直接融資は終了し、融資債権が日本開発銀行に承継され、年度未消化の再建および安定費の私企業融資枠が日本開発銀行経由融資の公企業支出に振り替えられた。再建および安定費には役務費、アメリカ宣伝目的の特定教育事業のほか「長期信用銀行法」(昭和27年6月12日法律第189号)に基づく日本長期信用銀行に対する優先株式出資7.5億円が追加された。こうして27年度に見返資金は私企業貸出を終了し、日本開発銀行経由投資の私企業融資と公企業への出資・融資に特化していた。

昭和27年度末まで米国対日援助見返資金特別会計は産業投資特別会計に承継される予定であったが、法案が衆議院解散で審議未了となり、28年度も4～7月の間に特別会計の暫定予算が編成された。その歳入は国債売却収入88.20億円を主とする運用収入と、前年度剰余金の受入れが計上され、歳出には再建および安定費として、日本開発銀行に対する貸付金145億円と電源開発株式会社(「電源開発促進法」昭和27年7月31日法律第283号により27年9月16日に設置)に対する出資金40億円が計上されていた。しかし決算では電源開発会社に対する出

資は40億円実行されたものの、日本開発銀行に対する貸付金は前年度からの繰越額が28億円あり、この合計173億円のうち138億円の貸付金にとどまった。そのほか前年度の歳出の繰越額の日本輸出入銀行に対する貸付金が30億円あるがそのまま貸付が実行されずに、²⁾ 産業投資特別会計に引き継がれた。この特別会計は、「産業投資特別会計法」(昭和28年8月1日法律第122号)の附則第1項で廃止された。そして28年度の米国対日援助見返資金特別会計の歳出予算のうち、廃止までに支出済みとならなかったものは、産業投資特別会計に移して支出されることとなった。

〔注〕

- 1) 見返資金の設置から廃止までについては、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「見返資金」(昭和58年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 『昭和28年度特別会計決算書』。

3 農林漁業資金融通特別会計

占領期の農林業への長期融資のため、「農林漁業資金融通法」(昭和26年3月31日法律第105号)と「農林漁業資金融通特別会計法」(昭和26年3月31日法律第106号)が公布され、特別会計が設置された。¹⁾ 特別会計法によると、貸付金の償還金、利子、一般会計および見返資金からの繰入金、資金運用部からの借入金等を歳入とし、貸付金、資金運用部からの借入金の償還金、利子および事務費等を歳出とし(第4条)、毎年度の損益上の利益は一般会計に繰り入れ(第8条)、決算剰余金から一般会計繰入金を控除した額を翌年度歳入に繰り入れる(第9条)、貸付に充てるため資本の範囲内で資金運用部から借入金ができる(第12条)。昭和27年度は26年度貸付を大幅に越える208億円が予算に計上され、これに充てる財源としては一般会計からの繰入れ65億円と資金運用部からの借入金110億円以外に、見返資金からも借りるため、27年3月31日に特別会計法を一部改正して(昭和27年法律第51号)、借入金を資本枠内とするとの条項を削り、借入先を資金運用部のほかに見返資金を追加した。これにより27年度に見返資金からの借入を計上し、資本額を借入額が上回った。講和条約の発効により、当初の政府の方針であった農林漁業銀行の設立に向かい、「農林漁業金融

公庫法」(昭和27年12月29日法律第355号)が公布され、27年度末で特別会計法は廃止され、28年度より特別会計の資産負債は農林漁業金融公庫が継承し、以後の農林漁業の長期金融を担うことになった。²⁾

〔注〕

- 1) 占領期の農林漁業資金融通特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)、同第13巻「見返資金」(昭和58年)を参照。
- 2) 農林漁業金融公庫への転換等については、本巻「政府関係機関」編を参照。

4 資金運用部特別会計

資金運用部特別会計は「資金運用部特別会計法」(昭和26年3月31日法律第101号)の公布により、それまでの大蔵省預金部特別会計を承継して昭和26年4月1日に設置された。¹⁾ この特別会計法の実体法として、「資金運用部資金法」(昭和26年3月31日法律第100号)もあわせて公布されている。「資金運用部特別会計法」によれば、資金運用部資金の運用にともなう歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する(第1条)、この会計は大蔵大臣が管理し(第2条)、この会計で資金運用部資金の運用利殖金、一般会計からの繰入金等を歳入とし、資金運用部預託金の利子、資金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、繰越損失の補填金、繰替使用金の償還金等を歳出とする(第3条)、資金運用部資金の属する運用資産で価値の減損を生じたものがあるときはこの会計の決算剰余金で償却し、剰余金がないか不足する場合は積立金で償却する(第4条第1項)、決算上の剰余または積立金で運用資産の価値の減損を償却できないときは、資金運用部資金の損失として繰り越して整理する(第4条第2項)、その繰越損失を決算上の剰余金をもって補填することができない場合は、一般会計から予算の定めをもって補填する(第4条第3項)、この会計の当該年度の運用利殖金等の収納済額の合計額から資金運用部預託金の利子、運用損失金、運用手数料、事務取扱費等の支出済額並びに歳出金の翌年度への繰越額の合計額を控除して剰余がある場合は、その剰余金を運用資産の減損の償却に充て、前年度の繰越損失がある場合にはそれを補填し、さらに剰余

がある場合にはその残額の1/2相当額をこの会計の積立金として積み立てる(第8条第1項)、この積立金を控除した残額は一般会計へ繰り入れる(第8条第2項)、決算上の収納済額が支出済額に不足する場合には積立金から補足する(第9条第1項)、積立金から補足してなお不足する場合には、その不足する額を一般会計から繰り入れて補足する(第9条第2項)。

次に特別会計の歳入歳出をみると、昭和27年度の歳入の運用利殖金収入は利子収入と売却および償還益金よりなる。前者が大宗をなし、その内訳は他特別会計貸付、地方公共団体貸付、地方債、金融債、食糧証券、国債証券、政府関係機関貸付金よりなる利子収入である。資金運用部資金は全額政府出資法人が政府および地方公共団体の出資になる法人にのみその債権の引受けもしくは貸付を行うことができることとなっており、それ以外には、民間出資のある特殊法人には貸付を行わない建前であるが、27年度より電源開発会社に対する貸付が特にその公益性が考慮されて認められている。そのほか政府関係機関と地方公共団体の出資になる帝都高速度交通営団に対する債券の引受けも認められている。後者は国債、地方債等の売却・償還および旧特殊銀行・旧特殊会社証券の売却による益金である。これらの資金の運用は資金運用部資金運用審議会で審議されることとなっている。一般会計からの繰入れは27年度で年平均100億円を国庫に預託することとし、0.75%の利子を一般会計から受け入れるものである。歳出では事務費は資金運用部の事務取扱いのための人件費および事務費と貯蓄債券発行に必要な経費である。預金利子は郵便貯金その他の預金に対する利子支払に必要な経費である。その支払先の主なものは郵便貯金、簡易生命保険、厚生年金、国庫余裕金、補助貨幣回収準備金等の資金、郵便振替貯金、郵便年金、郵政事業、その他特別会計である。他会計への繰入れは一般会計への繰入れと郵政事業特別会計への繰入れである。前者は第8条第2項の規定による資金運用部の積立金を控除したのちの剰余金と恩給負担金および失業者退職手当負担金の繰入れである。後者は資金運用部で発行した貯蓄債券の売捌きを郵便官署に委託する経費である。28年度より財政投融资計画が策定され、その原資の中心としてこの資金運用部資金が位置づけられている。そのなかで資金運用部に預託される最大の資金の郵便貯金の事業を管理している郵便貯金特別会計は、毎年度多額の赤字を計上していたため、その処理が問題となり、そ

のため29年3月31日に特別会計法が一部改正されて(法律第32号)、附則第6項に当該年度の郵便貯金特別会計の歳入不足を補填するため当該不足額を限度として、予算の定めるところにより当該年度の郵便貯金会計の歳入に繰り入れることとした。そのほか附則第7項としてこの繰入れを郵便貯金特別会計への一般会計からの繰入れとみなすとした。そして将来郵便貯金特別会計はこの繰入額を一般会計に返還することとなっている。

資金運用部特別会計はその後も順調に決算剰余金を積立金に繰り入れており、そのため昭和30年7月25日にも特別会計法の一部が改正され(昭和30年法律第86号)、第3条の一般会計からの繰入れを削除し、一般会計からの繰入れによる繰越損失の補填も削除した。また第4条第3項を繰越損失は決算剰余金で埋めるものとするとして改正し、第8条も決算上の剰余がある場合はその剰余の額で資金の減損額の償却に充て、繰越損失を埋め、さらに剰余がある場合にはこの会計の積立金として積み立てるものとするとして改正された。そのほか附則第6項は、この会計において当分の間、毎年度の郵便貯金特別会計の歳入不足を埋めるため、その不足額に相当する額を限り、予算で定めるところにより当該年度の歳入として繰り入れるものとした。²⁾

簡易保険資金と郵便年金資金はすでに分離運用されているが、資金運用部に預託されている資金のうち厚生省所管の国民年金資金に対しても、特別会計法によって規定する特別勘定を設定し、分離運用を求める要求が現れる。昭和36年1月には厚生省から資金運用部に預託してある国民年金等に関し、特別勘定を設定して国民年金等の資金の用途を国民生活に直結したものに限定して、その区分経理することが求められたが、この措置の実現のためには、すでに国会に提出してある36年度特別会計予算の改定を必要とし、特別勘定に区分経理することは36年度では事実上不可能であるため、この厚生省の要求は実現されなかった。

(注)

- 1) 占領期までの大蔵省預金部特別会計・資金運用部特別会計については、大蔵省編『明治大正財政史』第13巻「預金部資金」(昭和14年)、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第12巻「大蔵省預金部編」(昭和37年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第10巻「預金部資金・資金運用部資金」(昭和55

年，東洋経済新報社）および同第6巻「歳計(2)」(昭和59年)を参照。

2) 郵便貯金特別会計については，事業特別会計のうちの郵便貯金特別会計の項を参照。

5 産業投資特別会計

昭和28年8月1日に「産業投資特別会計法」(昭和28年法律第122号)が公布された。¹⁾「産業投資特別会計法」によると，経済の再建，産業の開発および貿易の振興のために国の財政資金をもって投資(出資および資金の貸付)を行うために設置し(第1条第1項)，その目的のため特別減税国債の発行による収入金および米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金等を財源とし(第1条第2項)，大蔵大臣が管理し(第2条)，米国対日援助見返資金特別会計廃止の際の資産から負債を控除した額とこの法律施行の前日の日本開発銀行および日本輸出入銀行に対する出資金の額との合計額に相当する額を資本とする(第3条)，特別減税国債発行による収入金，出資に対する配当金，出資の回収金，貸付金の償還金および利子，この会計に帰属する国庫納付金等を歳入とし，出資の払込金，貸付金，特別減税国債の償還金および利子，一時借入金の利子，特別減税国債の発行および償還に関する諸費等を歳出とする(第4条)，損益計算上利益を生じたときは積立金に組み入れて整理し，損失を生じたときは積立金を減額して整理する(第8条)，決算上剰余金が生じたときは，当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れる(第9条)，支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託することができる(第12条)，この法律の施行の際，見返資金特別会計に属する資産および負債はこの法律施行の際にこの会計に帰属する(附則第4項)，28年度の米国対日援助見返資金特別会計の歳出予算のうち支出済みとならなかったものはこの会計に移して使用することができる(附則第5項)，この法律施行の際に一般会計が日本輸出入銀行および日本開発銀行に対して有する出資に係る権利はこの法律施行の際にこの会計に帰属する(附則第11項)。こうして産業投資特別会計は米国対日援助見返資金特別会計の出資・融資業務を継承し，事実上，融資は資金運用部資金が多いため産業投資特別会計は主に出資に特化することとなり，かつての政府出資特別会計(昭和15~21年度)と近似する性格の特別会計となった。

こうして産業投資特別会計は昭和28年7月31日現在の米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産と一般会計からの承継資産をもとに設置された。米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産は農林漁業資金融通特別会計，一般会計，日本開発銀行に対する貸付金487.78億円，日本輸出入銀行，日本開発銀行，農林漁業資金融通特別会計および電源開発会社に対する出資金1565億円，「銀行等の債券の発行等に関する法律」(昭和25年法律第40号)および，同法を廃止して新たに規定された「長期信用銀行法」(昭和27年法律第189号)により発行された，債券発行金融機関に対する優先出資47.97億円，保有国債109.17億円，短期証券保有等により運用されている余裕金74.06億円の合計487.78億円である。一般会計からの承継資産は日本開発銀行に対する出資(復興金融金庫からの承継分852.2億円を含む)1052.2億円と日本輸出入銀行出資135億円である。これらの承継資産は合計1187.2億円であった。28年度の産業投資特別会計の歳入歳出をながめると，歳入は国債発行収入，運用資金回収収入，運用利殖金収入，見返資金特別会計から引き継いだ国債の売却収入および見返資金特別会計から受け入れる余裕金である。運用資金回収収入には見返資金が引き受けた優先株式の各発行銀行等の利益による償却収入が含まれている。この28年度産業投資特別会計の歳入の特徴としては，28年度の産業投資特別会計の資金需要に応ずるためこの会計の負担で国債を発行することとしたことである。そして減税と結びつけることで国債の発行を回り実質的に高金利とする特別減税国債を発行することとなった。第15国会に提出された28年度特別会計予算案は4月からの産業投資特別会計の設置を盛り込んでいた。そして300億円の特別減税国債を産業投資特別会計の負担により発行し，その他の財源ともあわせて日本開発銀行へ貸付510億円，日本輸出入銀行へ貸付40億円および電源開発会社に対する出資150億円が計上されていた。しかし解散総選挙となったため，予算の成立が遅れ7月末まで暫定予算となり，そのため第16国会に改めて提出した産業投資特別会計予算案は，年度内に特別減税国債の300億円の発行が困難となったため，200億円に修正し，また日本開発銀行に対する貸付を315億円，電源開発会社に対する出資を110億円に減額し，日本輸出入銀行に対する貸付は皆減とした。特別減税国債については「特別減税国債法」(昭和28年8月7日法律第178号)が公布された。特別減税国債の発行額の減額で，同法によれば，産業投資

特別会計の歳出の財源に充てるため、28年度において、200億円を限りこの会計の負担において特別減税国債を発行できる、償還期限は5年以内とすると規定された。しかしこの国債の発行が遅れたため、予算で見込んだ200億円を下回り、141.7億円の発行にとどまった。他方、米国対日援助見返資金特別会計からの承継余裕金受入れは予算を大きく上回る74.17億円の受入れをみている。次に歳出をみると、日本開発銀行への貸付金と電源開発会社に対する出資が主な歳出で、このほか特別減税国債の発行にともなう利子と事務費の国債整理基金への繰入れがある。しかし決算では予算に計上されていた産業投資としての日本開発銀行貸付は242億円、電源開発会社に対する出資は90億円の歳出となった。そのほか当初予算に計上されない歳出予算額として、特別会計法附則第5項により、米国対日援助見返資金特別会計の歳出予算額の移し使用額として再建および安定費350億円を計上し、それにより日本開発銀行に対する貸付とし、さらに米国対日援助見返資金特別会計の前年度繰越額のうちやはり同法附則第5項による産業投資特別会計への移し使用額300億円を予算のほかに計上し、それを日本輸出入銀行に対する貸付金として歳出した。産業投資特別会計は主として出資により政府出資法人に対し産業資金を供給するものであるが、特別減税国債のような特別会計負担の償還債務により資金調達する場合には、貸付により資金供給することとなる。そのほか産業投資特別会計が米国対日援助見返資金特別会計から承継した資産に含まれる、農林漁業資金融通特別会計に対する27年度の30億円の貸付は、そのまま産業投資特別会計の農林漁業金融公庫に対する貸付として残り、そのほか米国対日援助見返資金特別会計が行っていた連合軍人等住宅公社(昭和25年4月設立)に対する貸付も同様に一般会計に対する貸付として残った。

昭和29年度の特別会計の歳入は大きく減少したが「緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律」(昭和29年3月18日法律第6号)で、緊要物資輸入基金特別会計の廃止の際にその会計に属する現金は産業投資特別会計に帰属するものとされ(附則第5項)、同法附則第15項で「産業投資特別会計法」の一部が改正され、歳入に追加された。しかしこの収入も前年度の国債発行もしくは国債売却収入を埋めるものではなかったため、歳出規模が縮小し、日本開発銀行への貸付は大きく減少している。産業投資特別会計は、米国対日援助見返資金特別

会計と一般会計からの承継資産を基礎に設置されたため、歳入歳出規模はほぼ資産運用および回収金に抑えられざるをえない。こうしたなかで「特定物資納付金処理特別会計法」(昭和31年6月5日法律第129号)が公布され、同特別会計のバナナやパイナップル缶詰等より得る輸入益を納付させた歳入から歳出と翌年度への繰越金額を控除した残額を予算の定めに従い毎年度に産業投資特別会計に繰り入れることとしたため、これに対応し、同法附則で「産業投資特別会計法」も一部改正され、歳入に特定物資納付金処理特別会計からの繰入金が増加された。こうして産業投資特別会計の財源として毎年度期待できる特定物資納付金処理特別会計からの繰入れが増加された。

昭和31年度は景気の著しい好転のために、一般会計歳入は多額の自然増収を生み、その処理が問題となった。その処理方針の検討を経て、次のように特別会計法の改正提案を行い、「産業投資特別会計法の一部を改正する法律」(昭和32年3月31日法律第34号)が公布された。すなわち投資財源の一部を補足するため特別会計に資金を置き一般会計からの繰入金および資金の運用利益をもってこれに充てる(第3条の2第1項)、資金は予算の定めるところにより使用する(同第2項)、資金の受払いはこの会計の歳入歳出外として経理する(第3条の3)、資金は資金運用部に預託して運用することができる(第3条の4)、この資金として31年度に一般会計から300億円を限りこの会計の資金に繰り入れる(附則第12項)。以上の改正のほか第1条の「資金の貸付」を「貸付」にかえるなどの所要の改正が行われた。こうして特別会計に歳入歳出外の資金が設定され、資金の財源は一般会計からの繰入れで賄い、それを後日産業投資特別会計の歳入に繰り入れることとなった。

こうして昭和31年度の一般会計の自然増収分を32年3月22日成立の31年度一般会計予算補正(第1号)により、300億円が産業投資特別会計の資金に繰り入れられた。この300億円の資金は、32年度に150億円、33年度に30億円、34年度にその残額と運用益132.56億円が繰り入れられて消尽された。こうした産業投資特別会計の資金への繰入れを行ってもなお、31年度の決算剰余金が多額に生ずることとなり、それを次年度以降に繰り延べるため、「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」(昭和33年7月11日法律第169号)で、31年度の決算剰余金を一般会計の資金として経済基盤強化資金を設けて221.3

億円を限り、そこに繰り入れることとなった。33年度には電源開発会社の貸付金に充当するための資金需要があり、「産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律」(昭和33年12月20日法律第178号)が公布され、特別会計の負担で外債を発行することが可能となった。歳入には外貨債発行または外貨借入金による収入金が、歳出にはその償還金、利子および発行諸費が追加された。33年度で34年1月15日に4口、3000万ドル(108億円、償還期限37年1月15日～49年1月15日)の産業投資外債が発行された。この外貨国債収入は33年11月24日成立の33年度の特別会計補正予算(特第1号)で特別会計の歳入として計上され、発行手取金106.49億円を財源として電源開発会社の貸付金として充てられた。産業投資外債による資金調達には財政投融資計画では公募債借入金等に分類されている。

その後も産業投資特別会計からの出資に対する予算要求があり、特別会計の通常の歳入ではとてもその要望に応じきれないため、昭和34年3月24日に特別会計法が一部改正され、第3条の歳入の規定に附則第13項の規定による一般会計からの繰入金を追加し、附則第13項として34年度において一般会計から50億円を限りこの会計の歳入に繰り入れることができると規定された。こうして特別会計法附則による一般会計からの繰入れが開始される。この50億円は34年度に経済基盤強化基金から一般会計が受け入れた金額の一部である。その後も35年12月24日に特別会計法が改正され(昭和35年法律第158号)、附則第14項として35年度において一般会計から120億円を限りこの会計の歳入に繰り入れることができると規定された。こうして特別会計の主たる財源として一般会計からの繰入金が位置づけられる。さらに36年3月28日にも特別会計法が改正され(昭和36年法律第8号)、附則第15項として35年度に一般会計から350億円を限りこの会計の資金に繰り入れることができると規定された。この資金は36年度に206億円を、37年度にはその残りと運用益計150億円を産業投資特別会計に繰り入れることで消滅した。37年9月4日の特別会計法の改正で(昭和37年法律第148号)、37年度に一般会計から230億円が附則第16項により繰り入れられた。その後38年2月15日成立の37年度補正予算第2号で、350億円が一般会計から特別会計の資金に繰り入れられた。さらに39年2月14日成立の38年度一般会計補正予算(第3号)で、産業投資特別会計への一般会計からの繰入れが60億円増

額され、一般会計からの繰入れが557億円になったほか、産業投資資金に300億円の繰入れが計上された。こうして産業投資資金は増大したが、38年度にはそのうち93億円が、39年度には189億円、40年度にはその残額と運用益計398.53億円が資金から特別会計の歳入に繰り入れられ、資金はほとんど消滅し、微額が残高として残るのみとなった。

対米援助債務処理の交渉は進捗せずにいたが、昭和35年の日米安全保障条約の締結後、対米援助債務処理交渉が進捗しおおむねまとまる見込みとなった。問題となったのは、援助債務の二重払い論であり、そのためその対内経理処理の方針を検討した。しかし結局二重払い論に対する対処としては、それに対する説明で足りるとして、第40国会に「産業投資特別会計法改正案」が提案され、第41国会で政府案どおりに可決された。公布された「産業投資特別会計法の一部を改正する法律」(昭和37年9月4日法律第148号)によれば、第1条第3項として戦後の対日援助の処理に関するアメリカ合衆国との協定による対米債務はこの会計の負担とするとし、第4条にこの債務の元金および利子を追加した。ただし米国対日援助見返資金特別会計が行った連合軍人等住宅公社に対する貸付金に係る権利は、一般会計に帰属するものとするため、一般会計に対する貸付債権となっていた59.5億円を除外した。こうして特別会計債務として37年度に対米債務1764億円相当額を負債として計上した。そのほか37年度に一般会計から230億円を限りこの会計の歳入に繰り入れることができるとした。以上の特別会計法の改正で、37年度より米国援助処理費が歳出に計上されることとなった。この米国援助処理費の財源としては日本開発銀行の国庫納付金等が充当されることとなった。37年度は下期のみ償還して79.05億円であったが、38年度より毎年度158.11億円が償還された。しかし38年度で日本開発銀行からの産業投資特別会計に対する国庫納付金は128.84億円にとどまり、以後も国庫納付金は米国援助処理費の158.11億円を下回り、そのほかの国庫納付金は期待できず、この援助債務償還の負担は、産業投資特別会計の資金不足の一因ともなった。

昭和38年3月18日の「特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律」(昭和38年法律第18号)で38年4月1日に特定物資納付金処理特別会計は廃止されたが、廃止の際のこの会計に所属する現金は産業投資特別会計に帰属することと

された。特別会計の安定財源がなくなったため、38年3月23日に特別会計法の一部が改正され、附則による一般会計からの特別会計への繰入条項が削除され、それにかえ本則の第3条に一般会計からの産業投資特別会計の歳入への繰入れが規定され、第3条第2項としてその一般会計からの繰入金は予算の定めるところにより繰り入れることとした。同様に第4条にも一般会計からの繰入金規定された。こうして産業投資特別会計の財源は一般会計に依存することが本則に明示された。38年度以降、産業投資特別会計に要求される出資金等の財源を確保するため、38年3月31日には「外貨公債の発行に関する法律」(昭和38年法律第63号)が公布され、産業投資特別会計の貸付財源に充てるためこの会計の負担において外国通貨表示の公債を発行できることとなった。これにともない歳入に同法による外貨公債収入を追加した。あわせて33年法律第178号による産業投資特別会計公債を発行した際に外貨借入金を規定していたが、それを削除した。この特別会計の外貨公債は38、39年度に発行された。38年度は38年5月15日の第2回産業投資米貨公債として2750万ドル(99億円、償還期限55年5月1日)と、39年3月15日の産業投資スイス貨公債5000万スイス・フラン(41.16億円、償還期限54年3月15日)が発行された。前者は電力会社、後者は電力会社と日本道路公団に対し、ともに日本開発銀行経由で貸し付けるためのものである。39年度は39年6月1日に産業投資ドイツ貨公債2億ドイツ・マルク(180億円、償還期限54年6月1日)が発行された。これは産業投資特別会計から道路建設資金として、日本道路公団に貸し付けた。その後40年度にも産投外債発行を予定していた。それは日本道路公団と首都高速道路公団の貸付財源のためであった。しかし40年度は発行をとりやめている。40年度は景気後退による一般会計の歳入不足のため、一般会計負担による国債発行が行われた。一般会計の財源が乏しいため一般会計から産業投資特別会計への繰入れが当初予算では125億円が計上されていたが、40年12月27日成立の40年度特別会計補正予算(特第2号)で、一般会計からの受入れが皆減され、受入れがなくなったため、それまで毎年度行っていた、産業投資特別会計からの住宅金融公庫出資と農林漁業金融公庫への出資がその分減額された。この措置により両公庫の融資金利がかさむ分が一般会計からの両公庫に対する補給金として40年度より計上された。41年度も日本道路公団への貸付財源のため、産業投資外債の発行が当初予算に

計上されたが、やはり見送られた。41年度は産業投資資金よりの受入れがなくなったが、一般会計からの受入れが復活し、440億円が計上された。しかし財源が苦しいためやはり住宅金融公庫と農林漁業金融公庫への出資は41年度には行わないこととした。特別会計予算は41年12月20日成立の補正予算(特第1号)により、5億円の増額補正が行われ、一般会計からの受入れをもって電源開発会社への出資金に充てられた。42年度には43年3月1日に第2回産業投資ドイツ貨公債1億マルク(90億円、償還期限58年3月31日)が産業投資特別会計の貸付財源に充てるため発行された。この産業投資外債収入は42年度予算に計上されていないが、41年度と同額の5000万ドル(180億円)まで発行できるように特別会計予算総則で規定されていた。43年度にも43年10月10日に6000万スイス・フラン(49億3920万円、償還期限58年10月10日)の産投外債が発行された。これらの外債により調達された財源は、46年度にまでに分けて電源開発会社に対する貸付金に充当された。41年度まで毎年度電源開発会社に出資していたが、42年度に石炭対策特別会計が新設されたため、以後の電源開発会社への出資は石炭対策特別会計が行うこととなった。なお産業投資特別会計外債の償還財源は、国債整理基金に繰り入れられている。

他の融資特別会計のうち経済援助資金特別会計と余剰農産物資金融通特別会計を、後者の対米債務とともに産業投資特別会計に統合するという方針が、昭和41年度予算編成過程で検討されたが、結局41年度も経済援助資金特別会計と余剰農産物資金融通特別会計は存続した。その後もこの両特別会計を産業投資特別会計に統合する方針が検討され、「経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律」(昭和43年3月22日法律第2号)が公布され、4月1日に両特別会計が廃止された。この法律施行の際の両特別会計の資産から債務を控除した残額は産業投資特別会計の資本に帰属することとなり、産業投資特別会計に帰属した現金は43年度の歳入として受け入れることとなった。また廃止された両特別会計の債権債務を承継した。そして歳出にも、「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(昭和30年条約第6号、昭和31年条約第10号)に基づいてアメリカ合衆国より借り入れた外貨資金の償還金および利子が追加された(第4条第1項)。余剰農産物協定に基づく債務の償還も産業投資特別会計が行うこととなり、産業投資特別会計は1億95.1万ドル

(363億4246.4万円)の外貨借入金債務を引き継いだ。この債務償還のため43年度に4.17億円が国債整理基金に繰り入れられ、以後この償還額が低減していく。他方、両特別会計の融資債権を引き継いだため、経済援助資金特別会計の日本航空機製造会社に対する出資や日本開発銀行経由の軍需産業融資、および余剰農産物資金融通特別会計の農地開発機械公団や愛知用水公団に対する融資等の債権を承継し、その回収金収入と運用収入も産業投資特別会計の歳入となる。そのほか特別会計の財源に充てるため、42年度より日本合成ゴム会社の株式を随意契約で売却した。さらに43年度にその残りの売却を行った。また43年度より日本航空会社の株式の売却を開始した。これらの株式処分は資産処分収入として特別会計の歳入に計上された。44年度には日本航空会社のみならず電源開発会社の株式の売却に踏み切った。他方こうして得た財源を電源開発会社貸付金もしくは日本航空会社増資株式発行引受に充当することができた。45年度以後も毎年度に電源開発会社の株式資産処分収入が計上されることとなる。

戦後のアメリカからの対日援助に関しては産業投資特別会計でガリオア援助債務に関しては米国援助処理費として、また余剰農産物援助に関しては国債整理基金への繰入れとして償還してきたが、昭和46年度以降、円の対ドル相場の上昇により援助債務償還に為替差益が発生するようになり、円の上昇傾向が続いたため、48年度において、国際収支の状況にかんがみ、対外経済調整に寄与するために、戦後経済援助債務と余剰農産物援助債務を一括繰上償還することとした。48年度に当初の米国援助債務はガリオア債務1億1243.4万ドル(346億2999.1万円)と余剰農産物債務9366.6万ドル(288億4928.9万円)であり、この一括償還に必要な資金を借入金として賄うため、「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法」(昭和48年4月27日法律第24号)を公布した。それによれば48年度に履行期限の到来していない借入外貨資金等を繰り上げて償還するため、必要があるときは350億円を限り産業投資特別会計の負担で借入金をすることができるなどが規定され、48年度から50年度にかけて資金運用部から借入を行うことができることとなった。そして、48年度にガリオア援助債務の未償還額326億3334.4万円と、先の特別措置法により資金運用部から255億円を借り入れ、余剰農産物未償還債務288億4928.9万円を一括償還し、アメリカの対日援助債務は完済

された。そのほか49年度予算編成に向けて産業投資特別会計を改組して、新たに開発投資特別会計(仮称)を創設し、この特別会計で外国為替資金から外貨を借り受け、日本輸出入銀行等の政府関係機関に融資し、それを民間企業に長期低利で貸し出すという構想であった。これは当時検討されていた第2外国為替資金特別会計の別な形の実現を目指したものであった。²⁾しかしこの構想は実現せずに、従前のままの産業投資特別会計が存続することとなった。

〔注〕

- 1) 産業投資特別会計の設置案は昭和27年に既に理財局で検討されていた。「産業投資特別会計(仮称)設置要綱(案)」(昭和27年9月12日理財局経済課)(大蔵省資料Z511-34)によると、貯蓄国債発行収入と、一般会計既往投資の承継による回収金と利子を歳入に充て、日本開発銀行、日本輸出銀行および電源開発会社への投融資を行うものとしたが、見返資金の最終処理が政府内で固まっていなかったため、見返資金からの借入金とその償還も歳入歳出に計上するものとした。産業投資特別会計が債権債務を引き継いだ米国対日援助見返資金特別会計からの転換については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「見返資金」(昭和58年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 『日本経済新聞』昭和48年6月7日。

6 経済援助資金特別会計

アメリカの「1951年相互安全保障法」の1953年の改正で、第550条において相互安全保障計画資金のうち1954年度に1億ドル以上2.5億ドル以下の資金を、余剰農産物の輸出による援助に用いるべきであると定めていた。¹⁾同法により日本に対しても、相互安全保障計画に基づきアメリカの余剰農産物援助が行われることとなる。日本とアメリカとの間に相互防衛援助協定の締結交渉が進み、そのなかで、日本に対しアメリカ政府から農産物援助が行われる見込みとなり、その見返円資金の管理の方法の検討が行われる。理財局でこの贈与円の運用方法を検討し、²⁾昭和29年2月に一般方針として対日贈与円の運用の基本方針は、日本の経済力の増進を主眼として、一般工業力の強化と近代化を図り、あわせて防衛生産の基盤となる産業の育成を図る、そのため運用方法は融資に限り、商業ベースに乗るものに限る、融資対象は防衛生産に限定しない、融資は設備資金に限る、政府が開銀に貸し付け同行が融資を実行する、以上の具体的措置

として、経済援助により受け入れる対日贈与円を処理するため経済援助資金特別会計を設置する、資金の運用は開銀に対する融資の方法による、貸付対象事業、貸付条件等についてはアメリカ側の指示を受けず、日本側に一任する了解をとる、このほか開銀の運営方針として、この特別会計からの貸付金を運営するため特別勘定を設け一般開発資金と別に経理するとの方針をまとめた。しかしこの時点でアメリカ側の指示を受けないとする方針も、先方の納得をとりつけることができるかは不明であった。その後も対日贈与円の用途について大蔵省と経済審議庁で折衝があり、³⁾ その方針がほぼまとまった。

他方、昭和29年3月8日に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(公布昭和29年5月1日条約第6号)調印された。それと同日に調印された「農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(公布昭和29年5月1日条約第7号)はアメリカの「1953年相互安全保障法」第550条により、アメリカから購入される小麦等の農産物5000万ドルのうち1000万ドルが、やはり同日調印の「経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(公布昭和29年5月1日条約第9号)によって日本に贈与されることが確実になった。条約第9号の内容を紹介すると、農産物購入協定の締結にともない、アメリカが日本の工業生産および潜在的経済力を援助するため、農産物購入の結果として生ずる円資金をこの協定に基づいて利用することとし、農産物購入協定により特別勘定に積み立てられる円資金はアメリカの法令と条件に従う、その贈与額は特別勘定の積立金の総額の20%とするが1000万ドルを越えないものとする、アメリカはアメリカの軍事援助計画を支持するための日本における物資および役務の調達のため、当該円資金の残額を自由に使用することができる(第1条)、日本政府は贈与円を積み立てる特別の勘定を設ける(第2条)、この協定実施のための必要があれば細目取決めを合意するものとする(第4条)。こうして協定によりこの援助資金を管理するために特別の勘定を設置することが約束されており、その特別の勘定として経済援助資金特別会計が位置づけられていた。そして第19国会に経済援助資金特別会計法が提案され、5月15日に「経済援助資金特別会計法」(昭和29年法律第104号)が公布された。経済援助資金特別会計予算は4月28日成立の特別会計補正予算(特第1号)により、同日より施行された。

さて特別会計法によれば、政府がアメリカ合衆国政府から経済援助に関する協定で贈与される円資金を、工業の助成その他の日本の経済力の増強に資するため必要な費途に充てるため、経済援助資金を置き、その資金に関する経理を一般会計と区分して行うため特別会計を設置する(第1条)、この会計は大蔵大臣が管理する(第2条)、資金は協定により贈与による受入金および資金の運用等による収益金をもって充てる(第3条)、資金は工業を助成し、日本の経済力の増強に資するため政令で定めるところにより、運用または使用する(第4条)、資金の余裕金は資金運用部に預託することができる(第4条第3項)、第3条による受入金および収益金、運用した資金の回収金等を歳入とし、運用または使用のための支出金をその歳出とする(第5条)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる(第9条)、この会計の歳出予算の支出残額は順次翌年度に繰り越して使用できる(第12条)。

こうして特別会計予算が施行されたものの、昭和29年度の贈与円として予定されていた36億円の特別会計への繰入れは大きく遅れる。贈与円の受入手続きの策定作業は29年7～9月に行われていた。9月30日に大蔵省は日本銀行に受入手続きを指示した。⁴⁾ 経済援助資金の用途について29年8月に経済審議庁を中心に使用計画を検討し、防衛産業への設備資金供給等に配分するとの決定をみていた。そして9月3日に外務省を通じて配分等についてワシントンに希望を申し入れた。⁵⁾ その後アメリカ側は、12月28日に33.47億円、30年3月4日に2.05億円、合計35.52億円の、贈与円の解除の意向を表明してきた。第1回配分のうちにはF86戦闘機等が含まれ、これに対してアメリカ側の発注確約を条件に配分を申し込んでいたが、その確約を得られなかったため、それを除いた7.05億円のみを受け入れることとし、30年1月28日によようやく第1回目として7.04億円余が繰り入れられ、特別会計の歳入となった。そしてこの特別会計による経理が開始される。この金額は3月11日に開銀に貸し付け、同行から融資された。さらに第2回分として2.05億円は電子機器および樹脂関係のため問題なく、全額受け入れることとし、3月28日に特別会計に受け入れ、それを4月12日に開銀に貸し付けた。航空機はアメリカの域外調達を前提に配分する方針でいたが、航空機に関して、アメリカの域外調達から防衛庁の調達に切り替えられたため、軍用航空機に対する配分の援助資金を受け入れることとなり、30

年度でほとんどの受入れをみた。⁶⁾ 30年9月19日に24.7億円を特別会計に受け入れ、それを10月18日に開銀に貸し付けた。⁷⁾ 29年度の経済援助資金運用基本計画は30年1月14日に「昭和29年度経済援助資金の運用基本方針について」として閣議決定されたが、その内容はジェットエンジン修理設備、銃弾製造設備、電子機器素材製造設備等の軍需産業設備に充当し金利はおおむね6.5%として開銀が定める、償還期限はおおむね5年とするというものであった。⁸⁾

経済援助資金の運用に関しては、「経済援助資金の運用に関する政令」(昭和29年9月2日政令第262号)が公布され、その運用方針が明らかにされている。それによれば経済援助資金は「日本開発銀行法」(昭和26年法律第108号)の規定する開発資金のうち、武器、武器に準ずるもの、武器等の原材料の製造の事業を行うもの、そのほか日本の工業力等の経済力の増強に資すると認められる設備に対する貸付に運用する(第1条)、内閣は毎年度経済援助資金運用基本方針を作成する(第2条)、この方針案は経済企画庁長官が作成する(第2条第2項)、大蔵大臣はその基本方針が定められたときは、開銀に関する部分を通知する(第2条第3項)、開銀は受入資金について他と区分して経理する(第3条)。こうした方針に従い経済援助資金から兵器産業とその他の産業の設備資金のため開銀経由で融資されることとなる。なお援助資金の貸付条件等に関しアメリカ側からの指示を受けるかについては、協定で具体的貸付条件に関しては日米間で合意すると規定された。そのためこの協定に従い、政府は当初の貸付案件に関しては貸付先企業、貸付金額等を細目にわたってアメリカ側と協議し、その了解を得たうえで、開銀経由で貸し付けた。

次に昭和29年度の歳入歳出項目をみると、歳入では5000万ドルの農産物購入が予定されているので、その20%に当たる1000万ドル(36億円)の、円資金の贈与を予定しており、それを資金として歳入に受け入れるものである。そのほか資金の運用による利殖金等が見込まれていた。歳出では援助資金支出として工業力強化投融資として計上されていた。しかし援助資金の受入れが遅れたため、9.1億円しか資金がなく、そのため利殖金収入もなく、工業力強化投融資も少額に終わった。投融資以外の使用となった資金もそこに含まれていると思われる。なお経済援助資金の運用は先述のように、経済企画庁長官の策定する経済援助資金運用基本方針が閣議決定され、それに基づいて運用されることとなる

ため、財政投融資計画には計上されていない。

昭和31年3月15日には「昭和29年度経済援助資金運用基本方針の一部改正に関する件」が閣議決定され、先の運用基本計画を改正する閣議決定が行われている。30年度には運用基本計画は策定されず、前年度の計画を踏襲した。30年度は24.7億円の受入れがあり、以後33年度の少額を除き援助資金の受入れはない。30年度には前年度剰余金のほか回収等があり、26.75億円の投融資がみられた。31年度については31年3月22日に「昭和31年度経済援助資金運用基本方針について」が閣議決定された。31年度以降は元金の回収、利殖金収入と前年度剰余金がほとんどの歳入となる。31年度の投融資は財源不足のため行われず。32年度には経済援助資金として運用収入と前年度剰余金および31年度からの繰越分と合わせて9.3億円の支出が見込まれたが、年度内に具体的な貸付対象を決定することは困難と判断され、33年3月28日に「昭和32年度経済援助資金運用基本方針について」で、33年度早々に決定することとし、次年度に繰り延べて運用することとなった。⁹⁾

昭和33年4月28日には「昭和33年度経済援助資金運用基本方針について」が閣議決定された。¹⁰⁾ その内容は、運用に関する政令第1条の規定に基づき、航空機関係生産設備資金並びに工業力増強のための基礎的設備を対象とする、金利、償還期限は同様である。航空機は日米両国政府間の取決めにより、38年3月までに大型対潜哨戒機42機を生産することとなっている。そのほか防衛庁の訓練用のジェット練習機、ジェットエンジン部品、以上の航空機関係のほか、電子機器が対象とされていた。ただしこの運用方針は上期のみとして下期は別途措置するとした。以上の方針のもとに、航空機産業への運用が行われる。33年度下期については、34年3月31日の「昭和33年度下期経済援助資金運用基本方針について」で、改めて計画が策定された。¹¹⁾ それによれば航空機産業のうち対潜哨戒機とジェット練習機が対象としてあげられ、償還期間は7年に延長された。

昭和33年5月10日の「航空機工業振興法」(昭和33年法律第150号)で、日本の航空機工業の振興策を行うこととなったが、それにともない日本航空機製造株式会社が設置されることとなる。この航空機産業助成策としてアメリカ側との協議を経て経済援助資金からも出資することとなる。そして34年5月1日の

「経済援助資金の運用に関する政令」の改正(昭和34年政令第160号)により、経済援助資金が「航空機工業振興法」による政府の出資に運用することができることとなった。そして34年度に経済援助資金が日本航空機製造会社に3億円の出資を行って、同社は同年6月1日に設置された。¹²⁾その後34年9月22日に「昭和34年度経済援助資金運用基本方針について」が閣議決定されている。¹³⁾それによれば日本航空機製造会社に対する出資以外の運用先として、「電子工業振興臨時措置法」(昭和32年6月11日法律第171号)に基づく製造設備に貸し付けるとした。35年度は35年9月20日に「昭和35年度経済援助資金運用方針について」が閣議決定された。¹⁴⁾この決定で日本航空機製造会社に対する7.5億円の出資が決定された。36年度も36年8月29日に「昭和36年度経済援助資金運用基本方針について」が閣議決定され、やはり日本航空機製造会社に10億円を出資するとした。¹⁵⁾開銀経由の貸付は航空機および電子応用機器の製造設備を対象とするとした。37年度も37年10月2日に「昭和37年度経済援助資金運用基本方針について」が閣議決定されている。¹⁶⁾そして37年度も日本航空機製造会社に対する出資5.5億円と、開銀経由融資として第2次防衛力整備計画による国産航空機(ヘリコプター、飛行艇、ジェット戦闘機用自動操縦装置等)、車両(戦車)および機器(機関銃)の製造設備を対象とするとした。

昭和38年度も38年10月22日に「昭和38年度経済援助資金運用基本方針について」が閣議決定されている。¹⁷⁾運用は開銀経由融資のみで、第2次防衛力整備計画による国産航空機(飛行艇、ジェット機用機器)と機器を対象とした。39年度も39年8月4日に「昭和39年度経済援助資金運用基本方針について」が閣議決定され、¹⁸⁾日本航空機製造会社に対する出資金として4億円を運用し、開銀に対する貸付については、第2次防衛力整備計画に基づき国産する機器の製造のための主要な整備を対象として運用するものとするとしてされた。こうして日本航空機製造会社に対しては累計30億円が特別会計から出資された。この39年度運用基本方針を最後に、以後は運用方針は策定されなかった。そして43年3月1日に「経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律」(昭和43年法律第2号)が公布され、42年度末をもって経済援助資金特別会計は廃止され、廃止の際の特別会計の資産負債は産業投資特別会計に帰属されることとなった。

〔注〕

- 1) 「米国MSA(相互安全保障法)第402条および余剰農産物処理法(公法第480号)第1編による余剰農産物の処理」(昭和31年3月12日財務参事官室)(大蔵省資料Z522-131)。やはり同法と同一の趣旨で公布された「1954年相互安全保障法」第402条は、1955年度に3.5億ドル以上の余剰農産物の売却に用いるべきであると規定し、同法の1955年の改正で、第402条は1956年度は3億ドル以上の余剰農産物の売却に用いるべきだと定めていた。
- 2) 「対日贈与円の運用について」(昭和29年2月24日理財局経済課)(大蔵省資料Z522-134)。
- 3) たとえば、経済審議庁から防衛産業拡充の要望が寄せられており、商業ベースに乗らないものを含むかなどが問題となった(「防衛産業に関する基本方針(案)」(昭和29年3月8日経済審議庁)、「M. S. A. 小麦資金の配分について(案)」(昭和29年3月9日経済審議庁)(大蔵省資料Z521-134))。
- 4) 「対日贈与円(36億円)の受入手続に関する経緯」(昭和30年1月5日理財局資金課)(大蔵省資料Z522-134)。
- 5) その内容は、①防衛庁またはアメリカ側からの発注が確実な防衛産業で、この発注に应付するための設備増加を必要とする設備資金、②防衛産業の素材部門に対しその設備能力の増加のための設備資金、③アメリカ側からの発注が不確実の防衛産業については、その能力設備に应付する特需発注を要請し確約を得たもの、④資金は開銀経由で融資し、金利は6.5%、償還期間5年を基準とする、などというものであった(「経済援助資金36億円の運用について」(昭和29年9月ごろ)(大蔵省資料Z522-120))。
- 6) 「対日贈与円36億円について」(理財局)(大蔵省資料Z202-4)。Gengo Suzuki to Clarence Meyer, Director, U. S. Operations Mission, Acknowledgement of Receipt, Feb. 7, 1955(大蔵省資料Z522-134)。
- 7) 特別会計への受入れと開銀からの貸出先等については前掲、「米国MSA(相互安全保障法)第402条および余剰農産物処理法(公法第480号)第1編による余剰農産物の処理」(昭和31年3月12日財務参事官室)(大蔵省資料Z522-131)参照。
- 8) 大蔵省資料Z204-9。
- 9) 「昭和33年度下期経済援助資金運用基本方針について」(閣議説明資料)(昭和34年3月31日)(大蔵省資料Z205-37)。
- 10) 「昭和33年度経済援助資金運用方針(案)」(大蔵省資料Z204-11)。
- 11) 「昭和33年度下期経済援助資金運用基本方針(閣議決定案)」(昭和34年3月30日)(大蔵省資料Z205-37)。
- 12) 同社は昭和35年度に13.5億円を増資を行い、そのうち経済援助資金特別会計が7.5億円を引き受けた。そのほか民間出資8億円がある。その後も経済援助資金が増資に応じていた。42年度から産業投資特別会計が増資に応じて出資した。産業投資特別会計の出資は財政投融資計画に計上されている。
- 13) 大蔵省資料Z203-85。
- 14) 大蔵省資料Z203-112。
- 15) 大蔵省資料Z203-128。

- 16) 大蔵省資料Z 203-148.
- 17) 大蔵省資料Z 203-162.
- 18) 大蔵省資料Z 203-174.

7 余剰農産物資金融通特別会計

アメリカの「1953年相互安全保障法」第550条により余剰農産物を農産物援助として輸出する方針を明らかにしたため、その受入れ方について大蔵省として検討していた。昭和29年2月の文書によると、大蔵省としては次の条件が満たされることを受入れの前提条件としていた。¹⁾ すなわち受け入れる農産物は贈与とすること、相互安全保障法第550条による農産物輸入は本年度のみとし、受け入れる農産物の種類および品質については日本側の希望する条件が充足されるものとし、そのために贈与により受け入れる資金については、農業関係施設に充当する、贈与の実現が困難な場合には長期借款形式が考えられるが、借款の返済は円貨払いとし、据置期間は10年以上、利率は低率とする、農産物の日本国内販売により積み立てうる資金量は運賃をアメリカが負担するか日本が負担するかで異なるが、前者の場合で初年度141.75億円、3年間累計460.89億円、後者の場合で初年度125.19億円、3年間累計407.61億円と試算されていた。こうした検討を経て、29年2月には大蔵省から外務省に要望を提出し、²⁾ アメリカの3億ドルに上る農産物処分計画が確定する前に、有利な条件の買付けの機会を失うことのないように折衝を早急に行うべきであると主張していた。

「農産物貿易の促進及び援助に関する1954年法」が1954年6月30日のアメリカ議会の議決をみて、大統領の署名が行われた。当初に大蔵省が予想していたような「相互安全保障法」に基づく余剰農産物処理ではなく、新たな余剰農産物処理法が制定された。同法に基づき売却される余剰農産物の金額としては1957年6月までの3年間に7億ドルとし、余剰農産物を売却して得た地域通貨を次の目的に使用することができる、①米国農産物の市場開発、②米国防衛用資材の購入または購入契約、③共同防衛のための軍事資材役務等の調達、④他の友好国のための物品または役務を提供する資金供給、⑤均衡ある経済発展並びに貿易の促進、⑥米国対外債務の支払、⑦多角的貿易の促進並びに経済発展

のための借款(当該通貨を入手した国の金融機関を通じて行われ、その返済は外国通貨または戦略物資等で行われる)、⑧国際教育交換計画(フルブライト留学生)への資金供給、以上である。そのほか飢餓救済その他の援助として3年間に3億ドルの余剰農産物の譲与が規定されていた。³⁾

以上の余剰農産物処理法に基づき、昭和29年9月に余剰農産物の受入れとその代り円資金使用計画について交渉が開始される。29年10月中旬に愛知揆一通商産業大臣兼経済審議庁長官を代表とする使節団が訪米し、アメリカ側と交渉することとなったが、日本側の交渉に臨む基本的立場としては、29年10月15日の閣僚懇談会決定「余剰農産物買入れ並びに買入れ代り円資金の使用に関する基本的構想」がまとめられている。⁴⁾ それによれば余剰農産物の買入円資金は、その全額についてグラントを受けるか、もしくは日本政府の長期借款とする、具体的用途については日本側の自由な運用を尊重する、使用計画については余剰農産物買入れ代り円資金使用計画は、余剰農産物購入計画と一体とする、アメリカの余剰農産物処理法が3年間としていることにかんがみ、一応3年所要額を要請する、その使用計画については初年度のみに具体的計画を示す、円資金の使用に関しては両国政府で協議して行う、日本政府の借入期間は単一機関とし、5年据置き、15年償還程度とする、金利は米国長期国債金利の2.5%程度とする、借款は円建て債務としドルクローズを付さないなどであった。

以上の愛知使節団による交渉は一応の大枠の了解をみることができたが、詳細についてはその後の交渉の課題として残された。合意をみた点は、総額を1億ドルとする、受入農産物は円貨買入分で小麦2250万ドル、原綿3500万ドル、米1500万ドル等、小計8100万ドルとし、運賃とも合計8500万ドルとされ、グラント分としては1500万ドルで学校給食用等に使用される、アメリカ側の使用分としては2550万ドル(8500万ドルの3割)、日本側使用分5950万ドル(全額貸付で8500万ドルの7割)とするというものであった。⁵⁾

その後の交渉では総額5950万ドルすなわち214億円の配分枠、ドルクローズを付すか、期限・金利、円資金の運用に関する使用対象の選定等に関する日本側の自主性の問題等が課題となった。こうした交渉のなかで、ドルクローズと金利に関しては、昭和30年2月にアメリカ政府は日本政府の要望を受け入れないこととなった。⁶⁾ こうしたアメリカ側の姿勢に対し、ドルクローズを設ける

ことは日本の外貨でアメリカの余剰農産物を購入することとなるが、農産物を購入するならアメリカ以外の国の農産物のほうがその国の経済発展に寄与するものであり、余剰農産物の購入は必ずしも有利な条件ではないとする意見が、大蔵省内部でもみられた。⁷⁾ こうして農産物協定の交渉にあたり、多くの日米間の意見齟齬がみられたため、締結には多くの時間を要し、ようやく30年5月31日に「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(昭和30年条約第6号)(第1次協定)が調印された。この協定は6月25日に公布された。

この協定によれば、1954年の「農産物貿易の促進及び援助に関する法律」の規定に基づき、アメリカ政府は8500万ドルの農産物について資金を支出し、日本政府はそれを購入する、アメリカ政府の支出には輸送費を含む(第1条第1項)、売買される農産物は小麦2250万ドル、大麦350万ドル、米1500万ドル、綿花3500万ドル、葉たばこ500万ドル、輸送費400万ドル、合計8500万ドルである(第1条第2項)、日本政府はアメリカ政府によるドル支出額と等価額の日本円を日本銀行におけるアメリカ政府の特別勘定に積み立てる措置をとる(第2条第1項)、アメリカ政府は日本の学校児童の福祉計画を拡大するため「農産物貿易の促進及び援助に関する法律」に基づき農産物を贈与することができ、その額は1200万ドルの小麦と脱脂粉乳並びに300万ドルを越えない綿花とする(第3条)、日本が取得した農産物は日本内で消費する(第4条第1項)、アメリカ政府は積み立てられた日本円の30%をアメリカの目的のために利用する、積み立てた日本円の70%を米ドルに交換することができ、それをアメリカ政府がワシントンの輸出入銀行を通じて日本政府に借款することができ、その条件は1955年6月30日より40年、元金と利子は米ドルで支払い、利率は3年据置年利3%である、ただし日本円で元利を支払う場合は金利は4%とする(第6条第1項)。このうちの特に円払い条項はかねてより日本政府が要望していたことであり、保有外貨を使わずに支払う道が確保されたのは日本側にとって望ましいものであった。

この協定は日本政府に特別の勘定を設定することを求めているが、そのため昭和30年度の運用分として、余剰農産物資金を経理する勘定を設定しなければならず、第22国会にそのための経理を行う特別会計法案を提出し、「余剰農産物資金融通特別会計法」(昭和30年7月30日法律第100号)が公布された。あわせ

て30年7月25日に特別会計予算補正(特第1号)により、30年度の余剰農産物資金融通特別会計予算が成立した。さて特別会計法によれば、政府が農産物に関する日本とアメリカとの協定に基づいて借り入れる外貨資金を財源として電源開発、農地開発その他の経済の発展のため行う資金の貸付に関する経理を明確にするため特別会計を設置し、一般会計と区分する(第1条)、この会計を大蔵大臣が経理する(第2条)、借入資金の借入による収入金、貸付金の償還金および利子等を歳入とし、貸付金、借入資金の償還金および利子、事務取扱費、借入資金の償還に関する諸費等を歳出とする(第3条第1項)、損益計算上の利益を生じたときはこれを積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは積立金を減額して整理する(第7条第1項)、決算上剰余金を生じたときは翌年度の歳入に繰り入れる(第8条)、支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託できる(第11条)、借入資金の債務はこの会計の負担とする(第12条)、30年度を限り支払上の現金に不足する場合はこの会計の負担で一時借入金をする事ができる(附則第1項)、この一時借入金は30年度内に償還しなければならない(附則第3項)。

さてこの特別会計の歳入歳出をみると、昭和30年度の歳入は借入資金収入214.2億円と運用利殖金収入よりなる。前者は30年度の協定により5950万ドルを360円相場で換算したものである。次に歳出には貸付金214億円が計上されているが、その内訳は電源開発事業貸付として182.5億円、農地開発事業貸付30億円および日本生産性本部貸付1.5億円である。電源開発事業貸付は電源開発会社に対するものであり、農地開発事業貸付としては愛知用水公団と農地開発機械公団に対するものである。収益事業を営まない日本生産性本部(昭和30年2月設立)に対する貸付は特異なものであるが、日本生産性本部の設立がアメリカ側からの示唆によるものであり、29年9月24日の閣議決定「生産性向上対策について」により、日本生産性本部に対する政府の支援を明らかにしていた。⁸⁾ それによれば政府は日本生産性本部に対する必要な助成措置をとるとされており、また30年4月7日の「生産性向上計画に関する日米両国政府の交換文書」により、日本政府は日本生産性本部の運営を支持するため十分な資金を提供しまたは提供することを取り計らうことのできるかぎり努力するものとされ、また日本政府はアメリカ政府が供与する援助の効果的な利用を確保するた

め適当な措置をとるとされた。⁹⁾ 以上の経緯から余剰農産物資金融通特別会計からの融資が行われることとなった。以上の30年度の余剰農産物資金融通特別会計の融資は、30年度財政投融資計画に計上されている。貸付金利について農産物協定の調印後に理財局資金課で検討されているが、30年6月ではドル建て債務の場合の金利3%より高い3.5%とするのが望ましく、期間は電源開発会社には30年、愛知用水公団には20年とする、返還は元利均等半年賦償還、対米利子払いの半年前までは利子を付さない、生産性本部について金利は3.5%とするがほかは別途考える、このように考えていた。¹⁰⁾ しかしその後の検討で、金利4%、据置きなしとした。これは円払いとなった場合に4%の金利をとらないと払えないし、据置期間3年を設けるとこの会計の含み資産がまったくなくなるからである。¹¹⁾

余剰農産物円資金はアメリカ政府から直接借款するのではなく、ワシントン輸出入銀行から借款するものであるが、その取決めは昭和30年7月3日の「日本国政府とワシントン輸出入銀行との間の借款協定」により手続きがまとめられた。余剰農産物のアメリカ政府による買上げは3年間続くが、そのため31年度も日本の余剰農産物輸入が行われることとなった。その第2次余剰農産物協定は30年9月30日にワシントンで仮調印された。この協定案によれば、買付金額6580万ドル、品目は小麦、大麦、とうもろこしその他の飼料、綿花および葉たばこである。贈与分についてはその後も交渉が続いていた。¹²⁾ しかし他方では一部の余剰農産物の追加購入を望まない意見もあった。¹³⁾ 第1次余剰農産物協定には、ドル条項が付されており、その点が協定交渉で日本側の大きな不満であった。そのため第2次協定の本調印は急がずに、ドル条項免除に応ずるかを見きわめてからにすることとした。¹⁴⁾ そしてこの点に関しアメリカ国務省・農務省に交渉していた。しかしドル条項の免除は見送られたまま、31年2月10日に「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(昭和31年条約第10号)が調印された。

それによれば6580万ドルの農産物を1956年6月30日に終わる会計年度で日本政府が購入する(第1条第1項)、購入許可を与えられる農産物は小麦2730万ドル、大麦480万ドル、とうもろこしその他の飼料用穀物640万ドル、綿花1870万ドル、葉たばこ270万ドル、海上輸送費590万ドル、合計6580万ドルとする(第

1条第2項)、積み立てられた日本円の25%をアメリカの目的のために使用する(第4条第1項)、積み立てられた円資金の75%を日本政府がワシントン輸出入銀行からの借款とする(第5条第1項)。その他の条件は第1次協定と同一であった。なお第2次協定にともない、日本の学校児童の福祉計画を拡大するための農産物の贈与に関する交換公文が、昭和31年2月10日に交わされた。

昭和31年度の特別会計の運用計画としては、31年1月30日の閣議で農林漁業開発に88.8億円、電源開発会社に78.8億円、生産性本部に10億円、計177.6億円とする旨の決定をみた。¹⁵⁾ この件に関しては財務官よりアメリカ側に口頭で申し入れていた。それによると余剰農産物資金の借入が当初予算では、前年度並みの214.66億円であったが、第2次協定分は177.76億円であり、第1次分の31年度への繰越しの37億円が含まれている。歳出では、やはり前年度並みの貸付金が計上されたが、受入れが少ないため決算ではほぼ借入金収入に見合うものとなっている。特別会計法は31年6月5日に一部改正され(昭和31年法律第128号)、この会計に支払上現金に不足する場合はこの会計の負担で一時借入金を行うことができ(第13条第1項)、その一時借入金は年度内に償還しなければならないとされた(第13条第2項)。しかし31、32年度とも予算には計上されているが、一時借入はみられなかった。31年度の貸付金214.66億円の内訳は、電源開発事業貸付として電源開発会社への貸付102.8億円、農地開発事業貸付として、58.67億円のうち愛知用水公団(「愛知用水公団法」昭和30年法律第141号により30年10月10日に設置)に対する貸付47.51億円(第1次分を含む)、農地開発機械公団(「農地開発機械公団法」昭和30年法律第142号により30年10月10日に設置)に対する貸付11.16億円、開拓者資金融通特別会計に対する貸付1.74億円、森林漁港等振興事業に対する貸付41.45億円、日本生産性本部に対する貸付10億円よりなる。この日本生産性本部に対する貸付金はそのまま商工組合中央金庫に預託することとして、日本生産性本部は余剰農産物資金融通特別会計からの借入金利と、商工組合中央金庫への預託金利6.5%との差を生産性本部が使用しうることとなっている。開拓者資金融通特別会計への貸付金は、農地開発機械公団が保有する機械を使用して行う機械開墾地区の経営規模の大きい入植者に対する貸付である。森林開発公団に対し、森林漁港等振興事業貸付のなかから10億円が貸し付けられた。

昭和30年度の余剰農産物資金の融資に関しては、財政投融资計画と予算の定めるところにより実施されていたが、31年度の余剰農産物資金融通特別会計の予算では森林漁港等振興事業貸付のように融資先の内容が確定されていないものがあり、これらに対する貸付計画等の具体化が必要となり、そのための手続きが策定されることとなる。31年7月24日に「余剰農産物資金融通特別会計の資金の貸付手続きについて」が閣議決定された。¹⁶⁾それによると、貸付対象たる事業計画および貸付の相手方を今後確定する必要のあるものに関して、その手続きを次のように決める、すなわち余剰農産物資金を貸し付けることを必要と認めるときは、大蔵大臣がそれを検討し、経済企画庁長官と協議のうえ、事業計画ごとに貸付計画を作成しそれを閣議にはかり、大蔵大臣は貸付計画に従って資金を貸し付けることとなった。この貸付計画策定方針が定まったのち、同年8月10日に「日本政府とワシントン輸出入銀行との間の借款協定」が締結され、余剰農産物第2次協定による借款が行われることとなった。

具体的な運用先としては、先に説明した個別法人あるいは特別会計への運用のほかに、昭和31年11月13日に先の閣議決定に基づき「余剰農産物資金融通特別会計の資金の事業計画ごとの貸付計画について」が閣議決定された。¹⁷⁾それによると千葉の工場敷地造成事業計画に対して5億円を千葉県に、甜菜糖工業の発展計画として6億円を北海道開発公庫に、枝肉市場設置計画として2.72億円を横浜市ほか5市に貸し付けることとした。31年11月29日にもやはり「余剰農産物資金融通特別会計の資金の事業計画ごとの貸付計画について」が閣議決定され、¹⁸⁾漁港整備計画として7億円が神奈川県と山口県に、中央卸売市場整備計画として4.19億円が東京都ほか7市に貸し付けられることとなった。同様に12月18日にも「余剰農産物資金融通特別会計の資金の事業計画ごとの貸付計画について」が閣議決定され、¹⁹⁾食肉処理加工施設計画として204.1億円を北海道、千葉県および農林漁業金融公庫に、石灰窒素工場合理化施設計画として116億円が東北興業会社に、シルクセンター建設事業計画として1.5億円が神奈川県にそれぞれ貸し付けられることとなった。そしてこれらの貸付は31、32年度にわたり実行された。

アメリカの余剰農産物処理法によると1955、1956、1957年度において余剰農産物の輸出とその代金を相手国に対する長期借款とする方針であったため、第

3次余剰農産物協定の締結交渉を開始した。昭和31年11月9日に第3次余剰農産物の受入れを閣議で決定したが、それに従って11月10日に経済企画庁で、第3次余剰農産物受入れに関して関係各省庁の打合せ会議が開催された。この会議は11月12日の河野一郎農林大臣とアメリカの農務省外国局長との会談のための政府内の意見調整のためであった。第3次余剰農産物協定に関し借款分の比率の引上げ等の意見が表明された。²⁰⁾以上の検討を経て、当面の結論としては閣議決定の線に沿って第3次余剰農産物を受け入れることとなった。そして大麦、飼料用小麦および綿花については受入品目として確定したが、小麦に関しては慎重検討のため言明を避ける、数量・金額については今後決定するなどを方針として交渉に臨むこととなった。しかし31年12月23日に内閣がかわり、余剰農産物受入れ推進派の河野農林大臣が更迭されたため、受入れ停止派の主張が強まり、31年12月28日の閣議で、余剰農産物輸入が通常貿易拡大の障害となるならば受入れは見送るべきであるとの結論を得た。こうして32年度の余剰農産物の受入れは見送られた。

昭和32年度の余剰農産物資金融通特別会計の借入金の新規繰入れはなく、それまでの受入資金の運用収入、償還金等が原資となる。そして31年度財政投融资計画に計上されたもので32年度に実行となったものを除き、32年度運用からは財政投融资計画から除外されることとなった。32年度の歳入には借入資金収入が計上されているが、これは31年度末までに歳入とならなかった分である。貸付金は開拓者資金融通特別会計への貸付以外は、前年度に確定した融資先である。33年度にも借入金収入が見込まれ、そのほか第1次分の融資の運用金回収収入が新規に計上され、運用利殖金収入、前年度剰余金も増加した。こうした歳入により33年度も電源開発事業、農地開発事業、森林漁港等振興事業および日本生産性本部に貸付が行われた。これらはいずれも第1次、第2次余剰農産物協定により積立金となった額からの貸付計画が決定していた分であり、それが実施されていないものに対するものであった。

昭和34年度の余剰農産物に関しては、32年9月14日に「第4次余剰農産物受け入れについて」が閣議決定された。²¹⁾それによれば34年度の国際収支はなお楽観できないため、第4次余剰農産物協定を締結し、余剰農産物を受け入れることとした。その内容は小麦38万トン(2670万ドル)、大麦8万トン(460万ドル)、

綿花10万俵(1600万ドル)とし、合計4730万ドルとする、借款条件は第1次、第2次と同様とする、積立円の日本側使用比率、米船条項等の条件については日本側の有利となるようにする、以上であった。しかし1957年8月13日に改正された余剰農産物処理法でも、25%を越えない額が借款とされることとなっており、実際に日本側の使用比率を引き上げるのは困難であった。そのためこの閣議決定が行われたものの、第4次協定も締結が見送られた。

昭和34年度の特別会計の歳入にも借入資金収入の前年度までに歳入とならなかった分が繰り入れられており、第2次分の貸付計画による分の償還据置期間が終了したため回収収入も増大し、運用収入も同様に増大した。前年度剰余金の受入れも増えた。他方、貸付計画で未実行となっていたものに対する貸付が残っていた。そのほか第1次分の借款の返済が開始されるため、その分の国債整理基金への繰入れが始まる。貸付計画によるものはほとんど計画額を達成しているため、回収金等により発生する余裕金は資金運用部に預託して間接的に運用を行っている。34年度までの回収金と運用益は余裕金として資金運用部に預託していたが、35年度よりそれを直接運用することとして、35、36年度に愛知用水公団に貸し付け、37年度は同様に電源開発会社に13億円、日本生産性本部に5億円を貸し付け、38、39、40年度ではいずれも電源開発会社に貸し付けた。41年度では電源開発会社に17億円と愛知用水公団に3億円を貸し付けた。しかし42年度の余剰農産物資金融通特別会計の廃止は見送られ、42年度も直接運用として電源開発会社に18億円と愛知用水公団に3億円を貸し付けた。結局、43年3月1日の「経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律」(昭和43年法律第2号)により、42年度末をもって余剰農産物資金特別会計は廃止されることとなり、廃止の際の特別会計に所属する資産負債は産業投資特別会計に帰属されることとなった。

〔注〕

- 1) 「米国の過剰農産物の受け入れについて」(昭和29年2月13日財務官室)(大蔵省資料Z522-119)。
- 2) 「米国次会計年度の余剰農産物について」(昭和29年2月18日大蔵省)(大蔵省資料Z522-119)。
- 3) 「米国余剰農産物処理法案の概要」(昭和29年7月12日財務参事官室)(大蔵省資料Z522-120)。

- 4) 大蔵省資料Z522-121。
- 5) 「余剰農産物見返り円問題」(昭和29年12月17日理財局資金課)(大蔵省資料Z522-121)。
- 6) 「余剰農産物受入交渉に関する件」(昭和30年2月23日)(大蔵省資料Z522-122)。
- 7) 「余剰農産物買付問題の最近までの経過について」(仮題)(昭和30年1月31日財務参事官室)(大蔵省資料Z522-122)。
- 8) 閣議決定によれば、欧州15カ国においてこのような生産性センターが設置され、当該政府と米国対外活動本部の援助を受けて活動しているが、日本においても生産性本部の設置の見込みとなったため、米国対外活動本部の援助を受けるための日米間で必要な措置をとる必要があり、この措置をとることとした(大蔵省資料Z522-135)。
- 9) 大蔵省資料Z522-136。
- 10) 「余剰農産物見返り円の貸付条件—金利及び貸付期間(据置期間を含む)等—の決定について」(昭和30年6月2日理財局資金課)(大蔵省資料Z522-126)。
- 11) 「余剰農産物贈与分の受け入れ条件について」(昭和30年8月5日経済企画庁)。
- 12) 「第2次余剰農産物協定仮調印について」(昭和30年9月30日外務省情報局)。
- 13) 「余剰農産物処理法による米国産葉たばこの購買を今後不要とする理由について」(省議資料)(昭和30年9月14日)(大蔵省資料Z522-128)。
- 14) 「第2次余剰農産物買付協定案の取扱について」(昭和30年11月7日財務参事官室)(大蔵省資料Z522-129)。
- 15) 「第2次余剰農産物協定による借款資金の使用「目的」及び資金「配分」について」(昭和31年2月16日理財局)(大蔵省資料Z522-130)。
- 16) 「余剰農産物資金融通特別会計の資金の貸付手続きについて」(昭和31年7月24日)(大蔵省資料Z620-140)。
- 17) 大蔵省資料Z620-140。
- 18) 大蔵省資料Z620-140。
- 19) 大蔵省資料Z620-140。
- 20) 「第3次余剰農産物受け入れに関する各省連絡会議について」(昭和31年11月13日財務参事官室)(大蔵省資料Z522-133)。
- 21) 大蔵省資料Z203-64。

8 中小企業高度化資金融通特別会計

昭和31年5月22日に「中小企業振興資金等助成法」(昭和31年法律第115号)が公布され、中小企業者の設備の近代化等に必要な資金の貸付事業を行うときは、国はその事業に必要な資金の一部について補助金を交付することとなった。中小企業庁は38年度予算要求で、特別会計への改組を要求してきた。その内容は次のようなものであった。中小企業近代化促進法を制定し、同法により中小企

業近代化のために必要な資金の貸付事業を行う都道府県に対する事業資金の貸付に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため、中小企業高度化基金特別会計(仮称)を設置する。その貸付事業は、従来の工場集団化、組合共同施設による工場の協業化、組合共同施設による商業サービスの協業化および公害防止事業に対するもののほか、新たに商店集団化等に対しても貸し付けるものとした。こうした案が検討された結果、特別会計を設置することとなった。そして「中小企業高度化資金融通特別会計法」(昭和38年3月31日法律第72号)は昭和31年法律第115号を改称した「中小企業近代化資金助成法」(昭和38年法律第71号)とともに公布された。

特別会計法によれば、「中小企業近代化資金助成法」の規定による中小企業高度化資金の貸付事業を行う都道府県に対する貸付に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分経理する(第1条)、この会計は通商産業大臣が管理する(第2条)、貸付金の償還金、一般会計からの繰入金等をその歳入とし、貸付金等を歳出とする(第3条)、一般会計からの繰入金は予算の定めにより繰り入れる(第3条第2項)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ(第7条)、現金に余裕があれば資金運用部に預託する(第10条)。この特別会計は昭和38年度より施行された。

次に昭和38年度予算をみると、歳入は一般会計からの繰入れのみで、その23.01億円の内訳は工場等の集団化14.61億円、店舗集団化1億円および商工業の協業化7.4億円である。そしてこの歳出は高度化資金貸付金のみであるが、その内訳は工場等集団化資金貸付金14.61億円、商業集団化資金貸付金1億円、商工業協業化資金貸付金7.4億円で、歳入の一般会計繰入金資金枠と対応している。この高度化資金の都道府県からの貸付金は、貸付対象につき都道府県が認めた金額の1/2以内、国からの貸付金は都道府県が行う貸付事業の貸付財源として必要な資金の1/2以内となっており、その貸付金利は無利子である。39年度からは償還金収入が見込まれていた。そのほか決算で前年度剰余金が計上された。その後は資金需要が期待したほどの伸びを示さなかったため、42年度予算要求の時点で42年度中に中小企業の構造改善対策の推進を図るため中小企業振興事業団への改組が固まっており、そのため42年度は年度途中で事業団が設置されるまでの資金として一般会計からの受入れ10億円の歳入と、高度化資

金貸付金として10億円の歳出が計上された。しかし42年度の貸付はないまま、特別会計の廃止となった。42年7月13日の「中小企業振興事業団法」(昭和42年法律第56号)により、特別会計は8月16日をもって廃止され、あわせて「中小企業指導法」(昭和38年7月15日法律第145号)で38年8月16日に設置された日本中小企業指導センターの事業も吸収した。特別会計の廃止にともなう残余資産負債の処理は、同事業団法によれば特別会計廃止の際の「中小企業近代化資金助成法」の規定による貸付の国にかかわる権利義務は、事業団の成立のときに事業団が承継する(附則第7条第1項)、事業団が国の権利および義務を承継したときは、その承継の際の特別会計の資産の価格から負債の価格を控除した残額に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする(同第2項)。こうして特別会計資産負債は事業団に承継された。

9 都市開発資金融通特別会計

都市環境の整備を図るため、工場等の移転跡地を地方公共団体が買い取り、都市開発拠点とする必要があり、そのほか道路・公園等の用地も買い取り、都市計画事業の円滑な実施を期することになった。しかしあらかじめ用地を取得するには地方公共団体の苦しい財政事情では容易でないため、政府としても用地を取得する地方公共団体に長期低利の資金を供給して都市問題の解決に資する必要があると認められた。この融資事業は貸付金の償還金で借入金を返還するとともにその財源で貸付に充て、継続的に運営されるため、この収支事業を遂行する必要上、一般会計から区分して特別会計で経理する方法が検討された。そのため昭和41年度に特別会計の設置を予定し、特別会計法案の検討がすすむ。当初は都市整備資金融通特別会計法(案)として立案され、別途制定される実体法の規定による都市整備事業を行う地方公共団体に対する貸付に関する政府の経理を明確にするため、特別会計が設置され、建設大臣が管理し、貸付金の償還金および利子、一般会計からの繰入金、借入金を歳入とし、貸付金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、事務取扱費を歳出とする、一般会計からの繰入れは予算の定めにより、損益は翌年度に繰り越して整理する、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる、借入金、一時借入金を行うことができる

などが規定されていた。その後の検討の結果、都市開発資金融通特別会計法案が政府案として第51国会に提出された。この法案は41年3月31日の「都市開発資金の貸付けに関する法律」(昭和41年法律第20号)の公布ののち、4月18日に「都市開発資金融通特別会計法」(昭和41年法律第50号)として可決され公布された。

次に特別会計法をみると、この特別会計は「都市開発資金の貸付けに関する法律」の規定による地方公共団体に対する貸付けに関する経理を明確にするため設置され(第1条)、建設大臣が管理し(第2条)、貸付金の償還金および利子、一般会計からの繰入金、借入金並びに付属諸費を歳入とし、貸付金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、事務取扱費並びに付属諸費をもって歳出とする(第3条)、毎年度の損益計算上の利益または損失は翌年度に繰り越して整理し(第7条)、毎年度の歳入歳出の決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる(第8条)、貸付金を支弁するために必要があるときは借入金を行うことができる(第12条)。

この特別会計は昭和41年度より施行された。特別会計の構成をみると、41年度では歳入のうち資金の一般会計からの繰入れ5億円と資金運用部からの繰入れ10億円があり、歳出では都市開発資金貸付金15億円と借入金利子の国債整理基金への繰入れ、事務取扱費等が計上されていた。42年度以降も一般会計からの繰入れが続くが、それを大幅に上回る資金運用部からの借入金があり、一般会計からの出資よりは財政投融资計画に依存する財源調達により特別会計の規模は毎年急増を続ける。運用利殖金収入は41年度以降増大を続けたが、運用金回収は償還据置期間内のため43年度予算まで計上されていない。だが43年度に繰上償還があり、44年度以降運用利殖金が毎年計上され、それも貸付残高の増大にともない増大した。この運用利殖金収入と運用金回収がほぼ国債整理基金に借入金の償還金および利子として繰り入れられた。

第4章 整理特別会計

第1節 整理特別会計の概観

「財政法」第13条第2項により，国が特定の事業を行う場合に特別会計を設置することができ，それに該当する整理特別会計としては，特別鉱害復旧特別会計(昭和25～33年度)，賠償等特殊債務処理特別会計(昭和31～53年度)，特定物資納付金処理特別会計(昭和31～37年度)，臨時受託調達特別会計(昭和32～34年度)，特定国有財産整備特別会計(昭和44年度設置)，石炭対策特別会計(昭和42年度設置，昭和47年度に石炭及び石油対策特別会計となる)である。そのほか同項の規定により特定の資金を保有してその運用を行う場合も特別会計の設置が可能で，それに該当する整理資金特別会計として，国債整理基金特別会計(明治39年度設置)，国有財産特殊整理資金特別会計(昭和32年度設置)および交付税及び譲与税配布金特別会計(昭和29年度設置)がある。このうちの国有財産特殊整理資金特別会計は44年度より特定国有財産整備特別会計と改称され，資金会計から事業会計となった。石炭対策特別会計が拡充された石炭及び石油対策特別会計は石炭勘定と石油勘定に区分経理された。

こうした整理特別会計は，資金を管理する国債整理基金特別会計と国有財産特殊整理資金特別会計も含め，その歳入歳出についていずれも通り抜け勘定という性格が強い。したがって業務取扱費は一般会計が負担して，これらの整理会計の歳出に事務費，業務取扱費等が計上されない特別会計として，特別鉱害復旧特別会計，賠償等特殊債務処理特別会計，国有財産特殊整理資金特別会計や臨時受託調達特別会計がある。整理特別会計の歳入の特徴は，特定事業収入は乏しく，他会計からの受入れ，資産売却収入等を主たる財源としているが，それを概観すると，国債整理基金特別会計は国債・借入金等の償還財源を受け

入れ国債を償還するものであるが、そのため一般会計のほか、特別会計の負担で行われた借入金等の元金と利子が歳入となる。財源が一般会計のみの特別会計は賠償等特殊債務処理特別会計である。特別会計の財源として特定の税目についての特定率が配分されるものがある。それは交付税及び譲与税配布金特別会計と石炭対策特別会計である。歳入に税外収入の国有財産売払収入が充てられるものに国有財産特殊整理資金特別会計と特定国有財産整備特別会計がある。そのうちの后者は国有財産売払収入を充て、庁舎等の整備に充当するものであるため、公共事業特別会計に分類できる性格を兼ね備えている。財源を一般会計からの繰入れ、目的税や資産売払収入以外に求めるものとして、特別鉱害復旧特別会計、臨時受託調達特別会計および特定物資納付金処理特別会計がある。そのほか石炭対策特別会計も納付金を受け入れている。整理特別会計の歳出では国債償却を行う国債整理基金特別会計、外国政府もしくは外国債権者に対する支払に充当する賠償等特殊債務処理特別会計や、産業投資特別会計の歳入に繰り入れる特定物資納付金処理特別会計が、特異なものであろう。石炭対策特別会計では電源開発会社に対する出資も行うことができると規定されている。そのほか公共事業特別会計に近い性格を有するため、特別会計歳出に国有財産整備事業費が計上されている特定国有財産整備特別会計も、これらの整理特別会計のなかでは単なる通り抜け会計に類するものとはみなせないものであろう。これらの特別会計のうち、特別会計の内容を規定するまとまった実体法がないものとして、国債整理基金特別会計、賠償等特殊債務処理特別会計、臨時受託調達特別会計がある。

第2節 整理特別会計

1 国債整理基金特別会計

国債整理基金特別会計は「国債整理基金特別会計法」(明治39年3月2日法律第6号)によって設置された。この特別会計法の昭和27年度初時点の内容は次のようなものである。国債整理基金を置き、歳入歳出を一般会計から区分して特別会計を設置する(第1条)、国債整理基金は国債の償還発行に関する費途に使用する(第1条第2項)、国債整理資金に充てる資金を毎年度一般会計と特別会計から繰り入れる(第2条)、その繰入額のうち元金償還に充てるべき金額は、毎年度初めの国債総額の万分の116以上とし、3000万円を下回らないものとする(第2条第2項)、割引発行した国債の前年度首における未償還分の発行価格差減額を発行の日より償還の日までの年数で割った額に相当する額を毎年度一般会計または特別会計より国債整理基金特別会計に繰り入れる(第2条ノ3)、国債借換えによる募集金その他の収入金は直接にこれを国債整理基金特別会計に繰り入れる(第3条)、国債整理基金は国債をもって保有しまたは資金運用部に預託して運用することができる(第4条)、政府は国債の整理または償還のため起債することができる(第5条)、政府は計算上利益があると認められるときは額面以上にでも買入償却することができる(第6条)、基金の運用により生ずる損益は特別会計の所属として整理する(第7条)、基金のうち毎年度内に使用しないものは翌年度に繰り越す(第8条)。以上のように国債の償還が国債整理基金特別会計で行われることとなっていた。ただし定率繰入条項に関しては、「昭和7年度以降国債償還資金ノ繰入一部停止ニ関スル法律」(昭和7年6月18日法律第8号)で、当分の間毎年度首における国債総額の万分の116に相当する金額の1/3以上とすることとなっていた。このほか「財政法」第6条により、毎年度の決算剰余金は当該剰余金のうち、1/2を下回らない金額について、他の法律によるもののほかこれを剰余金を生じた年度の翌々年度までに、公債または借入金の償還財源に充てなければならないとされていた。

昭和27年度の特別会計の歳入歳出項目をながめると、歳入の他会計からの受入金是一般会計、特別会計からの資金受入れおよびそれ以外の買入償却等のための資金受入れ並びに利子、割引料等の受入れよりなり、公債金収入は国債、借入金、短期証券の借換えのための公債発行である。運用収入は減債基金の運用利子である。歳出の償還金は国債償還と短期証券の償還および借入金の償還よりなり、利子および割引料は各負担会計からの受入財源による国債・借入金および一時借入金の利子支払並びに食糧証券、大蔵省証券および融通証券の割引差額支払であり、国債事務取扱諸費は各負担会計からの受入財源による日銀国債事務取扱手数料、証券等製造費等である。¹⁾借入金の借換え償還はすでに行われていたが、この27年度において戦後最初の国債の借換え償還が行われた。28年度では「昭和28年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律」(昭和28年7月31日法律第100号)が公布され、特別会計法で規定している第2条第2項の定率繰入れの項を適用しないとし(第1条)、あわせて日本国有鉄道および日本電信電話公社の対政府債務の償還金および利子は国債整理基金の歳入とするとした(第2条)。こうして一般会計債務の定率繰入れが28年度より停止されたが、これは一般会計所属の国債等の債務の償還を弾力的に行うことも可能とするものであった。この昭和28年法律第100号は毎年度に改正され、延長されこの暫定的な定率繰入停止措置を続けていた。しかし国債償還に関しては定率繰入条項の見直しが進められ、「国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律」(昭和36年4月1日法律第56号)が公布された。36年度以降当分の間、国債償還財源に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は特別会計法第2条第2項の規定にかかわらず、「財政法」第6条第1項その他の法律の規定により国債の償還財源に充てる金額と合わせて毎年度の予算の定めるところによるものとする(第1項)、そしてその金額の決定については、国債整理基金の状況、一般会計の負担に属する国債の償還見込みその他の事情を勘案し、将来における基金による国債の償還に支障をきたさないようにするものとされた(第2項)。あわせて昭和28年法律第100号は廃止され、特別会計法も附則として国有鉄道と電電公社の対政府債務を国債整理基金に繰り入れるとする第14条と第15条が追加された。

しかし昭和40年度補正予算の歳入不足を埋めるため、「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」(昭和41年1月19日法律第4号)が公布され、同年度の補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる(第2条)、こうして特例公債が発行されるという事態となり、40、41年度に一般会計国債発行が増大した。そして発行後の国債の償還が必要となる。そのため41年8月以降に新たな国債発行増大に対処するため財政制度審議会が減債制度について審議が続けられ、特に償還期間と耐用年数等が議論されたようである。理財局では新たな減債制度の導入にともなう特別会計法の改正が必要とみていた。改正を要する条項としては、第2条第2項の定率繰入れの規定と、償還に支障をきたさないように繰り入れる旨の規定があり、改正を適当とする条項として第2条第4項の臨時国庫証券・朝鮮食糧証券の削除等があるとみられていた。こうした議論をふまえて、「国債整理基金特別会計法」の改正が検討された。同法は古い法律であるため、現状とそぐわない点が多くみられるが、当面の課題として定率繰入れの条項の整備が問題とされた。²⁾そして第55国会において42年3月に特別会計法の改正案が提案された。³⁾しかし衆議院で通過したものの参議院で継続審査となり、第58国会に持ち越されて、5月21日に参議院大蔵委員会で可決された。その際に自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党の4党の共同提案で、次の付帯決議が行われ、全会一致で決議されている。⁴⁾その内容は、①国債の計画的、安定的な償還を確保するため、償還制度について検討する、②国債の借換え、資金の繰越し等をみだりに行わないよう措置し、国債整理基金特別会計の適正な運用を期する、③発行限度を圧縮し、国債発行による財政硬直化現象を解消し、財政運営の健全化を図る、以上であった。こうして「国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律」(昭和43年5月27日法律第66号)が公布された。それによれば定率繰入条項の第2条第2項の万分の116以上で3000万円を下回らない金額が、1.6/100に相当する金額に改められた。そして第2条ノ3として、国債の元金償還に支障なからしめるため、この法律または他の法律による繰入額のほか必要に応じ予算をもって定める金額を一般会計または特別会計より国債整理基金特別会計に繰り入れるものとされた。そのほか臨時国庫証券等の字句修正が行われ、政令に委任することも認められた。あわせて前述の昭和7年法律第8号と昭和36

年法律第56号は廃止された。こうして新たな定率繰入条項で、40年国債の償還が行われることとなった。

〔注〕

- 1) 占領期までの国債整理基金特別会計については、大蔵省編『明治大正財政史』第11巻「国債(上)」(昭和11年)、第12巻「国債(下)」(昭和12年)、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第6巻「国債」(昭和54年、東洋経済新報社)、および大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第11巻「政府債務」(昭和58年、東洋経済新報社)、同第6巻「歳計(2)(特別会計)」(昭和59年)を参照。
- 2) 「新減債制度の発足に伴う国債整理基金特別会計法の改正について」(昭和41年12月13日理財局国債課)(大蔵省資料)。
- 3) 「国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案参考書」(昭和42年3月主計局)(大蔵省資料Z21-578)。
- 4) 『第58回国会参議院大蔵委員会議録』第27号(昭和43年5月21日)、5ページ。

2 特別鉱害復旧特別会計

昭和25年5月11日に「特別鉱害復旧臨時措置法」(昭和25年法律第176号)が公布され、その経理を行うため「特別鉱害復旧特別会計法」(昭和25年12月16日法律第271号)が公布された。¹⁾ 特別会計法によると、鉱業者からの納付金の徴収と復旧工事費負担の経理を明確にするため設置され(第1条)、通商産業大臣が所管し(第2条)、石炭鉱業権者からの納付金、受益者負担金、寄付金、返納金等を歳入とし、復旧工事費のための交付金等を歳出とし(第2条)、決算剰余金は翌年度に繰り越す(第10条)というものであった。次に特別会計の歳入歳出をみると、歳入は関係石炭鉱業権者から徴収する特別鉱害復旧事業収入と、復旧工事による受益者の負担金、工事施行認可の変更取消しによる返納金、復旧工事に対する寄付金等よりなる。歳出は特別鉱害の復旧工事費として、復旧工事の施行者に交付する復旧事業交付金等が計上されていた。

「特別鉱害復旧臨時措置法」は鉱害を昭和25年5月12日から5年間で復旧するとしていたが、工事残額が増大し、ために法律有効期間を2年延長するよう同臨時措置法を改正し(昭和29年3月16日法律第3号)、32年5月11日までに延期された。他方、28年7、8月の風水害の被害を受けた特別鉱害地域への財源的補足のため、「昭和28年度における特別鉱害復旧特別会計の交付金の支払い財

源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律」(昭和28年11月9日法律第263号)が公布され、応急の措置として1.2億円を特別会計の負担で資金運用部から借り入れることになり、同年度の歳入となった。この借入金は29・30年度で償還された。特別鉱害復旧工事は進捗したが、31年度工事のうち一部農地関係工事が32年5月11日までに完了できない見込みとなったため、臨時措置法を33年3月31日まで再延長するように法律を改正し(「特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律」昭和32年3月30日法律第12号)、同年度内に工事完了を目標とした。しかし32年末の時点で33年度への工事の繰延べが見込まれていた。そのため繰延工事の処理に関し検討が行われる。通産省では33年度への臨時措置法の延長は行わず打ち切りとしたいと考えていたが、その繰延工事の処理に関し、特別会計の33年度の存続と事故繰越しを求めている。これらの処理が検討されたが、結局、33年3月31日で「特別鉱害復旧臨時措置法」は失効した。特別会計はその33年度も残りの工事のため存続した。しかし33年12月ではほぼその工事を終了する見込みであった。そして34年3月30日公布の「特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律」(昭和34年法律第63号)をもって33年度末で廃止された。同会計に帰属する資産負債は一般会計に帰属された。

〔注〕

- 1) 一般鉱害に関しては「臨時石炭鉱害復旧法」(昭和27年法律第295号)で、10年の時限立法として復旧工事が実施された。占領期の特別鉱害復旧特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。

3 交付税及び譲与税配布金特別会計

昭和25年5月30日の「地方財政平衡交付金法」(昭和25年法律第211号)により、地方財政調整制度として新たに地方財政平衡交付金制度が、シャープ勧告に基づいて開始されたため、地方配布税配布金特別会計は24年度末で廃止された。¹⁾ 講和後の地方財政制度の局面に対処するために、28年10月16日の地方制度調査会で「地方制度の改革に関する答申」が提出され、そのなかで国および地方公共団体並びに地方公共団体相互間の財源調整に関する事項として、①地

方財政平衡交付金制度を「地方交付税(仮称)」制度に改める、②地方交付税の総額は、所得税、法人税および酒税の各々の一定割合とし、特別会計を設置してこれに繰り入れる、とされた。²⁾以上の答申を受けて、「交付税及び譲与税配布金特別会計法」(昭和29年5月15日)が法律第103号として公布された。特別会計法によれば、地方交付税および地方譲与税の配布に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する(第1条)、総理大臣と大蔵大臣が管理し(第2条)、総理大臣は事務を自治庁長官に行わせることができる(第2条第2項)、この会計において第4条の規定する一般会計からの繰入金、入場税の収入等をもってその歳入とし、「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)による地方交付税交付金、「入場譲与税法」(昭和29年法律第102号)による入場譲与税譲与金、第5条の規定する一般会計への繰入金等を歳出とする(第3条)、「地方交付税法」の規定する金額は予算の定めるところにより一般会計から繰り入れる(第4条)、入場税の収入額の1/10に相当する額は一般会計から繰り入れる(第5条)、決算上の譲与金は翌年度の歳入に繰り入れる(第8条)、支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託する(第12条)、この法律は公布の日から施行し、29年度分の予算から適用する(附則第1項)、「昭和29年度の揮発油譲与税に関する法律」(昭和29年法律第190号)の規定する揮発油譲与税の収入見込額に相当する金額は、29年度においては30年度または31年度に一般会計からこの会計に繰り入れる(附則第4項)、同法により都道府県および指定市から返還される額に相当する金額は返還された年度にこの会計から一般会計に繰り入れる(附則第5項)、29年度に限り支払上現金に不足する場合はこの会計の負担で一時借入金をする(附則第6項)。

この特別会計の昭和29年度の歳入歳出をみると、歳入では一般会計からの受入れは地方交付税交付金財源受入と揮発油譲与税譲与金財源受入よりなる。前者は所得税および法人税の収入額の19.66%と酒税収入額の20%の合計額である。この割合はその後次第に引き上げられていく。後者は揮発油税収入総額の1/3相当額である。そのほか入場税収入があるがこれは入場税が29年度より国税に移管され、それをこの特別会計が収納するものである。歳出では地方交付税交付金は「地方交付税法」に基づき、各地方公共団体の基準財政需要およびその収入を測定し、不足する額に応じ必要な財源および災害復旧費その他特別

の財政需要等による必要な財源を交付するものである。入場譲与税譲与金は特別会計が収納する入場税収入のうち、その90%を都道府県に対し人口割で配布するものである。揮発油譲与税譲与金は都道府県の道路財源に充てるため必要な財源を当該団体に譲与するものである。一般会計への繰入れは入場税収入額の10%を一般会計へ繰り入れるものである。29年度は入場譲与税譲与金財源が不足したためそれを一時借入金をして補ったが、年度内に償還できなかったため借換えを行い、その分が決算に35億円の借入金として計上された。特別会計法は29年12月8日に改正された(昭和29年法律第213号)。すなわち第4条の一般会計からの繰入金の規定は、毎年度の所得税、法人税および酒税の収入見込額の22%に相当する額の合計額に、前年度にまだこの特別会計に繰り入れていない額を加算し、控除した金額を一般会計から繰り入れることとした。ただし29年度に限り第4条の22%は、所得税および法人税見込額の19.87%並びに酒税見込額の20%と読みかえるものとする(附則第2項)。こうして30年度より所得税、法人税および酒税の地方への配分は拡大される。そのほか30年度では、それまでの揮発油譲与税制度が29年度で廃止され、それにかわり地方道路税が新設されたこととともない(「地方道路譲与税法」昭和30年法律第113号)、8月4日に特別会計法が一部改正され(昭和30年法律第124号)、歳入に地方道路税を、歳出に地方譲与税譲与金を加えた。またこの特別会計法の改正で附則第11項もあわせて改正され、この年度の歳入に「日本専売公社法」(昭和23年法律第255号)附則第5項の規定する専売公社納付金を追加し、それを見合い財源としてたばこ専売特別地方配布金を歳出に追加し、さらに30年度に限り入場税収入の10%相当額の一般会計繰入れをとりやめて、これに相当する額を入場譲与税に増額するとの改正が行われた。前年度の入場譲与税譲与金の財源として行った借入金の返済のため一般会計から25億円を同財源として受け入れ、それを償還金に充てた。そのほか30年12月19日に特別会計法が一部改正され(昭和30年法律第191号)、昭和30年法律第190号の規定する臨時地方財政特別交付金に相当する額を一般会計から繰り入れる(附則第10項)と改められ、臨時地方財政特別交付金が30年度に限り交付されることとなって、補正予算で160億円が交付された。

昭和31年度にも地方財政の状況に配慮し、31年5月15日に特別会計法が一部

改正され(昭和31年法律第104号), 入場税の10%を一般会計に繰り入れると規定した第5条が削除され, また国税3税からの特別会計への繰入率を22/100から25/100に引き上げる(第4条)と改正された。この国税3税の一般会計からの繰入率は, 32年5月27日の特別会計法の改正で(昭和32年法律第132号), 26/100に引き上げられ(第4条), あわせて歳入に特別とん税を, 歳出に「特別とん譲与税法」(昭和32年法律第77号)による特別とん譲与税譲与金が追加された(第3条)。さらに33年5月1日に特別会計法が一部改正されて(昭和33年法律第118号), 27.5/100に繰入率が引き上げられた。34年度にも4月11日に特別会計法が一部改正され(昭和34年法律第112号), 国税3税の特別会計への繰入率が28.5/100に引き上げられた。35年度には5月20日の特別会計法の改正で(昭和35年法律第87号), 昭和35年法律第68号による臨時地方特別交付金を歳出に追加し(附則第15項), 新たな附則第14項として当分の間国税3税の収入見込額の0.3/100に相当する金額を予算の定めるところにより一般会計から繰り入れることとした。37年3月31日の「地方税法の一部を改正する法律」(昭和37年法律第51号)で, 特別会計法から入場税と入場譲与税譲与金が削除された。39年12月17日の特別会計法の一部改正で(昭和39年法律第181号), 39年度に地方交付税交付金を支弁するために必要とするときは, 予算の定めによりこの会計の負担で借入金をする事ができる(第14項), これらの借入金の利子の支払に充てるため, 必要な金額を一般会計からこの特別会計に繰り入れる(第16項)などの項が追加された。こうして39年度よりこの特別会計による借入金が再開された。³⁾ 他方, 国税3税のこの特別会計への繰入率は, 40年4月1日の特別会計法の一部改正で(昭和40年法律第40号), 29.5/100に引き上げられた。40年12月29日の「石油ガス税法」(昭和40年法律第156号)でも特別会計法が一部改正され, 歳入に石油ガス税を, 歳出に「石油ガス譲与税法」(昭和40年12月29日法律第157号)による石油ガス譲与税の譲与金が追加された。40年度は大幅な歳入欠陥が生じたため公債を発行することとなったが(「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」昭和41年1月19日法律第4号), この特別会計への一般会計からの繰入れに関しては, 同法によれば, 補正予算による減額補正を加えない, そのほか40年度において交付税交付金を支弁するため必要があるときは, 附則第15項のほか300億円を限り借入金をする事ができる(第4条第1項), 41年度から46年

度に附則第15項の規定のほか交付税交付金を支弁するため借入金をするときは, 40年度の300億円から毎年度一定金額を順次控除した額を限り借入金をする事ができるとされた(第4条第2項)。41年度の特別会計については41年4月28日に特別会計法が一部改正され(昭和41年法律第62号), 特別会計への繰入率が, 29.5/100から32/100へと大幅に引き上げられた。そのほか41年度に関して歳入に昭和41年法律第61号による一般会計からの繰入金を, 歳出に同法による臨時地方特例交付金が追加された。こうして41年度は定率繰入率の引上げと臨時の一般会計からの繰入れで, 地方への財源調整が行われた。そのほか40年度の借入を規定した法律で(昭和41年法律第4号), 借入金も行われている。42年度も特別会計法の改正が行われ(昭和42年6月30日法律第48号), 一般会計からこの特別会計に繰り入れ, それを同法により臨時地方財政交付金として支出することとなった。43年度も特別会計法が一部改正され(昭和43年5月10日法律第43号), 一般会計からの繰入れで, 「地方交付税法」附則に規定する特別事業償還交付金を交付することとなる。そのほか一般会計からの繰入金は43年度では450億円を控除したものとし, 44年度から46年度まで各150億円を加算する(附則第22項), 43年度においては第15項および昭和41年法律第4号の規定によるほか250億円を限りこの会計の負担で借入金をする事ができる(附則第23項), 昭和41年法律第4号の規定による借入金は44年度以降行わないこととし, 44年度および45年度は250億円から毎年度85億円を順次控除した額を限りこの会計の負担で借入金をする事ができることとなった(附則第24項)。こうして一般会計からの繰入れは一部控除され, その額が翌年度に追加されることとなったが, 特別事業償還交付金が新たに追加され, 43年度の借入金の限度も拡張された。一般会計からの繰入れの一部控除は44年度も行われた。44年6月30日の特別会計法の一部改正で(昭和44年法律第54号), 44年度の繰入額は690億円を控除し, その額を45年度に加算する, ただし別に法律で定めるところにより, 45年度に加算せずに46年度または47年度に加算する事ができることとなった。そのほか昭和44年12月2日法律第77号により, 44年度に限りこの法律により, 地方交付税の総額にさらに200億円を追加する額とし, これにともない特別会計法の一部が改正された。しかし地方財政の困難な状況が続くため, 控除額の圧縮が必要となり, 「地方交付税法」の一部改正法(昭和45年3月27日法律第4

号)が公布され、44年度に限り交付すべき地方交付税の総額は、「地方交付税法」の規定により算定した額から310億円を減額した額とすることとなった。これにともない特別会計法は改正された。45年度に関しては「地方交付税法の一部を改正する法律」(昭和45年5月13日法律第51号)により特別会計法が一部改正され、一般会計からの繰入金額は、45年度では第4条の規定による額から300億円を控除した額とし(附則第28項)、46年度では310億円を、47年度および48年度ではそれぞれ300億円加算した額とするとした(附則第29項)。しかしやはり地方財政の窮状を配慮して、昭和45年12月17日法律第124号で、45年度に限り規定により算定された額に550億円を加算した額とされ、これにあわせて特別会計法も改正された。「自動車従量税法」(昭和46年5月31日法律第89号)が公布され、特別会計の歳入に自動車従量税が、歳出に「自動車重量譲与税法」(昭和46年法律第90号)の規定する自動車重量譲与税譲与金が追加された。そのほか昭和46年12月6日法律第116号により、46年度に限り算定額に臨時地方特例交付金として528億円を、また特別会計法附則第16項の規定による借入金額1295億6000万円を加算した額とすることとなった。「航空機燃料税法」(昭和47年3月31日法律第7号)が公布され、特別会計の歳入に航空機燃料税を、歳出に「航空機燃料譲与税法」(昭和47年法律第13号)による航空機燃料譲与税譲与金が追加された。そのほか昭和47年5月1日法律第25号が公布され、同年度の地方交付税は算定した額から30億円を減額した額に、臨時地方特例交付金の1050億円、臨時沖縄特別交付金365億円、特別会計法附則第5項の規定する借入金の加算額1600億円を合算した額とし、これにあわせて特別会計法も改正された。しかし47年11月13日に昭和47年法律第25号が改正され(昭和47年法律第123号)、特別会計法附則第5項による借入金の加算額が1535億円に減額されたため、これにあわせて特別会計法も改正された。48年度は昭和48年6月16日法律第34号で、特別会計法の一部が改正され、48年度に必要な場合には950億円をこの特別会計の負担で借入金をする事ができるものとされた(附則第4項)。

〔注〕

- 1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)(特別会計)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。特に「地方財政平衡交付金法」制定に関しては、

自治大学校史料編集室『地方財政平衡交付金法制定関係資料集』(昭和48年9月21日)を参照。

- 2) 自治省財政局『地方財政制度資料』第5巻(昭和39年)、2-3ページ。
- 3) 「交付税及び譲与税配布金特別会計法の一部を改正する法律案参考書」(昭和39年12月主計局)(大蔵省資料Z21-456)。

4 賠償等特殊債務処理特別会計

昭和29年11月5日にビルマと平和条約を調印した。同時に「日本国とビルマ連邦との間の賠償及び経済協力に関する協定」を交わし、ビルマに対する賠償および経済協力が30年4月16日に発効することとなった。これに対応して賠償処理のための特別会計設置案が検討された。同案によると、日本とビルマとの間の賠償および経済協力に関する協定に基づき日本から賠償としてビルマ政府に対して供与される役務および生産物に係る代価の支払のため一般会計と区分して特別会計を設置し、外務大臣が管理し、一般会計からの繰入金等を歳入とし、賠償支払のための支出金を歳出とするという内容で、ビルマ賠償のために設置される方針であった。他の賠償としては28年3月22日に締結されたフィリピンとの中間賠償協定により、一般会計の負担で27年度から沈没船引揚げ作業が開始されていた。このほかの戦時中の連合国財産権の侵害に対する補償のため、「連合国財産補償法」(昭和26年11月26日法律第264号、施行27年4月28日)により、27年度より補償が実施され、それ以外にも米国駐留軍余剰物資に対する代金支払が26年度と28年度以降に続き、英濠駐留軍余剰物資への代金支払も26年度に開始され、29年度時点でも未償還額があった。しかし特別会計の対象範囲や性格が煮詰まらなかったため、一般会計からの賠償や財産補償等が続くこととなった。これらの対内事務は大蔵省が所管していた。特別会計が新設される場合の賠償以外の対外債務の処理制度として所管する事業の範囲が問題とされた。最終的に賠償協定国のほか、戦争中に損害を与えた国に対する役務または生産物の提供も賠償に含めて、賠償の範囲を拡大し、また賠償所管事務の連続性を考慮して所管を大蔵省とした。こうして政府案が固まり、第26国会に提案され、可決されて「賠償等特殊債務処理特別会計法」(昭和31年3月31日法律第53号)が公布された。

さて公布された特別会計法によると、日本が連合国との間に締結された条約に基づいて行う賠償および財産の補償その他の日本が連合国その他の国およびそれらの国民に対し戦争の遂行の結果または戦争の遂行もしくは連合国の軍隊による占領に関連して負担する債務で平和の回復にともないその支払を要するものの処理に関する政府の経理を一般会計と区分するために設置され(第1条)、大蔵大臣が管理し(第2条)、一般会計からの繰入金等を歳入とし、賠償等特殊債務の処理に充てるための経費等を歳出とする(第3条)、決算剰余金を翌年度の歳入に繰り入れ(第8条)、昭和31年4月1日より施行し(附則第1項)、一般会計の30年度決算剰余金のうち、29年度から30年度に繰り越した一般会計に属する平和回復善後処理費および連合国財産補償費の経費の全額並びに同年度の一般会計に属する賠償等特殊債務処理の経費の金額で同年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものに相当する金額は、「財政法」第41条にかかわらずこの会計の31年度歳入に繰り入れる(附則第2項)。こうして先に主計局が特別会計の設置を検討した時に課題としていた31年度当初に設置をする際の法的難点を「財政法」第41条の例外として賠償等特殊債務処理予算の支出未済分を決算剰余金として繰り入れることになった。

昭和31年度より賠償等特殊債務処理特別会計が設置されたが、31年度当初予算は一般会計より賠償等の対外債務処理に必要な経費の繰入れ100億円、特別会計附則第2項により一般会計30年度決算剰余金120億円の繰入れが計上された。歳出では31年度初で確定しているビルマ賠償・タイ特別円処理費・フィリピン中間賠償の沈船引揚げ・連合国財産補償費のほか駐留軍余剰物資支払(米国駐留軍余剰物資、英濠駐留軍余剰物資)と31年3月13日に議定書を調印したオランダの対日私的請求権処理費がある。さらに年度途中でフィリピン賠償が31年5月9日に調印され、中間賠償がこれに吸収された。また仏印特別円処理の議定書が32年3月27日に調印され、スペインの対日私的請求権処理の取決めが32年1月8日に調印され、これらの項目が計上された。32年度の歳出では駐留軍余剰物資処理費は英濠駐留軍余剰物資処理費のみとなり、それも32年度で終了した。33年度では新たに33年1月20日に調印したインドネシア賠償協定により33年度から支払を開始し、そのほかスウェーデンの私的請求権の処理の取決めが32年9月20日に調印され、後者は33年度に一括処理された。32年11月21日

にカンボジアと経済援助および技術援助を供与する旨の交換公文を交わし、33年度予算でカンボジア経済協力のため賠償等特殊債務処理費のうち5億円を計上する見込みとなったが、これを特別会計で処理できるかについて、主計局で検討を加えた結果、現行の特別会計法第1条の規定ではカンボジアが対日賠償を放棄したことにとまなう贈与となる経済協力を支弁できず、そのため特別会計法の改正が必要であるとされた。結局協定の締結が遅れ、カンボジアとの経済技術協力協定が34年3月2日に調印されたが、それより先にそれと同一の趣旨のラオスとの経済技術協力協定が33年10月15日に調印された。ラオスとの経済協力を賠償に準ずるものとして処理するため、33年12月25日に特別会計法の一部が改正され(昭和33年法律第184号)、特別会計で処理するものとして、ラオスが日本に対して有する賠償請求権を放棄したことを考慮して、日本が同国との間に締結する協定に基づいて供与する無償の経済および技術援助のための債務を含むとの追加をして(第1条)、この改正はラオスとの協定の発効の日より施行された。しかし33年度には計上されず、34年度予算に計上されることとなった。カンボジアとの協定の締結でも、34年4月22日に特別会計法に同様の改正が加えられた(昭和34年法律第151号)。こうして34年度より両国への無償経済協力が特別会計の負担で開始された。そのほか34年5月25日調印のデンマークの私的請求権処理費が計上された。タイ特別円処理は34年度で終了した。35年度では新たに34年5月13日調印のベトナム賠償と、35年10月7日調印のイギリスの私的請求権処理費も計上された。36年度では36年9月5日調印のカナダの私的請求権が処理された。37年度では新タイ特別円処理協定が37年1月31日に調印されたのにとまなない、賠償に準ずるものとして処理されることとなった。これは本来、先のタイ特別円協定で取り決めた経済協力を賠償に準じて支払うことにしたために特別会計で処理することとなったものである。38年度では38年12月14日調印によるインドの私的請求権処理費と39年2月24日のアイルランドとの交換公文による私的請求権処理費が新たに計上された。同年度でビルマとベトナムへの賠償は終了した。他方、38年3月29日に日本ビルマ平和条約に基づく無償経済技術協力協定が調印されたが、これは前向きの経済協力であり、賠償等の債務処理ではないためこの特別会計で処理すべきものではないと判断され、この特別会計での処理は見送られた。ビルマ以後の韓国(昭和40年6月22

日調印), マレーシア(昭和42年9月21日調印), シンガポール(昭和42年9月21日調印), ミクロネシア(昭和44年4月18日調印), モンゴル(昭和52年3月17日調印)との無償経済技術協力協定も同様の趣旨で, いずれも一般会計の負担で処理されることとなった。このほか占領期のガリオア債務の返還協定は37年1月9日に調印されたが, その債務は米国対日援助見返資金特別会計の債権債務を承継した産業投資特別会計の負担で処理されることとなった。その後40年度でカンボジア, 41年度でラオスへの特別会計負担の経済援助は終了した。41年度ではギリシャ(昭和41年9月20日調印)とオーストリア(昭和41年11月29日調印)の私的請求権が処理された。タイ特別円は44年度に, インドネシア賠償は45年度に終了し, 47年度では47年7月18日調印のイタリアとの私的請求権の処理が行われた。以後もフィリピン賠償は51年度まで続き, そのほかアルゼンチン(昭和52年6月10日交換公文)とオランダ(昭和53年10月30日交換公文)を各年度に一括して処理して, この特別会計の業務はすべて終了した。そして「賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律」(昭和54年3月31日法律第16号)が公布され, この特別会計は53年度末をもって廃止され, 廃止の際に特別会計の権利義務は一般会計に帰属された。

5 特定物資納付金処理特別会計

昭和29年度までは砂糖の輸入にともなう異常利益はプラント輸出等の出血輸出の補償に充当され, バナナ, パイナップル缶詰は台湾向け輸出が困難な雑貨や農水産物等の輸出に, バナナ, パイナップル缶詰輸出利益とリンクして出血輸出の補償に充てた。29年度下期の外貨割当からはバナナ, パイナップル缶詰については日本貿易振興会が一括して外貨割当を受け, その輸入実務を各業者に委託し, 輸入による異常利益は貿易振興会が吸収し貿易振興に充当した。しかしこうした措置は輸出補助金に近い性格を有し, 実質的な為替相場の引下げとみなされる恐れがあり, 30年9月にGATTへの加盟をひかえており, こうした措置を廃止する必要があった。30年度よりそれにかわる措置として砂糖, バナナ, パイナップル缶詰の輸入による異常利益を国庫で吸収し, それを財政投資の財源に充てる構想が現れた。そして第22国会に「砂糖の価格安定及び輸

入に関する臨時措置に関する法律案」, 「特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案」, 「特殊物資納付金処理特別会計法案」が提出された。¹⁾ その特別会計法案は, ほかの2法案が規定する特殊物資納付金を歳入として, 産業投資特別会計の投資財源に繰り入れ, 大蔵大臣が特別会計を管理するというものであった。²⁾ しかしその提案理由説明が5月28日であったため, 会期末の7月30日ではほかの2法案とともに審議未了となった。それにかわる措置として, 「砂糖等の超過利潤の供出について」(昭和30年8月2日閣議了解)により, 砂糖, バナナ, パイナップル缶詰の輸入異常利益を吸収することとし, 砂糖業界と貿易振興会に指示して異常利益を積み立てさせ, そのうちから30億円を30年度一般会計補正予算(第1号昭和31年2月20日成立)で政府に寄付させることとし, 通商産業省所管雑収入として受け入れた。31年度には砂糖の関税が引き上げられるので砂糖に関してはこうした措置の対象から除外し, 残るバナナ, パイナップル缶詰のほか時計, 筋子等の輸入異常利益を吸収するため, 前年度と同様の特別会計の設置を国会に提案した。³⁾ 砂糖が対象から除外されたため, 「特殊」が「特定」となっている。この法案が第24国会で政府案どおりに可決成立し, 「特定物資輸入臨時措置法」(昭和31年6月4日法律第127号), 「特定物資納付金処理特別会計法」(昭和31年6月4日法律第129号)として公布された。

特別会計法によると, 特定物資納付金で産業投資特別会計の財源に充てるため同会計に繰入れの経理を明確にするために設置され(第1条), 通商産業大臣が管理し(第2条), 特定物資納付金等を歳入とし, 産業投資特別会計への繰入金, 事務取扱費等を歳出とする(第3条), 毎年度歳出額から事務取扱費等と歳出金の翌年度への繰入額を控除した残額を産業投資特別会計に繰り入れる(第4条)。特定物資が通商産業省所管物資のみとなったことから所管が大蔵大臣から通商産業大臣となった。

さて昭和31年度の特別会計は31年6月5日に施行されたが, 同日に特定物資としてバナナ, パイナップル缶詰, 筋子, 腕時計が指定された。31年度は歳入は納付金16.02億円で, その内訳はバナナ12.54億円, パイナップル缶詰2.23億円, 筋子1000万円, 腕時計1.13億円というものであり, バナナの異常利益が格段に大きかった。歳出は産業投資特別会計への繰入れ15億円と事務取扱費という構成であった。納付金が予算を上回った場合には, 産業投資会計への繰入金

を上積みできるように、特別会計予算総則第10条で明記されていたが、31年度歳入超過額は次年度への剰余金として処理された。32年度にはこんにゃくが32年6月6日に指定された。34年6月で「特定物資輸入臨時措置法」が失効することになっていたが、上記品目の輸入による異常利益が続くため、それを国庫に納付させる必要があり、臨時措置法は3年間延長された(昭和34年5月15日法律第166号)。その後3年間の特定物資の異常利益の国庫への納付は順調に続いたが、他方「貿易・為替の自由化の促進について」(昭和35年1月5日閣議了解)で、⁴⁾貿易の自由化に適合しない制度は撤廃することになった。こうした政府方針に即し36年9月30日に腕時計が指定を解除され、輸入が自由化された。37年6月4日で「特定物資輸入臨時措置法」は失効したが、特別会計は37年度も存続された。臨時措置法失効後も、37年10月にバナナ、パイナップル缶詰の自由化が予定されており、それまでの外貨割当による異常利益を経理する必要があり、特別会計で経理された。ただし実体法が失効しているため、関係業界への要請により納付金として日本貿易振興会(昭和33年7月設立)経由で特別会計の歳入とすることとなった。しかし実体法がすでに失効しており、その延長も困難なため、特別会計も37年度で廃止することとなり、「特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律」(昭和38年3月18日法律第18号)の公布で、特別会計は37年度末をもって廃止された。廃止の際の現金を除く資産負債は一般会計に帰属され、現金は産業投資会計に帰属されることとなり、その現金は産業投資特別会計の38年度歳入に計上された。

〔注〕

- 1) 財政調査会編『国の予算』(昭和31年度)、654-65ページ。
- 2) 『第22回国会衆議院大蔵委員会議録』第13号(昭和30年5月28日)、2-3ページ。
- 3) 『第24回国会衆議院大蔵委員会議録』第9号(昭和31年2月21日)、1-2ページ。
- 4) 大蔵省資料Z 203-88。

6 臨時受託調達特別会計

政府は昭和29年5月1日に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6号)を締結し、この協定に基づき、防衛庁は駆逐艦の

域外調達による日本への供与をアメリカに要求したが、32年1月に2300トン級の駆逐艦2隻を日本で域外調達したい旨の回答を受けた。その2隻の譲渡を受けることについて2月1日に政府決定をみたが、その後、アメリカ政府より防衛庁に対し、他国の先例もあるので、日本での軍艦の直接調達方式を採用せず、日本政府経由の間接調達方式とし、日本政府が設計書・仕様書により駆逐艦を2隻建造し、それをアメリカ政府に引き渡すこととし、そのための駆逐艦建造契約を締結したい旨の要望があり、政府としてもこの申し出に応ずることとした。この特別会計法案が第26国会に提出されたが、そこで議論された点は、①アメリカとの受託調達契約は条約に基づかなくてもよいのか、②特別会計を設置せず、歳計外で経理できないか、③予算措置を継続費、国庫債務負担行為のいずれで行うべきか、④艦船の所有権の移転方式をどうするか、⑤為替相場の変動に対する措置はどうか、などであった。¹⁾

この受託調達に応ずるため、「臨時受託調達特別会計法」(昭和32年4月30日法律第86号)が公布されたが、あわせて臨時受託調達特別会計予算が第26国会で昭和32年4月16日に提出され、4月26日に成立した(特第1号)。特別会計法によると、アメリカ政府と締結する受託調達契約の実施に関する政府の経理の適正を図るため設置され(第1条)、内閣総理大臣が管理し(第2条)、受託契約に基づくアメリカ政府の支払に関する収入金で政府が締結する調達契約に基づく政府の支払金に係るものおよび調達契約に基づく政府の収入金で受託調達契約に基づくアメリカ政府への支払金に係るもの並びに支払済みとなった歳出の返納金その他の収入金で歳出に係るものを歳入とし、この収入金をもってする支払金で調達契約または受託調達契約に基づくものを歳出とする(第3条)、予算書、繰越明許費要求書のほか国庫債務負担行為要求書を作成し(第4条)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる(第7条)というものであった。

こうして昭和32年度より施行された臨時受託調達特別会計予算は32年度受託調達契約金収入12.7億円を計上した。この項目は受託調達契約に基づきアメリカ政府から受け入れる収入金で、当該契約を履行するため政府が締結する調達契約に基づく政府の支払金に係るものであり、受託艦船建造計画とアメリカ政府の支出手続きに即して所要額を計上したものである。建造計画は設計が32年5月に着手、11月末完成、主機製造が32年8月初契約、34年3月末完成、船体

建造は32年12月中旬契約，34年4月末進水，国産主要武器は32年6月ごろ契約し34年9月末完成の予定で，アメリカ政府の支払手続きは契約額に出来高比率を乗じた9割が個別支払時に支払われることとなっており，1隻934万ドル(33.624億円)の契約のうち2隻分の建造計画から積算した。歳出の調達契約支払金も受託調達契約金収入と同額で，艦船2隻の建造に必要な経費等の調達契約に基づく支払金で，この経費に関しては繰越明許の措置がとられている。日本内での艦船調達のため政府は総額67.248億円を限り32年度以降3カ年度内に国庫負担となる契約を32年度に結ぶことができる。32年7月に基本設計契約が行われ，10月に造船2社と概算契約が交わされた。だが基本設計図が33年3月末に完成したため建造計画が遅れ，32年度では設計費等でわずか2700万円しか支出をみなかった。これにあわせ主機関製造は34年末完成等に計画が修正された。33年度では32.77億円の受託調達契約収入金と調達契約支払金で建艦を促進することとなり，27.26億円が支出された。34年度には国庫債務負担行為の残額の21.88億円の予算が編成された。ほぼ建艦は順調にすすみ，35年2月末には契約条項に従い造船会社より防衛庁に引き渡される見込みとなっていた。したがって34年度で特別会計の目的が達せられ，34年度末で廃止すべきと考えられていた。しかし，防衛庁は35年度も受託調達に係る利潤清算のため存続を要求した。結局35年度より一般会計で措置することとして，²⁾ 35年1月に特別会計法を廃止する法案をまとめ第34国会に提出した。そして「臨時受託調達特別会計法を廃止する法律」(昭和35年3月31日法律第22号)が公布され，35年4月1日に特別会計法は廃止された。同特別会計に属する権利義務は一般会計に帰属された。

〔注〕

- 1) 『第26回国会衆議院大蔵委員会議録』第30号(昭和32年4月19日)，2-6ページ。
- 2) 「臨時受託調達特別会計の廃止について」(昭和34年12月10日主計局法規課)(大蔵省資料)。

7 国有財産特殊整理資金特別会計，特定国有財産整備特別会計

(1) 国有財産特殊整理資金特別会計

国有財産特殊整理資金特別会計は「国有財産特殊整理資金特別会計法」(昭和32年5月20日法律第116号)によって設置された。¹⁾ 同法によれば，「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」(昭和32年法律第115号)による特定庁舎等特殊整備計画の実施にともない，これにより処分すべき特定庁舎等の処分による収入金を，特定庁舎等の取得に要する経費に充てるため国有財産特殊整理資金を置き，資金に関する経理を一般会計と区分して行うために特別会計を設置し(第1条)，大蔵大臣が管理し(第2条)，特定庁舎等特殊整備計画の実施により処分すべき特定庁舎等の処分収入および資金運用部預託金利子をもって資金とし(第3条)，資金は特定庁舎等の取得に要する経費のうち建物建築もしくはその付帯施設の建設の工事代価，建物・敷地の購入代価等に使用し，資金を使用するときは一般会計に繰り入れ一般会計の歳出として経理する(第4条)，この会計において資金の受入れを歳入とし，資金の払出しを歳出とする(第5条)，余裕金を資金運用部へ預託することができ(第9条)，未使用資金残額は決算上の剰余として翌年度の歳入とする(第10条)。

この特別会計は昭和32年度の公布の日より発足したが，32年度は大阪市，札幌市の合同庁舎完成により不要となる官庁庁舎等の売払いにより特別会計の収入の確保に重点を置き，立体化・再配置のための営繕は33年度以降に実施することとしたため，歳出を計上しない予算編成となった。歳入は官庁庁舎等売払収入のほか，資金の運用利子収入による雑収入よりなる。同様の歳入のみという予算は33年度も続くが，34年度は官庁庁舎の建設費の一部に充てるため一般会計に繰り入れた。しかし35年度以降はやはり歳入のみの予算となり，前年度剰余金として次年度の歳入に計上されるものが当該年度の官庁庁舎等売払収入を上回る規模となったまま43年度まで続いた。

(2) 特定国有財産整備特別会計

国有財産特殊整理資金特別会計が特定庁舎等整備計画の財源として有効に活

用できなかったことにかんがみ、特別会計の改組が検討された。その結果、「国有財産特殊整理資金特別会計法及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（昭和44年3月31日法律第6号）が公布され、国有財産特殊整理資金特別会計は特定国有財産整備特別会計に改称された。「特定国有財産整備特別会計法」によると、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」の規定する特定国有財産整備計画の実施による特定国有財産の取得および整備に関する経理を明確にするため一般会計と区分経理するため設置され（第1条）、所管は大蔵大臣のほか運輸大臣、建設大臣とする（第2条）、この会計において特定国有財産整備計画の実施により処分する国有財産等の処分による収入金、負担金、一般会計からの繰入金、借入金、一時借入金の借換えによる収入金等を歳入とし、庁舎等の施設の用に供する国有財産の取得費用、借入金の償還金および利子、借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、事務費等を歳出とする（第3条）、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ（第7条）、特定の国有財産の取得に要する費用を支弁するため必要で、国有財産処分による収入金で償還ができる見込みの場合には借入金をすることができ（第11条）、特定国有財産整備計画の実施により処分すべき国有財産で一般会計に所属するものは所管替えまたは所属替えをすることができる（第16条）。

この特別会計は昭和44年度より設置されたが、44年度予算は国有財産特殊整理資金特別会計の43年度剰余金を歳入に計上するため、歳入超過予算となった。なお決算で一般会計より受入れとなっているが、それは売払代金が施設整備費に不足する場合には、差額を一般会計から繰り入れることとなっている。歳出のうち特定国有財産整備費は施設施工旅費・庁費、特定施設整備費、特定空港施設整備費よりなっている。45年4月17日に「空港整備特別会計法」（昭和45年法律第25号）が公布されて空港整備事業を新設の空港整備特別会計で所管することとなり、空港整備事業は特定国有財産整備特別会計の所管外となり、そのため「特定国有財産整備特別会計法」の所管規定のうちから運輸大臣の所管が削除される改正となった。47年度より歳入に資金運用部からの借入金計上され事業量の大幅増大が図られた。

〔注〕

- 1) 同様の特別会計として大正11年4月設置の国有財産整理資金特別会計がある（「国有財産整理資金特別会計法」大正11年3月28日法律第6号）。同特別会計は昭和18年度末に廃止された。

8 石炭対策特別会計、石炭及び石油対策特別会計

（1）石炭対策特別会計

昭和30年代後半のエネルギー情勢の変化で、石炭産業は衰退を続け、これに対処するため「石炭鉱業調査団について」（昭和39年8月11日閣議決定）に基づき石炭鉱業調査団は39年12月16日に答申を提出し、石炭産業の直面する状況の悪化を指摘し、利子補給等を打ち出した。この答申を受けて40年度予算編成で利子補給制度を採用した。42年度でも石炭産業の自立達成は困難な状況にあった。このため通商産業大臣は40年6月に石炭鉱業審議会に石炭鉱業の抜本的安定策について検討を求め、41年7月25日の石炭鉱業審議会は、石炭対策のための財源と支出の内容を一般会計と区分して明確に経理するため特別会計の新設が適当であると答申した。この答申は45年度までの基本的対策であると明言していた。¹⁾ この方針は「石炭対策について」（昭和41年8月26日閣議決定）でも確認され、根本的の石炭対策のため原重油関税収入を財源とする特別会計を新設するとの方針を固めた。²⁾ こうした方針を受けて42年度予算では石炭対策費の内示は一般会計に従来どおり計上されているが、42年度から石炭対策特別会計を設置する方針が固められていた。この特別会計の設置要綱は、炭鉱離職者対策、鉱害復旧、産炭地域振興および電源開発関係対策費を盛り込み、所管は炭鉱離職者対策として労働省、その他の石炭対策として通産省、関税収入から大蔵省の3省共管とし、予算は通産省所管に一括計上し、会計の内部で関係各省に移し替える、予備費等の管理上統一的処理を要する事務は協議のうえ通産大臣が代表するなどであった。³⁾ 以上の方針で特別会計設置構想が固まった。こうした方針で42年2月20日に石炭対策特別会計法案が固められたが、⁴⁾ その後も主計局で検討を続けた結果、所管区分の設置を見送った。同法案に一部が加筆されて、政府提案となり、国会の可決をみて、「石炭対策特別会計法」（昭和42年5

月27日法律第12号)が公布された。

その特別会計法によると、石炭対策に関する政府の経理を明確にするため特別会計を設置し(第1条第1項)、石炭対策とは「石炭鉱業合理化臨時措置法」(昭和30年法律第156号)、「石炭鉱業再建整備臨時措置法」(昭和42年法律第49号)等に基づき石炭生産合理化等の各種事業、「炭鉱離職者臨時措置法」(昭和34年法律第199号)による離職者の就労対策、援助事業、「産炭地域振興臨時措置法」(昭和36年法律第219号)による鉱工業振興事業と産炭地域振興事業団(昭和37年7月設置)への出資、「臨時石炭鉱害復旧法」(昭和27年法律第295号)による鉱害復旧工事補助または鉱害基金(昭和40年5月設置)への出資等であり(第1条第2項)、大蔵大臣・通商産業大臣・労働大臣が管理し、会計全体の計算経理については通商産業大臣が行い(第2条)、石炭対策に充てられる関税収入、「石炭鉱業再建整備臨時措置法」による納付金、付帯事業等に関する収入金、一時借入金の借換えによる収入金等を歳入とし、石炭鉱業合理化事業団(昭和35年9月設置)への補助金および出資金、生産合理化の補助金、「石炭鉱業再建整備臨時措置法」による元利補給金・補償金・補助金、電力鉄鋼業用石炭需要確保のための交付金および電源開発株式会社の石炭需要増加に資するものの整備に要する資金に充てるための出資金、炭鉱離職者対策補助金および就職促進手当、産炭地域振興と鉱害復旧の補助金および出資金、付帯事務費用、一時借入金利子および借り換えた一時借入金の償還金および利子、事務取扱費等を歳出とする(第3条)、原油と重油等の関税収入の530/640、そのほか製油原料として使用されるものを除く重油等は「関税暫定措置法」(昭和35年法律第36号)別表により分類されるもののうち種類により関税額の全額、320/730、290/660がこの会計の歳入に組み入れられる(第4条)、決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ(第8条)、この法律は46年3月31日までに廃止する(附則第2項)、と期限が定められた。

さて昭和42年5月27日に成立した42年度石炭対策特別会計予算をみると、歳入では先に説明した「関税暫定措置法」による原重油関税の定率繰入れを主たる財源とし、一般会計からの受入れは石炭対策に必要な財源の受入れである。他方、歳出をみると通商産業省所管の石炭合理化安定対策費、鉱害対策費、産炭地域振興対策費よりなる。特に石炭鉱業合理化事業団に対する出資は石炭業への近代化資金等貸付金、炭鉱機械化促進費出資金、再建資金貸付金出資金と

して利用されるものである。次に労働省所管の離職援護・雇用対策費は42年度は炭鉱離職者援護対策費として計上されている。当初予算は原重油関税収入474.91億円、一般会計よりの受入れ46.39億円、計521.8億円であったが、12月21日の補正予算(特第1号)で補正され、歳出でも石炭鉱業合理化安定対策費376.78億円の増額等の補正がなされた。43年4月に石炭鉱業審議会は通商産業大臣より今後の石炭対策につき諮問を受け、12月25日に答申し、それを受けて44年1月10日に「石炭対策について」を閣議決定し、再建助成策等のほか財源措置として特別会計の存続期限を48年度まで延長し、原重油関税についても同様の措置をすとした。⁵⁾これにともない44年6月16日に特別会計法が一部改正され、第1条の「石炭鉱業合理化臨時措置法」による補助として交付金のほか補給金、補償金その他の給付金を追加し、また附則第2項の特別会計の存続期限を49年3月31日までに延長し、42年度の一般会計からの繰入金については相当額まで一般会計に繰り戻す(第6項)、44、45年度に3年以内の借入金をすることができる(第7・8項)ものとなった。この改正によって44年度では原重油関税と前年度剰余金で不足する分について資金運用部からの借入金37億円を計上し、35億円の借入金をみた。歳出では鉱害対策費のうちの鉱害基金が石炭鉱業合理化事業団にかわり、また労働省所管として新たに産炭地域開発雇用対策費を設け、雇用対策を強化した。45年度も117億円の借入金を予算に計上し、170億円の借入金をなし、それにより石炭対策歳出は増大した。46年度は先の特別会計法の改正で定められているように、借入金は計上されず、歳出財源はほぼ原重油関税のみの予算となり、45年度予算を上回ったが、財源が制約されたため決算では45年度を下回った。歳出でも借入金の償還のため国債整理基金への繰入れが前年度を大幅に上回っていた。47年4月28日の特別会計法の改正で(昭和47年法律第20号)、石炭及び石油対策特別会計の石炭勘定に継承された。

(2) 石炭及び石油対策特別会計

石油輸出国機構の石油輸出価格政策のため、日本の石油資源開発・備蓄等の必要性が痛感されたため、通産省は昭和47年度の概算要求に石油特別会計(仮称)の設置を盛り込んだ。その創設趣旨は、石油資源開発の機動的効率的な推進を図るためには、石油開発公団(昭和42年10月設置)の資金を飛躍的に増加さ

せる必要があるが、石油政策を強力に推進するには安定財源が必要で、原重油関税等を財源とする特別会計を設ける必要があるとされた。⁶⁾ こうした要求に対し主計局はすでに原重油関税を財源とする通産省も所管している特別会計の石炭対策特別会計があるので、石油対策の特別会計による経理を原重油関税を財源とする特別会計に統合するものとし、こうした方針が第68国会に提案されて、可決され、「石炭対策特別会計法の一部を改正する法律」(昭和47年4月28日法律第20号)として公布された。それにより「石炭対策特別会計法」は「石炭及び石油対策特別会計法」に改称された。こうして石炭対策のほか石油対策もこの特別会計が経理することとなった。同法によれば石油対策とは石油資源の開発の促進、備蓄の増強のための政策並びに石油流通合理化のための財政措置で、①石油開発公団に対する出資、②「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」(昭和27年法律第162号)に基づく予算の範囲で行う調査・技術の振興、③石油開発公団への補助、④石油流通合理化の調査補助、⑤その他付帯事業、以上である。特別会計は石炭勘定と石油勘定に区分され(第2条の2)、石油勘定は石油対策に充てられる関税収入、石油開発公団納付金、「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」による納付金、付帯事務収入金を歳入とし、石油開発公団出資金、「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」による補助金、石油開発公団への補助金、石油流通合理化調査補助金、石油対策付帯事務費、一時借入金利子、事務取扱費を歳出とする(第3条の2)。この特別会計の存立期限を52年3月31日までに延長し(附則第2項)、47年度に限り炭鉱整理促進費補助金等の交付または支給に要する経費に不足するときはその金額を限度として石炭勘定の負担で借入金をすることができ(附則第8項)、47、48年度には石炭対策特別会計に割り当てられていた原重油関税をそのまま石炭勘定に割り当て、残りの部分を石油勘定に歳入として組み入れる(附則第13項)。この特別会計法は公布の4月28日に施行された。

さて昭和47年度の特別会計の歳入歳出をみると、石炭勘定の歳入では原重油関税と前年度剰余金受入等で、借入金は実施されなかった。歳出では産炭地域振興対策費のうち産炭地域振興事業団が47年10月より工業再配置・産炭地域振興公団と改称している(「産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律」(昭和47年6月16日法律第74号))。石油勘定の歳入も原重油関税を財源としているが、石

炭勘定への組入れが多いため石油勘定の予算規模は小さくならざるをえない。歳出は石油資源対策費、石油流通合理化調査費等よりなる。ところで47年6月29日の石炭鉱業審議会の答申に基づき7月4日に「石炭対策について」が閣議決定された。⁷⁾ その骨子は48～51年度について、国内炭の需要確保、石炭鉱業に対する助成の拡充等のほか対策財源の確保が掲げられており、特に財源は4700億円ないし5000億円を確保するとの方針が盛り込まれていた。これを受けて通商産業省は「石炭及び石油対策特別会計法」の改正を検討し、48年2月、第71国会に「石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案」として提出し、原案どおり可決され、昭和48年5月1日法律第28号として公布された。あわせて「石炭鉱業合理化臨時措置法」が改正された。この改正によって特別会計法は、48年度に限り借入金を認められ、45年度の借入金のみ4年度以内に償還する(ほかは従来どおり3年)ものとされた。しかし48年度石炭勘定歳入で原重油関税収入、前年度剰余金とも予算を上回り、借入金は計上されずに終わる。45年度借入金170億円の償還金は48年度80億円、49年度90億円で全額償還する予定で48年度に89億円を国債整理基金に繰り入れた。しかし48年度の国際石油価格の急騰で、特別会計の大幅な財源不足が見込まれたため、49年度にも借入金規定を設ける必要が生じたため、特別会計法の改正が検討されたが見送られた。その後「石炭及び石油特別会計法の一部を改正する法律」(昭和55年5月29日法律第68号)で、特別会計法は「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法」に改称され、勘定区分は石炭勘定と石油及び石油代替エネルギー勘定に区分されて経理されることとなった。

〔注〕

- 1) 財政調査会編『国の予算』(昭和42年度)、751-52ページ。「石炭鉱業審議会答申」(昭和41年7月25日)(大蔵省資料Z203-199)。
- 2) 大蔵省資料Z203-200。
- 3) 「石炭対策特別会計」(昭和42年2月)(大蔵省資料)。
- 4) 「石炭対策特別会計法案」(昭和42年2月20日)(大蔵省資料)。
- 5) 「石炭対策について(答申)」(昭和43年12月25日石炭鉱業審議会)。「石炭対策について」(昭和44年1月10日閣議決定)(大蔵省資料Z203-228)。
- 6) 「石油特別会計の創設について」(昭和46年10月通商産業省)(大蔵省資料)。
- 7) 「石炭対策について」(昭和47年7月4日閣議決定)(内閣官房内閣参事官室『閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録』昭和48年)。

第5章 保険特別会計

第1節 保険特別会計の概観

保険特別会計は「財政法」第13条第2項の規定により、国が特定の事業を行う場合として、設置される行政的事業会計である。政府の行う保険事業として、この保険特別会計に分類されているものは、年金・労働関係の社会保険特別会計、農林漁業関係の保険特別会計、貿易・製造業の信用保険特別会計およびその他の保険特別会計である。

年金保険、失業・労災保険としては厚生保険特別会計(昭和19年度設置)、国民年金特別会計(昭和36年度設置)、労働者災害補償保険特別会計(昭和22年度設置)、失業保険特別会計(昭和22年度設置)、さらに昭和46年度に両者を統合した労働保険特別会計がある。そのほか職域保険としての船員保険特別会計(昭和22年度設置)がある。厚生保険特別会計は年金勘定、健康勘定、日雇健康勘定(昭和28年度設置)、児童手当の受給を経理する児童手当勘定(昭和47年度設置)、業務取扱費等を経理する業務勘定に区分経理され、国民年金特別会計も国民年金勘定、福祉年金勘定および業務勘定に区分経理されていた。労働保険特別会計も労災勘定、失業勘定および徴収勘定に区分経理されていた。これらのうち拠出制年金保険は毎年度の保険料が保険給付を大幅に上回るため、巨額の年金の積立金が発生し、歳入の運用収入が多額となる。

農林水産業は気象条件や自然災害等で大きな影響を被るが、民間損害保険会社の保険の対象とはなりにくいものに政府が保険をかけるものがある。これに類するものとして森林火災保険特別会計(昭和12年設置、昭和36年に森林保険特別会計となる)、農業共済再保険特別会計(昭和19年設置)、漁船再保険特別会計(昭和12年設置、昭和42年度に漁船再保険及漁業共済再保険特別会計となる)、中小

漁業融資保証保険特別会計(昭和27年度設置)がある。このうち農業共済再保険特別会計は、他の保険勘定に再保険支払財源を繰り入れる再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、業務勘定、臨時果樹勘定(昭和43年度設置)に区分経理されていた。漁船再保険特別会計は普通保険勘定、漁船拿捕事故のための特殊保険勘定、拿捕事故等の間の給与支払のための給与保険勘定および業務勘定に区分経理されていた。拿捕事故に対する再保険は特殊な対外関係による保険であり、農林漁業の保険事業のなかでは異質のものといえよう。その後、昭和42年度に漁船再保険及漁業共済保険特別会計となり、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、業務勘定と改称され、そのほか漁業共済保険勘定が追加された。これらの農林水産業関係の保険特別会計のうち、森林火災保険のみ政府の元受け保険であり、それ以外は共済組合、保険組合その他に対する再保険である。

信用保険には、輸出信用保険特別会計(昭和25年度設置、昭和28年度に輸出保険特別会計となる)、中小企業信用保険特別会計(昭和25～33年度)、機械類賦払信用保険特別会計(昭和36年度設置、昭和45年度に機械類信用保険特別会計となる)がある。このうち輸出信用保険特別会計は金融機関への再保険で始まったが、元受け保険事業に拡大していった。中小企業信用保険特別会計は、元受け保険として開始したが、信用保証協会の保証に対しても保険した。さらに信用保証協会への貸付金にも事業範囲を拡大したため、昭和32年度より保険勘定と融資勘定に区分して経理されることとなったが、33年7月に中小企業信用保険公庫の新設で、それに事業を承継されて、特別会計は廃止となった。

その他の保険特別会計としては、簡易保険及郵便年金特別会計(昭和19年度設置)、木船再保険特別会計(昭和28年度設置)、自動車損害賠償責任再保険特別会計(昭和30年度設置)および地震再保険特別会計(昭和41年度設置)がある。このうち簡易保険及郵便年金特別会計は簡易保険勘定と郵便年金勘定に区分されて経理されている。業務取扱いは郵政事業特別会計に委託されている。この特別会計の歴史は長いため巨額の積立金を擁しており、財政投融資計画の有力な資金となっている。木船再保険は再保険を必要とする零細木船の数が減少するため、予算規模は最小の部類に属し、その廃止の検討が行われていた。自動車損害賠償責任再保険特別会計は保険勘定、加害自動車の特定できない場合に被害者に

保障金を支給する保障勘定および業務勘定に区分経理されている。登録自動車台数の急増にともない保険勘定の予算規模も急拡大した。地震再保険特別会計は保険会社の損害保険のうち地震による被害を再保険するものであるが、保険料率が低く、保険事故も少ないため予算規模は小さい。

多くの保険特別会計のうち、年金保険事業の積立金、とりわけ厚生年金、国民年金の積立金と簡易保険積立金は、対前年度の増大額が大きく財政投融資の有力な財源となっていた。そのほか失業保険積立金等いくつかの保険特別会計で、かなりの額の積立金が認められ、これらの増大分も資金運用部資金に統合運用され、財政投融資の原資となった。しかし歴史の長い厚生保険特別会計、農業共済再保険特別会計、森林火災保険特別会計、漁船再保険特別会計および簡易保険及郵便年金特別会計の、各特別会計法は制定が古く、その後も全面的な改正が行われなかったため、特別会計法に予算添付資料としての貸借対照表、損益計算書等の国会提出を規定した条項がないなどの、新しく特別会計の設置を規定した法律とに違いが認められる。ただし現実には決算書等に参考資料として掲示されている。保険特別会計には保険料収入をもってしては、保険金の支払に不足するものが多い。特に農林漁業関係保険特別会計においては、赤字対策として一般会計から繰入金を受け入れているものがある。農業共済再保険特別会計と漁船再保険特別会計が特に多い。そのほか健康保険を経理する厚生保険特別会計健康勘定、日雇健康勘定も一般会計からの国庫負担のほか、当該勘定の赤字対策としての繰入れに依存する事態となる。国民年金特別会計の福祉年金勘定は無拠出制年金のため保険料収入はなく一般会計からの年金財源に依存している。そのほか業務取扱費を恒常的に一般会計からの繰入れに依存している保険特別会計も多い。特別会計設置の際、あるいはその後も資本金としての基金の繰入れを一般会計から受け入れる特別会計もある。中小漁業融資保証保険特別会計、輸出信用保険特別会計、中小企業信用保険特別会計がこれにあたる。

第2節 保険特別会計の収支

1 厚生保険特別会計

厚生保険特別会計は「厚生保険特別会計法」(昭和19年2月15日法律第10号)により設置された。¹⁾ 昭和27年度当初の「厚生保険特別会計法」によれば、健康保険事業、厚生年金保険事業を経営するため特別会計を設置し、その歳入をもって歳出とし(第1条)、健康勘定、年金勘定および業務勘定に区分し(第2条)、健康勘定においては保険料、積立金より生ずる収入、借入金等を歳入とし、保険給付費、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、業務取扱諸費、業務勘定への繰入金および一般会計への繰入金を歳出とする(第3条)、年金勘定においては保険料、一般会計よりの受入金、積立金より生ずる収入等を歳入とし、保険給付費、業務勘定への繰入金を歳出とする(第4条)、業務勘定においては健康勘定よりの受入金、年金勘定よりの受入金、一般会計よりの受入金を歳入とし、業務取扱諸費、療養諸費、保険施設費、福祉施設費および営繕費を歳出とする(第6条)、健康勘定の決算上の剰余は同勘定の積立金として積み立て、同勘定に不足するときは積立金より補足する(第7条)、年金勘定の決算上の過剰は当該勘定の積立金として積み立てる(第8条第1項)、年金勘定に不足するときは当該勘定の積立金より補足する(第8条第2項)、業務勘定の決算上の剰余は健康勘定および年金勘定の積立金に組み入れる(第9条第1項)、業務勘定の決算上の不足を生じたときは健康勘定および年金勘定の積立金より補足する(第9条第2項)、健康勘定に属する経費を支弁するため必要あるときは同勘定の負担で借入金を行うことができる(第10条)、各勘定に支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預け入れる(第12条第1項)、健康勘定および年金勘定の積立金は資金運用部に預け入れて運用することができる(第13条)、健康勘定の積立金は予算の定めにより健康保険事業の福祉施設費に充てるため業務勘定に繰り入れることができる(第18条ノ2)、健康勘定の積立金は健康保険事業の財源に充てるため、同勘定の歳入に繰り入れることができる(第18条ノ3)、

健康保険事業の福祉施設費に充てるため一般会計から業務勘定に繰り入れることができる(第18条ノ4)。

昭和27年度の特別会計の歳入歳出をみると、健康勘定の歳入では保険料収入がほとんどを占め、積立金からの受入れは26年度収支差引剰余見込額を積立金から受け入れるものである。歳出の保険給付費は、療養給付、結核特殊医療費公費負担分等である。業務勘定への繰入れは保険施設費・福祉施設費財源繰入れである。次に年金勘定では、歳入でも保険料収入が多く、標準報酬月額に保険料率を乗じて算定される。運用収入は資金運用部に預け入れてある厚生年金保険の積立金および余裕金の運用利子である。一般会計からの受入金は保険給付費につて一般分1/10、坑内夫分2/10を一般会計から受け入れるものである。歳出の保険給付費は遺族年金、寡婦遺児年金、障害年金、障害手当金、脱退手当金よりなる。業務勘定への繰入れは被保険者に対する福祉施設を実施するために必要な財源の繰入れである。業務勘定の一般会計からの受入れは、健康保険および厚生年金保険事業経営に必要な経費、庁舎新営、公務員宿舍新営に要する経費並びに福祉施設の結核病床建設費に必要な財源として一般会計から受け入れるものである。²⁾ 28年度には8月1日に特別会計法の一部が改正され(昭和28年法律第162号)、特別会計が経理する事業として新たに日雇労働者健康保険事業が追加され(第1条)、勘定区分として日雇健康勘定が追加された(第2条)、第4条を第5条とし、新たに第4条として、日雇健康勘定においては保険料、一般会計および郵政事業特別会計からの受入金、積立金より生ずる収入、借入金等を歳入とし、保険給付費、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子等を歳出とするとした。また日雇健康勘定において決算上剰余金を生じたときは同勘定の積立金として積み立てる(第7条ノ2第1項)、日雇健康勘定に不足を生じたときは同勘定の積立金より補足する(第7条ノ2第2項)、日雇健康勘定の経費を支弁するため必要があるときは同勘定の負担で借入金を行うことができる(第11条第1項)、日雇健康勘定の積立金を資金運用部に預託して運用できる(第13条)などの改正が加えられた。そして28年8月1日より施行された。日雇健康勘定の実体法として、「日雇労働者健康保険法」(昭和28年8月14日法律第207号)が公布されている。この日雇健康勘定の歳入歳出をみると、郵政事業特別会計からの受入れは、被保険者が雇用の日ごとに提出する日雇労働

者健康保険手帳に、事業主が添付する健康保険印紙の売上代金の繰入れである。一般会計からの受入れは、郵政事業特別会計から健康保険印紙の売上代金を受け入れる際に、売捌き手数料として売上高の5%を控除されるので、これを補填するため一般会計から受け入れるものである。次に歳出の保険給付費は療養給付、療養費、家族療養費、結核特殊医療費公費負担分である。しかし施行が遅れたため28年度の給付は行われなかった。そのほか業務勘定には、日雇健康勘定の新設にともない、業務勘定に一般会計からの受入財源のなかに、業務取扱費財源受入として日雇労働者健康保険事業分が追加され、またそのほか日雇労働者保険施設費財源受入が追加され、他方、歳出の業務取扱費に日雇労働者健康保険業務取扱費が追加され、福祉施設費に日雇健康保険診療所費が追加された。健康勘定は医療費の急速な増大により保険収支が悪化しており、28年度より赤字に転じ健康勘定の積立金の取崩しで29年度まで対処していたが、29年度末の積立金が1.96億円に減少しており、健康勘定の収支は困難な状況となった。30年度の赤字見込み30億円と29年度の赤字40億円の合計70億円を処理する必要があり、それを一般会計からの繰入れ10億円と資金運用部からの長期借入金60億円により処理するものとし、30年7月30日に特別会計法を改正し(昭和30年法律第99号)、健康勘定の歳入不足を補填するため、30年度以降7カ年度間に毎年度10億円を限り一般会計から繰り入れることとした(第18条ノ6)。これにより31年度以降6年度間に毎年度10億円を一般会計からの繰入れを受けて返済することとなった。そのほかこの改正で、日雇健康勘定の歳出に保険施設費または福祉費に充てるための業務勘定への繰入金が追加され(第4条)、業務勘定の歳入にその受入金が増加された(第6条)。健康勘定の歳入不足を補填するため、一般会計から毎年度10億円を繰り入れることとしたが、31、32年度に政府管掌健康保険に対する補助金30億円が計上された関係上、32年3月31日の特別会計法の改正で(昭和32年法律第46号)、一般会計からの受入金を30年度以降7年度間とされていたのを、30年度および33年度以降6カ年度間に改め(第18条ノ6)、33年度以降に一般会計からの償還財源を繰り入れることとした。それにとともない保険給付費支払財源の不足を補うため、資金運用部からの借入金は32年度に予定された償還金10億円の返済が33年度に繰り延べられたため、予算では31年度と同額の60億円が計上されている。政府管掌健康保険事

業の執行に要する費用の一部を国庫において補助することとなるのにもない、健康勘定の歳入に一般会計からの受入金を加えることとし、特別会計法の健康勘定の歳入に一般会計からの受入金を追加し(第3条)、そのほか健康勘定、日雇健康勘定、年金勘定の各積立金で業務勘定から組み入れられた金額に相当する部分については、業務勘定に繰り入れることとした(第18条ノ2)。こうして30年度以降、健康勘定は一般会計からの受入れと、資金運用部からの借入金に歳入不足を依存することとなった。さらに昭和33年3月31日法律第32号で特別会計法を改正し、33年度以降6カ年度間を、34年度以降6カ年度間に改めた(第18条ノ7)。これは33年度において健康勘定の政府管掌健康保険の収支が好転したため、一般会計からの受入れを34年度以降に繰り延べることとしたのである。健康勘定の収支は次第に改善され、34年度予算には借入金50億円が計上されていたが、実施されず、34年度で借入金の償還が終了した。一般会計からの受入額は35年度以降、10億円を下回る受入れとなり、39年度で特別会計法による繰入れは終了した。他方、積立金が累増していたため、37年度に積立金を受け入れている。しかし38、39年度で歳出超過決算となり、ふたたび健康勘定の収支が悪化していた。そのため39年度で積立金を取り崩した。40年度は656億円の健康勘定の赤字が予想され、これに対する対策が講じられた。保険料の増収のほか、一般会計からの30億円の繰入れを計上した。そのほか資金運用部から462億円を特別会計法第10条の規定により借り入れることとした。このうち202億円は39年度の支払未済相当額であり、当面は借入金で処理するものである。残りの260億円は40年度に予備費を増額し、その分を借入金として計上した。健康勘定のほか日雇健康勘定も医療給付費を中心に急激に収支が悪化し、39年度には資金運用部からの90.43億円の借入を行っても、68.96億円の診療費支払未済が発生する見込みとなっていた。そのため40年度に85億円の赤字が発生する見込みとなり、その対策として、診療報酬の引上げのほか、一般会計からの負担額の増大、積立金の全額を取崩しを行い、それでも不足する財源に充てるため、資金運用部からの借入金の増大で対処せざるをえなかった。しかし日雇健康勘定はその後も収支を改善できず、資金運用部からの借入金が増え、日雇健康勘定歳入のうち借入金がほとんどを占めるものとなる。健康勘定の資金運用部からの借入金も累増し、健康勘定の赤字が累積していった。この処理

のため48年9月26日に、特別会計法の一部が改正された(昭和48年法律第89号)。政府は健康勘定の48年度末の借入金に係る債務を弁済するため、同勘定の負担で借入金をすることができる(第18条ノ8第2項)、政府は48年度以前の健康勘定において生じた損失の額に対応する借入金の償還および借入金の経費としての支払財源に充てるため、当分の間一般会計より予算の定める金額を限り、健康勘定に繰り入れることができるとした(第18条ノ9)。46年4月27日に「児童手当法」(昭和46年法律第73号)が公布され、児童手当の支給が行われることとなるが、それにともない5月27日に特別会計法の一部が改正され(昭和46年法律第74号)、設置目的に児童手当に関する政府の経理が追加され(第1条)、勘定区分に児童手当勘定が追加され(第2条)、児童手当勘定においては児童手当交付金に充てるための業務勘定および船員保険特別会計からの受入金、「児童手当法」による拠出金、同法による一般会計からの受入金、積立金よりの受入金、積立金より生ずる収入、借入金等を歳入とし、児童手当交付金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、児童手当の業務取扱費、拠出金徴収に充てるための業務勘定および船員保険特別会計への繰入金を歳出とする(第5条ノ2)、児童手当勘定に決算剰余金を生じたときは同勘定の積立金として積み立て、または同勘定の翌年度の歳入に繰り入れる(第8条ノ2第1項)、児童手当勘定に決算上の不足を生じたときは積立金から補足する(第8条ノ2第2項)、児童手当勘定の積立金は児童手当交付財源に充てるため児童手当勘定の歳入に繰り入れることができる(第8条ノ2第3項)、その他の条項に児童手当勘定がつけ加えられた。この改正は46年7月より施行された。46年度の児童手当勘定の歳入歳出をみると、歳入の業務勘定からの受入れは児童手当の支給に要する費用の一部に充てるため厚生保険特別会計業務勘定で収納した厚生年金保険関係事業主に係る拠出金を同勘定から受け入れる収入である。船員保険特別会計からの受入れは児童手当支給に要する費用の一部に充てるため船員保険特別会計で収納した船舶所有者に係る拠出金を同特別会計から受け入れる収入である。事業主拠出金収入はそれ以外の事業主に係る拠出金を直接この勘定で受け入れる収入である。一般会計よりの受入れは、「児童手当法」の規定による児童手当の支給に要する費用の一部および事務の執行に要する費用に充てるための国庫負担金を一般会計から受け入れる収入である。歳出の児童手当交付金は被用

者児童手当交付金と非被用者児童手当交付金である。業務勘定への繰入れは厚生年金保険適用事業主拠出金徴収事務費の繰入れである。船員保険特別会計への繰入れは、船員保険適用船舶所有者拠出金徴収事務費の繰入れである。業務取扱費は市町村事務取扱交付金、児童手当監査事務委託費、制度普及推進費等その他事務経費である。これにあわせて業務勘定にも児童手当への繰入れと受入れが追加された。

〔注〕

- 1) 昭和26年度までの厚生保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。「健康保険特別会計法」(大正15年3月29日法律第26号)による健康保険特別会計(大正15年度設置)と、「職員健康保険法」(昭和14年4月5日法律第72号)に基づく「職員健康保険特別会計法」(昭和15年3月27日法律第38号)による職員健康保険特別会計が政府健康保険を経理していたが、昭和17年度末をもって職員健康保険特別会計は健康保険特別会計に吸収された。また昭和16年3月11日の「労働者年金保険法」(昭和16年法律第60号)に基づき、17年2月20日の「労働者年金保険特別会計法」(昭和17年法律第29号)により17年度から労働者年金保険特別会計法が設置された。そしてこの2つの特別会計と「船員保険特別会計法」(昭和15年3月27日法律第13号)により15年度より設置された船員保険特別会計が19年2月15日の「厚生保険特別会計法」(昭和19年法律第10号)により統合され、それぞれ健康勘定、年金勘定、船員勘定および事務を経理する業務勘定に区分経理されることとなった。さらに22年12月24日公布の「船員保険特別会計法」(昭和22年法律第236号)で厚生保険特別会計から船員保険特別会計が分離された。
- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和27年度)、512-15ページ。

2 労働関係保険特別会計

(1) 労働者災害補償保険特別会計

労働者災害補償保険特別会計は「労働者災害補償保険法」(昭和22年4月7日法律第50号)を実体法として、「労働者災害補償保険特別会計法」(昭和22年4月7日法律第51号)により設置された。特別会計法によれば、労働者災害補償保険事業を営むため特別会計を設置し、その歳入をもって歳出に充てる(第1条)、この会計は労働大臣が管理する(第2条)、この会計において保険料、積立金から生ずる収入、借入金等をもって歳入とし、保険金、保険料の返還金、保険施設費、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、事業取扱費等を

歳出とする(第3条)、経費を支弁するため必要がある場合にはこの会計の負担で借入金をする事ができる(第4条)、支払上現金に余裕があるときはそれを資金運用部に預託できる(第8条)、支払上現金に不足するときは一時借入金をする事ができる(第9条)、決算剰余金を生じたときは積立金に組み入れる(第13条第1項)、決算上不足を生じたときは積立金から補足する(第13条第2項)、積立金を資金運用部に預託して運用することができる(第14条)。この特別会計は労働者災害扶助責任保険特別会計の積立金および権利義務を継承して昭和22年7月1日に施行された。¹⁾

昭和27年度の特別会計の歳入歳出をみると、歳入は保険料収入が主たる歳入であり、保険加入者である事業者から徴収するもので、政府は拠出しない。運用収入は特別会計法第8条の規定による余裕金の資金運用部に対する預託利子である。未経過保険料収入は有期事業の前年度収入保険料のうち、事業期間が当該年度以降にわたる場合において、当該年度以降に属する保険料に相当する資金について26年度から繰越しを受け入れる収入である。支払備金受入れは前年度以前の災害に対し、当年度以降において支払われる災害補償の資金を前年度から繰り越して受け入れるものである。次に歳出は保険金が最も多く「労働者災害補償保険法」第12条に基づき、業務上災害を被った労働者に対する補償を行うための経費である。業務取扱費は人件費、事務費のほか恩給負担金等の一般会計への繰入れ、郵政官署取扱手数料を郵政事業特別会計に繰り入れるための必要な経費である。施設整備費および施設費は公務員宿舍施設費、「労働者災害補償法」第12条による業務災害を被った労働者に対する療養、職業再訓練等の保険施設、病院新営費である。なおこの特別会計の積立金は25年度から残高がなく、損失が繰り越されている。30年度では、「けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法」(昭和30年7月29日法律第91号)が公布され、これに依りて「労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律」(昭和30年7月30日法律第105号)で特別会計法が改正され、この特別会計の目的に上記の特別保護法による給付に関する経理が追加され(第1条)、歳入に一般会計からの受入金、特別保護法による事業主負担金が追加され、歳出に特別保護法による給付および事業主負担金の還付金を追加し、事業取扱費を業務取扱費に拡大した(第3条)。そのための国庫負担として30年度には一般会計からの繰入れが行わ

れた。けい肺等特別保護費として30年度に7919.7万円が計上された。この特別保護法による給付期間は2年間である。32年5月20日に「労働福祉事業団法」(昭和32年法律第126号)が公布された。あわせて特別会計法が一部改正され、歳出に労働福祉事業団への出資金および交付金が追加された(第3条)。労働福祉事業団は32年7月1日に設置された。²⁾ その設置に対して労働災害補償保険特別会計と失業保険特別会計から出資が行われることとなっているが、特別会計予算の補正を行わず、保険施設費の枠内で事業団に対する出資を行い、運営費については委託費として計上されているものを、予算の執行上目の変更で交付金として交付することとなった。32年7月1日に事業団設置に際して、特別会計から現物出資を行った。出資のほかに交付金も行われた。「けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法」(昭和33年5月7日法律第143号)が公布され、33年6月1日に施行された。この法律で特別会計法の一部を改正し、特別会計の目的にこの臨時措置法による給付が追加された(第1条)。そのほかこの法律で、先の特別保護法の改正に関する法律案を34年12月31日までに国会に提出するとしており、また臨時措置法の効力は35年3月31日までとされていた。33年度ではけい肺等臨時措置費が新たに歳出に計上されるが、予算に計上されていなかったため予備費を充てて対処した。第34国会に「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案」が提案された。この改正は時限的な給付を終身給付とすることで給付水準を引き下げていると反対意見が野党からみられたため、その意見を一部入れた与党修正案が可決された。³⁾ そして「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」(昭和35年3月31日法律第29号)が公布され、特別保護法は廃止され、臨時措置法は失効した。この法律で特別会計法も一部改正された。特別会計の目的に掲げられていた特別保護法と臨時措置法の給付が削除され(第1条)、歳入に特別保険料を含むこととし、特別保護法等による事業主負担金を削除し、歳出のうち特別保護法等による給付費および事業主負担金の還付金を削除した(第3条)。こうして特別会計で長期傷病者全般を対象とした特別保険料の徴収と給付を行うこととなる。以上の特別会計法の改正で、一般会計からの繰入れは常態化した。繰り入れる名目はそれまでのけい肺等国庫負担金受入れが、じん肺等長期傷病者補償国庫負担金受入れとなっている。これらの長期病者に対する給付は保険金のうちの長期給付として計上される

こととなった。47年度の暫定予算で、労働者災害補償特別会計予算が施行されたが、「労働保険特別会計法」(昭和47年4月28日法律第18号)が公布され、47年度予算の成立により、労働者災害補償保険特別会計暫定予算は労働保険特別会計労災勘定と徴収勘定に吸収された。

(2) 失業保険特別会計

昭和22年12月8日に「失業保険特別会計法」(昭和22年法律第157号)が公布された。⁴⁾ 実体法は「失業保険法」(昭和22年12月1日法律第14号)である。27年度における特別会計法をみると、失業保険事業を経営するため特別会計を設置し、その歳入をもってその歳出に充て(第1条)、労働大臣が管理し(第2条)、この会計において保険料、一般会計および郵政事業特別会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金等をもって歳入とし、保険金、保険施設費、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、業務取扱費等を歳出とする(第3条)、保険金を支弁するため必要があるときはこの会計の負担で借入金を行うことができる(第4条)、支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託できる(第8条)、支払上現金に不足があるときは一時借入金を行うことができる(第9条)、決算剰余金を積立金として積み立てる(第13条第1項)、決算上不足が生じたときは積立金から補足する(第13条第2項)、この会計の積立金は失業保険給付の財源に充てるため必要がある場合には、予算の定めによってこの会計の歳入に繰り入れることができる(第13条の2)、この会計で一般会計から受け入れた金額が当該年度の国庫負担金の金額を超過し、または不足する場合に、当該超過額に相当する額は翌年度の一般会計からの国庫負担金を減額し、なお余りがあれば翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額は翌々年度までに一般会計から補填するものとする(第13条の3)、積立金を資金運用部に預託して運用できる(第14条)。

特別会計の昭和27年度の歳入歳出をみると、歳入の保険料収入は「失業保険法」に基づいて事業主および被保険者から徴収する保険料収入である、運用収入は決算剰余金を資金運用部に預託することで生ずる利子収入である。一般会計からの受入れは保険給付に要する費用の1/3と失業保険事業の事務の執行に要する経費のうち、運用収入等で支弁できない部分の財源として一般会計から

受け入れるものである。郵政事業特別会計からの受入れは日雇失業保険印紙売上代金から郵便官署取扱手数料を差し引いた金額を郵政事業特別会計から受け入れるものである。次に歳出では、保険金が最も大きい、そのうちわけは一般保険金、日雇保険金および移転費給付金である。業務取扱費は人件費、事務費のほか恩給負担金および政府職員失業退職手当負担金の一般会計への繰入れと、一般保険料収納のための郵便官署取扱手数料の郵政事業特別会計への繰入れ等である。28年度は予算に積立金からの受入れが15億円計上されており、これは28年度の保険金支払の増加傾向にかんがみ、予備費財源に充てるため積立金から受け入れることとしたものであるが、保険の支払が予想を下回ったため積立金からの受入れをしなかった。また28年度より保険施設費が計上された。29年度では保険受給者の増加が当初予算を上回った結果、29年12月6日の特別会計補正予算(特第2号)により、増額補正され、その財源として保険金増加額の1/3を一般会計から繰り入れることとし、それでも不足をきたすので予備費分の財源をも含めて積立金から32.65億円を受け入れることとした。決算では積立金からの受入れは、予算を下回ったが、同様の理由で30年度予算にも積立金からの受入れが計上された。その後、「労働福祉事業団法」(昭和32年5月20日法律第126号)が公布され、32年7月1日に事業団が設置された。この労働福祉事業団は労災保険施設および失業保険福祉施設の設置運営を行うものであるが、事業団法で特別会計法の一部が改正され、歳出に労働福祉事業団への出資金および交付金が追加された。そして事業団の設置に対し、労働災害補償保険特別会計からの出資とともに失業保険特別会計からの出資が行われることとなり、32年度に土地建物等で現物出資が行われた。特別会計の歳出のうち32年度には事業団への出資および交付金が計上されていないが、総合職業補導所費が保険施設費のなかで大幅に増大されており、それが特別会計の現物出資として計算されているものと思われる。33年度より労働福祉事業団に対する出資および交付金が予算に計上された。こうした労働福祉事業団の事業のうち、失業保険関係の事業については失業保険施設勘定で経理されていた。34年に石炭産業における激しい労使紛争が発生し、その対策として「炭鉱離職者臨時措置法」(昭和34年12月18日法律第199号)が公布されたが、さらなる雇用対策の強化が痛感された。そのため労働省では35年7月に職業安定公団(仮称)の設置が検討さ

れた。しかしその案では設立に対して、一般会計からの出資ほか失業保険特別会計の積立金を出資に充てるとされ、また採算のとりがたい雇用対策事業のために公団を設置するというものであった。⁵⁾しかしこうした点に関しては主計局の認めるものとはいいがたかった。この公団案はさらに35年8月には雇用促進公団(仮称)として、設立準備が本格的にすすめられた。35年10月の雇用審議会でも炭鉱離職者対策として特別の機関の設立が必要と答申していた。こうした方針を受けて設立準備がすすめられ、大蔵省との予算折衝の過程で先の公団案にかえ、新たに雇用促進事業団の設置案となり、⁶⁾第38国会で法案が可決され、「雇用促進事業団法」(昭和36年6月6日法律第116号)が公布され、36年7月1日に雇用促進事業団が設置された。同法によれば、この事業団の設立までに失業保険特別会計および地方公共団体から労働福祉事業団に出資された額は、この成立のときに雇用促進事業団に出資されたものとみなす、労働福祉事業団は雇用促進事業団設置のときにその額の資本金を減少させる、そして労働福祉事業団に属する土地、建物等の財産のうちで雇用促進事業団に必要な財産を引き継ぐものとされた。あわせて特別会計法が改正され、労働福祉事業団に対する出資および交付金が雇用促進事業団に対するものに改正された(第3条)。そして失業保険特別会計の36年度予算に雇用促進事業団に対する出資金が15.49億円計上され、さらに雇用促進事業団の設置により、失業保険特別会計からの労働福祉事業団に対する出資が雇用促進事業団に対する出資に振り替えられることとなった。その後38年8月1日に特別会計法の一部が改正され、歳出の保険金が保険給付費に改められている(第3条、第4条)。さらに47年度の暫定予算で、失業保険特別会計予算が施行されたが、「労働保険特別会計法」(昭和47年4月28日法律第18号)の公布により、失業保険特別会計は労働者災害補償保険特別会計と併合され、従来の失業保険の経理は労働保険特別会計の失業勘定で経理されることとなった。

(3) 労働保険特別会計

昭和42年に「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)と「失業保険法」(昭和22年法律第14号)の一部を改正する方針により、従業員5人未満の事業所についても両保険を適用することとなり、その保険料の徴収事務が飛躍的に増

大すると見込まれるので、両保険料の徴収手続きを一本化しようとする方針が打ち出された。そして労働省では労働保険料(労働災害、失業の両保険料)等に関する法律案を検討した。この方針は既存の労働者災害補償保険特別会計と失業保険特別会計の統合を前提としていた。この両特別会計の統合案を主計局でも検討し、労働保険特別会計法案の検討を続けた。しかし先の保険料徴収の法案の国会への提案は遅れ、ようやく44年3月に第61国会に提案されたが、審議未了廃案となった。その後第62国会において「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」が44年12月2日に成立し、公布された(昭和44年12月9日法律第84号)。この法律は47年4月1日に施行の予定であり、それにともない両特別会計を統合する特別会計法が必要となった。そのため主計局で、47年度より労働保険特別会計を施行するため、法案の検討を続け、第68国会で可決され、「労働保険特別会計法」(昭和47年4月28日法律第18号)が公布された。

特別会計法によれば、「労働者災害補償保険法」による労災保険事業および「失業保険法」による失業保険事業に関する政府の経理を明確にするため特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する(第1条)、この会計は労働大臣が管理し(第2条)、労災勘定、失業勘定および徴収勘定に区分され(第3条)、労災勘定においては徴収勘定からの受入金、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金等を歳入とし、保険給付費および保険施設費、労働福祉事業団への出資金および交付金、徴収勘定への繰入れ、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、業務取扱費等を歳出とする(第4条)、失業勘定においては、徴収勘定からの受入金、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金等を歳入とし、保険給付費および保険施設費、雇用促進事業団への出資金および交付金、徴収勘定への繰入金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、業務取扱費等を歳出とする(第5条)、徴収勘定においては、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の規定する労働保険料、郵政事業特別会計からの受入金、労災勘定および失業勘定からの受入金等を歳入とし、労災勘定への繰入金、失業勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働保険料の徴収および労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費等を歳出とする(第6条)、一般保険料のうち労災保険料に應ずる部分の額、労災保険に係る労働保険料の額並びに徴収勘定の付属雑

収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎年度徴収勘定から労災勘定に繰り入れるものとする(第7条第1項)、一般保険料の額のうち13/1000の率に应ずる部分の額、印紙保険料の額、失業保険の特別保険料の額、郵政事業特別会計からの受入金の額並びに徴収勘定の付属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は毎年度徴収勘定から失業勘定に繰り入れるものとする(第7条第2項)、徴収勘定の業務取扱費等の諸費のうち労災保険事業または失業保険事業に係るものはそれぞれ労災勘定または失業勘定から徴収勘定に繰り入れるものとする(第8条)、労災勘定は同勘定の負担において借入金を行うことができる(第12条第1項)、失業勘定も保険給付費等の支弁をするため借入金を行うことができる(第12条第2項)、労災勘定または失業勘定は支払上現金に不足があるときは一時借入金を行うことができる(第13条)、労災勘定または失業勘定において毎会計年度の決算剰余金を生じたときは、当該勘定の積立金として積み立てる(第18条第1項)、労災勘定または失業勘定において、決算上の不足を生じたときは、当該勘定の積立金から補足する(第18条第2項)、徴収勘定の決算剰余金は同勘定の翌年度の歳入に繰り入れる(第18条第3項)、労災勘定または失業勘定の積立金は保険給付費および当該勘定からの徴収勘定への繰入金を支弁するため当該勘定の歳入に繰り入れることができる(第19条)、失業保険勘定において、毎会計年度に一般会計から受け入れた金額が、「失業保険法」による国庫負担金の額に対して超過し、または不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度に国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度まで一般会計に返還し、当該不足額に相当する額は、翌々年度までに一般会計から補填するものとする(第20条)、労災勘定および失業勘定の積立金は資金運用部に預託して運用することができる(第21条)、各勘定において支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託できる(第22条)、さらに附則で「労働者災害補償保険特別会計法」と「失業保険特別会計法」を廃止し、廃止の際の権利義務は労災勘定、失業勘定および徴収勘定に承継されるものとされた。そして昭和47年度の労働者災害補償保険特別会計と失業保険特別会計の暫定予算を吸収し、47年度当初予算から施行された。

さて特別会計の昭和47年度の歳入歳出をみると、労災勘定では歳入のうち徴

収勘定よりの受入金は労災保険に係る保険料および延滞金等を徴収勘定から受け入れるものである。一般会計からの繰入金は長期傷病者に対する給付の財源を受け入れるものである。未経過保険料の受入れは有期事業の前年度の収入保険料のうち、事業期間が当年度にわたる場合に、当年度に属する保険料に相当する資金を前年度から繰り越して受け入れる収入である。支払備金の受入れは、前年度以前の業務上の災害疾病に対し、当年度において支払われる補償費の資金を前年度から繰り越して受け入れる収入である。歳出の保険給付費は労働災害にともなう長期給付費と短期給付費である。業務取扱費は労働者災害補償保険事業の運営に必要な人件費および事務費である。施設整備費および施設費は都道府県労働基準局、労働基準監督署の庁舎、公務員宿舍の新営および不動産購入費と、産業医学総合研究施設整備、労働災害防止対策費補助金、労働福祉事業団交付金およびその他保険施設費である。労働福祉事業団出資金は労災病院等建設費、リハビリテーション施設建設費等である。徴収勘定への繰入れは徴収関係事務費等の財源を徴収勘定へ繰り入れるための経費である。失業勘定では、歳入の徴収勘定からの受入れは失業保険に係る保険料、失業保険印紙売捌き代金の郵政事業特別会計からの受入金および延滞金等の雑収入を徴収勘定から受け入れるものである。一般会計からの受入金は「失業保険法」の規定により、保険給付に要する費用のうち、一般失業保険については1/4、日雇失業保険については1/3に相当する額を保険金財源として、そのほか保険事業の執行に要する経費の一部を事務費財源として、一般会計から受け入れるものである。運用収入は決算剰余金を資金運用部に預託することから生ずる利子収入である。歳出は保険給付費、施設整備費および施設費、雇用促進事業団への出資等よりなる。徴収勘定への繰入れは失業保険関係の徴収関係事務費等の財源を繰り入れるものである。徴収勘定では、歳入の保険料収入は労災および失業保険料の受入れである。郵政事業特別会計からの受入れは日雇失業保険印紙の売上代金を受け入れるものである。他の両勘定からの受入れは返還金、徴収関係の業務取扱費等の財源を受け入れるものである。歳出の保険料返還金は前年度分の保険料の确实精算による返還金の支払に必要な経費である。労災勘定には積立金はなく、失業勘定のみ積立金が資金運用部に預託されていた。その後49年12月28日に「雇用保険法」が公布され(昭和49年法律第116号)、従来の「失業

保険法」が廃止され、それにともない同日に「雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(昭和49年法律第117号)により、実体法が「失業保険法」から「雇用保険法」となり、失業勘定も雇用勘定に改称するなどの改正が加えられた。

(注)

- 1) 占領期の労働者災害補償保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)(特別会計)」(昭和59年, 東洋経済新報社)を参照。
- 2) 労働省労働基準局労災補償部『労災補償行政史』(昭和36年), 676-77ページ。なお労働福祉事業団の設置にともない、それまで労災病院等を管理していた財団法人労災協会は昭和32年6月30日に解散した。事業団法では地方自治体からの出資も可能とされていたが、全額政府出資のままである。36年6月6日の「雇用促進事業団法」(昭和36年法律第116号)により、同年7月1日に雇用促進事業団が設置されると、失業保険特別会計からの労働福祉事業団への出資は引き上げられ、以後は労働災害補償保険特別会計からの出資のみとなる。
- 3) 自由民主党議員の修正提案(『第35回国会衆議院社会労働委員会議録』第22号(昭和35年3月29日), 15-19ページ)。
- 4) 占領期の失業保険特別会計については、前掲、『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」を参照。
- 5) 「職業安定公団設立要領(案)」(雇用促進事業団『雇用促進事業団10年史』(昭和46年労働省職業安定局), 9-10ページ)。
- 6) 同上, 7-8ページ。

3 船員保険特別会計

「船員保険特別会計法」(昭和22年12月24日法律第236号)により、船員保険特別会計が、昭和22年11月1日に設置された。¹⁾ さて27年時点の特別会計法による「船員保険法」(昭和14年法律第43号)による船員保険事業を経営するため、特別会計を設置し、その歳入をもって歳出に充てる(第1条)、この会計は厚生大臣が管理する(第2条)、この会計においては保険料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金等を歳入とし、保険給付費、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、業務取扱費、療養所費、福祉施設費、営繕費等を歳出とする(第3条)、決算上剰余金を生じたときは積立金として積み立てる

(第15条第1項)、決算上不足を生じたときは、積立金から補足する(第15条第2項)、この会計において一般会計から受け入れた金額が「船員保険法」の規定による国庫負担金の金額を超過し、または不足する場合には、当該超過額を翌年度において国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額は翌々年度までに一般会計から補填するものとする(第15条の2)。

次に特別会計の歳入歳出をみると、昭和27年度では歳入の保険料収入が多いが、それは失業保険とその他保険で保険料率が異なる。運用収入は積立金と支払元受高余裕金の運用収入である。一般会計からの受入れは、保険給付金のうち年金給付分については2/10、失業給付分については1/3、業務取扱費中災害補償給付関係分以外については全額、福祉施設費中の結核施設については1/3を、それぞれ一般会計から繰り入れるものである。次に歳出の保険給付費は、各種の保険給付を行うために必要な経費である。業務取扱費は船員保険事業の経営に要する人件費、事務費である。福祉施設費は被保険者の福祉を増進するための経費で、保養所経営委託費、病院施設整備費、保養所施設整備費等である。²⁾ 船員保険特別会計は疾病給付部門が赤字となっており、赤字の原因は療養給付費およびこれにとまなう傷病手当金の増加である。その解消のため保険料率の改定等が検討されたが、「船員保険法」の改正案が審議未了となった。しかし30年度までの赤字のうち、業務外疾病に関するものは約1.5億円となっているので、健康保険の例に準じて当分の間、毎年度一般会計から補填することとした。そのため30年7月30日の特別会計法等の一部改正(昭和30年法律第99号)により、この会計の保険給付費のうち療養給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料および家族葬祭料に要する費用の財源の一部に充てるため必要があるときは39年度以降6年度間に毎年度一般会計から2500万円を繰り入れることとした(第26条第1項)、ただしこの繰入れは第15条の2の規定する一般会計からの繰入金のような繰戻しの必要はないと規定された(第26条第2項)。こうして30年度より一般会計からの繰入金が療養給付等のための財源として、上乘せされて繰り入れられることとなった。そのほか30年度より厚生保険特別会計年金勘定からの受入れと、同勘定への繰入れが計上された。32年3月31日の特別会計法の一部改正

(昭和32年法律第47号)により、先の特別会計の疾病部分の財源に充てるため30年度以降6年度間に毎年度一般会計から2500万円を受け入れることとなっていたが、健康保険に準じて31、32年度分は33年度以降に繰り延べることとして、33年度以降5年度間に改められた(第26条)。また疾病部門に関して一般会計からの補助が行われることとなったため、一般会計からの受入金の精算規定等について所要の改正を加えた(第15条の2)。さらに33年3月31日の特別会計法等の一部改正(昭和33年法律第32号)で、33年度からの一般会計の繰入れが34年度から繰り下げられている(第26条)。また46年5月27日の「厚生保険特別会計法」の一部改正で(昭和46年法律第74号)、児童手当勘定が設置されることとなったが、あわせて「船員保険特別会計法」も改正され、同日公布の「児童手当法」(昭和46年法律第73号)の規定する船舶所有者からの拠出金に関する経理が追加された(第1条第2項)。そして歳入に厚生保険特別会計児童手当勘定からの受入金と船舶所有者からの児童手当拠出金が、歳出に厚生保険特別会計児童手当勘定への繰入金が追加された。この改正は46年7月1日より適用されたが、46年度当初予算より計上されている。

(注)

- 1) 占領期の船員保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和27年度)、525-26ページ。

4 国民年金保険特別会計

国民年金構想は、昭和21年6月に社会保障制度審議会が検討を開始した。その後も25年6月には無拠出制の国民年金の研究試案をまとめている。さらに28年12月にも同審議会は、全国民を対象とする国民年金制度を最終目標とするとして、そこに至るまで5人未満の事業所の従業員および一定範囲の自営業者をも加えた総合年金制度を設けるとの勧告を行った。その後も、政府と政党で国民年金をめぐる種々議論された。さらに32年5月の社会保障制度審議会で、年金問題について検討を行うことに決した。¹⁾ その審議経過で問題となったのは、国民年金として対象者をどこまでとするか、拠出制とするか無拠出制とするか、

無拠出制とする場合にはその対象者をどうするか、拠出制とする場合には積立方式とするか賦課方式とするか、積立金の運用として資金運用部に預託するか否かなどで、これらについて多くの議論が行われた。33年6月14日に社会保障制度審議会は「国民年金制度に関する基本方策について」を答申して、国民皆年金制とするために国民年金を設置することとなった。この答申による国民年金は積立方式の拠出制年金を採用したが、高齢者等に対しては無拠出制年金を設置するというものであった。拠出制年金に関しては年金特別会計として経理するものとされていた。34年度予算に無拠出制の福祉年金予算が認められた。それにともない34年4月16日に「国民年金法」(昭和34年法律第141号)が公布され、34年11月より無拠出制の福祉年金が一般会計の負担で支出された。無拠出制の年金のため財源は一般会計の負担であり、特別会計の設置の必要性はなかった。ただし先の答申でも国民年金の経理は特別会計で行うこととされていた。そのほか「国民年金法」により36年4月1日より拠出制の国民年金が開始されることとなっており、そのため特別会計法案の検討が行われた。その際に福祉年金事業の経理を特別会計に含ませるかどうかが大蔵省と厚生省で問題となった。福祉年金は財源を一般会計に求めており、そのため特別会計に福祉年金の経理を含ませても特別会計が通り抜け勘定にすぎず、特別会計による経理をあえて行う必要がないとする意見と、福祉年金は独立した制度ではなく国民年金制度として拠出制年金と分離できないものであり、したがってその経理も福祉年金と拠出制年金とは一体のものとして経理すべきであり、実際の経理事務は区分することが困難であるとする意見が対立したが、結局、福祉年金を特別会計に含ませることとなった。そして「国民年金特別会計法案」が第38国会に提案された。この政府案に対し日本社会党議員ほか14名の提案による、対案としての「一般国民年金税法案」と「労働者年金税法案」に基づく「国民年金特別会計法案」が提案された。²⁾ この法案によると、特別会計は一般国民年金勘定と労働者年金勘定に区分して経理され、福祉年金の経理は特別会計で行わず、拠出制年金のみ経理するもので、したがって政府案にある業務勘定の設置も行わないものであり、そのほか政府案との違いは借入金を行うことができ、積立金の運用については別に定める法律で特別な運用を行うものとしていた。そのほか厚生年金保険、船員保険年金部分等をこの新設特別会計に統合するという

ものであった。しかしこの野党提案は否決され、政府案が原案どおりに可決された。

昭和36年4月12日に「国民年金特別会計法」(昭和36年法律第63号)が公布された。同法によると、「国民年金法」による国民年金事業を経営するため特別会計を設置し、一般会計と区分して経理するもので(第1条)、国民年金勘定、福祉年金勘定および業務勘定に区分し(第2条)、国民年金勘定においては国民年金事業に係る保険料、業務勘定からの受入金、一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入等を歳入とし、国民年金事業に係る給付費(福祉年金給付費を除く)および還付金、国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための業務勘定への繰入れ等を歳出とする(第4条第1項)、業務勘定からの受入れは国民年金印紙により納付された保険料に相当する額を国民年金勘定における経費の財源として業務勘定から繰り入れる(第4条第2項)、福祉年金勘定においては一般会計からの受入金等を歳入とし、福祉年金給付費等を歳出とする(第5条)、業務勘定においては、一般会計からの受入金、国民年金印紙の売捌き収入、国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるため国民年金勘定からの受入金等を歳入とし、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、国民年金勘定への繰入金および国民年金事業の福祉施設に要する経費を歳出とする(第6条)、国民年金勘定の決算上生ずる過剰は積立金として積み立てる、ただし歳出の翌年度への繰越額と超過額に相当する金額を翌年度の歳入に繰り入れる(第12条第1項)、国民年金勘定の決算上の不足は積立金から補足し(第12条第2項)、国民年金勘定の積立金は必要があれば予算の定めで同勘定に繰り入れる(第12条第3項)、福祉年金勘定の決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れ(第13条第1項)、業務勘定の決算剰余金は国民年金勘定の積立金に組み入れまたは業務勘定の翌年度の歳入に繰り入れる(第13条第2項)、国民年金勘定の積立金は資金運用部に預託して運用できる(第14条)、国民年金勘定または福祉年金勘定において一般会計から受け入れた金額が、当該年度における国庫負担金の額に対して超過したまたは不足する場合において、超過額に相当する額は翌年度に国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余がある場合には翌々年度までにこれらの勘定から一般会計に返還する、不足額に相当する額は翌々年度までに一般会計からこれらの勘定に繰り入れる(第16

条第1項)、36年4月1日に一般会計に所属する資産および負債で国民年金事業に係るものは、この会計の業務勘定または福祉勘定に帰属するものとする(附則第2項)。

昭和36年度の特別会計の歳入歳出をみると、国民年金勘定では業務勘定よりの受入れは、「国民年金法」の規定により、国民年金印紙による納付の方法によって納付された保険料を業務勘定より受け入れるものである。納付する被保険者は強制加入被保険者、若年任意加入被保険者および高齢任意加入被保険者である。保険料収入は印紙納付以外の現金納付の保険料収入で、納期限後の納入と前納の場合に現金納入となっている。そのため業務勘定からの印紙収入の受入れと比して少額にとどまる。一般会計からの受入れは「国民年金法」の規定により、納付された保険料の1/2相当額を一般会計から受け入れるものである。運用収入は保険料および国庫負担金を資金運用部に預託する運用利子収入である。歳出の業務勘定への繰入れは国民年金の被保険者に対し、福祉施設を整備するため年金福祉事業団(「年金福祉事業団法」(昭和36年11月1日法律第180号)により36年11月25日設置)に対する交付金を繰り入れるものである。次に年金福祉勘定では一般会計からの受入れは「国民年金法」により福祉年金の給付に要する費用を一般会計から受け入れるものである。歳出の福祉年金給付費には老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金が支給される。業務勘定では印紙売捌き収入は国民年金の売捌き代金である。歳出では、業務取扱費は、国民年金事業の業務を遂行するための事務費で、国民年金一般行政費、拠出制国民年金業務費、福祉年金業務費および郵政事業特別会計への繰入れよりなる。庁舎新営費は社会保険出張所の新設に要する経費である。福祉施設費は福祉施設を整備するための年金福祉事業団への繰入れである。年金福祉事業団は国民年金の拠出者に対する還元融資を行う機関として設置されたものである。37年度には国民年金勘定の歳出に国民年金給付費として、障害年金、母子年金、準母子年金および遺児年金が計上された。その後、死亡一時金、寡婦年金の給付が追加された。国民年金勘定は積立金が累増し、それにともない運用収入が増大していった。国民年金勘定の積立金は財政投融资の財源として資金運用部で運用された。福祉年金勘定の積立金への積立ては行われず、業務勘定の決算剰余金の一部は国民年金勘定の積立金に積み立てられている。

〔注〕

- 1) 厚生省年金局編『国民年金の歩み—昭和34～36年度』(昭和37年), 2-20ページ.
- 2) 『第38回国会衆議院大蔵委員会議録』第18号(昭和36年3月22日), 40-46ページ.

第3節 農林漁業保険特別会計

1 漁船再保険特別会計, 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

(1) 漁船再保険特別会計

昭和12年3月31日の「漁船再保険特別会計法」(昭和12年法律第24号)の公布で, 漁船再保険特別会計が12年度より設置された。¹⁾ 講和発効をひかえて, 27年3月31日の「漁船損害補償法」(昭和27年法律第28号)が公布され, 同法が特別会計法の実体法となった。漁船保険として, 漁船の滅失, 沈没等を対象とする普通保険と, 戦争, 変乱等の政令で定める事故を保険する特殊保険が規定され, やはり漁船保険組合が行う漁船保険事業を, 政府が再保険するものである。次に27年度初の特別会計法をみると, 「漁船損害補償法」による漁船再保険事業を経営するため設置され(第1条), 普通保険勘定, 特殊保険勘定および業務勘定に区分され(第2条), 普通保険勘定では普通保険の再保険事業の再保険料, 一般会計からの受入金, 積立金より生ずる収入, 借入金等を歳入とし, 再保険金, 「漁船損害補償法」による交付金, 再保険料の還付金, 一時借入金の利子等を歳出とする(第3条), 特殊保険勘定では特殊保険に係る再保険料, 積立金より生ずる収入, 借入金等を歳入とし, 再保険金, 再保険料の還付金, 借入金の償還金および利子, 一時借入金の利子等を歳出とする(第3条ノ2), 業務勘定では一般会計からの受入金等を歳入とし, 再保険事業執行の経費等を歳出とする(第3条ノ3), 普通保険勘定および特殊保険勘定の決算上の剰余が生じたときは, 当該勘定の積立金として積み立てる(第3条ノ4第1項), 決算上の不足を生じたときは当該勘定の積立金から補足する(第3条ノ4第2項), 業務勘定の決算上の剰余は翌年度の歳入に繰り入れる(第3条ノ4第3項), 普通保険勘定および特殊保険勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは当該勘定の負担で借入金をする事ができる(第4条), 支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託できる(第5条), 普通保険勘定および特殊保険勘定で支払ったため現金に不足するときは当該勘定の負担で一時借入金をする事ができ

る(第6条)、積立金は資金運用部に預託して運用できる(第7条)。

次に昭和27年度の特別会計の歳入歳出をみると、普通保険勘定では歳入として保険組合からの再保険料収入、一般会計からの保険料国庫負担金の受入れ、前年度からの未経過再保険料の受入れ等がある。歳出としては再保険金、保険組合への保険料国庫負担分の交付金、国債整理基金への繰入れ、払戻金等となっている。特殊保険勘定では、歳入に保険組合からの特殊再保険料収入、前年度からの繰越しの未経過再保険料収入等である。そのほか一般会計からの8000万円の繰入れがあるが、これは昭和27年3月31日法律第48号で、26年度の特殊保険の事故が多発したためその損失を補填するため27年度に8000万円を限り特殊保険勘定に繰り入れるものである。特殊保険勘定の歳出としては、特殊再保険金、国債整理基金への繰入れ等が計上されている。国債整理基金への繰入れは26年度の異常事故発生にともなう借入金を一般会計からの損失補填金により返済するものである。業務勘定では一般会計からの事務費財源の受入れを歳入とし、歳出は事務費、漁業協同組合交付金である。²⁾27年6月25日に「漁船乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212号)が公布され、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保険により補償することを目的とし、漁船保険組合が行う漁船乗組員給与保険と政府が行う再保険事業が規定された。政府が行う再保険事業については再保険金の支出を円滑に行うため、漁船再保険特別会計に基金を設置できるとされた。そして公布の日より6カ月以内に施行されることとなった。新たに漁船乗組員給与の再保険を政府が引き受けることとなったため、特別会計法が改正され(昭和27年12月23日法律第321号)、漁船乗組員給与保険に係る再保険事業は当分の間この特別会計で行うこととし、再保険事業の経理を明確にするため給与保険勘定を設置する、この勘定においては給与保険に係る再保険料、積立金より生ずる収入、借入金、給与保険法による納付金等を歳入とし、再保険金、再保険料の還付金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子等を歳出とする、業務勘定には給与保険法による一般会計からの繰入金を歳入に、給与再保険による事業経費を歳出とする、などを附則で規定した。そして27年12月24日成立の27年度特別会計補正予算(特第1号)で、給与保険勘定の予算が認められ、歳入に再保険料のほか、事故が異常に発生した場合に再保険金の支払に充てる資金運用部から借入金500万円が計上された。

歳出には給与再保険費等が計上された。そのほかの補正としては普通保険勘定歳入の特殊保険勘定からの受入れがある。これは26年度の特殊保険の再保険金を支払うため、普通保険勘定の収入を特殊保険勘定の再保険金の支払に繰替使用したので、これを27年度に特殊保険勘定より受け入れるものである。28年度には、昭和28年8月1日法律第146号により特別会計法が改正され、普通保険にそれまでの損害保険のほか、満期保険が追加された。これは漁船所有者が漁船の償却とともに代替船建造資金を調達しやすくするため、積立保険金をもってそれに充当できるようにする制度である。そのため普通保険は普通損害保険料と積立保険料の2本建てとし、満期保険も漁船保険組合が引き受け、その9割を国が再保険することとなった。さらに積立てについては政府が全額の再保険をし、積立保険料の保管と満期の際の保険金支払について、政府が全責任をもつこととなった。この普及のため特別の措置をとることとなり、満期保険加入奨励金制度が行われることとなった。これは制度開始後6年間に限り満期保険加入者に対し代替船建造の際の金融機関からの融資の一部の利子補給をするものである。この奨励金に相当する額は一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れることとなっている。28年度の普通保険勘定の一般会計からの繰入れは奨励金交付のための財源が含まれている。普通保険勘定の国債整理基金への繰入れは23年度の日本銀行からの特別会計の借入の償還である。特殊保険勘定の一般会計からの繰入れは、「漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律」(昭和28年3月31日法律第29号)により、特殊保険勘定の27年度の保険事故の多発による損失補填のため、28年度に特殊保険勘定に5000万円を限り繰り入れることとしており、そのほかの一般会計からの国庫負担分とともに当初予算に計上されていた。また資金運用部からの借入を1.7億円計上していた。給与保険勘定は前年度繰越しのほか再保険料と借入金で計上されていた。しかし28年8月1日に昭和28年法律第29号が改正され(昭和28年法律第126号)、特殊保険勘定への繰入れは0.78億円に増大された。さらに28年12月8日成立の28年度特別会計予算補正(補正第2号)で、特殊保険勘定の一般会計からの受入れは1.77億円増額され、借入金は0.7億円の減額となり、そのほか給与保険勘定も歳入に700万円の一般会計からの繰入れによる増額と借入金の500万円の減額が行われた。

この一般会計からの繰入れは、28年度の両勘定における保険事故の異常な発生により損失が生じ、それに対処するため、昭和28年法律第281号に基づくものである。漁船再保険特別会計の損失は続き、29年12月6日成立の特別会計補正予算(特第2号)で、一般会計からの繰入れが行われた。昭和29年法律第214号で、29年度に特殊保険勘定に0.94億円、給与保険勘定に0.15億円が繰り入れられた。30年度も同様に保険事故が見込まれ、その損失補填のため、昭和30年7月2日法律第48号で、30年度に給与保険勘定に700万円を繰り入れることとなっていたが、保険事故が多発したためその後も損失が続き、昭和31年3月23日法律第24号で、30年度に給与保険勘定に対し、6350万円を繰り入れることとなった。これは一般会計補正予算では漁船再保険特別会計に繰り入れることとなったが、漁船再保険特別会計の予算補正は行われず、実行上で漁船再保険特別勘定が一般会計から受け入れることとなった。31年度も給与保険勘定で保険事故が続き、32年3月22日の31年度特別会計補正予算(特第2号)と、昭和32年3月30日法律第16号で、31年度に給与保険勘定に対し9480.9万円を繰り入れることとなった。32年度は普通保険勘定の保険料国庫負担等を除き、一般会計からの繰入れによる損失補填はなかった。給与保険勘定は歳入不足を資金運用部からの繰入れで賄っていた。33年度でも保険事故の増大を見込んで、当初予算に特殊保険勘定に4470.6万円、給与保険勘定に8350万円の一般会計からの繰入金を計上した。そして昭和33年3月24日法律第14号で、損失補填ができるようになったが、特殊保険勘定への繰入れは、損失が多くなかったため実行されず、給与保険勘定への繰入れのみ行われた。34年度も当初予算の給与保険勘定に一般会計からの繰入れが計上され、昭和34年3月20日法律第26号で、3250万円の損失補填のための繰入れが認められ、実行された。給与保険勘定では34年度で借入金の国債整理基金への償還は終わり、特殊保険勘定でも35年度で国債整理基金への借入金の償還は終わり、特別会計の収支は保険事故の減少とともに安定した。そのほか普通保険勘定の積立金は増大していた。41年には「漁船損害補償法」が一部改正され(昭和41年4月5日法律第46号)、漁船保険の満期保険について改正したが、政府は漁船保険中央会に対し保険振興事業に必要な経費として41年度に漁船再保険特別会計から12億円を限り交付金を交付することとし、あわせて特別会計法の一部を改正した。この交付金に相当する額を普通保険勘

定の積立金より同勘定の歳入に繰り入れ、この交付金に充てるとの附則が追加された。そして41年度に普通保険勘定歳入に同勘定の積立金よりの受入れ12億円と、漁船保険振興費12億円が計上され、実行された。そして42年度より漁船再保険特別会計は漁船再保険及漁船共済保険特別会計となる。

(2) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

昭和42年度予算要求で、漁業災害補償制度について特別会計の新設要求が農林省より提案された。従来の制度では都道府県段階の漁業共済組合の共済責任を、全国段階の漁業共済組合連合会が再共済するにとどまっておろ、漁業災害の特殊性から組合および連合会の通常負担しがたい異常災害について、連合会の再共済責任を特別会計を設けて保険する超過損害保険を行うこととし、漁業共済団体の経営の安定化を図ることとしたいというものであった。³⁾ こうした要求は「漁業災害補償法」(昭和39年7月8日法律第158号)公布前に、漁業共済事業について、39年5月26日の衆議院農林水産委員会での同法案に関する付帯決議として、両3年中に政府の漁業共済事業に対する保険事業を実現することが要求され、また39年6月26日の参議院農林水産委員会でも付帯決議として政府は遅くとも一両年中に保険事業を実施することとの要求が行われていたが、これらの要求を受けたものであった。⁴⁾ こうした要求を背景に41年11月に農林省で漁業共済保険特別会計法案が省議決定された。⁵⁾ 同案によると、政府が行うこととなる漁業共済保険事業に関する政府の経理を明確にするため特別会計を設置し一般会計と区分して経理し、農林大臣が管理し、保険勘定および業務勘定に区分して経理し、保険勘定は保険料、一般会計からの繰入金、借入金等を歳入とし、保険金、借入金の償還金および利子等を歳出とし、業務勘定では一般会計からの繰入金等を歳入とし、漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費等を歳出とするというものであった。

これを検討した主計局と水産庁との要求の調整が図られ、結局、漁船再保険特別会計に漁業共済保険を経理する勘定を設置することとなり、その法案提出の準備が行われた。そして昭和42年度より漁船再保険及漁業共済保険特別会計とすることとし、その一勘定として漁業共済保険を経理することとなった。そして42年度予算は漁業再保険及漁業共済保険特別会計予算として編成された。

しかし特別会計法を改正する法律の制定は遅れ、昭和42年8月1日法律第124号による特別会計法の改正で、特別会計法は「漁船再保険及漁業共済保険特別会計法」に改称された。改正後の法律によれば、この特別会計の目的は、従来の「漁船損害補償法」による漁船再保険事業および「漁業災害補償法」による漁業共済保険事業を経理することとし(第1条)、勘定区分は漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁業共済保険勘定および業務勘定に区分され(第2条)、従来の普通保険勘定を漁船普通保険勘定に改め(第3条)、特殊保険勘定を漁船特殊保険勘定に改め(第3条ノ2)、漁業共済保険勘定では漁業共済保険勘定経営上の保険料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金等を歳入とし、保険金、交付金、保険料の還付金、借入金の償還金およびその利子、一時借入金の利子等を歳出とする(第3条ノ3)、業務勘定の歳入歳出に漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定および漁業共済保険勘定からの受入金および繰入金等とし(第3条ノ4)、その他従来の普通保険勘定および特殊保険勘定について規定されていた借入金、一時借入金等の規定も、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定および漁業共済保険勘定に認められた。そして「漁船再保険特別会計法」の附則で定められていた、従来の給与保険勘定は漁船乗組員給与保険勘定に改められた。この法律第124号は42年11月1日より施行されたが、特別会計法の改正は42年度の予算より適用された。法律の公布は遅れたが、42年度当初予算に、漁業再保険及漁業共済保険特別会計予算は計上されていた。

さて昭和42年度の漁業再保険及漁業共済保険特別会計をみると、漁船普通保険勘定では、再保険料の受入れを主たる財源とし、一般会計の国庫負担分、前年度繰越資金の受入れおよび積立金の資金運用部への運用収入の雑収入よりなる。歳出には漁船再保険費と漁船保険振興費等が計上されている。漁船特殊保険勘定は予算規模が小さい。予算では再保険料収入、前年度繰越金のほか借入金も計上されているが、保険事故が減少しているため資金運用部からの借入金は実行されない。再保険費を歳出とし歳入超過となる分のうち、次年度繰越し以外は積立金として組み入れられる。漁船乗組員給与保険勘定は、さらに予算規模が小さくなる。保険料を主たる歳入とし、再保険費を主たる歳出とする。歳入超過はやはり次年度繰越しとし、そのほかを積立金として組み入れる。新たに設置された漁業共済保険勘定は、制度としては漁獲共済および養殖共済に

係る再共済責任のうち、その異常損害部分について43年1月1日より政府が保険することとなっているが、養殖共済については43年度より保険することとなり、そのため42年度の漁業共済保険勘定の予算規模は小規模とならざるをえない。42年度ではほとんど一般会計からの受入れのみである。歳出は漁業共済組合連合会への交付金と予備費が計上された。業務勘定は一般会計からの業務取扱経費の繰入れと、業務取扱費の支出である。43年度予算では漁業共済保険勘定で、養殖共済が保険の対象となり、また年度初めより保険事業が行われたが、歳入ではやはり一般会計からの受入れが中心で、歳出も漁業共済組合連合会への交付金が主なものであったが、保険金の支払も多く、一般会計に依存せざるをえない状況であった。特に43年度には海水温度の例年にない上昇等により、全国的に海苔の被害が異常に発生したため、それにともない漁業共済保険勘定の保険金支払が増加し、その支払財源に不足する見込みとなった。それに対処するため、昭和45年5月18日法律第66号で、45年度に漁業共済保険勘定に5億6755万円を繰り入れることとした。この繰入金については後日一般会計に繰り戻すこととする条件が付された。この条件は、旧漁船再保険特別会計の特殊保険勘定と給与保険勘定に対する一般会計からする損失補填の繰入れに関する法律には一度も付されなかったもので、漁業共済保険勘定の収支が安定し一般会計に繰り戻せると見込まれていた。この法律による一般会計からの繰入れは漁業共済保険勘定歳入の一般会計からの繰入れに含まれている。その繰戻しは48年度まで行われなかった。48年度の当初予算の漁船普通保険勘定に積立金よりの受入れ35億円が計上されているのは、昭和48年7月18日法律第55号で、法律の対象とする漁船の範囲を拡大することとなり、それにともない特別会計法も一部改正され、漁船保険中央会に必要な財源を特別会計から48年度に35億円を限り交付金として交付することとし、特別会計附則として漁船普通保険勘定の積立金より、同勘定の歳入に繰り入れ、同勘定の歳出として交付することとなった。そして48年度に漁船普通勘定から35億円が漁船保険中央会に漁船保険振興費として交付された。

〔注〕

- 1) 占領期の漁船再保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。

- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和27年度), 545ページ。
- 3) 「漁業災害補償制度関係予算要求案における主要事項について」(昭和41年10月26日水産庁協同組合課)(大蔵省資料)。
- 4) 自由民主党・日本社会党・民主社会党共同提案の付帯決議(『第46回国会衆議院農林水産委員会議録』第52号(昭和39年5月26日), 19-20ページ, 『第46回国会参議院農林水産委員会議録』第49号(昭和39年6月26日), 13ページ)。
- 5) 「漁業共済保険特別会計法案要綱」(昭和41年11月水産庁漁政部協同組合課)(大蔵省資料)。

2 森林火災保険特別会計, 森林保険特別会計

森林火災保険特別会計は国営森林火災保険事業を經理する特別会計として, 昭和12年3月31日「森林火災保険特別会計法」(昭和12年法律第26号)により設置された。¹⁾ 特別会計法によると森林火災保険事業を經營するために設置され(第1条), 保険料, 積立金より生ずる収入, 借入金等を歳入とし, 保険金, 保険料の還付金, 無事戻金, 借入金の償還金およびその利子, 一時借入金の利子, 事業取扱費, その他の諸費を歳出とする(第2条), 決算上の剰余金を積み立て(第3条第1項), 歳入に不足がある場合には積立金より補足する(第3条第2項), 特別会計の経費を支弁するため必要があるときはこの会計の負担により借入金を行うことができる(第4条), その借入金の限度は保険料をもって保険金および保険料の還付金を支弁するに不足する金額並びに保険料中の無事戻金に充てる金額をもって無事戻金を支弁するに不足する金額を限度とする(第4条第2項), 支払上の現金に余裕があるときは資金運用部に預け入れる(第5条)。

さて特別会計の歳入歳出をみると, 昭和27年度では歳入は保険料収入が最も多く, 次いで前年度繰越資金受入れである。前年度繰越資金受入れは未経過分の保険料収入の受入れ, すなわち前年度以前に収納した保険料のうち, 本年度以降に保険責任の発生する部分に該当する保険料である。次に歳出は保険金と保険業務費等よりなる。保険業務費は事務費, 都道府県交付金, 市町村交付金よりなる。そのうちの都道府県および市町村交付金は保険の申込みが市町村を通じて都道府県知事になされるので, 保険事務に携わる職員の人件費および国から委任する保険取扱事務費を交付するものである。決算剰余金で積立金が行

われていた。積立金は順調に増大するが, この積立金は損害保険会計における異常危険準備金に該当するものである。通常責任準備金としての未経過保険料をもってはその負担に耐えられないので, それに備えて積み立てておくものである。その後も森林火災保険への加入者の増大で, 保険料収入の増大がみられ, 前年度繰越資金の受入れとそれと対応して予備費が増大した。造林の進展と契約の増大, それに火災事故の減少にともない積立金も増大し, これに合わせて保険料率の引下げが行われてきた。他方, 森林火災にとどまらず, 気象災を保険事故として加えることが要望されるにいたり, 36年度より従来の森林火災に加えて, 風害, 水害, 雪害, 干害, 冷害および潮害の6種類の気象災が, 森林保険の対象とすることとされ, 昭和36年3月25日法律第4号により実体法の名称が「森林国営保険法」に改められた。そしてそれにともない, 昭和36年3月30日法律第26号で, 特別会計法は「森林保険特別会計法」と改称され, 特別会計の名称は森林保険特別会計となり, 特別会計が所管する保険事業は森林火災保険事業から森林保険事業に改められた(第1条)。そして36年4月1日より施行された。国営森林保険の事務委託機関として, 森林組合と全国森林組合連合会有るが, この森林組合系統機関も31年度より森林共済保険を始めており, 森林保険には火災保険のみ引き受ける民間保険と, 上述の国営森林保険および森林組合の保険が並立することとなった。かかる事態をふまえ, 林野庁で森林災害共済保険を導入し, 森林国営保険による元受けをやめる方針が検討されたが, 関係団体の反対があり, 実現できなかった。

(注)

- 1) 昭和26年度までの森林火災保険特別会計については, 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年, 東洋経済新報社)を参照。

3 農業共済再保険特別会計

昭和22年12月15日の「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)の公布で「農業家畜再保険特別会計法」(昭和19年法律第11号)は「農業共済再保険特別会計法」に改称された。¹⁾ さて27年度当初の特別会計法をみると, 農業共済再保険

事業を經理するために設置され、歳入をもって歳出に充てる(第1条)、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定および業務勘定に区分され(第2条)、再保険金支払基金勘定には、一般会計、農業勘定および家畜勘定よりの受入金並びにその運用利子を歳入とし、農業勘定および家畜勘定への繰入金を歳出とする(第2条の2第1項)、一般会計からの受入金は予算の定めにより農作物共済、蚕繭共済または家畜共済に関する異常災害の発生にともなう農業勘定または家畜勘定における再保険金の支払財源の不足に充てるため繰り入れる(第2条の2第2項)、農業勘定においては農作物共済および蚕繭共済に関する再保険料、一般会計、食糧管理特別会計および再保険金支払基金勘定よりの受入金、積立金より生ずる収入、借入金等を歳入とし、再保険金、「農業災害補償法」による交付金、再保険料の還付金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子等を歳出とする(第3条)、家畜勘定においては家畜共済に関する再保険料、一般会計および再保険金支払基金勘定からの受入金、積立金より生ずる収入、借入金等を歳入とし、再保険金、「農業災害補償法」による交付金、再保険料の還付金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子等を歳出とする(第4条)、業務勘定においては農作物共済、蚕繭共済および家畜共済に関する業務取扱処理のための一般会計からの受入金、業務取扱収入を歳入とし、業務取扱諸費を歳出とする(第5条)、再保険金支払基金勘定の決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる(第6条第1項)、農業勘定の決算剰余金は当該年度までの再保険金支払基金勘定よりの受入金の合計額に達するまでの金額を、再保険金支払基金勘定に繰り入れ、なお残余あるときは政令の定めるところにより農業勘定の積立金として積み立てる(第6条第2項)、家畜勘定の場合も同様とする(第6条第3項)、農業勘定または家畜勘定の決算上不足を生じたときは当該勘定の積立金より補足する(第6条第4項)、第6条第2項による農業勘定から再保険金支払基金勘定に繰り入れる場合に、当該年度までの再保険金支払基金勘定からの受入金の合計に達しない場合には、その差額に達するまで積立金より補足する(第6条の2第1項)、家畜勘定についても同様とする(第6条の2第2項)、業務勘定の決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる(第7条)、農業勘定または家畜勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは当該勘定の負担で借入金をすることができる(第8条第1項)、各勘定の支払上現金に余裕があるとき

は資金運用部に預託する(第9条第1項)、農業勘定および家畜勘定の積立金は資金運用部に預託して運用できる(第10条)。こうして「農業災害補償法」によって市町村ごとに農業共済組合を設置し、共済事業を行い、都道府県単位に農業共済連合会を設置し、組合に対し保険事業を行い、特別会計が連合会の再保険を引き受けることとなった。

次に昭和27年度の歳入歳出をみると、再保険金支払基金勘定では歳入には前年度の一般会計からの繰入れの農産物関係の基金の前年度繰越資金を受け入れ、新たに家畜関係基金として一般会計から3億円を受け入れ、そのほか利子収入が計上されている。歳出には保険金の迅速な支払をなすため、農業勘定と家畜勘定に繰り入れられる。農業勘定では連合会からの再保険料よりも一般会計からの繰入れのほうがはるかに多い。しかし27年度より麦の統制が廃止され、従来の共済掛金の国庫負担方式が見直され、昭和27年6月14日法律第193号により、国庫が直接農業共済再保険特別会計に繰り入れることとなり、あわせて特別会計法が改正され、食糧管理特別会計からの繰入れが削除された(第3条)。こうして27年度より農作物共済の消費者負担分は一般会計から直接繰り入れられることとなった。28年度以降、再保険料はほとんど歳入としては微額となっていく。それは「農業災害補償法」第13条第2項の規定で、特別会計が交付する共済掛金国庫負担金と農業共済組合連合会または農業共済組合が納付する再保険料または保険料とを相殺した差額を農業共済組合連合会または農業共済組合に交付することとなったためである。それは家畜勘定でも同様である。蚕繭共済に関しては消費者負担分の国庫からの掛金は24年度より一般会計からの繰入れとなっている。これ以外にも「農業災害補償法臨時特例法」(昭和27年6月14日法律第194号)により、試験的に1筆単位共済から農家単位共済に切り替える措置をとり、その指定組合の組合員の共済掛金額に単位共済基準共済掛金率を乗じた額のうち組合員負担分の1/2相当額を国庫が負担することとし、それにあわせて特別会計法も改正され、この支出を当分の間農業勘定の負担とすることとした(第20条)。そのほか一般会計からの繰入れには25年度産水稻等の赤字補填分7.17億円が含まれている。これは昭和27年3月31日法律第50号により27年度に7億1787.5万円を繰り入れるものである。条件として、後日決算上の剰余を生じた場合には、再保険金支払基金勘定への繰入金を控除してなお残余

があるときはこの繰入金に達するまで一般会計に繰り入れなければならないこととなっている。²⁾ 前年度繰越資金の受入れは26年度引受けの麦の再保険金の支払に充てられるものである。歳出のうち再保険金は国庫負担分(25年産水稻赤字補填分を除く)を含む再保険料と前年度繰越しの未経過再保険料収入を財源とし、農作物、蚕繭の異常災害の再保険金の支払に充てられる。農業共済補助金は共済掛金国庫負担分のうち連合会に交付する分と、昭和27年法律第194号による農家単位実施補助金である。その後の特別会計の赤字については一般会計から繰り入れしているが、将来黒字が累積したときに償還することとなっている。次に家畜勘定では、牛馬の死亡廃用共済についてのみ最低掛金の半額を国庫負担とすることになっており、それが歳入の一般会計からの繰り入れとなっている。再保険料は連合会からの受入れである。前年度繰越資金受入れは未経過再保険料であり、これと異常災害発生の際の迅速な支払のための支払基金からの受入れがある。歳出の予備費は未経過分として繰り越される27年度収入再保険料の残金の半分と、基金からの受入財源を留保したものである。最後に業務勘定では、特別会計運用の事務費を経理するが、農家負担を軽減するためすべて一般会計の負担となっている。³⁾

昭和28年11月9日法律第262号で、農業勘定に対し28年度に85億円が、また農業勘定の積立金に5億980.7万円が組み入れられ、そこから農業勘定の歳入に受け入れた。29年度も、昭和29年3月31日法律第33号で、農業勘定に対し一般会計から55億円の繰り入れを行うこととなっていたが、昭和29年12月18日法律第215号で改正され、67億円に増額された。また昭和30年7月29日法律第95号で、家畜勘定の再保険を引き受けるものとして、従来の死亡廃用共済を死廃病傷共済に改正し、それまでの臨時特例法で試験的に実施していた傷病共済を全面的に拡大した。それにもない特別会計法も一部改正され、第21条が「農業災害補償法」によるものとなった。30年度では、昭和30年7月2日法律第49号で、農業勘定に一般会計から28億円が繰り入れられた。一般会計からの農業勘定への繰り入れは、後日決算剰余金に余裕があれば繰り戻すという条件が付されている。しかし農業共済再保険制度は、農業災害の発生の態様、農業経営の変化等により制度が実情に即したものではなくなり、その運営について会計検査院から指摘を受けることもあった。この制度の改正を求める声が強まり、35年

4月に農林省に農業災害補償制度協議会を設けて抜本的な改正についての意見を求め、同協議会は36年2月13日に答申を提出した。その制度改正の主要な点は、農業共済再保険特別会計を中心に農業共済基金を加えて農業共済保険事業団を設置する、事業団は都道府県ごとに設置し、従来の連合会の事業を承継する、事業団の業務は組合等の行う共済事業について組合員等に対して負う共済責任を保険することであり、この事業団の設置は36年度中とするというものであった。⁴⁾ そしてこの答申をふまえて、第39国会に「農業災害補償法の一部を改正する法律案」と「農業保険事業団法案」が提出された。後者によると、「農業災害補償法」により、農業共済組合等が行う農作物、蚕繭および家畜共済について連合会が行う保険事業に係る再保険を行い、農業災害補償制度に資することを目的とし、政府の出資により設置され、事業団の勘定区分として農作物勘定、蚕繭勘定、家畜勘定、基金勘定および業務勘定において、区分経理し、「農業共済再保険特別会計法」を廃止するというものであった。⁵⁾ これらの法案は国会で議論され、修正案がみられたが、しかし第40国会で廃案となった。この法案の国会での審議をふまえて、農林省は事業団法案を撤回し、第43国会に新たな改正法案を提出して、「農業災害補償法の一部を改正する法律」(昭和38年7月3日法律第120号)が公布された。この法律により共済組合と連合会との共済責任の見直し等が行われた。38年産麦の長雨被害等による再保険金の支払増加により、再保険金支払基金勘定からの農業勘定への繰り入れが全額使用される見込みとなり、新たな異常災害の再保険金支払財源に不足すると見込まれたため、38年度特別会計補正予算(昭和38年12月18日特第2号)で一般会計から再保険金支払基金勘定に10億円が繰り入れられ、農業勘定への繰り入れが追加された。農業勘定についても、昭和38年12月19日法律第171号で、38年度に一般会計から農業勘定に再保険金支払財源不足として88.1億円が繰り入れられることとなった。そのほか37年度の共済掛金の国庫負担金の繰入不足額8億402.4万円の精算繰り入れを行った。そして再保険金支払基金勘定から農業勘定へ繰り入れられ、農業勘定の再保険金86.23億円を追加した。39年度も春以降の長雨等による39年産の麦の減収および北海道を中心とする冷害および台風20号等による水稻の減収にともなう農業勘定再保険金の支払財源に充てるため、特別会計補正予算(昭和39年12月15日特第1号)で、一般会計から支払基金勘定に10億円が

繰り入れられ、農業勘定から38年度の農業勘定の決算剰余金24.68億円を再保険金支払基金勘定に受け入れ、あわせて歳出の農業勘定への繰入金を追加した。農業勘定に対しても昭和39年12月22日法律第183号で39年度に農業勘定に18.83億円が繰り入れられることとなった。これに対しても繰戻し条項が付されている。そのほか農作物および蚕繭共済掛金国庫負担金の38年度生産不足額17.51億円を一般会計から繰り入れ、歳出に再保険金を追加した。40年度も春の異常気象、収穫期の台風等による水稻、陸稲の減収による再保険金支払財源の不足が見込まれた。しかし再保険金支払基金勘定の前年度繰越資金の受入れは39年度決算の決りで、当初予算に計上されていた12.9億円を下回るため、40年特別会計補正予算(昭和40年11月24日特第1号)で、1000万円に減額補正し、歳出に計上されていた農業勘定への繰入れも10.35億円から0.1億円で、家畜勘定への繰入れも3.05億円から繰入れなしに減額補正した。他方、農業勘定では、昭和40年12月29日法律第155号で、40年度に16.31億円を一般会計から農業勘定に繰り入れることとし、これを40年度補正予算に計上し、そのほか農作物および蚕繭共済掛金国庫負担金の39年度精算不足額34.46億円を一般会計から繰り入れることとし、歳出の再保険金と連合会等の補助金交付金を追加した。41年度も春の異常気象等による麦の減収および北海道を中心とする冷害並びに収穫期の台風等による水稻、陸稲の減収等により再保険金の支払財源の不足見込額を、41年度特別会計補正予算(昭和41年12月20日特第1号)により、65.56億円を昭和41年12月21日法律第145号により、一般会計から受け入れ、40年度農業勘定決算終了により当初予定した40年度農業勘定からの繰越資金の受入れ13.58億円を4700万円に減額補正し、歳入増加52.46億円を再保険費に追加した。「果樹保険臨時措置法」(昭和42年7月28日法律第93号)が公布され、果樹農業災害の損失を補填するため試験的に農業共済連合会が果樹保険事業を行うこととし、政府は連合会を相手として再保険契約を締結するものとされ、そして特別会計法も改正され、同法による果樹保険に係る再保険事業を特別会計で行うこととし(第23条)、臨時果樹勘定を設け(第24条)、再保険金支払基金勘定の歳入には臨時果樹勘定よりの受入金を追加し(第25条第1項)、再保険金支払基金勘定の一般会計からの受入金に臨時果樹勘定再保険金支払財源を含む(第25条第2項)、臨時果樹勘定には再保険料、一般会計および再保険金支払基金勘定からの受入金、

積立金より生ずる収入、借入金並びに付属雑収入を歳入とし、再保険金、「果樹保険臨時措置法」による交付金、再保険料の還付金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子等を歳出とする(第26条)、業務勘定にも果樹保険業務取扱いのための一般会計からの繰入れと果樹保険のための業務取扱諸費を追加した(第27条)。そしてこの改正は43年度より施行された。43年度は再保険金支払基金から農業勘定支払財源のための繰入れが計上されていたが、再保険金の支払が少ないため見送られた。新たに設置された臨時果樹勘定は再保険料と一般会計からの繰入れを歳入に計上したが、臨時果樹勘定のための再保険金支払基金への一般会計からの繰入れが行われなかったため、再保険金支払基金勘定からの繰入れはない。歳出では再保険費は計上されず、わずかに連合会への交付金がみられただけで、次年度への繰越しとなった。臨時果樹勘定への再保険金支払基金勘定からの繰入れは44年度より始まり、その財源は再保険金支払基金勘定の前年度からの繰越しである。42、43年度と農業勘定に決算剰余を生じ、それを翌年度に繰り越していたが、45年度も農業勘定は大幅な決算剰余金をみたため、12.13億円を一般会計に繰り戻し、さらにその残額30.27億円を農業勘定の積立金に積み立てることとし決算を結了した。46年度は北海道の冷害および台風等による水稻および陸稲の減収となり、その再保険金支払財源不足に充てるため、昭和46年11月25日法律第114号により、46年11月9日成立の昭和46年度特別会計補正予算(特第1号)で、農業勘定に49億4212万円が繰り入れた。そのほか45年度の農業勘定積立金より30.27億円を受け入れ、歳出に再保険金142.95億円を追加するなどの補正を行った。昭和47年6月16日法律第71号により、48年度より果樹共済を本格的に実施することとなり、それにともない特別会計法も一部改正された。特別会計の勘定区分に果樹勘定が追加され(第2条)、果樹勘定においては果樹共済に関する再保険料、一般会計および再保険金支払基金勘定よりの受入金、積立金より生ずる収入、借入金等を歳入とし、再保険金、交付金、再保険料の還付金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子等を歳出とする(第4条ノ2)、臨時果樹保険勘定の規定をした22条から24条も改正され、再保険金支払基金勘定の果樹勘定のための一般会計からの繰入金は、果樹保険の異常災害発生による果樹勘定の再保険金支払財源の不足に充てるため繰り入れるものとする(第24条)。そして47年度末の臨時果樹勘

定の権利義務等は48年度より果樹勘定に承継されることとなった。「畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法」(昭和48年9月7日法律第79号)により、新たに畑作物と園芸施設が共済の対象となり、連合会にその保険を引き受けさせることとしたが、政府がそれを再保険することとなり、あわせて特別会計法が改正された。それによれば、この臨時措置法による畑作物共済および園芸施設の再保険事業を特別会計が行うこととし(第25条第1項)、その経理のため臨時畑作物勘定を設置し(第26条)、再保険金支払基金勘定の受入金等と臨時畑作物勘定への繰入れを規定し(第27条第1項)、臨時畑作物勘定では畑作物共済および園芸施設共済に関する再保険事業の再保険料、一般会計および再保険金支払基金からの受入金、積立金より生ずる収入、借入金等を歳入とし、再保険金、臨時措置法による交付金、再保険料の還付金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子等を歳出とする(第28条)、その他の改正が加えられた。そして49年度より臨時畑作物勘定が設置された。

〔注〕

- 1) 占領期の農業共済再保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) この繰入れ以前に「農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計からする繰入金に関する法律」(昭和25年3月29日法律第29号)で25年度に18億281.3万円が農業勘定に繰り入れられ、「農業共済再保険特別会計における家畜再保険の支払財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律」(昭和26年12月5日法律第295号)により、26年度に家畜勘定に2億1340.3万円が繰り入れられた。条件は前者は昭和27年法律第50号と同様であるが、後者は無条件である。
- 3) 財政調査会編『国の予算』(昭和27年度)、530-40ページ。
- 4) 「農業災害補償制度の概要と事業実績」(昭和36年10月農林省農林経済局)(大蔵省資料Z21-1321)。
- 5) 『第39回衆議院農林水産委員会議録』第4号(昭和36年10月4日)、20-24ページ。

4 中小漁業融資保証保険特別会計

中小漁業事業者に対する政府の各種金融支援措置を講じていた。たとえば交付公債の漁業証券の資金化を図り、昭和26年度に65億円、27年度に50億円の資金化が行われ、この目的は漁業協同組合に対する出資証券の資金化と都道府県

別漁業信用基金協会に対する証券出資分の資金化であった。特に漁業信用基金協会は、中小漁業事業者の信用保証機関となった。この漁業信用基金協会は漁業証券による出資と、関係地方公共団体による出資により設置されるが、この協会は、中小漁業者に対し金融機関が融資を行った場合に、その債務を保証するものであった。さらに同協会による保証債務について、中小漁業融資保証保険特別会計により国が保険を行う制度へと拡充されることとなった。¹⁾ こうして27年12月27日に「中小漁業融資保証法」(昭和27年法律第346号)と「中小漁業融資保証保険特別会計法」(昭和27年法律第347号)が公布された。特別会計法によると、「中小漁業融資保証法」による中小漁業融資保証保険に関する政府の経理を明確にするため一般会計と区分して経理し(第1条)、農林大臣が管理し(第2条)、一般会計からの繰入金をもって基金とし(第3条)、保険料、求償権に基づく回収金、一般会計からの繰入金等を歳入とし、保険金、委託手数料、過誤納の保険料の返還金、事務取扱費その他の諸費をもって歳出とする(第4条第1項)、一般会計からの繰入金は基金に充てるため繰り入れる(第4条第2項)、損益計算上利益が生じたときはそれを積立金に繰り入れて整理し(第9条第1項)、損失を生じたときは損失については積立金を減額して整理するものとし、損失が積立金を越えるときは損失の繰越しとして整理する(第9条第2項)、決算剰余金を生じたときは剰余金を翌年度の歳入に繰り入れる(第10条)、支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託できる(第13条)。

特別会計法の施行とあいまって、昭和27年12月24日に成立した昭和27年度特別会計補正予算(特第1号)で、この特別会計は28年1月1日より施行となった。しかし27年度の特別会計は次年度以降の準備措置として編成されているため、小規模なものとなった。27年度の特別会計の歳入歳出をみると、歳入は保険料収入のほか一般会計からの繰入れ等があり、一般会計からの受入れは基金として27年度補正予算で受け入れたものである。歳出は事務取扱費のほか「中小漁業融資保証法」により農林中央金庫に業務の一部を取り扱わせるための委託手数料である。賠償償還払戻金は保険料の過誤払込分の払戻しのためのものである。28年度では歳入に前年度剰余金の受入れが計上されているが、それは前年度に一般会計から受け入れた基金の5億円と27年度から繰り越される見込みの剰余金見込額である。歳出では28年度も保険金が計上されていないが、それは

漁業信用基金協会の設立が遅延したため、28年度以内に保険金の支払が発生しない見込みのためである。²⁾ 29年度以降は保険金の支払が始まるが、その後も事故率は当初見込みを上回って保険金の支払が多く、他方、回収金は当初予定を下回る状態であった。そのため30年度末には特別会計の当初基金の5億円が2.58億円に減少すると見込まれており、そのため31年度予算で保険金の支払財源を補足するために一般会計から1億円を繰り入れることとした。漁業信用基金協会の設置は遅延したが、31年1月で39協会が設置され、出資金総額36億円、同協会による保証累計122億円となっていた。35年4月27日には「中小漁業融資保証法」が一部改正され(昭和35年法律第62号)、その附則により特別会計法も一部改正され、歳入のうち、保証法により代位した求償権に基づく回収金を、保証法により納付する回収金に改められた。その後も特別会計の収支状況が悪化した。そのために基金額を5.5億円に維持するために37年度において一般会計から特別会計に1.5億円を受け入れた。しかし特別会計の収支状況は改善されないため38年度にも必要な実質基金額0.7億円の不足が見込まれたので、やはり38年度にも一般会計から0.7億円を特別会計に繰り入れた。39年度には沿岸漁業に対する融資保証を強化するため「中小漁業融資保証法」の一部を改正し(昭和39年4月15日法律第59号)、漁業協同組合の融資もこの特別会計による融資保証が受けられる等の制度改正が行われたため、特別会計の引き受ける保険契約額の限度を引き上げ、保険料率の引下げを行い、39年度予算を編成した。39年度以降は基金の不足が見込まれないため、一般会計の繰入れは行われなかった。その後の特別会計の歳入歳出は安定したが、特別会計の規模は大幅な拡大はみられなかった。主計局でも小規模の特別会計の廃止を機会をみては検討しており、この特別会計の存続意義は薄れていき、昭和51年6月1日法律第44号により、51年度末で特別会計は廃止された。廃止の際の債権債務は中央漁業信用基金(「中小漁業融資保証法」により49年10月設置)に承継された。特別会計廃止の際に特別会計の資産は一般会計からの基金への出資とみなされた。

〔注〕

- 1) 財政調査会編『国の予算』(昭和28年度)、472-73ページ。
- 2) 『国の予算』(昭和28年度)、474-75ページ。

第4節 信用保険特別会計

1 輸出信用保険特別会計、輸出保険特別会計

輸出信用保険特別会計は「輸出信用保険法」(昭和25年3月31日法律第67号)に基づき、輸出貿易にともなう信用保険事業を經理するため、「輸出信用保険特別会計法」(昭和25年3月31日法律第68号)により設置された。¹⁾ 特別会計法をみると、輸出信用保険に関する政府の經理を明確にするため一般会計と区分され(第1条)、通商産業大臣が管理し(第2条)、一般会計からの繰入金を資本とする(第3条)、一般会計からの繰入金、保険料等を歳入とし、保険金、事務取扱費、一時借入金および融通証券の利子、融通証券の発行および償還に関する経費等を歳出とする(第4条第1項)、この会計の損益計算上の利益または損失は翌年度に繰り越して整理する(第8条)、この会計の決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる(第9条)、支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託できる(第12条第1項)、支払上現金に不足する場合は一時借入金をしまたは融通証券を発行できる(第12条第2項)。この特別会計は昭和25年度より施行された。そのほか「輸出信用保険法の一部を改正する法律」(昭和26年11月30日法律第281号)によりプラント輸出振興のための保険が開始され、輸出業者と政府との間の直接の保険契約が行われることとなった(26年12月実施)。さらに「輸出信用保険法の一部を改正する法律」(昭和27年3月31日法律第33号)により、輸出金融に対しても保険が拡張されることとなり、政府と輸出金融を行う金融機関との間で保険契約が行われることとなった。そのほか27年度より輸出のための広告宣伝費の回収に生じた損失の救済のための保険が適用されることとなり、政府と輸出業者または輸出品製造業者との間で保険契約が行われることとなった(27年6月実施)。

特別会計の歳入歳出をみると、昭和27年度では歳入は保険料は5.42億円にすぎないが、この年度より輸出金融保険が実施されることとなり、その保険料が計上されている。運用収入は特別会計の剰余金を資金運用部に預託して得る利

子収入である。一般会計からの受入れは輸出金融保険が27年度より実施されることにかんがみ(27年5月実施)、一般会計からその保険のための資本金として受け入れるものである。前年度剰余金の受入れは、特別会計法により当該年度の剰余金は次年度の歳入に繰り入れることとしており、それが累積されているものである。次に歳出は、保険金支払が保険料収入を大きく上回り計上されているが、輸出金融保険が保険料を大幅に上回ると見込まれている。²⁾ 昭和28年7月24日法律第79号の公布で、実体法は「輸出保険法」に改称され、輸出保険の内容も保険会社への再保険を普通輸出保険、プラント輸出保険を輸出代金保険、輸出金融機関への保険を輸出金融保険、輸出広告代金回収保険を海外広告保険に改称し、そのほか新たに輸出手形保険を引き受けることとした(28年8月実施)。そしてあわせて特別会計法も改正され、「輸出保険特別会計法」となった。28年度予算より保険料に海外広告保険料(27年6月実施)と輸出手形保険料が新たに計上された。³⁾ 以後も輸出保険の取扱範囲が拡大し、29年4月には委託販売輸出保険が実施され、31年4月からは海外投資元本保険が実施され、32年5月からは海外投資利益保険が実施された。その後、45年度に海外投資元本保険と海外投資利益保険が統合され、海外投資保険となった。

〔注〕

- 1) 占領期の輸出信用保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和27年度)、500-5ページ。
- 3) 『国の予算』(昭和28年度)、436ページ。

2 中小企業信用保険特別会計

中小企業信用保険特別会計は「中小企業信用保険法」(昭和25年12月14日法律第264号)に基づき、政府の行う中小企業信用保険を經理するため、「中小企業信用保険特別会計法」(昭和25年12月14日法律第265号)により設置された。当初の構想は信用保険制度を設置し、これに独立の法人格を与え、金融公庫的性格を帯びた政府関係機関として運営しようとするものであった。しかしこうした構想が連合国総司令部のいれるところとならず、結局国が自ら中小企業信用保

險事業を運営することとなり、昭和25年度補正予算で特別会計が設置された。¹⁾ 27年度初の特別会計法は次のようなものである。中小企業信用保険に関する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する(第1条)、通商産業大臣が管理し(第2条)、一般会計からの繰入金に相当する額を基金とする(第3条)、保険料、政府が代位した貸付金債権の回収金、一般会計からの繰入金等を歳入とし、保険金、保険料の還付金、事務取扱費等を歳出とする(第4条第1項)、毎会計年度の損益計算上の利益を生じたときは積立金として積み立てる(第8条第1項)、この積立金は損失の補填に充てる以外に取り崩さない(第8条第2項)、毎会計年度に損益計算上損失を生じたときは、積立金を取り崩して整理し、なお損失が補填されないときは基金を減額して整理する(第8条第3項)、毎会計年度の決算上の剰余金を生じたときは翌年度の歳入に繰り入れる(第9条)、支払上現金に余裕があるときは基金に相当する額を限度として資金運用部に預託できる(第12条)。

次にこの特別会計の昭和27年度の歳入歳出をみると、歳入の保険料収入は中小企業信用保険の保険金額に対する保険料収入で、その保険は金融機関の設備資金・運転資金の貸出に対する保険と、信用保証協会(翌年に「信用保証協会法」昭和28年8月10日法律第196号による制度となる)の保証引受に対する保険よりなる。運用収入は基金を資金運用部に預金することで生ずる利子収入である。一般会計からの受入金はこの中小企業信用保険制度の基金に充てるために一般会計から受け入れたものである。27年度の5億円の受入れで計20億円の基金となった。次に歳出をみると、保険支払金は金融機関を相手とする保険金と信用保証協会を相手とする保険金の支払であるが、前者については、設備資金の貸付については貸付期間が1年半であり、保険金の支払開始は事故発生後6カ月を経過してからであるため、設備資金の貸付に関する保険金の支払は27年度にはない。運転資金の貸付に関する保険は貸付期間8カ月で事故発生後6カ月で保険金が支払われるため、27年6月に第1回の支払が開始される。信用保証協会を相手とする保険金の支払は、26年度の27年1～3月に付保引受があり、27年1月の付保で事故発生すると27年7月となり、信用保証協会の代位弁済がそれから2カ月後、それに対する保険金の支払はさらに6カ月後の28年3月となり、27年度にはわずかに1カ月分の保険金の支払が計上された。委託手数料は

中小企業信用保険業務委託および代位債権回収委託のための経費であり、事務委託手数料、代位債権回収委託手数料よりなる。この保険会計は発足して日が浅いため、保険金の支払が乏しく、27年度ではまだその機能を十分に発揮できなかった。28年度では昭和28年7月24日法律第80号で、中小企業の範囲が拡大され、従来の金融機関を相手とする保険を融資保険とし、指定法人を相手とする保険を保証保険とし、保険関係が成立する貸付金の限度を引き上げ、保険金額の保険価額に対する割合を、融資保険で80%に、保証保険で60%に引き上げ、保険金支払請求権行使の開始時期を保険事故発生の6カ月後から3カ月後に短縮し、保険金支払にともなう代位の規定を回収金の納付の規定に改め、従来の政府が中小企業者に対する直接の債権者となることによる煩雑な手続きを簡素化し、金融機関または指定法人が回収金を国庫に納付すればよいこととなり、また国民金融公庫は5割、日本開発銀行は10割と7割、28年8月1日より日本開発銀行の中小企業融資を引き継ぐ中小企業金融公庫は8割と3割の保証責任を代理貸しの金融機関に負わせているが、この貸付を決定する代理貸しの金融機関の危険を軽減するため金融機関を相手とする保証保険を開始した。この改正にともない特別会計法も一部改正され、債権の代位回収の規定と、保険の基金の額を限度とするとの規定が削除された。そのほか28年6、7月の西日本、南海地方の水害を被った中小企業者の再建資金の融資を円滑にするため、昭和28年8月15日法律第221号で、被害中小企業者に金融機関が貸し付けた資金の回収不能額と指定法人が保証した債務額について政府が支払う保険金負担率を引き上げ、さらに政府がこの法律により支払った保険金額が徴収した保険料および回収金の額を越えた額に相当する金額を一般会計から中小企業信用保険特別会計に繰り入れることとなっていたが、保険料と回収金で保険金額が賄われたため、一般会計からの特別会計の受入れはみられなかった。28年度には基金に相当する一般会計からの受入れはない。保険料と支払保険金も予算を大幅に下回り、この制度が期待したほど普及しなかった。だがその後も「中小企業信用保険法」の改正等で、29年度より支払保険金が増大し、31年度には保険料の2倍の支払保険金となった。この保険経理の赤字の原因は、30年度まで、信用保証協会に対する特別会計の保証保険は、信用保証協会が中小企業の債務を保証した場合に、その債務保証の保険を政府と行うか否かは信用保証協会の判断

に任される逆選択となっていたことによる。そこで昭和31年3月26日法律第30号により、特別会計の行う信用保証協会向けの保険として包括保証保険が開始され、信用保証協会が行う債務保証と同時に、その保証について政府との間に自動的に保険関係が成立することとした。しかし31年度ではまだ信用保証協会との間の包括保険よりは従来の普通保険が多く、そのため31年度でも特別会計は赤字を続けた。昭和32年3月30日法律第21号が公布され、政府は予算の範囲内で、信用保証協会の保証債務の額を増大するため必要となるべき資金およびその履行を円滑にするため必要な資金を貸し付けることができると改正され、その金利は3.5%以内とされた。そしてこの政府による貸付を中小企業信用保険特別会計から行うこととし、特別会計法が改正された。昭和32年3月30日法律第22号によると、特別会計の事業を従来の中小企業信用保険事業のほか、「信用保証協会法」による資金の貸付事業が追加され(第1条)、この会計は保険勘定と融資勘定に区分して経理され(第2条の2)、融資勘定においては一般会計からの繰入金に相当する額を融資基金とし(第3条第2項)、融資勘定においては、信用保証協会に対する貸付金の回収金および利子、一般会計からの繰入金等を歳入とし、貸付金、融資事業に関する事務取扱費等を歳出とする、そのほか従来の保険事業のための基金を保険基金と改称し、また積立金、決算剰余金、勘定の余裕金も保険事業と同様に、保険勘定、融資勘定で規定された。32年度の保険勘定は前年度の特別会計とほとんど変わらないが、保険金支払が予算を大きく上回り、保険基金の食い潰しが進んでいた。融資勘定をみると、歳入の一般会計からの10億円の受入れは、「信用保証協会法」による一般会計からの融資財源の受入れである。貸付金回収は、信用保証協会に対する融資の回収金である。しかし32年度に貸付金の回収はみられなかった。歳出の保証協会貸付については15億円が予算で計上されたが、貸付金の回収がみられなかったため、9.44億円にとどまった。この32年度予算要求の過程で、通商産業省は特別会計の廃止と、中小企業信用保険公社の設置を求めている。この要求は信用保証協会の保証機能の強化と中小企業信用保険業務の改善のため、中小企業信用保険公社を新設し、従来の特別会計の業務を新設の公社に承継させ、公社を通じて信用保証協会に資金援助を行うものとし、この公社の設置のため産業投資特別会計から出資するというものであった。さらに通産省は33年度の予算

要求で、中小企業信用保険事業団の新設を要求してきた。その内容は、特別会計の事業を承継し、新たに産業投資特別会計から出資を受け入れ、事業団を設置する、資金の運用方法としては信用保証協会への貸付、商工中金への預金、手元現金とし、信用保証協会への保証基金の供給、商工中金に対する低利資金の供給、利子収入による保険勘定赤字の補填、特別会計から事業団となることによる予算経理面の弾力的運用、以上が目的であった。²⁾ 以上の通産省の要求は31年度の決算剰余金をもって、33年度一般会計に経済基盤強化資金を設置し、その運用を棚上げとするという構想のなかで、その資金の受け皿としての事業団構想を提案したものであった。こうした要求のなかで、金融制度調査会でも信用保管制度について審議を開始し、32年12月5日の答申で、信用補完については信用保証協会の債務保証の再保険的制度が望ましい、現行特別会計制度は運営に弾力性を欠くため制度の再検討が必要であるとした。³⁾ そのため特別会計の形態を変更することとなった。しかし大蔵省では新設機関が保険事業のみならず融資事業も行うため、国の強い監督下に置く必要があると判断し、最終的に事業団形態をやめ、公庫形態を採用することとなった。先述のように特別会計設置前に政府内で、中小企業保険のための公庫設置が検討されていたが、特別会計による経理を経て、ようやく中小企業信用保険公庫の設置でそれが実現されることとなった。そして「中小企業信用保険公庫法」(昭和33年4月26日法律第93号)が公布され、新たに設置される中小企業信用保険公庫で中小企業者の債務保証等の保険を行い、あわせて信用保証協会に対し業務に必要な資金を融資することとなった。ただし公庫法の施行は33年7月1日となり、特別会計予算は33年度の第1四半期について編成された。この特別会計の権利義務は33年7月1日の中小企業信用保険公庫の設置とともに継承された。特別会計の基金は一般会計から受け入れており、特別会計の積立金とともに一般会計からの出資とし、そのほかさらに一般会計からの出資金と一般会計付属の経済基盤強化資金からの出資を受け入れて設置された。⁴⁾

〔注〕

- 1) 財政調査会編『国の予算』(昭和27年度)、548ページ。占領期の中小企業信用保険特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)」(昭和59年、東洋経済新報社)を参照。

- 2) 「中小企業信用保険事業団の取扱について」(昭和32年11月30日)(大蔵省資料Z21-79)。昭和33年度の特別会計にかわる新機構の名称としては、中小企業信用補完基金というものもあったが、その機能は信用保証協会への融資と中小企業金融への保険業務であり、事業団と変わらないものである。
- 3) 『銀行局金融年報』昭和33年版、71ページ。
- 4) 中小企業信用保険公庫の設置については、本巻「政府関係機関」編を参照。

3 機械類賦払信用保険特別会計、機械類信用保険特別会計

中小企業の設備の近代化および機械工業の振興等のため、「機械工業振興臨時措置法」(昭和31年6月15日法律第154号)が公布され、機械工業の振興に努めてきた。この法律は5年以内に失効することとなっていたが、同法の改正で(昭和36年3月31日法律第47号)、有効期間の5年間延長等が措置され、そのほか国営の信用保険制度を新たに設置し、機械類の割賦販売にともなう危険を担保し、その発展を期す措置が要求された。¹⁾ こうした通産省からの要求に対し、主計局で検討したところ、通産省側との折衝の結果、一般会計での経理はやめ特別会計で経理することとなった。

そして昭和36年6月19日に「機械類賦払信用保険臨時措置法」(昭和36年法律第156号)が公布され、機械類の割賦販売契約による取引につき信用保険を行う制度を確立することによって、中小企業の整備の近代化および機械工業の振興に資することとなった。これにより政府は機械類の製造業者または販売業者を相手方として機械類の区分ごとに包括して機械類賦払信用保険の保険契約を締結することができるようになった。この機械類賦払信用保険とは、製造業者等が締結した機械類の割賦販売契約について政府と製造業者等との間に成立し、製造業者等が割賦販売契約に基づいて機械類を引き渡したのちに、到来する決済期に支払を受けることができなかつた代金の額を補填する信用保険である。この法律は臨時措置法であるため、施行後5年を経過した日に効力を失うこととなっている。そして同法に基づき、同日に「機械類賦払信用保険特別会計法」(昭和36年法律第157号)が公布された。特別会計法によると臨時措置法による機械類賦払信用保険の経理をするため、特別会計を設置し一般会計と区分して経理することとし(第1条)、通商産業大臣が管理し(第2条)、一般会計から

の繰入金をもって資本とする(第3条)、保険料、回収金、一般会計からの繰入金等を歳入とし、保険金、事務取扱費、一時借入金の利子等を歳出とする(第4条第1項)、一般会計からの繰入金は予算の定めにより資本に充てるため繰り入れる(第4条第2項)、損益計算上生じた利益または損失は翌年度に繰り越して整理する(第8条第1項)、決算上剰余金を生じたときは翌年度の歳入に繰り入れて整理する(第9条)、支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託できる(第12条)、この法律は36年度予算から施行された(附則第1項)。

次に昭和36年度予算をみると、歳入では保険料収入を主たる財源とし、36年7月より金属工作機械、鍛圧機械、建設機械の3種について保険業務を開始した。政府が締結できる保険契約限度は、国会の議決を経ることとなっており、特別会計予算総則で定められている。運用収入は資本金のうち手元資金を除く余裕金を資金運用部に預託することによる収入である。一般会計からの受入れは資本に充てるため一般会計から受け入れるものである。歳出の保険金は賦払いの事故に対する保険金の支払である。事務取扱費は保険業務運営のための人件費および事務費である。そのほか36年7月には産業車両が対象機械に指定されている。37年度ではさらに7機種が追加された。そして対象機種が増大により引受保険金額が増加するので、その支払準備として37年度も一般会計から3億円を受け入れることとした。また37年度には前年度の決算剰余金の受入れが計上されている。その後も指定機械の種類が増大していった。一般会計からの受入れも、38年度を除き、43年度まで毎年続いた。先の臨時措置法は41年6月30日で効力を失うこととなっていたが、利用率も高く好評であり、機械工業の振興と中小企業の設備近代化を図るため、この保険を存続させる必要があると認められ、昭和41年4月1日法律第42号が公布され、臨時措置法の題名が「機械類賦払信用保険法」となり、時限立法を規定した附則第2項が削除された。あわせて特別会計法が改正され、法文中の実体法の名称が、「機械類賦払信用保険法」に改められている。さらに「機械類賦払信用保険法の一部を改正する法律」(昭和45年4月17日法律第26号)で、法律の名称が「機械類信用保険法」に改称され、購入資金借入保証契約にも適用を拡張した。この改正にともない特別会計法も改正され、題名が「機械類信用保険特別会計」に改称され、第1条の実体法の名称が「機械類信用保険法」となった。そして45年度よりそれまで

の割賦保険に加えローン保険も追加された。しかし機械類信用保険特別会計となっても、その予算規模は小さいものであった。

〔注〕

- 1) 財政調査会編『国の予算』(昭和36年度)、709ページ。

第5節 その他の保険特別会計

1 簡易保険及郵便年金特別会計

簡易生命保険事業は「簡易生命保険法」(大正5年7月10日法律第42号)で開始され、昭和24年法律第68号で全文改正された。郵便年金事業は「郵便年金法」(大正15年3月30日法律第39号)で開始され、昭和24年法律第69号により、全文改正された。昭和19年2月15日の「簡易生命保険及郵便年金特別会計法」(昭和19年法律第12号)により、簡易保険事業と郵便年金事業は簡易生命及郵便年金特別会計で経理されることとなった。さて27年度時点の特別会計法をみると、簡易生命保険事業および郵便年金事業を経営するため特別会計を設置しその歳入をもって歳出に充てる(第1条)、この特別会計を保険勘定および年金勘定に区分する(第2条)、保険勘定においては簡易生命保険事業経営上の保険料、積立金より生ずる収入等を歳入とし、その事業経営上の保険金、還付金、保険施設委託費、その他の諸費ならびに業務取扱いに関する諸費に充てるための郵政事業特別会計への繰入金を歳出とする(第3条)、年金勘定においても同様の歳入歳出が規定され(第4条)、保険勘定または年金勘定において決算上生ずる過剰は当該勘定の積立金とする(第7条第1項)、保険勘定または年金勘定の歳計に不足あるときは当該勘定の積立金より補足する(第7条第2項)、各勘定の支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託する(第8条)。

さて昭和27年度の特別会計の歳入歳出をみると、保険勘定では歳入の主たるものは保険料収入であるが、そのほか積立金の運用にともなう運用収入、一般会計から受け入れる戦争保険損失補填金等がある。このうちの一般会計からの受入れは、「簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支払による損失の補てんに関する法律」(昭和23年7月6日法律第100号)により戦争保険の支払によって生ずる簡易生命保険の損失を補填するためのものである。歳出は支払保険金のほか、保険契約の執行解約にともなう還付金、過誤納保険料返還等のための諸払戻しおよび補填金、郵政事業特別会計に繰り入れる業務

取扱費等よりなる。次に年金勘定をみると、歳入は郵便年金掛金、積立金の運用収入等よりなり、歳出は郵便年金の支払、返還金、業務取扱費としての郵政事業特別会計への繰入れと、予備費がある。¹⁾ 簡易保険と郵便年金勘定の積立金は、大蔵省預金部の改組後、26年4月より資金運用部に預託されてきたが、大蔵省との折衝の結果、昭和27年6月25日法律第210号で、積立金の管理は郵政大臣が行うこととなった。34年度には郵便年金のうち「大蔵省預金部等損失特別処理法」(昭和21年法律第56号)により切り捨てられた資産の処理が行われた。郵便年金に関しては33年度で年金勘定所属の旧運用資産に係る増加額が1.5億円に達し、これに対し政府補償金6900万円、第2封鎖切捨額3900万円、この利子相当分1900万円を合計した1.27億円を上回る規模となったため、郵便貯金と異なり政府補償金を返還しても、なお旧受取人に交付することが可能となった。しかしその処分方法が確定しなかったためそのままとなった。他方、郵便貯金に関し、第2封鎖貯金の処分が優先分配の措置が講じられることとなったため、郵便年金の第2封鎖の処理が急がれることとなり、「郵便年金の指定時運用資産に係る剰余金の処分に関する政令」(昭和34年3月24日政令第79号)が公布され、34年度予算の年金勘定の歳出に一般会計への繰入れ6900万円、旧年金受取人に対する交付金5800万円を計上した。²⁾ この一般会計への繰入れは35年度まで、旧年金受取人に対する交付金は37年度まで計上された。35年度の保険勘定の歳出に一般会計への繰入れが計上されているが、これは昭和22年12月12日法律第218号により保険勘定が2億4859.5万円、年金勘定が727.2万円の一般会計繰入金を受けており、また昭和23年3月20日法律第13号により、保険勘定が1億6781.5万円、年金勘定が483.4万円、それぞれ繰入れを受けており、この両勘定に対し一般会計から繰り入れた繰入金相当額を、後日繰り入れることとなっており、それを一般会計に一括して繰り入れたものである。「簡易保険郵便年金福祉事業団法」(昭和37年3月31日法律第64号)の公布により、特別会計法が一部改正され、第3条のうち保険施設委託費を簡易保険郵便年金福祉事業団への出資金および交付金に改め、第4条でも同様の改正が行われた。そのほか第16条として、簡易保険郵便年金福祉事業団(「簡易保険郵便年金福祉事業団法」昭和37年3月31日法律第64号により37年4月設立)に対する、保険勘定または年金勘定に属する土地等を出資するときはその出資に係る権利を当該勘定の所

属とする、また第17条として、同事業団に対する郵政事業特別会計に属する資産の出資については、政令の定めるところにより保険勘定または年金勘定からの出資とみなし、その出資に係る権利は当該勘定の所属とすることとなった。こうして簡易保険及郵便年金特別会計は出資することが可能となり、簡易保険郵便年金福祉事業団に対し37年度に出資もしくは交付金が行われることとなった。

〔注〕

- 1) 財政調査会編『国の予算』（昭和27年度）、557-59ページ。
- 2) 『国の予算』（昭和34年度）、747ページ。郵便貯金特別会計の旧貯金者に対する交付金については、郵便貯金特別会計の項を参照。

2 木船再保険特別会計

木船に対して民間損害保険会社は引受けを好まないため、保険をかけることが困難であり、そのため木船船主は無保険で事故発生危険にさらされていた。こうした状態に対処するため昭和25年5月11日に「船主相互保険組合法」（昭和25年法律第177号）を公布した。この法律で木船船主は自主的に地域的あるいは職域的に相互保険組合の設立を認められ、全日本木船相互保険組合と日本木船相互組合が設置された。¹⁾しかし戦時中と同様に木船に対する政府の再保険の要求があり、「木船再保険法」（昭和28年7月17日法律第65号）が公布された。こうして木船相互保険組合とその組合員との間に保険関係が成立した場合には、同時に強制的に当該組合との間に再保険関係が成立するものとするがされた。再保険金額は保険金額の70%とする比例型の再保険となった。ただしかつての木船保険と異なり、「木船再保険法」による木船船主と木船相互組合との保険は任意保険である。あわせて「木船再保険特別会計法」（昭和28年7月24日法律第77号）が公布された。同法によれば「木船保険法」による木船再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し一般会計と区分して経理する（第1条）、この会計は運輸大臣が管理する（第2条）、この会計は再保険料、納付金、一般会計からの繰入金、借入金等を歳入とし、再保険金、再保険料の払戻金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、事務取扱費等を

歳出とする（第3条）、損益計算上の損失は積立金に繰り入れて整理する（第7条第1項）、損益計算上の損失を生じたときは積立金を減額して整理し、積立金が不足するときはその損失の超過額を損失の繰越しとして整理する（第7条第2項）、決算剰余金を生じたときは翌年度の歳入に繰り入れ（第8条）、支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託する（第11条）、再保険金および再保険料の払戻金を支弁するため必要があるときはこの会計の負担において借入金を行うことができる（第12条第1項）、この会計の支払上現金に不足するときは一時借入金を行うことができる（第13条第1項）。そしてこの特別会計は、28年8月1日より施行された。

さて特別会計の歳入歳出をみると、昭和28年度では歳入の再保険料収入は木船保険組合の引受保険の70%を特別会計が引き受ける際に再保険料として計上するものである。一般会計からの繰入金は、再保険事務取扱いのための人件費および事務費に充てるための財源として一般会計から受け入れるものである。そのため再保険料率は元受保険料率から元受保険組合の事務費を差し引いたものとする。再保険によりその事務費の分だけ木船船主の負担が増大するのを一般会計が引き受けることとなった。歳出の再保険金は木船再保険支払と保険料の払戻しのために必要な経費である。業務費および払戻金は特別会計の事務費等である。なお木船元受保険は保険期間が年度途中で保険契約をしたものに対しても、年度末までの残存期間しか保険できない仕組みとなっており、年度末において未経過保険料が発生しないため、再保険料収入の全額に見合う再保険金支払を計上している。特別会計の収支で、利益が発生したときは積立金とすることとなっているが、38年1月5日の特別会計法の一部改正（昭和38年法律第11号）により、特別会計の利益は木船再保険組合に利益還付できることとなり、歳出項目として追加された。この特別会計法の改正により39年度より特別会計の利益を木船相互組合に還付するようになった。しかし特別会計の歳入歳出規模はきわめて小さく、特別会計の対象となる木船は35年をピークに急速に減少し、特別会計歳入歳出規模の以後の拡大は望みがたかかった。毎年度予算折衝で廃止が検討され、47年に主計局と運輸省との間で木船再保険特別会計を廃止の方向で検討することとし、49年度末で廃止されることとなった。そして「船主相互保険組合法の一部を改正する等の法律」（昭和49年3月30日法律第10号）が公

布され、49年度末をもって特別会計は廃止された。廃止の際の特別会計の資産負債は一般会計が承継した。

〔注〕

- 1) 財政調査会編『国の予算』（昭和28年度）、480-82ページ。

3 自動車損害賠償責任再保険特別会計

自動車の登録台数の増加に対して交通事故の増大が著しいが、交通事故、特に人身事故に対する民間損害保険会社の任意保険だけでは、交通事故による死傷者に対し、十分な保険とはなりえていなかった。そこで運輸省では、外国の例に倣い、自動車賠償責任保障制度の研究をすすめていたが、昭和27年末にこの制度に関する懇談会を開催し、意見を徴したうえで、28年夏に運輸省で「自動車賠償責任保障制度要綱(案)」を作成した。¹⁾ それによれば、①損害賠償責任に関し、自動車保有者の責任を明確にする、②賠償責任保険を強制保険とし、すべての自動車保有者に義務づける、③保険者は自動車の車種ごとに設立する自動車の保有者を組合員とする自動車保険組合とする、④再保険者として組合連合会を設立し、連合会の基金は政府が半額出資する、⑤保険者は損失を生じたときは政府がこれを保障する、などであった。この要綱案に対して大蔵省は、損害賠償責任を明確にし被害者の救済を図るのは望ましく強制保険制度も妥当とみていたが、既存の損害保険会社を除外して自動車所有者の保険組合を設置することと、政府の出資および保障については保険行政と財政の面から強く反対した。そのため運輸省が賠償責任保険の保険者として自動車所有者およびその構成団体並びに損害保険会社を基金拠出者として設置する日本自動車保険相互会社とするなどの修正を加え、第19国会で法案提出をするつもりであったが、この修正案に対しても、大蔵省側は既存損害保険会社が保険者として合理的に実施しうるのであるから、あえて日本自動車保険相互会社を賠償責任保険の保険者とする必要はない、などの意見を表明し、第19国会への提案は行われなかった。²⁾

その後の運輸省と大蔵省との折衝を経て、日本自動車保険相互会社の設置を

撤回し、特別会計で再保険することとし、こうした方針で法案がまとめられ、「自動車損害賠償保障法」（昭和30年7月29日法律第97号）と、「自動車損害賠償責任再保険特別会計法」（昭和30年8月5日法律第134号）が公布された。後者によると「自動車損害賠償保障法」による自動車損害賠償責任再保険事業および自動車損害賠償保障事業に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する（第1条）、運輸大臣が管理し（第2条）、この会計を保険勘定、保障勘定および業務勘定に区分し（第3条）、保険勘定においては再保険料、納付金、借入金等を歳入とし、再保険金、再保険料の払戻金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子、保障勘定への繰入金等を歳出とする（第4条第1項）、この保障勘定への繰入金は保障勘定の保障金の支払財源に充てるため、再保険料のうち政令で定める金額を繰り入れる（第4条第2項）、保障勘定においては自動車損害賠償保障事業賦課金、他会計からの繰入金、保険勘定からの繰入金、その他の収入金、過怠金、借入金等を歳入とし、保障金、自動車損害賠償保障事業の業務の取扱いに関する諸費に充てるための業務勘定への繰入金、借入金の償還金および利子、一時借入金の利子等を歳出とする（第5条）、業務勘定においては一般会計からの繰入金、保障勘定からの繰入金等を歳入とし、業務の取扱処理を歳出とする（第6条）、保険勘定または保障勘定においては損益計算上の利益を生じたときは、当該勘定の積立金に組み入れて整理し（第10条第1項）、損失を生じたときは当該勘定の積立金を減額して整理する、ただし損失の額が当該勘定の積立金の額を越えるときは、その越える額を損失の繰越しとして整理する（第10条第2項）、各勘定の決算上の剰余金は当該勘定の翌年度の歳入に繰り入れる（第11条）、各勘定の支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託できる（第14条）、保険勘定または保障勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、借入金を行うことができる（第15条）、保険勘定または保障勘定において、支払上現金に不足があるときは当該勘定の負担で一時借入金を行うことができる（第16条）。

次に昭和30年度の歳入歳出をみると、保険勘定の再保険料は自動車損害賠償責任再保険料収入である。歳出の再保険金は自動車損害賠償責任再保険の支払である。保障勘定への繰入れは「自動車損害賠償保障法」による保険勘定への繰入金で、再保険料のなかに含まれている保障賦課金を保障勘定に繰り入れる

経費である。保障勘定の賦課金収入は、保険会社から直接保障勘定に払い込まれる保険料の40%および、自家保険を認められた業者から保険会社を経由して払い込まれる分である。一般会計よりの受入れは保障事業に対する国の負担分である。歳出の業務勘定への繰入れは、事務費を業務勘定へ繰り入れて、保険会社に対する業務委託費として支出するものである。業務勘定の歳入は一般会計からの事務取扱費の繰入れを主なものとしている。しかし30年度は31年2月1日になって、自動車損害賠償責任再保険制度が全面施行されたため、30年度においてはほとんど特別会計の歳入歳出とはならなかった。³⁾ なお保障法により大蔵省に自動車損害賠償責任保険審議会が設けられることとなっており、30年10月7日に第1回審議会を開催した。その後は強制保険への加入率の上昇と、登録自動車台数の増大が続き、さらに保険金額が逐次引き上げられ、保険料率も引き上げられ、そのため特別会計の保険勘定の再保険料と再保険金は急速に増大を続けた。しかし保険勘定は損益計算上の損失を続け、38年度までは前年度の損益計算上の損失が繰り越されて処理されていた。損益計算上の積立金は40年度より積み立てられているが、それも44年度の損失の増大で、全額取り崩された。このように保険勘定の予算規模は拡大したが、必ずしも利益が見込まれるものではなかった。当初、強制保険に代わるものとして認められていた、自家保障制度は45年10月1日に廃止された。また42年度以降、保障勘定の運用利益の範囲で、事故相談事業等、自動車事故対策に対し補助金を交付することとした。46年度より自動車損害賠償保障制度の適正化を図るため、無保険車の取締りの強化および無保険車等の事故に係る保障事業の業務量の増加を処理するための経費を保障勘定から業務勘定へ繰り入れることとした。そのほか48年度では政府出資法人自動車事故対策センターが48年12月10日に「自動車事故対策センター法」(昭和48年7月24日法律第65号)により設置され、自動車事故被害者に対する資金の貸付業務等を行うこととなったが、このセンターに対する出資金として2.4億円、その他の補助金等を含み4.5億円が保険勘定に計上された。

〔注〕

- 1) 『銀行局金融年報』昭和29年版、436ページ。
- 2) 『銀行局金融年報』昭和29年版、436-37ページ。
- 3) 財政調査会編『国の予算』(昭和30年度)、526-28ページ。

4 地震再保険特別会計

日本は有数の地震被災国であるが、昭和19年2月15日の「戦時特殊損害保険法」(昭和19年法律第18号)による地震保険以外には、普遍的な地震保険は行われていなかった。こうしたなかで、銀行局では37年から地震保険制度の研究に着手していたようである。¹⁾ 39年6月15日に新潟地震が起きたが、この被害に対し、39年6月19日の衆議院大蔵委員会で新潟地震を例として地震保険の必要性が議論された。その結果、速やかな地震保険制度の確立を根本的に検討すべし、とする付帯決議がなされた。²⁾ これを受けて39年7月13日の保険審議会において地震保険制度確立のための具体的方策の諮問がなされ、それを具体的に検討するため保険審議会において8回の地震保険小委員会を開催して、その結果を答申案とした。そして40年4月23日に保険審議会から「地震保険制度に関する答申」がまとめられ、提出された。それによれば、保険の対象物件は住宅および家財とする、保険事故としては地震のみならず津波および噴火を含める、火災以外の事故については損害査定に困難があるが社会一般の要請を考慮し、損壊、埋没および流失の危険を含める、填補すべき損害としては、全損のみ担保し分損は担保しない、引受方法としては住宅総合保険または店舗総合保険に自動付帯する契約とし、普通火災保険にも任意保険の道を開く、政府は民間保険会社では担保できない巨大地震損害を担保するため、超過損害再保険方式により再保険を引き受ける、保険金の支払限度を設けるが異常巨大な災害の場合には支払保険金総額に限度を設けるなどであった。³⁾ 以上の答申を受けた大蔵省では、第51国会に「地震保険に関する法律案」と「地震再保険特別会計法案」を提出した。国会での審議で最も議論となったのは、地震保険契約の填補の範囲が全損のみに限られ、半損、半壊等の分損については填補されないという点であった。理由は損害査定の困難性と小損害不担保等のためであるが、分損まで担保すると保険料率が上昇し、自動付帯の建前の保険に不向きとなるなどが考慮されたものであった。41年度予算も全損のみ填補するとして編成されていた。こうした制度の不備が認められたため、41年4月26日の衆議院大蔵委員会で法案議決の際に、自由民主党・日本社会党・民主社会党3党共同提案の

「地震保険に関する法律案に対する付帯決議」が付された。⁴⁾ その内容は、地震保険の填補範囲に分損を加える、保険料率を一層低率とする、火災共済協同組合が地震保険業務を行えるようにする、地震保険について施行後の推移を考慮し運用の改善を図るなどであった。

昭和41年5月18日に「地震保険に関する法律」(昭和41年法律第73号)が公布され、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することとなった。あわせて同日に「地震再保険特別会計法」(昭和41年法律第74号)が公布された。この特別会計法によると、政府の地震再保険事業の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する(第1条)、大蔵大臣が管理し(第2条)、再保険料、一般会計からの繰入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金、一時借入金の借換えによる収入金等を歳入とし、再保険金、借入金の償還金および利子、借り換えた一時借入金の償還金および利子、一般会計への繰入金、事務取扱費等を歳出とする(第3条)、この会計の事務取扱費の財源に充てるため一般会計から繰り入れる(第4条第1項)、再保険金、借入金の償還金および利子等の財源に充てるため必要があるときは一般会計から繰り入れることができる(第4条第2項)、第2項による一般会計からの繰入れについては、後日その金額に達するまで一般会計に繰り入れなければならない(第4条第3項)、毎年度の利益が当該年度の損失および繰越損失を越えるときは、その額に相当する金額を責任準備金として積み立てなければならない(第8条第1項)、毎年度の利益が当該年度の損失の額に不足するときは責任準備金をもって補足する(第8条第2項)、責任準備金をもって損失を補足することができないときは損失の繰越しとして整理する(第8条第3項)、毎年度の歳入歳出の決算剰余金を生じたときは翌年度繰越しを控除し積立金として積み立てる(第9条第1項)、この積立金は歳出の財源に充てるため必要があるときは特別会計の歳入に繰り入れる(第9条第2項)、この積立金は資金運用部に預託して運用することができる(第9条第3項)、支払上現金に余裕があるときは資金運用部に預託することができる(第12条)、再保険金を支弁するためこの会計の負担で借入金を行うことができる(第13条第1項)、この特別会計は41年度予算から適用する(附則第1項)。

さて昭和41年度の特別会計の歳入歳出をみると、歳入の再保険料は「地震保

険に関する法律」に基づく再保険料収入である。一般会計からの受入れは人件費および事務費等の財源の受入れである。次に歳出の再保険費は地震による異常災害の保険金の支払に必要な経費である。⁵⁾ これは地震再保険会社に対する超過再保険契約により支払われるものである。特別会計予算総則によれば国は1回の地震等により支払う再保険金の総額を2700億円まで負担することができるものとされた。損害保険会社相互の再保険会社として、41年5月30日に日本地震再保険会社が資本金10億円で設立された。元受保険会社は地震保険契約によって負う保険責任をすべて地震再保険会社に再保険し、地震再保険会社はこれによって引き受けた再保険責任のうち、政府に再保険する部分を除き、事業年度で150億円を限度とする責任額を、各元受保険会社に再々保険することとなった。しかし地震再保険特別会計の歳入歳出規模は、けっして大きなものではなかった。その後も保険契約が増大し、47年5月より長期総合保険と建物更新保険にも自動的に地震保険が付帯されることとなった。支払準備金の増大と物価水準の上昇から、48年度では一度の地震等により支払うべき保険金総額を4000億円とし、政府再保険は1回の地震で支払う再保険金額は200億円以上1000億円以下については50%、1000億円以上の部分については全額となっている。

〔注〕

- 1) 地震保険についての高橋俊英銀行局長の答弁(『第46回国会衆議院大蔵委員会議録』第55号(昭和39年6月19日)、3-4ページ)。保険会社がすべてを保険するのは困難なため、国が再保険契約して半分くらい負担する必要があると、銀行局は考えていた。
- 2) 自由民主党・日本社会党・民主社会党3党共同提案「保険業法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」(『第55回国会衆議院大蔵委員会議録』第55号(昭和39年6月19日)、10ページ)。
- 3) 『銀行局金融年報』昭和40年版、339-44ページ。
- 4) 『第55回国会衆議院大蔵委員会議録』第36号(昭和41年4月26日)、5ページ。
- 5) 地震再保険特別会計は前年度繰入金を予備費に計上していないため、前年度剰余金をそのまま当該年度への繰入金として計上している同規模の特別会計より、歳入歳出規模が小さく現れるものとなる。積立金を除いた支払準備金を特別会計の歳入歳出に計上すれば、政府の再保険の支払を必要とする地震が頻発するわけではないため、支払準備金は累増しており、そのため予算規模は支払準備金の累増するにつれてかなり大きくなる。